

決 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

〔平成23年 9月12日開催〕

〔平成23年 9月13日開催〕

〔平成23年 9月14日開催〕

〔平成23年 9月15日開催〕

南 あ わ じ 市 議 会

決 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

日 時 平成 2 3 年 9 月 1 2 日
 午前 9 時 0 0 分 開会
 午後 4 時 0 5 分 閉会
 場 所 南 あ わ じ 市 議 会 議 場

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（1 8 名）

委 員 長	熊 田 司
副 委 員 長	出 田 裕 重
委 員	廣 内 孝 次
委 員	谷 口 博 文
委 員	久 米 啓 右
委 員	原 口 育 大
委 員	柏 木 剛
議 長	川 上 命
委 員	楠 和 廣
委 員	印 部 久 信
委 員	小 島 一
委 員	砂 田 杲 洋
委 員	蓮 池 洋 美
委 員	北 村 利 夫
委 員	蛭 子 智 彦
委 員	登 里 伸 一
委 員	長 船 吉 博
委 員	森 上 祐 治
議 長	阿 部 計 一

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長 高 川 欣 士

次	長	阿	閉	裕	美
課	長	垣		光	弘
書	記	川	添	卓	也

説明のために出席した者の職氏名

市	長	中	田	勝	久
副市	長	川	野	四	朗
教 育	長	岡	田	昌	史
代 表 監 査 委 員		小	林	健	司
市 長 公 室 長		中	田	眞 一	郎
総 務 部 長		瀧	本	幸	男
財 務 部 長		土 井	本		環
市 民 生 活 部 長		入	谷	修	司
健 康 福 祉 部 長		郷		直	也
産 業 振 興 部 長		水	田	泰	善
農 業 振 興 部 長		奥	野	満	也
都 市 整 備 部 長		山	田		充
下 水 道 部 長		道	上	光	明
教 育 部 長		岸	上	敏	之
市 長 公 室 次 長		橋	本	浩	嗣
総 務 部 次 長 兼 選挙管理委員会書記長		林		光	一
緑総合窓口センター所長		長	尾	重	信
西淡総合窓口センター所長		前	田	和	義
三原総合窓口センター所長		久	田	三 枝 子	
南淡総合窓口センター所長		山	下	達	也
財 務 部 次 長		細	川	貴	弘
市 民 生 活 部 次 長		原	口	幸	夫
健 康 福 祉 部 次 長		藤	本	政	春
産 業 振 興 部 次 長		興	津	良	祐
農 業 振 興 部 次 長		神	田	拓	治
都 市 整 備 部 次 長		山	崎	昌	広
下 水 道 部 次 長		松	下		修
教 育 部 次 長		太	田	孝	次
会 計 管 理 者		馬	部	総 一	郎

次長兼監査委員事務局長	高	見	雅	文
次長兼農業委員会事務局長	竹	内	秀	次
市長公室課長	田	村	愛	子
総務部総務課長	佃		信	夫
総務部防災課長	松	下	良	卓
総務部情報課長	富	永	文	博
ケーブルネット淡路所長	土	肥	一	二
財務部財政課長	神	代	充	広
財務部管財課長	堤		省	司
市民生活部市民課長	塔	下	佳	里
市民生活部税務課長	藤	岡	崇	文
市民生活部収税課長	垣	本	義	博
市民生活部生活環境課長	高	木	勝	啓
清掃センター所長兼衛生センター所長	細	川	協	大
健康福祉部福祉課長	鍵	山	淳	子
健康福祉部長寿福祉課長	小	坂	利	夫
健康福祉部保険課長	川	本	眞	須美
健康福祉部健康課長	小	西	正	文
健康福祉部少子対策課長	福	原	敬	二
産業振興部商工観光課長	阿	部	員	久
産業振興部企業誘致課長	北	川	真	由美
産業振興部水産振興課長	早	川	益	弘
国民宿舍支配人	北	川	満	夫
農業振興部農林振興課長	松	本	安	民
農業振興部農地整備課長	大	瀬		久
農業振興部地籍調査課長	和	田	昌	治
農業振興部農業共済課長	宮	崎	須	次
都市整備部管理課長	和	田	幸	三
都市整備部建設課長	赤	松	啓	二
都市整備部都市計画課長	森	本	秀	利
下水道部企業経営課長	江	本	晴	己
下水道部下水道課長	小	谷	雅	信
下水道部下水道加入促進課長	喜	田	展	弘
教育部教育総務課長	片	山	勝	義
教育部学校教育課長	安	田	保	富

教育部人権教育課長
教育部生涯学習
文化振興課長
青少年育成センター所長

大 谷 武 司
山 見 嘉 啓
高 辻 隆 雄

Ⅱ. 会議に付した事件

付託案件

1. 認定第1号 平成22年度南あわじ市一般会計決算の認定について……………	14
（1）歳入について……………	14
（2）歳出について……………	50
① 議会費、総務費……………	50
② 民生費……………	75

Ⅲ. 会議録

決算審査特別委員会

平成 23 年 9 月 12 日（月）

（開会 午前 9 時 00 分）

（閉会 午後 4 時 05 分）

○熊田 司委員長 それでは、定刻が参りましたので、一言開催に当たりあいさつを申し上げます。

 昨日の 9 月 11 日で 3 月 11 日の東日本大震災の発生より 6 カ月が過ぎました。改めて亡くなられた皆様に心より哀悼の意を表します。

 また、数々の困難のある中、復興に向けて力強く前進を開始された被災地の皆様の勇気に対し、心より敬意を表します。

 さて、本日より 4 日間、決算審査特別委員会を開催いたします。今回の委員会も例年と同じように、実り多きものになりますよう、委員各位または執行部の皆様に御協力をお願い申し上げ、あいさつとさせていただきます。

 それでは、着席させていただきます。

 それでは、ここで中田市長よりあいさつがございます。

○市長（中田勝久） 皆さん、おはようございます。

 今も熊田委員長さんからお話ありましたとおり、ちょうど、きのう、東日本大震災、またアメリカの多発テロの根本となりましたニューヨークでの 10 年目ということで、何かしら身の引き締まる思いがいたしました。

 きょうは決算審査特別委員会、熊田委員長を初め委員の皆さん方、本当に御苦労さんでございます。また、あと、いろいろ中身については、できるだけわかりやく説明なりしてまいりたいと思っておりますが、おかげさまで、22 年度、全体的な黒字から言えば 13 億円余りの黒字を出すことができました。しかし、その中身につきましては、やはり景気の低迷、また少子・高齢化、そういうような非常にマイナス面、今後も予想される、そういうところが今の日本経済、また世界の経済社会情勢から見て予測をされます。22 年度はそのようなことで黒字の要素が、市民の皆さん方の御理解なり、議員の先生方の御理解で、そういう達成ができましたが、大変そういう不安要素もあります。この 4 日間は決算ということでございますので、またその結果についても適切な効果なりも検証していただければなと思う次第でございます。

 どうぞよろしく御審議のほどお願い申し上げまして、決算の初日に当たっての私からの一言ごあいさつにかえたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○熊田 司委員長 それでは、ただいまから決算審査特別委員会を開催します。

 第 39 回定例会において付託されました平成 22 年度各決算について、審査を行います。

審査に入る前に、本特別委員会の運営について確認をいたします。

審査は次第の順序により行いますが、特別会計については関係部ごとに区切り審査を行います。発言については、委員は自席で着席のまま行うこととします。なお、説明員については、挙手をして「委員長」と発言し、起立をして答弁するようお願いいたします。

質疑を行うに当たっては、最初に決算書の該当するページを発言した後、質疑に入るものとします。なお、答弁は丁寧かつ簡潔に要領よくお願いいたします。

また、歳出の審査時に歳入の質疑を許可する場合があります。資料提出要求は委員会で決定後、委員長より行うこととします。

傍聴は認めますが、傍聴される方は傍聴規則に準じて傍聴されるようお願いいたします。お諮りします。

以上の確認事項について御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○熊田 司委員長 異議がありませんので、ただいま申し上げました要領で審査を行います。

次に、提案理由の説明についてお諮りします。

各決算については、本会議において説明を受けておりますので、本特別委員会は質疑から行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○熊田 司委員長 異議がございませんので、提案理由の説明は省略します。

なお、ここで印部委員から、少しおくれるとの連絡が入っておりますので、御紹介させていただきます。

なお、本日は小林健司代表監査委員に説明員として出席を要請しておりますので、平成22年度南あわじ市における一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書についての質疑を最初に行いたいと思います。

質疑ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 おはようございます。

ページ数といたしますか、いろいろと詳しく決算をいただきまして、ありがとうございます。監査いただきまして、ありがとうございます。

その中で、滞納に関する指摘というのがされております。これは質問の通告ということ

でさせていただきました。滞納については、やはり公平性を保つために、その収納対策をとると、これは必要であるということであったかと思います。悪質な滞納という場合と、それから企業倒産あるいは経営不振などに基づく滞納ということを比べました場合、支払い能力がある場合とない場合とある。特に業績不振、倒産ということになった場合の収納対策というのはどのようなものが適切というふうに考えられますでしょうか。その点、もし御説明いただけたらと思います。

○熊田 司委員長 小林代表監査委員。

○代表監査委員（小林健司） 代表監査委員の小林健司でございます。よろしくお願いします。

今、どのような収納対策が必要かというふうな御質問であったかと思うんですけども、決算審査というものは、数字、その他が適正あるいはその行為が適正に行われているかというものを主に審査するわけでございまして、質問の何かからいいますと、定期監査ではこういった質問がいいのかなという気は多少あるんですけども、せっかくの御質問でございますので、お答えをいたします。

監査委員とすれば、滞納に至った理由、悪質なのか、倒産でやむないことなのか、そういうことは実はあんまり考えないんですね。何を考えるか。これは端的に言いますと、ただ1つ、法令に準拠して粛々と滞納処分がなされているか。この基本法は、国税通則法、さらに国税徴収法であります。地方税法は右へ倣えですので、地方税法の一部に滞納処分に関する規定があるかと思います。

滞納処分といいますのは、税の滞納があってから、まず督促状を出す。次に、財産調査をする。さらに差し押さえ、あるいは交付要求並びに参加差し押さえ、そして、換価手続、さらにそれが配当という非常に時間もかかるし、複雑なものであります。こういったものは、滞納がどんな理由によってなされたかということもあるでしょうけども、やっぱりそういうもの、さらに市の滞納に関する条例があります。あるいは減免規則があったり、いろいろあるんですけども、また、こういったことに関する国の考え方、県の考え方、そういうものがいろいろと出ております。そういうものに従って粛々とやっていますかということ監査します。

ちょうど昨年の定期監査におきまして、昨年10月でしたけども、滞納処分、こういうものがどんなふうに行っているんだということを昨年の10月に監査をさせていただきました。ちょうど昨年でしたか一昨年、ちょっとごめんなさい、忘れたんですけども、不納欠損というものが非常にばんと大きく出た年がありました。なぜ、ことしこれだけ出たんですかということも含めて、いろいろとそこに集中して定期監査をさせていただきました。そのときの私の質問並びにその質問に対する市側のお答えというものがちょっと記録に残

っておりますので、それをちょっと発表させていただいて、お答えにかえたいと思います。

まず、滞納処分について、瑕疵はないですか。これは、つまり法に従って、先ほどいろんな法を申し上げました。基本は国税徴収法でございます。これに従って粛々とされていきますかということを質問させていただきました。いろんなお答えがあったんですけども、数年前といいますか、もっと言えば、合併前といいますか、そういうところに比べて非常にシステム化してきてるなということをまず感じました。

それから、税の納期限後、まず、督促状の送付、ここから始まるんですけども、これが何日ぐらいでされていますか。国税徴収法は10日と書いています。10日無理です。地方税法は20日ですけども、20日を超えても別に効力があります。国税徴収法の10日というのは、あくまでも訓示規定だというふうに、今、国も県も考えておるんですね。南あわじ市の場合、何日ですか、40日までにまず督促状は100%出します。50日を超えることはありませんか。1件もありませんという回答ですね。まず、出発のほうは、ちゃんとできております。

それから、税の滞納があつてから滞納処分あるいは不納欠損、そういうものに至るまでの記録は全部残っていますか。コンピュータの滞納システムというものを何年か前に導入しております、その記録はすべて残っております。昨年の10月の定期監査ですので、年度がちょっと1年下がおるんですけども、21年度の差し押さえ件数は何件ありますか。83件ですね。このうち10件が参加差し押さえです。参加差し押さえというのは、例えば、国とか県が先に差し押さえしているんですね。それにつれて、そこに参加することですけれども。83件のうち、参加差し押さえは10件。残りの73件のうち、不動産は何件ですか。10件ですと。ほとんどは回収できにくい状況のとこなんですね。だから、差し押さえの物件としては、やっぱり預金が圧倒的に多いんです。ただし金額は少ない。不動産は10件でした。それから、配当にまで至ったのは、配当というのは、要は現金化して収納すると。そこまで至ったのは何件ありますか。30件です。これも30件あるんですが、先ほど申しましたように、金額まことに少ないんですね。わずかな預金を差し押さえと。金額的には換価金額が209万円であつた。その他に500万円ほどは差し押さえ後の納付があつたと。

21年、非常に不納欠損が多かった。この理由はといいますと、合併以前にそういった滞納処分が粛々とされてこなかったんであろうということがわかる。その辺がまとまって整理されたのが21年度であつた。そういうふうなことでありました。

滞納者について、市はどのように行動したかという全記録が残っていますか。個票というのがありまして、小林なら小林が滞納した。こういういきさつで、ああなつた、こうなつた。何月何日、こうしたという個票というのがあるんですけども、それがすべて作成されておりますというふうなこと。今年度も、昨年度に引き続きといいますか、昨年度は市の合併当初よりは、そういった滞納処分件数が非常に多いんです。今年度もそういうのが

多いということは、肅々と法令に従って滞納処分がされてきたというふうなことを中村監査委員ともに、私なり２人は認めたという記録が残っております。

これでお答えになるかどうかわからないんですけども、そういう収納対策、どうなのかが適切だと。法令に基づいて肅々とやってくださいね、これしか言いようがないのかなというふうに思います。

以上です。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 大変詳しい御説明をいただきました。今ほどの説明の中で、参加差し押さえと単独の差し押さえがある。それから、差し押さえには、一番よいのは預金であるけれども、不動産の場合もあるということでございました。私の住んでいるところは旧西淡地域で、瓦業界が大変業績不振というのがありまして、倒産があって、これも配当まで至らない、管財が手を挙げてしまって前へ進まないというような、こういうような事例も発生しておると。

そんな中で、例えば、こうした企業の場合、詳しくちょっと教えてほしいんですが、倒産になって、しかし、その物件が管財の処分にまだ至らない状態であれば、固定資産税あるいは法人事業税、法人事業税もなくなるのかわからないんですけども、固定資産税については、引き続き滞納事案として継続されていくのではないかと。そうした場合、滞納するなどの拡大をしていくということが１点と、仮にそういう業績悪化の場合の企業に対して不動産の差し押さえした場合、その不動産に対する管理責任というものがどこに発生をしていくのか。仮に市に発生をするとした場合、安易に差し押さえをするという選択をした場合に、管理上の責任を問われたりするようなケースも発生するのではないかと。そんなようなことを思ったりするわけですが、その点、どのように考えればいいのかということについて、もし御教示いただければと思います。

○熊田 司委員長 小林代表監査委員。

○代表監査委員（小林健司） 倒産なんかの場合で、もう既にどこかが差し押さえてると。例えば、ほとんど銀行だと思うんですけどね、その場合は。国税優先の原則というのがありまして、国税は他の債権に優先するというのが基本的にあるんですけども、これは一般債権について言うてるんですね。銀行が差し押さえしている。つまり担保何人もして。これは別除権といいまして、銀行優先なんです。したがって、倒産なんかの場合は、まず９９％以上はそうだと思うんですけども、市が差し押さえをしようと思っても差し押さえるべき不動産がない。仮に銀行でなくて、一般債権の何でどこかが抑えている。これ

について行くときは、優先にはなるんですが、それが、もし一般会社が差し押さえをしているなんていう場合は、担保にとっておいて、そちら優先なんですね。やっぱり別除権に入っちゃうんですね。

したがって、そういう中で、現実的に市がどの程度差し押さえできるんだというものについて、私は皆無に等しい。私の過去何十年か知ってる中で、そういうのに当たったケースは1件もございません。したがって、管理はどうなるんだというところまでは、ごめんなさい、ちょっときょうはお答えしかねます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 もう1点、国保に関しての質問を出しておったわけですが、これについては、やはり監査委員さんの事務の中には入らないのかなと思いますので、その点については、ちょっと取り下げておきます。

○熊田 司委員長 ほかにございませんか。
印部委員。

○印部久信委員 まず、委員長、遅刻するという失態を起こしまして、まことに申しわけありませんでした。

監査委員さんに特に聞きたいと思って、私から質問の趣旨を出してあったんですが、ちょっと蛭子委員の質問、全部聞いていませんので、重複するかと思うんですが、よろしくお聞かせください。

監査委員さんにお聞きしたいんですが、まず最初に、極めて愚問だと思うんですが、監査委員さんというのは、1年間にどれぐらい、この監査業務に携わるようになってますか。どれぐらい出ていますか。

○熊田 司委員長 小林代表監査委員。

○代表監査委員（小林健司） 原則的に月に1回、例月検査というのを行います。これは1カ月間の現金といえますか、預金、どんな入りがあって、どんな出があった、これを検査するものです。原則的に月1回と申しましたけども、ちょっと物理的にできないときもありまして、大体10回で12カ月間をしておる。さらに、今回の決算審査、これが数日間。みずからテーマを設けて、あそこを見るよというふうな定期監査、これがやっぱり数日間、さらに、市の監査委員という役職にひっついてくる、自動的にひっついてくる、例えば、農業公園であるとか、風力発電であるとか、あるいは洲本市、淡路市の監査委員

さんと同時に広域の関係、消防であるとか、行政何とかであるとか、教育何とかであるとか、そういうものにも出向きます。したがって、合計すると何十日ですか、ちょっと記録をしておりませんけども、そこそこの仕事がございます。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 私ども、例月検査の報告書とか、いろいろ見たり、今回の決算報告における審査意見書等も膨大な資料を見て、監査委員さんの御苦労というのを常々察しておるんです。私がここでこういうことを言うのをおかしい話なんです、監査委員さんの報酬とか、いろいろな役職の一覧表を見ましても、金額は言いませんが、極めて低くて、あっ、こんなんでもいいのかなと。私としたら、こういうことで、この人らの報酬、これでいいのかなという個人的な気持ちはそれぞれ持っておるんですが、これは私の意見です。

ちょっと1件、質問書に書いてあったと思うんですが、決算の審査意見について、最後にこういうふうなことを書かれておるんですね。サンライズ淡路施設使用料及びサイクリングターミナル施設使用料については、収入未済額が2件分で1,738万8,000円となっておると。これ、未済分を収納するのはもちろんのこと、平成23年度分においても未収とならないよう対策を講じられるよう強く望むものであるということで、監査委員さんの意見が結ばれておるわけですが、小林監査委員におきましては、これを監査するに当たりまして、担当部長より、この点について、どのような説明がありましたですか。

○熊田 司委員長 小林代表監査委員。

○代表監査委員（小林健司） この件に関しまして、当日の議事録等が残っておりまして、それをちょっとまとめたんですけども、ポイントは4つほどですね。市側が私の質問に回答してくれたこと、まず1つは、金額なんです。印部委員がもう既におっしゃられておりますけども、サンライズ、年間1,206万1,000円、ちょっと端数切りますけども、そのうち1,006万1,000円が未収額、200万円しか入ってない。さらに、サイクリングのほうは、年額丸々732万六千何がしというようなことで、合計しますと1,738万8,000円、端数までいきますと1,738万8,006円だと。こういう金額が残っております。これがまず第1点です。

それから、2番目、じゃあ、それをどうするんだと。営業改善計画書なるものを提出してもらっております。払えないということは、ちょっとしんどいんですね、相手の会社が。したがって、それ自体をやっぱり変革していかないといけないだろうというふうなことで、営業改善計画書というのを提出してもらっております。

3番目、返済計画書を提出してもらっております。これは決算審査の日では、よう確認

せなんだんですけれども、後日確認をさせていただきました。経営改善の計画書、これ一々申し上げませんけれども、あれをこうします、これをこうします、これはこういうふうに変えていきますというふうなことが、かなり書かれておりました。それから、返済計画書、これは8月末に670万円を払いますと。12月末に、同じく670万円を払います。3月末に670万円を払いますと、こういうものでございました。

さらに、現年分どうするの。過去の方は当然のことながら、現年分どうするの。これは監査委員のほうでも意見をつけさせてもうてますけれども、年額まとめてというのは、あんまり民間ではないですよ。賃料であるならば、一月に1回とか、あるいはもっと短期間の間にやるべきでしょうということも申し上げさせてもうてますけれども、市側は既に現年度分については、1カ月から3カ月、まだ決めてませんが、そういう分納という形で話を現在進めていっております。こういうことが決まりましたという御返事、まだいただいてないんですけれども、分納という形で進めていっております。これが当日の市側の回答、私の質問、それに対する回答、そういうものでありました。

以上です。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、監査委員から言われたとおりなんですが、今後、監査委員さんの場合は、毎月、例月監査で、これらのことをチェックされていかれるであろうと思うんですね。私ども議会としても、執行部に対してチェックをやっていききたいと、こういうふうに思っておりますので、ひとつその辺も含めて、監査委員さんも、今後ともそのチェックのほうをよろしくお願いしたいと、こういうふうに思って、終わります。

○熊田 司委員長 ほかにございませんか。
楠委員。

○楠 和廣委員 ページ数が、12ページから一般会計歳入決算事項明細書の部分と、付属資料の2ページから。

○熊田 司委員長 監査委員に対しての質問です。

○楠 和廣委員 通告出してないさかい結構です。

○熊田 司委員長 わかりました。
ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○熊田 司委員長 それでは、質疑はございませんので、質疑を終結いたします。
 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9時31分)

(再開 午前 9時32分)

○熊田 司委員長 それでは、再開をいたします。

付託案件

1. 認定第1号 平成22年度南あわじ市一般会計決算の認定について
- (1) 歳入について

○熊田 司委員長 認定第1号、平成22年度南あわじ市一般会計決算の認定について
 を議題とします。

 なお、質疑は分割して行います。

 まず、最初に歳入について審査を行います。12ページから63ページまでの質疑を行います。

 先ほども申し上げましたが、まず最初にページ数を言っていただいてからの質疑をお願いいたします。

 質疑ございませんか。

 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 歳入、48ページから、60ページまで、雑入となっております。先ほどの使用料の未収、これに関連するのかなと思うんですが、57ページには、サンライズ淡路施設使用料200万円が入りましたと。入りましたとはわかるんですが、何ぼ入っていないのかというのが、これではわからないんですね。雑入の調定額のところを見ますと12億6,996万2,699円、収入未済が2,305万1,186円ということです。先ほどのサンライズのほうは1,700万円余りということですので、あと600万円ぐらいが収入未済ということになるのかなと思うんですが、調定額に対して、どこが未済になっているかというのは、この決算資料ではちょっとわからないんですが、どうなっているんでしょうか。

○熊田 司委員長 執行部、答弁お願いいたします。
財政課長。

○財政課長（神代充広） 財政課長の神代でございます。よろしくお願いいたします。
この決算書の調定決算額については、目ごとに一括で記載をしておりますので、個別の項目について、それぞれ調査をしないと、今の段階ではすぐにはお答えできません。
以上でございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いろいろ事情があろうかと思うんですが、先ほどのサンライズ、サイクリングでは2,300万円のうちの1,700万円ですから、ほぼ、その7割程度になるんでしょうか。7割というのは大きいですから、これはよくわかったと。残りのものが一体何なのかというのが、ちょっと大事なことになるかと思うんですね。これこそ、やっぱり決算の中での話になるのかと思うんですが、その点、やはりわかりやすく説明資料は出していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○熊田 司委員長 財務部長。

○財務部長（土井本 環） 財務部長の土井本でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの雑入の、要は収入未済額というふうなことで、先ほどの商工観光課のサンライズ、サイクリングに加えまして、なないろ館の共益費、それは商工観光課分の収入未済額でありまして、トータルしますと1,781万4,404円になります。もう一度言います。商工観光課の管轄については1,781万4,404円でございます。

次に、福祉課の管轄でございますが、保育所給食費負担金、これが15万円、それから、児童扶養手当返還金2万80円、それから、生活保護費返還金267万4,702円、それから、トータルで福祉課は284万4,782円でございます。

それから、もう1点、生活環境課のほうで239万2,000円、収入未済額がございます。資源ごみ売却料でございます。

もう一度言いましょうか。生活環境課は239万2,000円、福祉課が284万4,782円、それから、商工観光課が1,781万4,404円でございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 わかりました。

非常に多項目にわたりまして、何がどうなのかというのがわからないのはよくないかと。こう見ますと、細かい点もいろいろあるかと思うんですが、それはそれでまたもう少し調べないというか、今初めて聞く数字ですので、ちょっとわかりませんが。例えば、資源ごみの売却料ということになりますと、相手先というのはあるわけでしょうか。どうなっているんでしょうか。

○熊田 司委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） 生活環境課、高木でございます。

この資源ごみにつきましては、この該当となるのが、雑鉄等缶類の資源ごみということになっております。契約は6カ月単位で2回行っております。このたびの未収金につきましては、前期の6カ月分と契約した業者でございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 どのような事情から未収になったか、説明いただけますか。

○熊田 司委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） まず、6カ月分なんですけれども、契約が完了する9月末に3カ月分しか納入されておりました。それで、そこから請求を繰り返してきたんですけれども、年明けに、どうも経営不振というようなことで先延ばしされました。そういうことが続きますと回収が難しくなるので、支払い督促申立書、これを裁判所から交付した次第であります。そこから分割というような和解もとりまして、4月分から24年1月、10回払いで債務弁済承認契約書ということで法的な契約を結んで、ただいま滞りなく分割により支払いされております。

○熊田 司委員長 ほかにございませんか。
楠委員。

○楠 和廣委員 先ほど、聞かせてもらうのをちょっと慌てて、監査委員に質問を出しかけたんですが、先ほど言うたように、一般会計歳入歳出決算書事項明細書の12ページ、13ページと付属資料の2ページ、3ページから5ページまでの部分についてお伺いいたします。

まず、先ほども監査委員さんの説明の中で不納欠損の問題があったわけですが、ことし不納欠損が4,500万円、そして、前年度、21年が1億598万円、そして、21年度不納欠損の理由は、合併による不納欠損の処理が多かったということだったんですが、平成20年が3,400万円ということで、ことしが4,500万円という不納欠損、この明細書を見れば、固定資産税とか税的な部分がほとんどですが、その次に心配されるのが収入未済額が年々、ことしが7,500万円、それと年度によっては7億7,000万円とか、7億9,000万円とかあるんですが、収入未済額の性質から言えば、これ発展すれば滞納につながっていけへんかという心配がするんですが、そういった未済額の性質の部分について、まずお伺いをいたします。

○熊田 司委員長 収税課長。

○収税課長（垣本義博） 収税課長の垣本でございます。よろしくお願いいたします。

一般会計の不納欠損におきましては、基本的には地方税法に基づきまして不納欠損をいたします。地方税法第15条の7におきまして、財産がない、あるいは生活困窮、行方不明、この3つで、基本的には不納欠損をしていきます。あと、税には5年という時効がございます。その時効をとめるのに、基本的には承認行為ということで、今、かなり出ておりますが、分納誓約をとって時効をとめております。

それと、今、委員おっしゃられた滞納の内訳なんですけども、かなり、今、地場産業を含め、不況がずっと続いております。固定資産税におきましては、経営不振によりまして、例えば、倒産する間に財産を競売で処分しますが、競売が2年、3年続きますと、固定資産税はその年の1月1日に持つておる所有者に課税されますので、競売の期間、倒産した会社の名義となり、かなりの不納欠損、固定資産税ではそれが大きな部分を占めております。

以上です。

○熊田 司委員長 楠委員。

○楠 和廣委員 それと、6ページ、付属資料の各種指標の年度別の推移ということで、これらの新聞記事も載っておったんですが、実質公債費比率ということで、18以上は県の許可団体ということで、事業をするには県の許可が必要ということだったんですが、21年度は19.8で、22年度、今年度は18.2ということで、実質公債費比率は、この数字では改善されたように思うんですが、新聞記事では20.6%、0.7%実質公債費比率が悪化ということで、20.6の報道がされておったんですが、市の出しておる年度別の推移との違いというんか、実際の公債費比率についてお伺いいたします。

○熊田 司委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 実質公債費比率につきましては、6 ページに載っておりますとおり、22 年度で 18.2 に間違いございません。

今、委員おっしゃいました新聞に 20.6 という数字が出ておったというのは、こちらのほうでは確認はいたしてございません。

○熊田 司委員長 楠委員。

○楠 和廣委員 そういったことでゼロ、実質公債費比率の改善が 23 年度には 18 % を下回る見通しということですが、財政当局は、そういった見通しについては、この 23 年度には 18 % を下回る見通しという展開を持っておられるんですか。

○熊田 司委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 次年度、23 年度の決算におきましては 17 % を下回る、16 % 台に入る見込みでございます。

○熊田 司委員長 楠委員。

○楠 和廣委員 それと、この付属資料からの質問ですが、一般会計からの繰出金等の状況ということで、この質問はしてよろしいでしょうか。

ということは、水道事業会計について、ちょっとお伺いしたいんですが。これは入のほうで質問してよろしいんでしょうか。

○熊田 司委員長 それは水道のときをお願いします。

○楠 和廣委員 水道は企業。

○熊田 司委員長 済みません。そしたら、ここをお願いします。

○楠 和廣委員 そしたら、お伺いいたします。

水道事業会計で、高料金対策補助金という補助金がずっとあったわけですが、これ、合併したときに、高料金補助金を受けるべくで、市一本で受けるより、旧町 4 町ごとに受け

たほうが補助金の金額が大きいということで、それから6年、7年たって、水道も企業団になりまして、一般会計からの繰出金等の状況の中で説明がされておるんですが、年々、高料金対策補助金というのが、数字が小さくなってきておるような感じがするんですが、こういった料金に対する理由、建設改良費の割高のため高資本となった上水道への補助ということで書いてあるんですが、こういった毎年補助金が小さくなっているというのは、どういう背景にあるんですか。

○熊田 司委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） この高料金対策の補助金につきましては、国のほうが、要は資本費が高い団体については、その分、国のほうが交付税に算入しようということで、交付税に算入された2倍の額を補助金として支出をしておるわけなんですけども、国が決めます基準にある資本費が年々変わりますので、それによって補助金については変動があるということでございます。年々下がっておるのは、資本費が前年度に比べて下がってきておるので、補助金も下がっておるということでございます。

○熊田 司委員長 楠委員。

○楠 和廣委員 もう一度だけ確認しておきますが、今はもう市全体で補助金の申請をしておるんですか。それとも、合併時と同じような、4町、旧町単位での補助金をいただいておりますか。

○熊田 司委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 基本的には、合併時の考え方と変わりはありません。合併特例期間中は、旧4町ごとに算出した金額でもって交付税に算入されておるということでございます。

○熊田 司委員長 暫時休憩をいたします。
再開は10時とさせていただきます。

（休憩 午前 9時51分）

（再開 午前10時00分）

○熊田 司委員長 それでは、再開をいたします。

先ほどと同じように、歳入について審査を行います。

12ページから63ページまででございます。

何か質疑ございませんか。

印部委員。

○印部久信委員 市税収納についての前納制度について、お伺いしたいと思います。

このたび議案に前納報奨金制度の廃止というのが議案に出てきておるわけなんです、いろいろ聞きたいことがあるんですが、まず、ちょっと先に総括的に、これ、私は前納制度の0.3%の報奨金というのは、まさに市民の皆さん方も、これも1つの楽しみにしておったし、市長自身の市民に対する納税者に対する温かさというか、非常に市長自身の人柄がにじんでいたような0.3%の報奨金であるこの政策を何で、市長、これ24年度から廃止ということになったんですか。結構、市の独自の判断でできる唯一の、唯一でないと思うんですが、数少ない政策の1つで、市長自身の政策がよくにじみ出ている、わずかな金額と言うたら怒られますが、こんないい制度を何で廃止をするんですか。

○熊田 司委員長 市長。

○市長（中田勝久） 私は、この制度そのものは非常に有効のある制度やというふうに思ってたんですが、以前から、やはりこの制度については、少し細かく言えば、税法上、問題がある部分があるという話も聞いておりました。十分精査したかどうかは別にして、やはりちょっと疑いのあるというものについては、今の時代、余り関心せんのかなということもあったり、また、今よく言われているコンビニでの収納については、なかなかその対応が今後しにくい。それから、さきに申し上げた、その中身については、結局、サラリーマン等々の方々の納付については特別徴収というのがございまして、その辺の兼ね合いもあるんやというふうに聞いたものですから、できるだけよく言われる公平・公正の立場から、少しでもそういうものがそこに指摘されるようなことがあってはならんというふうに判断をして、24年から廃止をするというふうに決定をいたしております。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 今言われたように、サラリーマンの方々と不公平も出てくるというようなことを言われましたけど、これはやり方によって、この人たちにその恩恵が預かってないというんなら、その恩恵を預かるようなことを考えたらいいであって、前納している人のほうに合わせるか、サラリーマンのほうに合わせるか、どっちかに合わせたら

いいんであって、私は、今回の場合は、前納報奨金をなくしていった、サラリーマンのほうにレベルを合わせるというように思うんですね、市長の考えは。

それならば、反対にサラリーマンのほうを合わせるという形の考えも、これあるわけですし、それと、今言われたような違法の疑いがあるといえ、今までやってきたんですから、別にそう市長自身があんまりそのことについて心配する必要はないんじゃないかと思うんですね。この新聞報道で、1週間ぐらい前ですかね、こういうのが出まして、私の家にも2件ぐらい、あんないい制度やってくれたのに、市長も、市の判断でやってくれるのを残すように、ぜひ言うてくれというような意見が2件ぐらいかかってきて、私も、それは言うときますと。これは市の判断でできる政策の中の数少ない1つであるんで、これは、市長も言うたら考え直してくれて、取り下げてくれるだろうと言うてあるんですけどね。

できるだけ市税の未収、収入未済額というのは、これだけたくさんある中において、前納して、わずかでも0.3%でも減額して、納税をしていこうという人もおるわけなんです、そこらをぜひぜひ考えていただきたいと思うんです。

このことについての詳細をちょっと聞きたいんですが、前納報奨金の0.3が800万円ぐらいというようなことが新聞に書いてあったわけですが、22年度においての前納された方の人数と金額、それはどういうふうになっていますか。

○熊田 司委員長 収税課長。

○収税課長（垣本義博） 22年度の住民税が、件数で1,987件、割合で17.9%でございます。金額は211万円。固定資産税、件数が7,641件、約3割でございます。金額ですけども、587万円でございます。合計で801万3,000円でございます。ちなみに、23年度もほぼ、合計なんですけども、現在で810万円ほどの市民税、固定資産税合わせての金額が出ております。

以上です。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 市長、何回も問い返すつもりもないんですが、今言われたように、数字、住民税で17.9%、固定資産税で30%の方々が前納されておるんですね。800万円のお金の奨励金のあれでね。市長、これ、ほんまに、市長らも常にこういうことにおいて、市民に優しい行政、特に納税については、こういう制度があるわけなんです。どないですか、市長、これ、ほんまにこれだけ多くの人がこういうこと、前納して、これだけの減額されるのも楽しみにして納税しとる言うたら、またこれもおかしい言い方になるんですが、この制度を利用しとるというんですかね、これだけ多くの方が利用してくれて、

住民税・固定資産税を前納してくれとるんですね。今言うてどうこうでないと思うんですが、市長、一遍これもう少し考えていただけないかということをお願いして、このことについては終わっておきます。ひとつ市長よろしくお願いします。

○熊田 司委員長 ほかにございませんか。
久米委員。

○久米啓右委員 7 ページです。歳入合計の収入未済額が7 億5,600 万円弱ですね。先ほど蛭子委員の雑入の未済2,300 万円も一部質問されたんですが、前ページ、5 ページへ戻りますと、3,300 万円余りの未済額があります、貸付金元利収入ですが。これの詳細ページが46 ページから47 ページに記載されておるんですが、滞納貸付金元利収入の未済が3,139 万三千何がしということです。この3,000 万円余りの未済額の状況、年度ごとにいろいろと積み上がってきたかと思うんですけども、それと未済の状況等わかりましたら、お願いします。

○熊田 司委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 市民課長の塔下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほどの質問の貸付金の収入未済額についてでございますが、住宅貸付金の現年度分につきまして、調定額が275 万8,888 円のうち、収入額が118 万156 円、滞納となりました収入未済額が157 万8,732 円、また、過年度分につきましては、調定額3,157 万6,467 円のうち、収入額26 万3,196 円、滞納繰越が3,131 万3,271 円となっております。前年度におきましては、合計額が3,157 万6,467 円でありましたところ、22 年度におきましては3,289 万2,003 円となり、未済額につきまして131 万5,536 円の増となってしまいました。

以上が内容でございます。

○熊田 司委員長 久米委員。

○久米啓右委員 今説明されたのは、滞納住宅資金貸付金元利収入の部分ですか。

○熊田 司委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） はい、そうでございます。住宅資金の貸付金の元利収入の分

と滞納の分、両方について、一括して説明させていただきました。

○熊田 司委員長 久米委員。

○久米啓右委員 現年分が、3つの項目トータルで187万2,432円の滞納になっていますけども、滞納貸付金が3,100万円余り、かなり高額なんですけど、ほとんどが、今聞きますと、滞納住宅資金貸付金元利収入というふうに理解したんですが、これは何年分ぐらい積み上がったんですか。例えば、経過年数によって決算で処理したとかで、未済額、何というんですか、上げずに決算処理した年度ですね。滞納、何年分積み上がっているんですか。

○熊田 司委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） こちらの滞納額についてですけども、最終償還日以降10年以上経過したものがほとんどでございます。合併以前よりの滞納額、そちらがずっと引きずっているものがほとんどでございます。

○熊田 司委員長 久米委員。

○久米啓右委員 そしたら、かなり古いというふうに感じるんですけども、合併後、平成17年の1月以降から滞納されている分を取り出しますと、幾らになるんですかね。

○熊田 司委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 申しわけございませんが、合併後の数値については算定しておりませんが、直近の償還日を見ておりますと、現年も、かかっている方については、平成23年に償還いただいている方とかございますけども、それまでは滞納繰越分としまして、合併以降は動いておりません。

○熊田 司委員長 久米委員。

○久米啓右委員 合併以前の滞納分ということですが、納入とか収納見込みはどんなものですか。

○熊田 司委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（入谷修司） 市民生活部長、入谷でございます。

この部分につきましては、いわゆる部落解放関係の住宅新築、改築するための貸付金ということでございまして、ほとんどが旧南淡町において、昭和の時代に貸し付けしまして、18年当たり、償還期限としてずっと、ほとんどの方は終わっておるわけでございますが、それが旧町時代から未納という形の中で、新市に引き継いだものでございます。この貸付金が10年で時効ということになりますので、担当課としても回収に向けて、そういった努力はしてございますが、実際はなかなか入らずに、中には家を売却された方もおられますし、破産というような方もおられます。そういった中で未納となっておる部分でございます。

○熊田 司委員長 久米委員。

○久米啓右委員 回収が非常に困難だということにお見受けするんですけども、法的に、収税の場合、差し押さえとかやってますよね。この分については、そういう手続は可能なんでしょうか。

○熊田 司委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 法的な措置につきましては、弁護士等とも相談しましたが、今の状況では難しいような状況でございます。方法としては、個々と面談して、少しずつでも分納いただくような、そういう方法をとるしかないというような現状でございます。

○熊田 司委員長 久米委員。

○久米啓右委員 わかりました。この件については、これで終わります。

○熊田 司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 12ページの入湯税についてお尋ねをします。入湯税の4,000万円ちょっとというのは、目的税的なもので、私は再三言うところけど、観光施設の整備であったり、消防施設の整備に充当いうか、使途を設けられないかん思うんやね。これ、27万人の方が市内で温泉につかっていただいて、そういうような入湯税を支払っていただいと。そのためには、私自身としては、やはり観光施設整備いうか、この辺の目的税という認識は、財政部長、間違いございませんか。

○熊田 司委員長 財務部長。

○財務部長（土井本 環） 間違いございません。うちのほうで目的税というふうなことで、22年度の部分については環境衛生施設の整備であったり、それから消防施設等の整備であったり、観光施設の整備であったり、観光振興であったり、そうしたところに充当して執行しております。

○熊田 司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そこで、観光施設のトイレの関係をちょっと懸念するわけですね。なぜかと言うたら、県のほうのそういうふうな緑の道しるべであったり、角川であったりとかいう、観光客が主として利用するようなトイレを県のほうはどうして閉鎖というか、維持管理経費等々で閉鎖に追い込んでいきよると。これはけしからん話やと、私は。一方では、観光圏だというようなアドバルーンを上げながら、してることは緑地帯をコンクリートにしたりとか、むちゃくちゃな県のほうは、アドバルーンというか、目的は立派なことを言うところけど、南あわじ市に対する施策はふざけたような、観光客が反対に不自由を感じて、南あわじ市へ入り込みが減少するような施策展開をしておるように思うんやね。

私は、南あわじ市というのは、当然そういうふうな観光客というか、サービス業でかなりの生計を支えられておる方がおって、どんどんどん市内へ入り込み客をふやす施策を展開せないかんと思うんですね。

例えば、しっかりと、その辺の施設整備をより一層、例えば、海水浴場のトイレであったり、そこらを慶野なんかでも若干やっぱ入り込みが減っておる。観光客が利用するようなトイレであったり、シャワーであったり、休憩所であったり、そういうようなやつを4,000万円何がして順次やっていっていただきたいという、財政部長、強い思いがあるので、その辺どうですか。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 産業振興部、水田です。よろしくお願いします。

今おっしゃってる施設が、どうしても県の施設ということもございますので、うちから県のほうに働きかけをして、できるだけ維持管理をしてもらいたいという考え方で進めていきたいと思います。

○熊田 司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 西淡インター出たところは県の施設やな、ジャスコのとも。それ以外も、丸山であるとか、慶野海水浴場であるとか、ああいうところにも、そういうふうなすばらしいやつをつくったらどうですかと言ひよるんや。県のほうは県のほうで、当然、そんなもん絶対、市は県のほうが切る言うたら、県に対して、あなた方は何をお考えでしょうかと、そういうふうなことを言うてもうて、どんどんどんどんそういう経費切ってくるやつに対して対抗してもらわなあかんねん、断固と。これだけは重々お願いしたい。私、言ひよる意図というのは、大体皆さん方御理解してくれると思うけど。その辺は市内、南あわじ市へ来る観光客が、心地よく帰っていただくようなおもてなしの気持ちを持ていただくような、トイレも、来たって、ああいうところが肝心で、汚いトイレで帰ったら、不愉快な思いをして帰る。やはり南あわじ市に、そういうふうなところへもしっかりと、この4,000万円使こてくれよということを言ひよるので、その辺はよろしくお願いいたします。終わります。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 先ほどの貸付金の滞納住宅資金元利収入の関係なんですが、これは貸し付けが始まったのはいつからだったんですかね。

○熊田 司委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 当制度につきましては、昭和44年から平成8年まででございます。多くは昭和50年代となっております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしましたら、これまでの間でわかる記録を置いていただいていると思うんですが、時効になった分というのはあるんでしょうか。

○熊田 司委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 時効等はありません。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしましたら、滞納額は随時回収、収納しているということで、請求を起こしているのでは時効にならないというような考え方ですかね。それに対してはいかがですか。不納欠損にはしないという考え方かどうかということなのですが。

○熊田 司委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 不納欠損につきましては、現在まだ償還中の方もございますので、そういう措置については特に考えておりません。この制度につきましては、今まで240件の実績がございまして、大部分の方に償還いただいたというような状況でございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 不納欠損はしてないという理解でよろしいですか。これまでもないと、今後もないと。

○熊田 司委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） ただいま申し上げましたとおり、現在まだ償還中の方がございますので、その間についてはそういう措置については考えておりません。

○熊田 司委員長 ほかにございませんか。
印部委員。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 地方消費税について伺いたいと思うんですが、この地方消費税の交付金ということで、4億5,000万円余りのお金が入として入っておるわけなんです、消費税1%というのは、全体で3兆円でしたか、2兆円でしたか、財政部長、これ、消費税1%は3兆円でしたか。

○熊田 司委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 国全体で1%分は、大体2.5兆円ぐらいになります。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 消費税が3%から5%に上がったときがあると思うんですが、地方の消費税交付金というのは、国の消費税に対しての何%か、正規の配分率があると思うんですが、これはどの配分率できとるんですか。

○熊田 司委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） ちょっと御質問の意味がよくわからないんですが。

○印部久信委員 いわゆる国が、例えば、今、消費税5%で、1%が2.5兆円ということは、12兆5,000億円であると思うんですね。それに対しての各市町村に、地方消費税交付金というのは来とるんですね、南あわじ市に4億5,000万円余りが。これらの配分率というのは、これはあるんですかということです。

○熊田 司委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 決算付属資料の12ページから13ページにかけて、説明書きをさせていただきます。この配分率については、県内の事業所統計の従業者数で按分交付ということになってございます。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 それで聞きたいんですが、消費税3%のときから、今、消費税が5%に上がりましたね。2015年前後になるんですか、今から四、五年先に消費税を10%ぐらいに上げるというようなことが国のほうで言われておるんですが、この消費税が3%から5%になる、5%から10%になるということは、上がった分に比例して地方交付税も準じてくるんですかということを聞きたいんです。3%から5%になったときはどうでしたか。

○熊田 司委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 私の記憶では3%のときは、地方消費税はなかったんじゃないかと思うんですけども。

それと、もし仮に10%にした場合にどうなるかというのは、これからのお話かと思い

ます。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 とにかく、その配分率は、ある意味では一定してないということで、そのときの政治の判断で、こういう地方消費税の交付金が配分というか、その時々で変わってくるというふうに考えといたらいいわけですか。

○熊田 司委員長 財務部長。

○財務部長（土井本 環） 全国の市町長会なんか、地方の側から言えば、フィフティ・フィフティ、いわゆる五分五分でちょうだいよというふうな要求はしてますけども、それについては四分六になるのか、三七になるのか、これは震災の復興財源の所得税、法人税を含めた改革の中で十分議論されて、こちらのほうに示されるものというふうに思っております。

○印部久信委員 終わります。

○熊田 司委員長 ほかにございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 決算の付属資料にも出てるわけですが、入湯税がふえてると。これは3ページにも出ていますね。それから、後のほうの事項別明細書にも出ていると思うんですが、これを見ますと、附属資料でも、ホテルで宿泊客がふえたと、こう書かれておるわけですね。それで、この間、サンライズなり、サイクリングなり、また、あと例月監査報告書なり、いろいろ見ておりますと、市関係の宿泊施設は軒並み減らしているというようになっとなったかと思うんですが、民間のホテルでふえているというのは間違いないですか。

○熊田 司委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 税務課長の藤岡でございます。よろしくお願いいたします。

今の御質問でございますが、確かに委員がおっしゃるとおり、島内全体を見ましても、観光客の数字が大幅に減というような、昨年度の猛暑とか、震災の絡みも多少あるんですけども、観光客は減っておるというような情報も私どももいただいておったわけなんですけども、実際、入湯税の課税状況と申しますか、収納状況を見た場合に、ホテルと申しま

しても、一部のホテルなんですけど、実績として、そういう数字が上がってまいりましたので、そういうような報告をさせていただいております。

以上でございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いろいろ厳しい中で、予断を持っておったわけですが、ホテルがふえているというのと、南あわじ市の市営の施設が、指定管理も含めてですが、減っているということとはちょっと矛盾するんですね。これはどういうことでしょうか。

○熊田 司委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 商工観光課の阿部でございます。どうぞよろしくお願い致します。

先ほど、入湯税がふえておるという関係で、特にホテルの宿泊客がふえたということによりまして、うちも調査してみました。市内の収容人員が比較的大きいホテル、この4社につきましては、平成21年度で22万2,401人、22年度におきましては23万7,229人と、106%という数字が出ております。これは、ただ大きな収容人員の4社だけに限って、あとの旅館、民宿等については減少しているところがほとんどでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 大きい小さいということはあるかも知れないんですが、ふえる余地というか、努力をされているんだろうと思うんですが、ふえていると。結果は出てるんですね。これをどう受けとめていくかということだと思うんですが、市長、いかがでしょうか。

○熊田 司委員長 市長。

○市長（中田勝久） やはり民間は努力をしているという結果だろうと思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 民間が努力しているわけですから、南あわじ市も努力すると。それに学んで努力すると。指定管理をして、民間に委託もしてるということでもあるんですが、

そのあたり、どんな努力だったのか、しっかりつかんでおく必要があるんじゃないかと思うんですけども。市の財産であるわけですし、喜んでもらおうと、宿泊者がふえるということは、入込客がふえているということだと思っうんですね。全体的に減っている中で、入込客をふやしている、実績も上がっていると。なぜそうなっているかということについて、もっと調べる必要があると思うんですが、その点いかがでしょうか。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 当然いろいろなイベント、各施設でのいろんなイベントであるとか、いろんな工夫をしながら、先ほど市長が言いました、各民間の工夫、そういうことを行って、そういう結果が出ておるのかなと。大きければ大きいほど、また自分とこの系列でお客さんを回してくる。そういう部分もあって、ホテルなり行って、話をいろいろ聞いてみますと、聞こえてくる部分もあると思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 よくわかったようなわからないような話なんです、非常に今経営厳しい未収というようなことで大きな問題に直面してるというふうに思いますので、そのことだけ指摘しておきたいと思います。これについては終わります。

○熊田 司委員長 ほかにございませんか。
谷口委員。

○谷口博文委員 簡単な質問なんやけど、市民税と法人税、日本経済が非常に低迷しておる中で、市内の所得税自身は減少傾向にあると。ただし、一部の業界の法人税がふえておるというようなことで、これはすばらしいなという思いがあるけど、一部の法人というのは、具体的にはどういう業種なんか、お願いします。

○熊田 司委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 業種別でございますが、これも一部なんです、製造業で高決算の法人がございます。それとあわせて業績不振の法人もおるんですけども、相殺して製造業で、約1,000万円程度増額しております。

あと、サービス業は、全体的に安定しておるんですが、これも業績がよい法人並びに不振の法人、これも相殺しますと、今年度においては400万円の増額。昨年度まで業績が

悪化傾向でございました建設業におきまして、一部高決算の法人がおられまして、業績悪化の法人との相殺によりまして約1,000万円程度の増額、あと、もろもろあるんでございますが、その辺が大きかったところでございます。

以上でございます。

○熊田 司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 建設業が一部持ち直しておるのと、製造業というのは、具体的に、差しさわりなかったら、何を製造しよる業界なんか。私の知っておるんやったら、瓦の製造業なんか非常に厳しい状況にあるし、造船業にしたって、製造業というのは、具体的に、差しさわりなかったら、何を製造しよる製造業が業績を伸ばしておるのか。そういうところはどんだんだんだん応援せないかんと思うんで。

○熊田 司委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 業者名まではちょっと差し控えたいと思いますが、今回につきましては、榎列の企業団地、今、誘致をしております電気関係の企業が高決算であったというのが大きかったように思います。

○熊田 司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 宿泊いうか、観光施設関係も、やはり市内にとっては比較的ええところで推移して、横ばいでおるということで理解してよろしいんやね。観光業界も、サービス業の中でも宿泊施設であるとか、観光もそれなりの業績はいいですか。

○熊田 司委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 確かに、観光業も、先ほど申しました一部の業者で高決算を出しているということで、先ほどの入湯税につながるかどうかというところまでは精査しておりませんので、よくわかりませんが。

以上でございます。

○谷口博文委員 わかりました。

○熊田 司委員長 登里委員。

○登里伸一委員 1 点お伺いします。

決算審査意見書の 23 ページからお聞きます。

市税等の収納対策につきまして、収納は好転しておるんですけども、国保税、介護保険料、後期高齢者医療保険料並びに下水道使用料、保育料、住宅使用料、住宅貸付金等、全庁的に連携して対策を講じなさいと、こういうふうになっておりますが、これまでは縦割りの様に個々にやっておったのでしょうか。

○熊田 司委員長 収税課長。

○収税課長（垣本義博） 市が集めるお金には、租税公課、それは税金と料、介護保険料とか後期高齢者保険料、それと、公課は、ここに載っております下水道使用料、保育料、これが公課になります。その他の債権なんですけども、先ほど御質問もありましたが、住宅資金貸付金、住宅使用料、これについては、その他の債権になります。その他の債権につきましては、税金のような滞納処分ができません。今言う、差し押さえとかそういうやつはできません。そういう区別が市の集める中にお金の区別としてはあります。

この中で、例えば、後期高齢、介護保険料につきましては、収税課で集めております。全庁的な取り組みなんですけども、ほかの集めておる市のお金等との連携は、今のところはありません。

○熊田 司委員長 登里委員。

○登里伸一委員 よくわかるんですが、結局、滞納する人というのは、同じような人の可能性も高いだろうと、状況によってはね。それで、全庁的に対応したらどうでしょうかということなんですけども、これまでにそういう連携の会的なものは一度もなかったんでしょうか、やっぱり。

○熊田 司委員長 収税課長。

○収税課長（垣本義博） 過去に、たしか平成 20 年ぐらいに、関係課寄っていろんな会をしております。それぞれ、例えば、水道であれば水をとめるとか、それぞれのできる未収金に対する処理がございます。そんなふうで、例えば、税金は、基本的には差し押さえなんですけども、過去、旧町の時代なんですけれども、税金と住宅使用料、それと水道、3 課が一緒になって、集金とか回っておったことがあります。だけども、やっぱり税金が一番最後になりまして、なかなか 3 つ一緒にもらいに行っても、納めてもらうのは、一番

必要な、例えば、住宅の使用料とか水道代、どうしても税金が後回しになるんで、それだったら各課で、ある程度、滞納者の情報交換はしますけども、それぞれの各課のできる処分で頑張っていたほうがいいんじゃないかという結論ではなかったかと思っております。以上です。

○熊田 司委員長 登里委員。

○登里伸一委員 そうしますと、このように監査意見の指摘を受けて、結局これからどう対応するんですかということを知ろうと思ったんですが、今までと変わらないやり方でやるという結論でよろしいのでしょうか。

○熊田 司委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（入谷修司） 委員おっしゃられるように、関係課連携をとりながら、情報交換をしながら進めていくということは非常に大事な事かと思えます。それで、今回こういった形で指摘を受けております。20年に、先ほど収税課長が申し上げましたように、そういった会をやって、連絡的な会は庁内会議やっておりますが、その後、機能していないというような状況の中で、やはり関係課、情報交換をしながら進めていくということも大事でございますので、そこらについては、こういった意見、十分踏まえた中で、今後対応させていただきたいと、そのように思います。

○熊田 司委員長 登里委員。

○登里伸一委員 ぜひそのようにお願いして、終わります。

○熊田 司委員長 ほかにございませんか。
楠委員。

○楠 和廣委員 55ページの中段の、いろいろの返還金、返納金の問題について伺います。

保育所給食滞納繰越分とか、児童手当過年度返納金、児童扶養手当返還金、生活保護返還金等があるんですが、21年度には、参考にしますと、生活保護の返還金が51万何ぼ、ことしは87万5,000円、それと給食のほうでは5万4,000円が7万4,000円というような、もろもろが皆数字が大きくなっておるんですが、返還に至った理由と対象者、対象人数、できればお答えいただきたいと思えます。

○熊田 司委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 福祉課長の鍵山です。よろしくお願いします。

給食費のほうなんですけども、給食費につきましては、15万円ということで、6件ございました。この6件につきましても6月中に5件が完納して、あと1件、分納ということで、今年度中に完納する予定でございます。

生活保護のほうなんですけども、生活保護につきましては、収入未済額が267万4,702円ということで、調定額が354万9,833円、収入済み額が87万5,131円となっています。内訳としましては、現年分が7件ございます。過年分が7件ということです。生活保護には、生活保護法の63条と78条というのがございまして、63条というのは、後で生命保険が入ってくるとか、家を売ったりしてお金が入ってくるとか、後々に入ってくるもので充当しております。それと、78条ですけども、78条につきましては、収入があつたにもかかわらず、税が確定するのが1年おくれになってきますので、本人申告が、過少またはゼロとかで申告していた方が、実際税を調べてみたら、収入があつたということで返還となっておりますのでございます。

78条につきましても、今年度、106万1,500円というものが1件で発生しております。これも先ほど申しましたように、収入があつたにもかかわらず、申告をしてなかったということで大幅にふえております。分納はしていただいているんですけども、何分この方も生活保護ということなんで、なかなか追いついてはいかないだろうということです。

以上です。

○熊田 司委員長 楠委員。

○楠 和廣委員 対象者が、年々100人ぐらいふえるという背景があるんですが、返還金等の数字が大きくなるということは、申請された段階でのチェックというか、審査というか、そういった部分で、人数はふえたといえ、やっぱり返還金そのものの数字も大きくなっておるんで、そこらに原因があるんじゃないかと思うんですが、その点について、お伺いをいたします。

○熊田 司委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 最初に生活保護申請、決定した場合、そのときにつきましては、本当に生活困窮ということで、収入がないということで決定しています。最初はなか

ったんですけども、収入が少しずつ働いていたりして、発生したということになったものでございます。当初から、そんなに収入があったというわけではないです。

○熊田 司委員長 楠委員。

○楠 和廣委員 大勢の対象者になれば、なかなかそういった隅々までチェックできらんという部分があるかと思いますが、月にしても、年にしても、100人ぐらい対象者がふえているということは、やはりそれだけ担当課として、審査に当たっては慎重にチェックする必要があるんかと思いますが、その点を申し添えて、終わります。

以上。

○熊田 司委員長 ここで暫時休憩をいたしたいと思います。
開始が11時ということでよろしくお願いいたします。

(休憩 午前10時52分)

(再開 午前11時00分)

○熊田 司委員長 それでは、再開いたします。

委員の各位にお願いいたしますが、決算ですので、どうか要望等はできるだけ控えていただいて、全体的なことでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ほかに質問ございませんか。

久米委員。

○久米啓右委員 ページでは、20ページないし21ページです。教育使用料のうちの保健体育使用料です。これは学校施設利用のスポーツ団体とスポーツ施設の利用団体で、徴収するしないということで、文教の委員会でもいろいろ取り上げたんですが、その影響をちょっと調べたいと思います。この年度で1,834万8,230円の収入がありますが、このうち小・中学校のスポーツ団体使用で徴収した金額ですね、22年度、幾らになっていきますか。

○熊田 司委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 生涯学習文化振興課長の山見でございます。

ただいま委員から御質問の小・中学生、いわゆる社会体育に関する使用料の御質問ござ

いましたが、厳密に、私のほう十分調べておりません。追って確認したいと思います。恐れ入ります。

○熊田 司委員長 久米委員。

○久米啓右委員 委員会時点では、概算で100万円ぐらいという数字を提示されていたんですけども、詳細な金額、ちょっとお知らせいただいて、この使用料にどれだけ影響があるか。特に、ちょっと興味があったんでお聞かせ願いたいです。わかり次第、また連絡をお願いします。

以上です。

○熊田 司委員長 ほかにございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 関連してなんですが、21ページの保健体育使用料ですが、おおむねそれぞれの使用料が前年よりもアップをしているというふうに調べておるんですが、その中で、B&G海洋センター使用料と灘漁港グラウンド使用料、沼島グラウンド使用料、これはそれぞれスポーツ施設、減っておるように見受けるんですが、そのあたりの事情はどうなっておるのでしょうか。

○熊田 司委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） ただいまの御質問でございましたB&G海洋センター使用料、ここにつきましては、当然ながらB&G海洋センターの体育館、グラウンド、また艇庫の使用料でございます。ただ、前年度との比較で、どのように原因というふうなところが、十分分析は、まだ実際のところできていない状況です。ただ、ほかの施設で、例えば、文化体育館、こちらのほうですと、160万円ほど上がっていると、そういうふうな実績がございまして、全体の中で考えるべきかなというふうなことを思っております。再度、十分分析図りたいと思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この点につきましては、また歳出、教育費の関係でまた調べていただいて、説明をいただきたいと思います。

続けてよろしいでしょうか。もしなければ。

○熊田 司委員長 ほかにございませんか。
なければどうぞ。

○蛭子智彦委員 先ほどの法人の一部の業種の行政改革ということが、これも説明資料には書かれています。それと同時に、説明資料で言えば、10ページです。それから、歳入で言えば、2ページなり、あるいは事項別で該当するページは12ページになろうかと思うんですが、法人市民税は増収であると。ところが、景気低迷により課税所得が低下し、個人市民税は減収であると。個人の減収のほうが6,143万円減収と。増収は476万円ということで、個人市民税の低下が税収の減の大きな原因になっているということですけれども、個人の所得というのは大変厳しい状況になっているということであるんですが、減免制度の適用というようなことであつたわけですが、個人の暮らしというのは、多方面に市民のものというのはわたっていくと思いますので、このあたりの対策というのか、景気の動向なり状況なりについて、どのように評価されているかについて、少し説明いただければと思います。

○熊田 司委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） おっしゃるとおり、個人市民税につきましては、法人税のほうにつきましては、先ほど委員もおっしゃったとおり、景気が若干年度末にかけて回復傾向が影響したのか、高決算の業者が一部、それも一部ですけども、あつたということで、法人税のほうは増額となっておりますが、個人市民税につきましては、引き続いて景気低迷の影響で課税所得が低下したことにより、そこに書いてある理由のとおりかなというふうに思うわけなんですけども、特に給与の総所得金額で見ますと、ほとんど8割程度は個人市民税の中で割合を占めておりますので、給与所得者の給与所得で、昨年度と比較しますと、総所得で18億5,000万円程度の減収となっているところが大きな一因かなというふうには、課税側としては理解しております。

それと、減免制度のほうですが、平成22年4月から条例改正等行いまして、景気低迷というような社会情勢の中で、失業者が多くふえたということで、これにつきましては、国保税の軽減とかもあわせて実施したわけなんですけども、例えば、市民税で、平成21年度と、条例改正前と比較しましたところ、失業で見ますと、約23件の申請が、前年度まではゼロだったんですけども、出ているような状況、そういうような状況下にあるということで、市民税につきましては、依然として景気低迷の影響を受けているというふうに認識しております。

以上でございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 説明いただきました。あと、これも全国的に言われていることだと思うんですが、所得の格差の拡大というのか、1,000万円以下あるいは500万円以下の減収状況に比べて、上位の所得層は、かえって減税の恩恵を受けていたり、あるいはさらに所得が伸びていたりというような、こんな全国的な傾向が出ているようなことも仄聞するわけですが、そういった所得の格差の拡大というようなとらえ方は、南あわじ市の場合にはできていますか、それともそういうことはないのか、あるのかないのか、あってもとらえ切れてないのか、そのあたり、いかがなんでしょうか。そういう部分は出てませんか。

○熊田 司委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 申しわけございません。そういったデータは把握しておりません。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 全般的に、市民の暮らしの厳しさの中で、これは今後の条例改正にも関係する部分もあると思うんですけども、もしそういう分析が可能であれば、一度調べていただきたいと。所得階層ごとの格差ですね、これが拡大傾向なのか、現状維持なのか、そういうのが見られるか見られないか、そういった点、もしわかればと思います。みて見てください。

○熊田 司委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 課税側としまして、そういうデータが必要なということになれば、当然、調査させてもらいます。

以上でございます。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 31ページの離島振興補助金について伺いたいと思います。

この離島振興補助金二百四十数万円というのは、まず補助金の対象は何々ですか、これは。

○熊田 司委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 市長公室の橋本です。よろしくをお願いをしたいと思います。

これは沼島航路の県の補助金でございます。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 この離島振興という補助金は、これだけなんですか、離島振興に対する補助というのは。

○熊田 司委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 市長公室所管の補助金につきましては、これだけでございます。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 ちょっとこれは私も勉強不足かわかりませんが、ということは、市長公室以外、市全体に対して離島振興という補助金はどれぐらい入ってきておるんですか。

○熊田 司委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（早川益弘） 水産振興課の早川です。よろしくお願いします。

漁業のほうで言いますと、漁業再生離島交付金事業ということで、ページ数で言いますと、35ページに1,000万円ほど入ってきています。これは国・県・市で3分の1ずつの沼島集落に対しての交付金として入ってきております。5年間です。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 ほかには離島振興という名のもとの補助金は、それ以外、どこかの所管に入ってきておるんですか。入ってきとったら言うてもらったらいんですが。

市長公室次長にお伺いしたいんですが、今言われた沼島汽船に対する補助金ということなんですが、これが年々、補助金が減額してきておるようにも思えるんですが、これが沼

島汽船の船賃とかいうもろもろにも影響があると思うんですが、沼島汽船に対する航路の補助金の傾向ですね、どんなようになってきておりますか。

たしか何年か前、市長にも伺ったときに、市長も、この予算が年々減少傾向にあるのが、市としても苦慮しておるというようなことも言われたようにも思うんですが、この辺どうなっていますかね。

○熊田 司委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 沼島航路に対する補助金でございますが、県以外にも国からもございます。国の補助率につきましては、平成21年度、80%程度、それから、平成20年度は82%、22年度については73.6%というようなことで、若干国のほうは下がりつつございます。県のほうにつきましては、ちょっと今過去の補助額を持っておりませんので、また後ほど。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 県の離島航路に対する補助金、これも県の第1次の行革のときに、従来は欠損額が1億円、国のほうで見ていただいた額、差し引きの25%以内を県が持つという約束でスタートしておったんですが、第1次の行革で年々減されておるということで、今はその差額の交付税で見てあるので、年々減していくということですが、平成25年までの間で取り交わされておるというふうに聞いております。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 中田市長は、全国の離島振興か港湾か何か全国団体の委員をしないと
思うんですが、市長も国のほうへ行って、このことについて、強く常々要望しておるというふうにも聞いておるんですが、これ、どんなような状況になっていますかね。

○熊田 司委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 我々も入っているんですが、離島振興協議会というのが全国にあります。今まで、うちの市長が理事をさせていただいておりましたが、ことしから姫路市にかわっておるわけでございます。離島振興協議会の中で、いろいろと離島振興についての補助等々、要望してまいっております。それについては、国全体でございますので、先ほど言いましたように、少しは減少傾向、特に民主党政権になって、ごくっと下げられた

ものを一たんまた回復というようなこともあって、例年どおりに戻っておるわけでございます。

先ほどおっしゃっておられたように、県のほうが、以前は県も離島振興対策ということで、補助金を別途に出していただいていたんですが、先ほど、室長のほうからの話のように、行革で離島航路で補助を出しているのは沼島航路のみだというふうなことで、特別扱いはできないというふうなことで、離島振興対策には、特別交付税の中で、そういうものを別途見ていると。8割見ると、必要経費の。ですから、県はその残りの2割分は持ちますという話だったんですが、その2割も2分の1になってくると。2割の2分の1になってくるというふうなことで、また、県にはいろいろ要望もしていかなければいけないわけなんです、県のものがかなり減ってきているということで、市の持ち出し分が多くなっていると。ですから、ここにある分は県の分でございますので、かなり減っております。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 いずれにいたしましても、沼島航路を維持していくためにも、これは航路がなくなるといことは、とんでもない話で、維持せんといかんわけですが、県・国の補助金が少なくなってきた場合、市からの一般財源からの持ち出しが、必然的にふえていかざるを得んということでありまして、機会がありましたら、国・県等の要望を今後とも強く求めていってもらいたいと、そういうことで、終わります。

○熊田 司委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 先ほど、国の補助の率ですが、73.66と申し上げましたが、これは査定決算額に対する率でございます、実質欠損額に対する率は69.97、約70%でございます。訂正をして、おわび申し上げます。

○印部久信委員 終わります。

○熊田 司委員長 長船委員。

○長船吉博委員 19ページ、商工観光使用料、観光施設使用料のなないろ館の滞納、これ、去年もだけでも、なないろ館の滞納、何年ぐらい続いとるの。

○熊田 司委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） なないろ館の使用料でございますが、現在、なないろ館には13店舗入っていただいております。その中で、平成20年度から、20年、21年、22年度と滞納がございまして、使用料、それから、共益費と分けておりますが、使用料の部分に関しては、3カ年で92万1,495円ございます。それも、そのうち大きなところは1社だけでございますので、その1社に関しては返済計画を出して、現在、計画どおり納入していただいているところでございます。

○熊田 司委員長 長船委員。

○長船吉博委員 やっぱりもう少し、何年も続いて滞納していくというのは、余りよくない話であって、実質、経営がきちりといっていないのか、もしくはある程度、採算ベースに乗って経営をしていった中であって、まだ滞納しておるというふうな状況か、そこらもよく把握した中で、何年も何年も滞納が続くというのは、本当によくないことでもあり、指導不足でもあると思うんですよね。サンライズ等については改善計画書を出せとか、そういうふうな返済計画書を出せとかいうふうなことも指導しておる中であって、こういう手だても1つは必要ではないかなと思うんですけれども、いかがでしょう。

○熊田 司委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） その分につきましては、過去の過年度分と現年と並行して入れていただくということで、過去の分については長期ではございますが、平成26年度までの返済計画ということで、月々入れていただいております。それと並行して、現年については、その都度入れていただいておりますというのが現状でございます。

○熊田 司委員長 長船委員。

○長船吉博委員 ほんまに滞納金たまってきたら、より一層、支払いにくくなるんで、そういうのはできるだけ早期のうちに解決するような計画方法を対処すべきやというふうに思っておりますので、その点、やはり貸してある使用料払っているところのためにも、ある程度の厳しさをもって指導していくべきだと私は思っておりますので、その旨、お願いして、終わるときです。

○熊田 司委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 失礼します。

先ほど、久米委員さんからスポーツセンターの使用料の中で、少年少女社会体育団体の使用料はどれぐらいかというふうな御質問がございました。確認しましたら、２２年度は７４万円ということになっております。

○熊田 司委員長 久米委員。

○久米啓右委員 １００万円よりもかなり下回っているということで、使用料もゼロにしてくれというような委員会からのあれもありましたんで、特に大きな影響がないという判断を２３年度以降もさせていただきます。ありがとうございました。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 地方交付税に関連してなんですが、歳入で言えば、事項別明細書の１３ページ、それから、一般会計の決算付属資料、ここもちょっと見とってですけども、基準財政需要額に関連してなんですが、ことしは基準財政需要額が増加したというような話です。これはそれぞれ社会福祉にかかわる扶助費の経費の増加とか、その理由が書かれておるわけですが、これについては、こういう基準財政需要額の算定というのは年々変わってくるということで、政策について変わってくるのか、それとも、年度当初の地方財政の予算の編成方針の中で、数字の変更されてくるのか、そのあたりはどんなような仕組みになっておるのでしょうか。

○熊田 司委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 基本的には、１２月、年末に発表されます地方財政計画がもとになってございます。具体的な計算方法は、翌年度の地方交付税が算定されるまでに、当然法律改正等もございますけども、その中で決定されるということでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それで、ことしの場合は、たまたまというような、そういうニュアンスも少し見受けられるんですけども、最終的に、監査委員の意見の中に出ておったわけですが、形式的な収支と実質的な収支ということを見たときに、地方交付税が与える影響と、いうのか、結構大きいのかなと。ここの説明を見ておりますと、基準財政需要額がふえて、そして、基準財政収入額が減ったことで、交付税がふえたというような説明であるわけですけども、これを見ておると、税収とかが一定減っても、それを見合わせるだけの交付税

措置がとられるというふうにも読めるわけなんですけども、そのあたり、いかがなんでしょうか。

○熊田 司委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 基準財政収入額につきましては、税収の75%が交付税に算入をされるということになっておりますので、1億円の税収が減れば、7,500万円までは交付税で措置されるというのが基本になります。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それはわかるんですけども、収入額が基準財政収入、収入が減っていると。かなり減ったというふうに書いていますよね。これは税収が減ったということが原因やと。それだけ地域の経済が落ち込んでいく、影響だということは出てると思うんです。それを補うような地方交付税があったと。増額もあったと。交付税の増額があったというふうに書いてあると思うんですね。ですから、先ほどの実質収支としては、6億円ほどの黒字になっているということであつたかと思うんですけども、地方の経済が一定冷え込んで、収入が減っているけれども、地方に対して、国からの手当がそれを補う分プラス、自治体の努力ということも、人件費を大幅に削ったりとか、投資的経費をできる範囲で削減したりとか、相乗効果も含めてなんですけれども、黒字になったというような評価になつたと思うんですが、一定、今年度については、地方経済に対する交付金は削ったけれども、交付税措置はあったというような、こんな記述になっておると思うんですけども、そのあたりの評価をちょっと教えてほしいと思ったんですが。分析どうなっているかということなんですけども。

○熊田 司委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 税収については、決算を見る限りでは、数千万円、前年度と比較しまして減になっておったというふうに思います。ただ、交付税については、減収になった分を計算上補てんするというような措置のない税収もございます。交付税のほうで理論的に計算をして、おたくの市については、これぐらいの税収、当該年度はこれぐらいの税収が減になりますよというような、市民税の関係なんですけども、国ベースで算定をして、歳入をしてくるものが、算定をするものがありますので、実際、市民税については、決算での減額よりも理論的に計算した減額幅がかなり大きくなっています。これは21年度の所得税が落ち込んだ。それにつれまして、住民税が22年度減ったということで、全

国的にかなり大きく落ち込んでますので、その影響がありまして、収入額については、決算よりもかなり大きな落ち込みの見込みとなっています。

交付税全般についてお話をさせていただきますと、22年度の交付税につきましては、前年度と比較して、トータルで、国のほうが最終的に1兆1,000億円特例加算という形で措置をしてきました。交付税総額が16兆円余りでございますので、1.1兆円ということになると、6%か7%の大幅な伸びというふうになってございます。

本市においても、前年度よりも6億8,000万円増額になっておりますのは、主には、トータルで見ますと、この影響かと思えます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いろいろ矛盾、問題点はあるけれども、一定の国による措置もあって、全般的に多くの自治体で決算状況、改善されているというふうな傾向も出ているように思いましたので、そうした国と地方の努力の相乗作用の中で、財政の改善というのは見られるのかなと。その財源はどうなるかという、国債とか、別の大きな問題もあるわけですが、そんな評価をしておりましたもので、少し意見を聞きたかったということなんです。終わります。

○熊田 司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これね、私、どこに歳入として入っとるのか、広告掲載料というか、51ページなんかどうかようわからんねんけど、市内、オニオンタワーで、広告であったりとか、市のホームページであいう広告であったりとか、広報紙で広告していますわね、これは情報課の雑収入に入っているのか、これ、今言った広告掲載料、これはどの部分に。

○熊田 司委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 決算書の51ページ、下から4行目の産業振興協賛金111万8,000円でございますが、これについては市長公室のほうで所管しておりますオニオンタワーの広告の収入でございます。

○熊田 司委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 情報課長の富永でございます。よろしくお願いいたします。
ホームページ、それから、広報紙への掲載につきましては、決算書につきましては51

ページの一番上から２段目のところ、広告掲載費１５２万６,０００円でございます。

○熊田 司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 広告で１５０万円と、片一方、オニオンがかなりの広告掲載というか、そういうふうな料金を取ってやっていただいております。この辺の市内業者の広告代というのは、これ、大体ホームページのどこへ掲載するには１枠何ぼで、オニオンタワーでくるくる回転、うちの家からよう見えるけど、あれは年間何ぼとかいう料金を若干教えてください。

○熊田 司委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） まず、広報紙でございますけれども、広報紙につきましては、Ａ版で発行させていただいております。それで、その１段分を使った１種と呼ぶものでございますけれども、高さ４．５センチ、幅が１８センチの分ですけれども、１回につき３万円でございます。ただ、６回以上続けて掲載していただいた分につきましては、１回につき２万円というふうに設定してございます。

それから、２種ということで、１段の半分、高さが４．５で、幅が９センチ、この分につきましては、１回、１カ月について１万６,０００円でございます。６回以上掲載された場合には、１回について１万１,０００円というふうに設定しております。

それから、ホームページのバナー広告ということでございますけれども、バナー広告から御本人のホームページへリンクをするという形での広告でございますけれども、これにつきましては、１カ月につき１万円、１２カ月掲載された場合につきましては１０万円という形で設定しております。

ちなみにオニオンタワーにつきましては、１０秒間、約２０文字を５分に１回掲載するというような条件の中で、１カ月では３万円、それから３カ月では８万５,０００円、半年では１６万円、１年では３０万円というふうに設定をしております。

以上でございます。

○熊田 司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 洲本のケーブルを見ておったら、市内のケーブルで、かなり市内の広告を打っておる。南あわじ市の場合は、今言ったオニオンと市のホームページと広報紙の掲載以外に、ケーブルでの広告とか、その辺のお考えはあるんですか、ないんですか。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク所長。

○ケーブルネットワーク所長（土肥一二） ケーブルネットワーク淡路所長の土肥です。
どうぞよろしくお願いします。
ケーブルのCMの部分については、ケーブル特会のほうで計上しております。
以上です。

○熊田 司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ちなみにケーブル特会のほうで計上しておるけど、ちなみにどれぐらいの収入というのはあるんですか。

○熊田 司委員長 それはまた、特別会計のときをお願いします。

○谷口博文委員 要は、かなり広告、さまざまな手法で歳入をしとることは、私は非常にええやことやと。それをもっともっと、それなりの料金にさせていただいて、市内の業者の広告をさまざまなメディアを通じて、発信していつていただきたいということで、それだけ言いよるだけやさかいに、その辺御理解させていただいて、市内業者の広告、宣伝、どんだんどんやったる場所を提供したってくださいよということをお願いしといて、終わります。

○熊田 司委員長 ほかにございませんか。
北村委員。

○北村利夫委員 これで言うたら6ページになるんですかね。雑入、物すごい大きな金額出てるんですけども、雑入の考え方をお聞きしたいと思うんですが。

○熊田 司委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 款で申しますと、諸収入ということになるかと思うんですけども、それ以外の款の項目に該当しないものが、すべて諸収入ということになります。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 本来、雑入いうたら、どこの項目にも入れへんのが雑入やという僕は

理解するけども、これ、あとの４８ページからのやつ見ていたら、ずっと項目当てはまることばかりなんですよ。当てはまらへんやついうたら、ほんまにわずか、本来、これが雑収入やという理解するんですが、いかがですか。

○熊田 司委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） こちらのほうでは、他の項目に該当しないということで、雑入のほうに計上しております。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 例えば、財産貸し付け、先ほどからいろいろ問題になっているサンライズ、あれは南あわじ市の財産を貸し付けているんじゃないんですか。その項目が、この雑入に入ってきているのはおかしいと思いませんか。

○熊田 司委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 今おっしゃられてる分については、条例等に根拠のないもののことやと思います。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 指定管理料というのは、条例で根拠はあるんでしょう。

○熊田 司委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 使用料という形で予算措置をしておりますが、使用料というのは条例に根拠があるものが使用料でございまして、この雑入に上がっておるものについては、その条例に根拠のないものになります。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 指定管理というのは条例で定めているんですよ。

○熊田 司委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 歳入のほうは、使用料徴収条例に基づく使用料でないという意味ですね。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 ああ、なるほどね。ここに上がっている雑入というのは、条例にのっとってないやつを全部ここに上げているということなんですか。

○熊田 司委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） そのとおりでございます。

○北村利夫委員 終わるときです。

○熊田 司委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○熊田 司委員長 質疑がございませんので、歳出に移ります。

（２）歳出について

① 議会費、総務費

○熊田 司委員長 時間的に微妙なんですけど、もう少しありますんで、まず、款１議会費及び款２総務費、ページは６４ページから１１５ページまでの質疑を行います。

質疑はございませんか。

柏木委員。

○柏木 剛委員 それでは、歳出についての、ちょっとマクロ的な話でお聞きしたいと思うんですけど。附属資料の４ページのところで、歳出性質別経費の内訳ということでありまして、私、これ眺めていまして、いろいろ思うところがあるんで、ちょっとお聞きしたいと思うんです。個別の話に入る前に、トータル的な話をお聞きしたいと思うんで、先に手を挙げたんですけども。

全体的にはいい決算であると。繰り越しもしているというような話なんですけど、私、

何点かあるんですけど、5番の維持補修費、それから、投資的経費あたりが、当初予算に比べると大分落ちているという感じがするんです。このあたりについて、まずは、その辺の当初予算に比べて、落ちたあたりのところについてお聞きしたいと思うんですけども、どんな内訳であったか、ざっくりで結構ですので。

○熊田 司委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 一番大きなのは、次の年度への繰り越しがかなり生じておりますので、予算とのかなり差が生じておるんだと思います。

○熊田 司委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 繰越明許で大分繰り越しているというのは、その話と理解しました。私は、実は思うんですけども、義務的経費は、これはやむを得んと。これもそれなりに落としていく必要があるんですけども、全体的に、まだ社会資本整備という要請というのは、結構あるんですよ、住民生活につながるような。例えば、道であるとか、排水であるとか、排水路であるとか、いろんなことでの話が来るときに、たちまち解決したいというときには、うまくできないという、いなりこ予算では、とてもできないような話が結構あって、何となくその辺のところへの配分というのは、もう少し余裕というんですか、弾力性というんですか、そういう財産というんですか、使い方があってもいいんじゃないかと私は思うんです。

どうしても先へ先へと行ってしまうと、そんな感じがして、こういうことを市民が望んでいるのは、そっちの方向を期待しとるんじゃないかと。もちろん全体として、人件費を落とし、公債費を落とし、繰り越しをふやしていくという、いい決算をするのはもちろん必要なんですけども、そんな感じを私は持つんですけど、これは、どなたにお答えしてもらったらいいいんかわかりませんが、その辺についてはどんな感じでしょうか、全体的な決算としては。

○熊田 司委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 合併当初は、かなり財政が厳しいということで、要求があっても優先順位をつけてくれというようなことで、かなり予算を削減したようなことはあったと思います。

ただ、22年度あたりからは、財政のほうで出てきた要求を、それ、すべてうのみではございませんけども、ある程度査定をして、必要なものについては極力予算づけをしてお

るふうに、財政のほうとしては思っております。

○熊田 司委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 そうのことだと思うんです。当然、選択と集中というのが最初に来るような話ですんで、それなりに重点的にやっていく話だと思うんですけど、やはり国の補助、県の補助に頼って、市の単独事業というのは、どうしても地元負担が大きいとかいうことで、なかなか部落で金を出し合う、権利のある人でお金を出し合うというような工事がなかなか進まないという実態も結構多いということだけはあるんで、もう少しお金の使い方に柔軟性を持つ、弾力性を持つという、そういう感じのこと、私はちょっと思うところ、要するにもっともっと社会資本のほうへ、もっと目を向けてほしいなという感じはするんですが、そのあたりについて、まとめて結構ですので、お答えをお願いします。

○熊田 司委員長 財務部長。

○財務部長（土井本 環） 今後のあり方というふうなことやと思うんです。国の施策の状況を把握しながら、極力投資的経費、いわゆる普通建設事業の部分については配分したいとは思っておるんですけども、とにかく合併算定がえがありますので、終了する年度を踏まえたときには、経常的経費については、やはり抑えていきたい。先ほどの地元負担という部分があったと思うんですけども、これは応分の負担をしてもらうべきやというふうには、私どもは思っております。

以上です。

○熊田 司委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 もちろん応分の負担はそのとおりです。ただ、割合を6割、4割を地元6割でなくて、もう少し、3割にする、あるいは4割にするということで、また大分事業もしやすくなるという、こういう面も結構あると思いますので、そういうことを私は言ってるわけです。もちろん合併算定がえに向けて、人件費43億円、23年度は減っていますし、公債費も3億円ほど減ってるんで、着々とそれに向かうのかなという感じはしてるんですけども、確かにそれを達成せないかんということが大きな問題、目的ですので、ある程度は市民生活のほうへの分を翌年度回しということはあるかと思うんですけど、ぜひそんな方向にも予算の配分を考えてもらえたらいいなと。やっぱり行財政改革をもっともっとやって、事務的経費を減らしていくとか、こういうことを期待します。

特に答弁は結構です。終わります。

○熊田 司委員長 今、一般会計全般については、また最後に総括的な質疑等いただきますので、できるだけ款 1、款 2 に沿った内容で質問のほうをお願いしたいと思います。
ほかに質問ございませんか。
出田副委員長。

○出田裕重副委員長 75 ページの国家資格等取得補助金ですけども、付属資料は 25 ページ、6 件ということで 6 万 8,092 円として上げられてますけど、まず、6 件の内容についてお聞きします。

○熊田 司委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 総務課長の佃でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいま御指摘がございました 6 件につきましては、内容は産業カウンセラー、古民家鑑定士、介護福祉士、消防設備士、あと、宅地建設取引主任、それが 2 件ということで、合計 6 件でございます。

以上でございます。

○熊田 司委員長 出田副委員長。

○出田裕重副委員長 予算的には、最初、幾らぐらい計算されておったんですか。

○熊田 司委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 少々お待ちください。

15 万円でございます。

○熊田 司委員長 出田副委員長。

○出田裕重副委員長 これ、担当部局でこういう資格が必要やということで、多分その担当の人に受けさせているような、多分、職員側からこんな資格取りたいんですいうてやっているような予算措置じゃないと思うんですよね。何かもうちょっと能動的な、こんな取りたいんですというような制度かなと思っているんですけど、そうではないんですか。

○熊田 司委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） そういったこともあると思うんですけども、私が把握している範囲では、皆さん、職員の自主的なものということで、今回、この6件については、上司からの指示とかじゃなしに、みずからの受験希望があつてのことということで理解はしております。

○熊田 司委員長 出田副委員長。

○出田裕重副委員長 所管ではないような資格も、希望を出せば受けれるんですか。

○熊田 司委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 全般的に、市役所に関連する資格でございましたら、受けれるような形になっております。

○熊田 司委員長 出田副委員長。

○出田裕重副委員長 ちなみに、この6件というのはどう思いますか、年間6件というのは。

○熊田 司委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） この制度を創設したのが平成19年度でございます。多いか少ないかというのは、なかなかコメントしづらいんですが、19年度が4件、20年度が5件、21年度が8件、22年度が6件ということで推移をしております。何分強制でございませぬので、できるだけ多くの方にそういった資格をとっていただくような気持ちはございますけども、何分自主的なということなので、この制度をもうちょっと周知しながら、今後、啓発、職員の高揚を高めるような形で取り組んでいきたいと思っております。

○熊田 司委員長 出田副委員長。

○出田裕重副委員長 最後、要らんこと聞きますけど、執行部、座っている方々で、国家資格を持たれている方は何名ぐらいおられるんですか。挙手をお願いします。

委員長、こんな質問してもいいですか。こういう制度を使って、資格をこれまで役所に
来られて取られた方は何名ぐらいおられますか。

ゼロ。管理職以外ということで理解していいんですかね。

○熊田 司委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） ただいま申し上げました6件というのは、管理職以外の職員
でございます。

○熊田 司委員長 ここで暫時休憩をいたしたいと思います。
再開は13時にしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（休憩 午前11時55分）

（再開 午後 1時00分）

○熊田 司委員長 それでは、再開いたします。

午前中に引き続き、款1議会費及び款2総務費、ページは64ページから115ページ
までの質疑を行います。

質疑はございませんか。

森上委員。

○森上祐治委員 決算書の102ページの戸籍住民基本台帳費のところ、それから、付
属資料では42ページについて質問させていただきます。

まず、教育委員会の人権教育課長にお尋ねするんですけども、6月27日付で、県の人
権推進課課長名で、本人通知制度に対する対応についてという通知が各市町に届いている
と思うんですけど、御存じでしょうか。

○熊田 司委員長 人権教育課長。

○人権教育課長（大谷武司） 人権教育課の大谷と申します。よろしくお願いいたします
す。

ただいまの議員さんからのお尋ねの課長通知でございますが、私のところでは、まだ拝
見しておりません。

○熊田 司委員長 森上委員。

○森上祐治委員 付属資料の４２ページ、各種証明書等の交付件数のところのイで、住民基本台帳関係、住民票のずっと下に閲覧として、５５４件の閲覧がございました。そのうちの公用が３８５件というふうになっておりますけども、この内訳、内容について、御説明をお願いいたします。

○熊田 司委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 主には国等の機関だったと思いますが、細かくは分析した資料をただいま持ち合わせておりません。

○森上祐治委員 ちょっと聞こえないんですが、済みませんが、もう一度お願いいたします。

○市民課長（塔下佳里） 主には国等の関係機関だったと思うんですけども、ただいま詳細な資料を持ち合わせていませんので、数字等についての報告はできませんので、申しわけございません。

○熊田 司委員長 森上委員。

○森上祐治委員 何でこんなことを聞くかと言いますと、実は、昨年、兵庫県下で非常に大きな住民の戸籍謄抄本の閲覧取得に関する差別事件がございました。大きな問題になったんですが、どういうことかと言いますと、住民基本台帳というのはだれでもが自由に他人の住民票等、閲覧できるんではございませんで、ただ、そのとき、私、勉強したんですけども、８士業、８つの業務で仕事をしている人、例えば、弁護士であるとか、司法書士であるとか、弁理士であるとか、そういう８つの業種に関係した人が、その職務上、特定の戸籍謄本とか抄本なんかを見る権利があるということなんですけども、ある悪徳行政書士が、興信所から頼まれて、国民の、住民の戸籍謄本あるいは抄本をとって、不正に興信所に１枚３，０００円から５，０００円で売ってたというようなことでありますけども、こういう情報は御存じでしょうか。

○熊田 司委員長 決算に関係のある内容でお願いしたいんですが。

○森上祐治委員 だから、それは５５４件のうちの公用が３８５件、そのうちの残りは

私用というふうに私は判断したんですが、その内訳に関する質問であります。

○熊田 司委員長 わかりました。質問のほう、恐れ入りますが、簡潔にお願いしたい
と思います。

市民生活部長。

○市民生活部長（入谷修司） 森上委員言われた、そういった事象事件については、こ
ちらはちょっと聞いておりません。

先ほど言いました、閲覧については554件、おっしゃるとおり、差額についてはそう
いった職種の方々からの閲覧が多いかと思っています。

○熊田 司委員長 森上委員。

○森上祐治委員 この件について、情報交換というか、質疑できるようなことではなさ
そうなんです、要するに、今、全国的にどんな動きがあつて、本市でも、今後かわって
いくべきだということで、今、全国的には登録型本人通知制度というのを各市町にやって
いただくといういろんな形での運動、弁護士とか、運動が進んでおりますが、この件に
ついては各市町が自主的にできることであつて、条例をつくらなくても、規則とか要綱レ
ベルでできることであると。やはり住民の個人情報保護の観点から、今、非常に大き
な課題だとされている内容でございますので、今後早急にその辺の情報を取り寄せて、前
向きに検討、努力していただくことをお願いして、この件についての質問を終わります。

○熊田 司委員長 ほかに。

柏木委員。

○柏木 剛委員 66ページの総務管理費の一般管理費から、一応財産管理費まであた
りについてお聞きしようと思います。全部共通していると思うんで、このあたり、ずっと
見ますと、それなりに人件費とか大きい割合を占めてますけど、それぞれ不用額を出して、
恐らくこれは経費削減効果、努力の結果が出ているんじゃないかと私は見ているんですけ
ども、ざっと見ていきますと、一般管理費の中でも、特に需用費、市長交際費も半分なっ
てますけど、需用費が、例えば、69ページの需用費も落ちてます。それから、文書広報
費の需用費も140万円と、結構大きな額が削減されています。財産管理費のほうでも、
需用費が、また、これも結構、個別の予算で見ますと、大分個別に抑えて、消耗品費とか
光熱費とか全部含むんですけど、あるいはもう1つ、79ページの委託料でも146万円
という、こんなふうな格好で落とされているんです。

私は、これは結果として、これだけの不用額を残すということは、経費削減効果が出ているんじゃないかと思うんですけども、そのあたり、もう少し、特に消耗品とか、いろいろの面で努力されたとか、こういうことをやって、その成果が出ているという、この辺について、総括的な格好で結構ですので、行政側の努力とか成果について説明してもらえたらと思いますが。

そしたら、順番に行っていいですよ。一般管理費の中の69ページ、需用額1,868万円に対して、不用額が235万円出ていますね。この辺はどれが、大体予算と対比すれば、それはわかるんですけど、この辺に努力しましたという、結果こうなりましたというあたりをまずお願いします。69ページの一般管理費の需用額。

○熊田 司委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 一般管理費については、所属課がかなりまたがっておりまして、総務課、市長公室、管財課、それと総合窓口センターも入っております。ですから、それぞれの課で節約した分もございますし、少し予算が多過ぎたかなというものもあると思います。ですから、一概に、どの項目が今不用になっておるかというのは、今現在では把握できておりません。

○熊田 司委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 それじゃあ、成り行きでこうなったという話にしかないんで、やはり行政として、こういうことをやった結果、例えば、何%ダウンとか、何とかといって、あんまり締めつけて、必要な消耗品まで買わないということはあっても、ないとは思うんですけど、そういうあたりの努力指導という、そういうことの答弁を私はお聞きしようと思ったんですけど、そのあたりはどうでしょうか。何かによってこうなったというのがありますか。予算が多過ぎたんですか。あとは、成り行きでいってこうなったと、そういう話ですか。

○熊田 司委員長 総務部長。

○総務部長（渕本幸男） 総務部長の渕本です。どうぞよろしくお願いします。

一般管理の不用額につきましては、大きいものでは、いなりこ予算の関係、これ一番最後に出てますが、市民生活応急措置費というようなことで、22年度については補正予算で400万円から800万円、その分で100万円足らず、不用額が出ています。この件については、増額、倍増の補正というようなことで、市民の方々の、特にそれぞれの自治

会、そんなとこでの課題、そんなものの解決、十分図れたものと思ってます。

それ以外の消耗品費であったりする部分につきましては、それぞれ管財課なり総務課なり、そういったところからの節約というか、いろんな取り組み、そんなものの周知を図っている状態の中で、日々の効果が全体として積み上がったものと考えております。

○熊田 司委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 5庁舎それぞれが経費削減に努力すると思うんですけど、例えば、77ページのところでは、修繕料なんかも、当初予算では793万円ぐらい修繕料が上がっておるんですけど、これが420万円というふうなことで、こういうのを節約というのかどうかかわからんですけどね。あるいは光熱水費でも下げている。燃料費も下がっている。消耗品も下がっている。やっぱりここには何かの意図があって、経費が落とされたんじゃないかと私は思って、そういう答弁を期待したんですけど、それはこんなことは特にやってないということですか。

○熊田 司委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 管財課の堤でございます。よろしくお願いいたします。

委員御質問の財産管理費、77ページの修繕料でございますが、予算が792万5,000円という予算に対しまして、決算が420万4,396円というものでございます。当然、これ5庁舎の修繕費でございまして、空調機等で27件、修理してございます。この修理につきましては、大きいものから、1件100万円程度のものから数万円で済むものまで、さまざまございます。当然、新庁舎への移転ということもございますので、最低限の修理というふうなことで行った結果でございまして、予算は組んでございますけれども、1件1件の修理費を最少に抑えたというふうなことで、この金額に至ってございます。

修繕料につきましては、以上でございまして、その1つ上の光熱水費でございますが、予算が3,302万3,000円でございますが、これに対しまして、執行額が3,073万4,615円という金額でございます。これも5庁舎の光熱水費、大きいのは電気代でございますけれども、これも、ことは節電の夏ということで、かなり照明を落としたりしておりますが、去年はそういったことはしておりませんが、なるべく節電するようということで、経常経費の削減ということで努めた結果、予算に対してこの金額になっておるものでございます。

○熊田 司委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 ついでに、79ページをお聞きします。委託料1,617万8,000円から約1割ぐらいが抑えてますけど、これは何が減ったんですか。

○熊田 司委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） この減額の大きなものでございますけれども、平成20年度からですけれども、庁舎の維持管理費、この中で5項目ほどございます。消防施設設備の点検並びにエレベーターの補修、電気保安業務、警備保障と、そういった業務につきましては、経費削減ということで、長期継続契約というのを締結いたしまして、3年間の契約でございまして、経費の削減を図ったというふうなことをやってございます。そういったことが大きな部分かと考えてございます。

 以上です。

○熊田 司委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 終わりますけども、私は、やっぱりそれなりに経費削減に努力しているということについては、もっと堂々と言ってもらったというふうなこと、答弁を期待していました。これは当然なこと、無駄なことは省いていくということは当然必要な行政だと思いますので、もう少し、これについてはこうやったんだということをお聞きしたかったんですけど、これで終わります。

○熊田 司委員長 ほかに。

 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 71ページの委託料、顧問弁護士委託料と、訴訟弁護士委託料、これの内訳を説明いただけますか。

○熊田 司委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） まず、顧問弁護士委託料222万6,000円につきましては、本市の顧問弁護士2名に対する委託料でございます。月額が8万4,000円掛ける12カ月の2名でございます。

 続いて、訴訟弁護士委託料、これは決算額が429万6,600円でございます。3点、訴訟関係ございまして、まず1点目が、過去にありましたグループホーム慶野松原荘の国家賠償請求事件に関するもの、これが226万6,000円。2点目が、戦没学徒記念若

人の広場の財団法人の解散命令に伴う課税審査決定の取消請求事件ということで、これが157万5,000円。最後の3点目は、賀集地区における県営のは場整備事業に係る水路工事の請求事件でございます。これが49万5,600円、合計で429万6,600円でございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 若人の広場については終わっているということで、あと、グループホームと賀集の水道工事については、今どのようになっておるんでしょうか。判決は出てるんですか。

○熊田 司委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 長寿福祉課の小坂でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

グループホーム慶野松原の件について、お答えいたします。

昨年5月、判決が出まして、原告の請求を棄却するということで、市のほうの勝訴という結果で終わっております。

○熊田 司委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） 農地整備課の大瀬でございます。よろしくお願いします。

賀集地区のは場整備の関連の訴訟につきましては、現在係争中ございまして、裁判所と双方の弁護士等々の中で、準備書面の整理をしているというふうな段階でございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この水道工事については係争中ということですが、これは原告・被告とえば、被告ということになるかと思うんですけれども、どれぐらいの損害賠償なり、請求金額をされているのかというのは。

○熊田 司委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） これの訴訟の始まりといいますのは、兵庫県の土地改良事務所と原告が争っておったものでございまして、その後、換地の完了に伴いまして、関

係する土地が市なり改良区に来たと、名義が変わったというふうなことで、念のためにといいいますか、県の訴訟と重ねて、市のほうへも同じような訴えを起こしたというふうな状況でございます。訴訟内容は、従前の機能の回復というふうなところが主眼となっております。まして、金額的なところは、私どものほうへは参っておりません。

○熊田 司委員長 ほかにございませんか。
森上委員。

○森上祐治委員 決算書の69ページ、市長交際費について、付属資料は25ページでございます。基本的なことを教えていただきたいんですけども、この決算書、付属資料を読んでいて、昨年1年間の南あわじ市で死亡した方が719人という数値が出ております。それがずっと頭にありまして、ずっと決算書読んでいったときに、市長交際費が125万8,000円と。当初予算が250万円と。えらい市長は切り詰めて、節約されて、行動されたなというふうに思ったんですけども、付属資料を見てましたら、慶弔に係る電子郵便料が40万7,000円と、その下に市長交際費が125万8,000円と出てました。

最近、高齢化社会で非常にお葬式が多くなっております。719人、昨年1年間亡くなったということからすれば、719件の葬式があったということなんですけども、私もちょくちょく参列させていただくんですけども、必ず南あわじ市長ということを冒頭に名前出てきます。私も素朴に思ったんですよ。当初、市のほうとしても、やっぱり市長は市民の代表ですから、市民を代表して香典をされるんやなと。香典はどのぐらいされるのかなと勝手に解釈してて、719件の香典を持って行きよったら膨大な数になるなと。125万円ではとても出されへんなと思って、昨晚も、実はホームページ、今まで見たことなかったんですけども、市長交際費を見ましたら、書いてありました。

一般の方々については、弔電だけなんですよ。弔電だけということを私は初めて知りました。市長は香典は持って行っていないんやなと。そんならわかるわということなんですけども、この慶弔に係る電子郵便料40万7,000円というのは、弔電の経費なんですか。お尋ねいたします。

○熊田 司委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（田村愛子） 市長公室、田村でございます。よろしくお願いいたします。

今委員さんおっしゃられたように、交際費における電子郵便料、この交際費の使用額の中で、一応40万7,160円、これはすべて弔電の経費でございます。

○熊田 司委員長 森上委員。

○森上祐治委員 ということは、40万7,000円割る719という数字が弔電の料金ということで考えてよろしいのかな。

○熊田 司委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（田村愛子） 今、委員さんおっしゃられた、719件ということでございますが、こちらのほうでちょっと控えておりますのが702件、1件、単価580円の弔電ということで、トータルは先ほど申しましたように、40万7,160円ということで、若干合計数が違いますけれども、月平均約60通ということで、このような数字になっております。

○熊田 司委員長 森上委員。

○森上祐治委員 今、弔電代が580円と、非常に儉約された弔電だなど、我々一般市民が打ってたら、安くても1,500円ぐらいかかるとるんじゃないかと思うんですけども、その辺、市として、いろいろ研究されて安い弔電を打たれているということでもあります。とすれば、125万円、当初予算の半額で抑えられとるんですけども、これも一般市民の素朴な疑問として、答えられるんだったらお答えしていただきたいんですけどね。市長交際費というのは、どんなことに、こういう慶弔費で弔電以外、弔電入ってないと。ところがホームページではいろいろなランクづけありまして、元市議員の方であるとかだったら1万円とかありますけども、大体それにほとんど125万円というのは使われるんでしょうか。

○熊田 司委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（田村愛子） 総額の、先ほど申しました電子郵便料を引いたものにつきましては、市長の交際費の中で、一応6区分に分かれて、今ホームページ等で公開させていただいております。祝儀、またお見舞い、それから、いろんな会合等の会費ですね、それから賛助、また、それに該当のないものについては、その他というような分類の中で、一応、総額125万円8,000円の支出をさせていただいております。

○熊田 司委員長 森上委員。

○森上祐治委員 この付属資料の説明で、横に秘書事務ということで、行政のスムーズな運営に資するための秘書事務などを実施したというふうに書かれておりますけども、この表現からすれば、22年度初めて秘書事務というのを行ったということなんですか。秘書事務というのは、昔からずっと秘書というのはおるんじゃないですか。

○熊田 司委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（田村愛子） 言葉としては初めて出てきかもわかりませんが、秘書事務、これは通常、秘書が行う事務全般を指しますので、改めてここで何かというような御説明は省略させていただきますが、市長の日程、また、旅費に関する事、そういうふうなもろもろの秘書業務は数多くございますので、トータルで秘書業務というような言葉で表現をさせていただいております。

○熊田 司委員長 森上委員。

○森上祐治委員 冒頭申し上げたように、当初予算が250万円置いてといて、半額の125万円の交際費で1年間、市長は活動されているということで、非常に窮屈な形で動かれているんじゃないかと思われるんですけども、市長交際費の一端についても、我々、市民もどんなふうに使われるのかなというふうに、全くわからない面が多かったものですから、あえて質問させていただきました。非常に儉約をして、かっちりと使われているというふうに認識させていただいて、質問を終わります。

○熊田 司委員長 ほかに。
登里委員。

○登里伸一委員 73ページの第19節の負担金補助及び交付金のところですが、互助会の負担金につきまして、お聞きします。22年度は686万7,441円となっておりますが、職員1人あたりに直しますと幾らぐらいでしょうか。

○熊田 司委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 互助会の負担金でございますけども、個人、市とも給料の1,000分の3.5を負担するものでございまして、この額から、平成22年度の職員数595で割りますと、1万1,500円程度ということでございます。

○熊田 司委員長 登里委員。

○登里伸一委員 それで、半年ほど前になりますが、報道で県下の状況が出ておりまして、多くの自治体がこれをやめたと、神戸市を初め。そういうのがたくさんあったのは御存じでしょうか。

○熊田 司委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 減額する方向で、やはり職員といえども、職員というか、地方自治法上で職員に対する福利厚生事業は認められておりますので、その範囲も大分狭まってまいりまして、必要最小限の経費に抑えるということでの縮減ということで理解をしております。

○熊田 司委員長 登里委員。

○登里伸一委員 おっしゃるとおり、全廃したという市町と、南あわじ市は減額したというふうに載っております、小さい町の単位のところでは継続しておるといようなことでありました。ただいまも同僚議員から、市長の交際費を頑張って少なく使って苦労していると。また、市長初め特別職は1割カットしましたし、議員も1割カットしました。職員の間でもなるべく、財政は好転しておりますけども、そういう声を上げていただいて、福利厚生に使うものは少なくしてほしいなど。小さい金額かもしれませんが、できるだけそういうふうな心がけを、先ほどもだれか言っていましたが、お願いしたいと思います。どうでしょうか。

○熊田 司委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） ただいま平成22年度の実績を申し上げましたが、23年度におきましては、個人負担をふやしまして、今載っているのは市のほうの負担でありますけども、平成22年度は1,000分の3.5と申し上げましたが、23年度は1,000分の2ということで縮減をしております。ただし、全体事業を行うために、個人負担分を3.5から1,000分の4に若干引き上げて対応しております。

○熊田 司委員長 登里委員。

○登里伸一委員 そういうのを聞いて、心の内では大変喜ばしく思います。やはり大変

なときはともに頑張るというのが筋だと思います。この資料の23ページのラスパイレス指数につきましても、平成17年度からずっと上昇しておるという傾向にあります。市長自身は職員の給料に関しては、よっぽどのときでなかったらさわらないというふうにおっしゃってましたので、それは私もわかっておるんですが、今後とも御貢献をお願いしたいということで、終わります。

○熊田 司委員長 ほかにございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 81ページの負担金、企画費負担金の紀淡連絡道路実現期成同盟負担金3万円、これは紀淡連絡道路ということですが、これの効果といいますか、会をやってきたときの効果について、少しお伺いしたいんですが。

○熊田 司委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（田村愛子） 効果ですか。期成同盟負担金につきましては、数年前から減額ということで、当時5万円から3万円に減額されまして、平成23年度からは繰越金を活用した中で負担金がないで、粛々と要望活動、また研修会等の活動をしていくという中で、先般の3月にありました震災の関係で、やはり紀淡のほうの防災に関する道路、それも必要であるということをも十分認識された状況もありまして、これから、また要望活動並びにそういう活動をやっていく中で、視点を長期に見据えてやっていくということで、効果というほどの結果は今出ておりませんが、長期的に活動することによって、何らかの方向性が見えるのかなというふうな形で思っております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これはいつから活動を始めて、どれぐらいの今基金といいますか、財政を、この同盟は持っているのでしょうか。

○熊田 司委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（田村愛子） 一応、活動は平成4年からということです。活動資金につきましては、今、構成市が23市町ございます。この22年度末におきまして、約300万円弱の繰越金がありますので、それを今後、平成30年までの29年度まで、それを活用して要望活動をやっていくという、そういう流れで今進んでおります。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは紀淡連絡道路というのは、そんなに必要なものかどうかということが、これからもさらに問われると思いますし、こういうことに使うよりは、今の本四連絡道の無料化の継続であったりとか、利用料金の引き下げとか、そういうことにお金を使ってもらふことのほうが経済効果があるのではないかというふうなことを思っておるわけですけども、その点いかがでしょうか。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） この紀淡道路の期成同盟会の負担金につきましては、毎回の決算審査で委員のほうから御指摘があるわけなんですけど、今、課長のほうからも答弁させていただいたとおり、現在、23市町で組織されておるといようなことで、当然、目的の達成のためにという部分もありますが、最近では関西連合等、近隣の市町との協調というふうなところも加味して、現在もこの期成同盟に加入しておるわけでございます。また、活動としましては、要望以外にもいろいろな研修会等も23市町の間でやっておられるようなので、結果は目に見えてないんですが、目的達成に向けて、徐々に効果を上げていくというところで御理解をいただきたいと思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この目的は、やはり淡路地域が元気になるということだろうと思うんですね。今、問われているのは、新しい道路をつくり、大規模なプロジェクトをして、大きな借金を抱えるよりは、現状あるものを活用して、経済の活性化を図るというシフトは、やはり必要であると思っておるわけです。ただ、橋をつくり、また道をつくり、つくりっ放しのそういうお金の使い方ではなくて、やはり地域経済に本当に役立てるためには、この紀淡連絡道路の考え方よりも、むしろ本四連絡道の活用ということのほうにウエートを置くべきではないかと。淡路島の市長会としても、そういう要望も随分出していると思うんですけども、そういう点では、少し矛盾をしていくのではないかなというふうに思っておるわけですが、市長、いかがでしょうか。

○熊田 司委員長 市長。

○市長（中田勝久） 今もお話あるとおり、やはり主体は、今現在、本四道路が主体で

ございますし、紀淡海峡のそういう具体的な話は完全に後退しています。しかし、淡路の中でも、洲本市なんかは、やはり全体的な構想の中に紀淡海峡が、今、名前自身が消えるということは、ちょっと洲本市の立場からすると、残念やと。だから、何とか一応本土のほうは、まだ結構そういう取り組みが積極的ではないですが、もう少し前向きな考えを持っております。

ですから、私どもも、今現在、それが望み薄やということで、完全に今の負担金3万円をやめるんか、やはり将来的にこの紀淡海峡という橋だけのことでなくして、地域の大阪湾ベイエリアのそういう構想も、やはり将来的には持っておく必要もあるんかなということから、今現在、私どももその同盟の中に入っているわけで、近い将来にすぐできるというようなものではないという認識は私もいたしております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今の活用、国の財政状況なり、また、近隣周辺の自治体でもいろいろ考え方も変わってきている部分もあるかと思えますし、やはりこれは活動の意味を、目的を失っているように思えますので、そういった点、また考慮して、いろいろと議論も深めていただきたいというふうに思います。

終わります。

○熊田 司委員長 ほかにございませんか。
森上委員。

○森上祐治委員 73ページの淡路公平委員会について質問いたします。

淡路公平委員会負担金26万2,000円ということなんですけども、まず、淡路公平委員会の設置目的について、わかりやすく御説明をお願いしたいと思います。

○熊田 司委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 遅くなり申しわけございません。

市町の中では、人事に関することについては、県なんかは人事委員会を設置しておりますけども、当市については、淡路3市で共同で公平委員会を設置して、それらの業務に当たっているということでございます。

○熊田 司委員長 森上委員。

○森上祐治委員 ということは、県の職員といいますか、県費負担の職員については、
県の人事委員会というのがあって、市町に来るとないということは、対象は公務員という
ことなんですか。

○熊田 司委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 3市の自治体の職員が対象でございます。

○熊田 司委員長 森上委員。

○森上祐治委員 26万2,000円の負担金というのは、多分各市町から出された公
平委員さんの手当とか中心になろうと思うんですけども、その辺、例年、何かそういう公
平委員会に提訴されるような事案というのは、淡路島内ではあるんでしょうか。

○熊田 司委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 平成22年度に限っては、提訴された案件はなかったと聞いて
おります。

○熊田 司委員長 森上委員。

○森上祐治委員 ということは、21年とか20年とか19年、合併以降は、特に市町
関係で合併というのがあって、職員の待遇とか、いろいろ問題があったんじゃないかと思
うんですけども、その辺の公平委員会に上げられた事案というのはございましたか。

○熊田 司委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 平成17年度以降の実績でございますけども、平成18年度
においては、淡路市のほうから職員の懲戒処分の不服申し立てに関する案件1件、それと、
本市から管理職の範囲に対する確認の要請が1件ございました。19年度はなしでござい
ます。20年度は、管理職の範囲、措置要求、委員長の選挙等で4回あったということで、
あと、21年度も管理職の範囲についての確認、これは3市の組織が変わりましたら、当
然、管理職の範囲について、公平委員会で定めるということになっておりますので、それ
に関する討議というか、協議でございます。

○熊田 司委員長 森上委員。

○森上祐治委員 公平委員会も立派に機能しているということで、質問を終わります。

○熊田 司委員長 ここで暫時休憩をいたしたいと思います。
再開は14時からといたします。

(休憩 午後 1時48分)

(再開 午後 2時00分)

○熊田 司委員長 それでは、再開をいたします。

委員の皆様におきましては、できるだけ質問のほうも簡潔で質問いただけますよう、よろしく願いいたします。

先ほどに続きまして、何か質問ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 努めて簡潔にやっております。

徴税費で、99ページです。住民税支援対策県負担金、この内容について説明を求めます。

○熊田 司委員長 収税課長。

○収税課長（垣本義博） 県税の支援チームなんですけども、当市におきましては、初めて受け入れしたのが平成19年、21、22と連続で受け入れをしております。この役割なんですけども、今、全国的に差し押さえを中心に、徴収事務が行われております。それにはいろんな高度な知識が必要となっております。それと、差し押さえするに当たって、今現在、預貯金が中心なんですけども、過去は不動産が中心でございました。不動産はなかなか公売が難しいということで、最近は預貯金を中心に差し押さえをしております。その預貯金なんですけれども、ほかに給料の差し押さえ、あるいは生命保険を解約して、その部分の差し押さえ、建更、火災保険を解約して、その部分を差し押さえするとか、いろんな差し押さえの手段がございます。それは知識の積み上げも大事なんですけども、実際、現場に行って実施することが大切となっております。

それと、そのほか派遣もありまして、ネット公売を23年から始めております。ことしで、23年に入りまして6件実施しております。Y a h o oのネット公売は年間8回ある

んですけども、今のところ毎回実施ということでございます。

それと、22年度、搜索、実際現場に滞納者の家へ赴きまして、売れるもんがあれば持って帰るということで、搜索を4件実施しております。

それと、23年度の目標といたしましては、タイヤロックということで車にロックをかけて、動産の差し押さえということで、それを実施したいと。それと、あと、23年度の目標といたしましては、公売、今までは不動産を抑えるだけだったんですけども、実際それを差し押さえして、抵当権の入っていないもんを抑えまして、それを実際公売するということを目指しております。

以上です。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今の説明をお聞きしまして、大変御苦勞の多いことだろうというふうに想像いたします。

この預貯金を中心にというふうに、今変わっていると。それまでの間に、不動産についても行ってあったが、難しいというような説明であったかと思うんです。差し押さえについてですが、預貯金の差し押さえよりも、不動産のほうが難しいということであったんですが、これまで不動産ではどれぐらいの件数の差し押さえを通算でされてきましたか。

○熊田 司委員長 収税課長。

○収税課長（垣本義博） 不動産の通算は、各旧4町るときから不動産を中心にやっておりまして、集計はしておりますが、その件数は今ちょっと持ち合わせておりません。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 なぜそれを聞いたかといいますと、不動産の差し押さえをした場合、差し押さえをした以上、管理責任というのがつきまってくるのではないかということをおもうんですけども、その点いかがでしょうか。

○熊田 司委員長 収税課長。

○収税課長（垣本義博） 不動産を差し押さえした場合は、管理責任とかいうのはございません。差し押さえを受ければ、その所有者、換価を自由にできないということは、制限は加わりますけども、差し押さえした側は別に管理とかいうのはありません。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 例えば、工場であれば、風でスレートが飛んできて、何かが壊れたり、あるいはけがをしたり、近隣に迷惑かかる、苦情かかるという場合、近隣の方からのクレームをどう処理するかという問題ありませんか。

○熊田 司委員長 収税課長。

○収税課長（垣本義博） 差し押さえを受けても、その使用につきましては、所有者ができるんで、その維持管理とかいうのは所有者の責任で行ってもらいます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 例えば、それが法人であれば、責任能力は失っているように思うんですけども、そういう場合でもないですか。

○熊田 司委員長 収税課長。

○収税課長（垣本義博） それは法人・個人であろうと考え方は同じで、所有者はあくまでも差し押さえを受けても、その個人・法人でございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしましたら、仮にそういう事例があった場合は、特定して、市がもし差し押さえなりをした場合であっても、所有者なりがいなくなったりとかというケースもあるかと思うんですけども、そうした場合は、その所有者の関係者との関係なんですけども、それをどんどんどんと調べていったときに、やはり差し押さえしているということでの一応の管理的な責任を代位するということはないと、そういう理解をしていいわけですね。

権利者という、差し押さえするということは、結局、財産の権利を持つということになると思いますので、代位をするということもあるのかなと思ったんですけども、そういうことはないんですね。

○熊田 司委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（入谷修司） 不動産の差し押さえしても、所有権はその所有権の登記されている方にございます。もし、そこが倒産等をすれば、当然、管財人がそれにかわって財産を管理するということでございますので、差し押さえの目的は、時効5年をとめること、それと、状況によってはそれを競売にかけて、換価とありますが、お金にかえるということが可能ということになってまいります。

○熊田 司委員長 ほかにございませんか。
柏木委員。

○柏木 剛委員 私、聞きたいなと思って、今、手を挙げたんですけど、また、総論的な話になるんですけど。先ほど、私、コストについてのことをお聞きしましたが、もうひとつこれはコントロールできるコストやと思うんですけど、補助金というのが、この中にたくさん補助金、負担金が出てくるんです。これについて、決算ということは、いかにコストダウンしたかというのと、コストが有効に使われているかどうか、あるいは事業を通した場合、それが有効な成果を生んでいるかという、先ほどの離島航路の話ありましたが、それについて補助金という、あるいはその見直しとか、そういったことは、決算にふさわしいかどうかわからないんですけど、全般的な、総論的な質問なんですけど、補助金の見直しというのは、どんなふうな格好でされているんか、一般論で結構ですので、ちょっとお答え願えたらと思います。

○熊田 司委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 補助金については、平成18年度あるいは19年度であったかと思いますが、一度全般的に見直しをかけました。一部、補助金の削減をしたものもございますし、また、そうでなかったものもあったかと思いますが、一度実施をしております。その後は行政評価の中で、全部ではないんですけども、一部、その年度ごとに行政評価の対象として、補助金についても実施をしております。

以上でございます。

○熊田 司委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 行政評価ということは、補助金に価するような成果を生んでいると。市民に対して、そのプラスの分を生み出しているという、そんなことで見直しをされているという、そういう解釈で、そういう場を生みながらやっているということで、そういう

解釈でいいんですか。何かの場を踏んでいるわけですか。場というか、委員会とか審議会とかということ。

○熊田 司委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 行政評価については、職員で構成しております評価委員会のほうで、1次評価はそれぞれの課のほうでやっていただくわけなんですけども、それを2次評価ということで、その委員会のほうで効果を検証して、その結果を現課のほうに通知をしておるというものでございます。

○熊田 司委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 終わりますが、やっぱりこれについても、コントロールできるコストだと私は思っています。だから、その辺は、きっちりと市民、37億円という大きな額が、内容的にはいろいろありますけど、積み重なって大きな額になっていますんで、ぜひこれはお金の使い方としては、きちとした定期的な評価、検証をして見直していくということを、私は要望になってしまいましたけど、要望します。
終わります。

○熊田 司委員長 ほかにございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 総務費の112ページですが、これの指定統計調査になるんでしょうか、学校の基本調査というのをやっておると思うんですが、それらについて説明いただけますか。

○熊田 司委員長 学校基本調査のほうは教育費のほうに入ってくるのではないかなと思われるんですが。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 私もそう思ったんですが、付属資料の50ページに書いてあるんですよ、統計調査費ということで。それで質問させてもらったんですけども。

○熊田 司委員長 執行部、返答できますか。

○蛭子智彦委員 教育かなと思いながら、ここへ出てくるんですね。どういう性格のものかという説明をいただけたらと。

○熊田 司委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 私のほうの認識不足で、ここに学校基本調査が入っているということを認識しておりませんでした。中身につきましては、すべての学校の児童・生徒数、学級数、教職員の構成等でございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは義務的なものなのでしょうか、それとも何かの目的を持ってということをやったものですか。

○熊田 司委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） これにつきましては、国のほうで毎年行っている調査でございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この資料については公開されていますか。

○熊田 司委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 公開をされています。

○熊田 司委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

② 民生費

○熊田 司委員長 質疑がございませんので、次に、款 3 民生費、ページは 1 1 4 ペー

ジから 161 ページまでの質疑を行います。

質疑ございませんか。ページ数は、114 ページから 161 ページまでです。

印部委員。

○印部久信委員 156 ページの生活保護、付属資料の 78 ページについて伺いたいと思います。

まず、生活保護費なんですが、昨年もちっと聞いたかと思うんですが、まず、順序として伺っていきたいのは、生活保護世帯数が、この資料によりますと、3 月末で 196 世帯ということなんですが、21 年度の 3 月の世帯数は、数は幾つでしたか。

○熊田 司委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 21 年度 3 月末で 179 世帯、223 人です。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 1 年間で、この数字を見る限りにおいて、17 世帯、3 月末でふえておるわけですね。新聞とか報道を見ておりますと、リーマンショック以来、日本の生活保護世帯、特に若い世代で生活保護世帯がふえているというふうに聞いております。

特に、ことしの 3 月 11 日の東日本大震災においては、特に、あの辺一帯においては、若い世代の生活保護世帯がふえているとも聞くんですが、今、この南あわじ市の 22 年度 3 月末における 196 世帯の年齢別の分布状態というのはわかりますか。

○熊田 司委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 世帯でなしに、生活保護人員で申し上げます。248 名中、10 歳未満が 10 人、10 代が 11 人、20 代が 1 人、30 代が 12 人、40 代が 23 人、50 代が 48 人、60 代が 71 人、70 代が 42 人、80 代が 25 人、90 代が 5 人となっています。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 そこで、課長にお伺いしたいんですが、これらの方々の住居で市営住宅を利用されておる世帯というか、人数はどれぐらいになりますか。

○熊田 司委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） これは世帯で申し上げます。市営住宅が20世帯、県営住宅が2世帯です。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 それと、22年度の2月、3月の表を見て、この点だけでお伺いしたいんですが、200世帯が196世帯になっておるといことなんですね。この4世帯が減っているというのは、今後、生活保護をもらわなくても自立で生活できますよということで4世帯が減っているのか、あるいはほかの理由で減っているのか、この点はどうか。

○熊田 司委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） この4世帯が減っている分につきましては、死亡によるものです。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 となりますと、課長、生活保護の受給は結構ですと、私は来月から自力で生活できますというような方は、この一覧表、1年間の数字を見ておりますと、多少増減があるんですが、そういう世帯はゼロですか、実際何件かあったんですか。

○熊田 司委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 死亡のほかに、件数は今ちょっと覚えてないんですけども、転出もありました。それと、収入が生活保護費の最低の生活費よりも上がってきたということで、生活保護が廃止になった方もいます。そして、23年度の4月から2世帯の方が、このたび市の緊急雇用でやっと雇用されて、それも廃止になっております。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 私が言いたいのは、高齢世帯で、70代、80代、90代の世帯の生活保護世帯が、なかなかこの生活保護世帯を辞退するというようになることはなかなか難

しいと思うんですが、若い世代の方で、一時的に生活保護を受給すると。ただし、何カ月後、何年かには生活保護を辞退して、自立でやっていけるというようなことの数字が出てきてくれたら好ましいというふうに思うんですね。

市営住宅の入居者も、今、聞きますと、何件かあるということなんで、市営住宅と生活保護者の関係については、ここで質疑をすることもないと思うんで、また、これは委員会のほうでも聞きますが、こういう数字になっておるということですね。これは、また委員会のほうで質疑させてもらいますので、これはこれで結構です。

○熊田 司委員長 それでは、ほかに。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 らん・らんバスの助成事業ということであると思います。これは高齢者、障害者、それぞれの利用人数、延べ人数というのが、3カ月間ということでお出のわけですが、全体利用者に対して、どれぐらいのものになっているんでしょうか。これは民生費で119ページですか。

○熊田 司委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 全体で5万5,000人ほどが22年度でございますが、利用していただいております、そのうち無料化分が7,979人、約8,000人。ただし、始まったのが1月からでございますので、1・2・3月分でございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そしたら、1・2・3カ月分ということで考えた場合は、どれぐらいの割合になるんですかね。

○熊田 司委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） すぐに計算しますので、少々お待ちください。
8割る55ですので、1割強ぐらいかなと思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 年間の利用者は5万人と言っていました。5万人で、これは1年間、1

2カ月分ですね。1カ月がということは、4,000人ぐらいと。8,000人というのが、3カ月で8,000人ということであると、1カ月が、どうなりますか。今のはちょっと数字が違うように思うんですけども。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 今、22年度の方で申し上げました。数字がわかりやすいのは、ことしの4月からそれぞれ数字を持っておりますので、例えば、この4月ですと、5台のバスに5,827名の利用がございました。そのうち高齢者と障害をお持ちの方が3,337人御利用いただいたということで5割以上の方、一番最近の資料で、7月ですと5,729名、うち無料化の方が3,326名ということで、5割以上の利用が無料化というふうになっております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 当然と言えば当然というのか、やはり交通弱者、半分以上ということで、10%ということではなくて、5割ぐらいの利用であるということであるということがわかりました。

いろいろ交通費の助成とか、障害者に対してのいろいろな外出支援の事業とかあるわけですが、やはり高齢者、障害者を中心に置いたコミュニティバスの体系というのが一番大事であると。加えて、高校生なりの通学助成というようなことが大きな役割になるというようなことがよくわかったと思いますので、今後のいろんな再編も含めてですけれども、こういうことを考慮して考えていただければなというふうに思います。

終わります。

○熊田 司委員長 出田副委員長。

○出田裕重副委員長 済みませんが、関連でお願いいたします。

非常に市民の方からも、私、最初言われたんですけど、ありがたいなということで、評判がいいそうでございます、らん・らんバスの件でね。

あと、お聞きをしたいのは、75歳から無料ということで、障害者手帳等もそうなんですけど、75歳の誕生日を迎えた人は何か案内をもらえとか、バスの運転手がある場所で生年月日を確認するとか、そういうやり方ですか。これから75歳になる人にはどんな通知をされてますか。

○熊田 司委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） このらん・らんバスの地図でございますが、これには75歳以上の方につきましては、後期高齢者医療の被保険者証を、それから、障害者の方につきましては障害者手帳の提示をお願いしますというような広報をさせてもらっております。

○熊田 司委員長 出田副委員長。

○出田裕重副委員長 わかりました。

あと、これは愚問かどうかわかりませんが、民生費で140万円上がって、これが市長公室の収入になって、市から市にお金が動いているだけに見えるんですけど、こういう会計手法は普通なんですか。無料なら無料でええんかなと思ったりするんですけど。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 役所同士のお金の行き来ではないかというような御指摘でございますが、当然、らん・らんバス、コミュニティバスについては、足の確保が困難な方に御利用いただくということで、重要な、まちにとっては政策と。一方、この1月から実施をさせていただいております無料化につきましては、福祉施策というような位置づけでございますので、会計的には当然別々が妥当ではないかというように思っております。ちなみに、ことしに入りまして、7月までですと、461万円余りの運賃収入でございますが、そのうちの232万円が福祉課から市長公室のほうに納入されておるというような現状でございます。

○熊田 司委員長 出田副委員長。

○出田裕重副委員長 財政課の方にも聞きたいんですけど、結局、らん・らんバスの運賃収入、これ1,000万円ぐらい上がっていますよね。それは一般会計に入るということでいいんですね。

○熊田 司委員長 財務部長。

○財務部長（土井本 環） 総計予算の主義からいっても問題ないかなというふうには思っております。

○熊田 司委員長 ほかにございませんか。

○熊田 司委員長 楠委員。

○楠 和廣委員 127ページ、付属資料が56ページ、南あわじ市シルバー人材センター補助金925万円が計上されておりますが、シルバー人材センターの登録者は、大体600人弱ということであるんですが、就労状況をつかんでおられますか。

○熊田 司委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） この就業状況としては、会員さんとしてなっておられる方は、それぞれ就業されている方ということで会員登録されております。したがって、仕事をされてない方については会員登録されていないというふうに、シルバー人材センターからは聞いております。

○熊田 司委員長 楠委員。

○楠 和廣委員 手続的には、シルバー人材センターに登録して、人材センターから就労の依頼があるというように聞いておるんですが、以前、2年ほど前だったか、シルバー人材センターの総会に出席させていただいて、そのとき580人か590人、600人弱の会員さんの中で登録はさせていただいておるのですが、仕事が少ないと、ないというような、600人もおればなかなか、みんな均等に仕事がないというようなことを聞いておるんですが、その背景にあるのは、やっぱり就労割合、比率だと思うけど、登録された方が就労の依頼にこたえるというような形であると思うんですが、その状況。

○熊田 司委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 登録されたら会費も要ということで、仕事のある人が登録されているというふうに聞いております。状況ですけれども、シルバー人材センターの平成22年度の実績ということで、契約金額で言いますと、約4億円の契約金額がございました。これ、平成22年4月から23年3月までの数字でございます。

件数といたしましては、延べ人員で言いますと、約6万5,000日・人というふうなことでございます。受託件数としましては約4,200件余りでございます。

以上でございます。

○熊田 司委員長 楠委員。

○楠 和廣委員 もちろん市のほうもシルバー人材センターに依頼して仕事をしている部分があると思うんですが、民間と市のほうの比率がわかりましたら。

○熊田 司委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 公共事業ということと民間事業ということで区別をしております。公共事業については、ほとんどが南あわじ市からの受注と聞いておりますが、その割合ですけれども、金額で言いますと、公共事業が１億７００万円、民間事業が２億９、３００万円となっております。ですから、２５％ぐらいが公共事業が占めているという状況でございます。

○熊田 司委員長 楠委員。

○楠 和廣委員 もう１点だけ聞かせてほしいけど、この前、旧町のエリア単位で就労の機会が多い少ないがあるように聞くんですが、そういう傾向があるんですか。

○熊田 司委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 今、シルバー人材センターからいただいている資料は、市全体の資料しか持っておりません。旧町別の資料については手元ございませんので、一度シルバー人材センターに聞いてみます。もしあれば、また報告させていただきたいと思います。

○楠 和廣委員 よろしくをお願いします。

○熊田 司委員長 ほかに。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 １２３ページ、民生費の扶助費、障害者日常生活用具の給付なんですけれども、これの財源の内訳どうなっていますか。

○熊田 司委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 日常生活用具ですけども、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1となっています。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 日常生活用具については、それぞれの給付をする対象の用具、これはどのような手続というか、何に支給をするかというのはどこで決められていますか、その金額と。

○熊田 司委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 国が示された品目でもあるんですけども、市の要綱で日常生活用具の給付事業ということで示されております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そしたら、この内容、例えば、障害者の日常生活用具であれば、259件の1,147万3,000円というのが、これは21年決算になっておるようですけども、大体主なものはどんなもの、一番よく出ているのは3品目ぐらいで、どんなものが出ていますか。よく出ているものはどんなものがあるかということですね。

○熊田 司委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 主に出ていますのが、蓄便袋、蓄尿袋ということになっています。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 例えば、視力障害者の方は結構数が少ないかなと思うんですけども、そういうものも含めて、いろいろ障害者の方の要望等、現実にはされているものとのギャップというのもあるかなと思うんですけども、そういった話はございましたか。

○熊田 司委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 要望とギャップ。

○蛭子智彦委員 実際にやれるものと要望とのギャップですね。

○福祉課長（鍵山淳子） 視覚障害の中ですね。

○蛭子智彦委員 視覚障害を含めて。

○福祉課長（鍵山淳子） 今のところは、そんなには聞いてはないんですけども、日常生活用具については、重度の障害の方に給付していますけども、これが日常生活用具というのが、まだ浸透してないのかなというような気がします。

例えば、聴覚障害者の方であれば、通信装置とか、そういうものもありますし、件数も特殊なものですので、本当に10件以内とか、数件しか上がってはきてません。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 一般質問でも出てましたように、視力障害者の方であればSPコードの読み上げ装置であるとか、こういったものも以前から給付対象にはなっているけれども、知らない方が多いと、あるいは実際に他市町村では、そういうものを実践されているもので、例えば、これも以前言いましたけども、音声告知タイプの血圧計とか、いろいろあると。そういう範囲については、市の裁量が結構あるというお話であったかと思うんですけども、対象金額や対象品目やというのは、市でもある程度裁量があるというふうに理解していいんでしょうか。

○熊田 司委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 地域生活支援事業と申しますのが、市の裁量でということになってます。日常生活用具は地域生活支援事業の中にありますので、市の裁量とは言えるんですけども、淡路3市で連絡会を持っていますので、その中で、どれを入れるとか追加するとか、耐用年数を上げるとかについては協議はしております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 さまざまな器具というのは進歩もしておると思いますので、そういうものもとらまえて、日常生活用具の範囲を市の裁量の中で、いろいろ検討いただければな

というふうに思っております。

今後もいろいろな技術の革新というのがあると思いますので、そういった面には着目もしていただいて、努力をしていただきたいなというようなことを思っております。

以上です。

○熊田 司委員長 森上委員。

○森上祐治委員 144ページから保育所費について、お尋ねいたします。資料のほうは70ページからでございます。

今の南あわじ市の保育所の正規職員、人件費なんですけども、4億8,300万と、嘱託・臨時職員が2億5,400万云々とあるんですけども、この人数の正規職員と嘱託・臨時職員の人数の内訳を改めてお教えいただきたいと思います。

○熊田 司委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 正規職員ですけども71名で、嘱託及び臨時職員が110名となっております。

○熊田 司委員長 森上委員。

○森上祐治委員 正規職員が71名、嘱託・臨時職員が110名ということでございまして、南あわじ市が発足依頼、正規職員というのはふえてないんですよね。

○熊田 司委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 正規職員については、ふえてはおりません。

○熊田 司委員長 森上委員。

○森上祐治委員 正規職員がずっとそのままで、その分、嘱託・臨時職員がふえていっていると、過去合併以降ですね。一方、資料にも書かれているように、南あわじ市は保育所行政に非常に力を入れていただいて、通常保育のほかに下記のサービスを実施しているというふうに書かれております。一時保育サービスであるとか、延長保育サービス、また、障害児を積極的に受け入れ、保育を実施した云々と、非常にサービスが向上してきているというふうに我々は認識しているんですけども、一方、こういうふうにサービスがふえて

くると職員の負担もふえてくると。また、業務内容も障害者を積極的に受け入れたとか、非常に低年齢の子供を受け入れるということで、業務の質も複雑になってきているというように思われます。

一方、私も、数日前に保育所の保育士さんたち数名の方とお話したんですけども、非常に皆さん頑張っているんやけど、状況どうですかというようなことをお聞きしたら、ある保育所では、子供がふえてくるという中で、部屋が足らんようになってくる。従来の休憩室が保育室になっているんやというようなこともおっしゃっていましたが、その辺、課長はどういう現場に対する認識をお持ちでしょうか。

○熊田 司委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 休憩室を使用して、23年度におきましては休憩室は使用してはおりません。1つの保育所では、昨年、ちょっと休憩室を利用して、職員の休憩につきましては、事務室の一部でということではしておりました。

○熊田 司委員長 森上委員。

○森上祐治委員 私、10日ほど前に、その話お聞きしたんですけどね、これは、課長、昨年のことやと課長がおっしゃるんだったら、そのとおりやと思うんですけど、私は、現在というふうなこともお聞きしたんで質問したわけですが。なかなか子供を預かっている保育所、あるいは学校なんかも、子供のハイバックには親がおるわけです、保護者が。保護者の声というのは、保育所でもそうだし、学校でもそうだし、なかなか正確に把握しにくい、子供たちとうまいことかわっていると思っていても、保護者のほうでは非常に不満があったり、実態があります。

私も、市内に同世代のおじいちゃん、おばあちゃんの世代なんですけども、保育所へ送っていつている保護者がおります。じいちゃん、ばあちゃん世代ですけどね。話聞いたら、やっぱり不満が出ているんですよ。子供を連れていったら先生がその前におるのに、顔も上げないで、あいさつもしてくれないと、非常に寂しい思いがするようなことから始まって。

○熊田 司委員長 済みません。もう少しまとめてお願いいたします。

○森上祐治委員 こういう忙しくなってくると、先生方も保育士さんも非常に多忙になってくると。その辺の保育士の多忙感に対する認識はどのように受けとめますか。

○熊田 司委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 保育所も、先ほどおっしゃられたように、いろんなサービスも行っており、低年齢化もしております。保育士のほうも研修も随分重ねております。大勢の子供さんの保護者を相手にいたしますので、そういう場合が、ひょっとしたら不愉快な思いをさせているのかもしれませんが、こちらとしましては、そういう声が聞こえたら、すぐに所長なりに連絡をして、職員会議とかで話をしてもらっているようにはしております。

○熊田 司委員長 森上委員。

○森上祐治委員 今、課長が保育士さんたちの質の向上のために研修も鋭意行っていると。この71ページの資料の中にも書かれておりました。保育士職員の専門性と質の向上を上げる研修を実施したと。私は常々、ちょっと不思議に思うんですけどね、保育所の子供たちをのぞいたら、あれだけ忙しい、子供がいる中で、研修というのはどんな形でやっとなのかと、私、常々関心というか、興味があるんですけども、課長は保育所の現場にお勤めになったことございませんから、もうひとつわからんかもわからんけども、所長とかに聞いて、保育行政の中で職員の研修はどのように実施されておるのか、予算も非常に少ない感じがするんですが、お答え願います。

○熊田 司委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 月曜から土曜日まで子供たちを預かっておりますので、預かっている時間の間については、保育に支障のない限りでしか出ていくことはできませんけども、土曜日の午後からとかに研修はしております。兵庫県の保育協会の研修会、淡路地区の保育協会、南あわじ市の保育協会、それと市の独自で研修も予算をとってしておるところです。

○熊田 司委員長 森上委員。

○森上祐治委員 特に、今、子供たちのニーズも多様化していると、親のニーズも多様化しているというのとも言われますので、保育士さんたちの研修も非常に大事な課題だと思いますので、今後ともくれぐれもよろしくお願いしたいと思います。

終わります。

○熊田 司委員長 それでは、ここで暫時休憩をしたいと思います。
再開は１５時とさせていただきます。

(休憩 午後 ２時５１分)

(再開 午後 ３時００分)

○熊田 司委員長 それでは再開をいたします。
総務課長より訂正の申し出がありましたので、これを許可いたします。
総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 先ほど、総務費のところ、森上委員から、公平委員会の件で御質問ございまして、私、県では人事委員会とかいう名前を出しましたが、人事委員会は、申しわけございません、別組織でございまして、ちょっと言いたかったのは県とか大きな市は単独設置をしているということで、公平委員会については地方自治法とか地方公務員法により定められました職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に関する不利益処分を審査して、並びにこれについて必要な措置を講ずるということを目的として設置された行政委員会でございます。淡路３市で共同設置ということを申し上げましたが、正確には、淡路３市と、あと淡路の一部事務組合、６事務組合がございます。３市と６事務組合の共同設置ということでございます。
以上、訂正させていただきます。ありがとうございました。

○熊田 司委員長 森上委員。

○森上祐治委員 よくわかりました。

先ほどの質問で、保育士の研修について鋭意努力をお願いしたいということで、委員長が早くまとめと言われて、大切な質問、１点だけ忘れておりました。職員の研修について、正規職員と臨時職員の扱いの差ということなんですが、先ほど、課長が土曜日の昼から云々とかおっしゃってましたけども、私が聞いている限り、事実かどうか知らんですが、正規職員の場合は土曜日の昼からなんかというときは、ちゃんと勤務時間に入って、給料も出るし、旅費も出ると。ところが、臨時職員の場合は、その辺は賃金も出ないし、旅費も出ないと。その辺が研修に向かう姿勢も意欲も違うというようなことは聞いたんですが、それは事実なんですか。

○熊田 司委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） そういった事実はございません。正規職員も嘱託職員も、土曜日とかであれば、振りかえ休日、振りかえで範囲で２時間とかであれば時間外というふうに出しております。嘱託も正規も何ら変わってはおりません。

○熊田 司委員長 森上委員。

○森上祐治委員 一応、今の課長の答弁を受けとめさせていただいて、質問を終わります。

○熊田 司委員長 ほかに。
谷口委員。

○谷口博文委員 ちょっと緊急通報システムで、１２５ページで、このあれは５７ページやけど、この対象者１８４名ということで、在宅ひとり暮らしの高齢者等となっているけど、「等」というこの「等」は、独居老人、ひとり以外の宅にも設置はできるのですか。

○熊田 司委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 世帯の状況によって、ひとり暮らしでなくても、その必要性があると認められれば設置をしております。

○熊田 司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私、これはすばらしいシステムや思っとる。もうシステムができとる。かといって、これ見よったら、あんまり利用がされてないような認識を持つわけですね。市内のどこまで啓蒙というか、啓発ができとるのかなというような思いがあるけど、こういうシステムができておるもんやさかい、もうあえて、こない大きな事業いうか、金要らんさかい、もっともっと普及してあげて、お年寄りのひとり住まい、高齢者だけの世帯に対して、こういう利用をもっともっと容易にしてあげるような啓蒙していただいておりますか、これは。

○熊田 司委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 民生委員さんとかに、こういう制度がありますというふ

うな説明はさせていただいております。また、広報等でも、年に1回ぐらいはこういう制度があるということを掲載したりもしております。

○熊田 司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私の記憶だと、南あわじ市でも、マックスというか、多いときやったら260人から280人ぐらい利用されておったようなケースがあると思うんやな。これが減少傾向にあるということは、やはりお年寄りの方は行政に迷惑かけてはいかん、隣近所の人に迷惑かけてはいかんというような思いがあって、あえてそういうのを申請せんもんか。かといって、お年寄り、ひとり住まいの方にとっては、いざというときに胸のペンダントをぽんと押すだけで、それなりのさまざまな行政が駆けつけてきてくれた上での不安解消というか、地域のつながりが希薄になってきとうけど、そのペンダントを通じてやれるのよ。ここらを、課長、わしはずっと高齢化率が進んできよるにもかかわらず、利用者、これは日本人の美德というか、あんまり人様に迷惑かけたらいかんという、これはすばらしいそういう認識のもと、減りよるのだったら構まわんけど、行政のほう、あえてそういう市民に啓発をせんと減少しよるのやったら、私はけしからんと思うんやけど、この辺は課長の思いとして、実際、私としては高齢化率がどんどんどんどん行きよる、独居世帯がふえてきよる、そんな中であって、こんだけええシステムを何で減少傾向にあるのかというのが、私は1つの疑問を持つけど、その辺、課長の認識はどういう認識ですか。

○熊田 司委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） まず、今現在設置している件数ですけれども、平成20年度末が161件、21年度末が176件、そして22年度末が184件でございました。消防のほうがつかんでいる数字と若干乖離がございます。といいますのは、過去に亡くなった方とかの名簿がきちんと整理されてなかったという経緯がありまして、今、実際に稼働している数字、つまり設置している人との名簿照合を進めております。実際に稼働しておる人数としては、年々ふえているという状況でございます。

○熊田 司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 こら、課長、どうも済みません。私の認識の誤りやって、増加にあるということはすばらしいことや。もっともっと、せっかくそのシステムあるのやさかい、あんな機器、3万円か5万円かぐらいであるでしょう。それが100人ふえようと200人ふえようと、もしシステム自身があるのやさかい、そんなに大きな費用負担要れへんさ

かい、もっともっと民生委員の方々に、ほんまに利用を遠慮なく、今の日本人は自分の権利を主張するけど、この辺の年代の方は、やはり日本人のそういうようなすばらしい道徳というか、そういう意識を持つとるさかい、ほんまに人様に迷惑かけたらいかんで、あえてあんまり申請ようせえへんのかなと思う。そやけど、その辺は、こういうのが行政サービスであるので、どうぞ言うて、ほんまひとりで不安やったら、つけたってよと言うぐらい、民生委員の方にもっとこれ周知徹底してやっていただきたいという思いがあるので、課長、どうですか。

○熊田 司委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 啓発に努めたいと思っております。

○谷口博文委員 ありがとうございます。終わります。

○熊田 司委員長 出田副委員長。

○出田裕重副委員長 157ページの新婚世帯家賃補助金ですけども、後でまた市長にもお聞きをしたいんで、ちょっと聞いといてほしいんですけども。まず、これ、事業始まって何年目になりますかね。

○熊田 司委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（福原敬二） この事業につきましては、19年度、少子対策課できた時点から始まっております。

○熊田 司委員長 出田副委員長。

○出田裕重副委員長 付属資料で74ページで、新婚のどちらも市内、片方が市内、どちらも市外とあるんですけど、19年から始まるとのことなんで、大体3年間予想されるということで、大体こういう金額が毎年出てくるのかな。最初はもっと金額少なかったんですけど、どんどんウナギ登りみたいに、2,000万円近くになってきて、ちょっと心配をしてたんですけども、この金額は毎年安定していくという考え方でいいですか。

○熊田 司委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（福原敬二） 済みません。名前言うの忘れてました。少子対策課の福原です。よろしくお願いいたします。

19年度当初ですね、申し込みのほうは、年度当初でしたので41件、それから、20年度に63件、これ新規のみの申し込みになります。継続は当然ありますので、また数が変わってきますが、21年度は新規55件、22年度、昨年度は大変多くて93件の申し込みがありました。あと、当然その中で転出、それから、いろんな事情によりまして件数は減ってきておりまして、ことしの現在の段階では185件ぐらいになってきております。

○熊田 司委員長 出田副委員長。

○出田裕重副委員長 ということは、多分、来年の決算、再来年の決算には2,000万円ぐらいいくのかなというような予測を勝手にしてます。市長に、また確認をしときたいんですけども、新婚世帯を補助していくということで、素晴らしいと思うんですね。でも一方で、どちらも市内にもともと住んで、家を賃貸に入るのに、年間、最高で12万円ということで、それはそれでいいんですけども、考え方によっては、核家族化を進めているような意味合いもあると思うんですけども、いっそのこと、定住促進じゃなくて、新婚世帯の支援ですというように言ってもらったほうが、こういう政策も受けとめやすいのかなというふうに感じてるんですけども、最初、この政策を考えたときの市長の思いというのは、市外から新婚さんが来てくれたらええなというような思いもあったと思うし、どちらも市外、片方が市外、でも半分来てますから、それはそれで市長の思いも達成できているのかなと思いますけども、現状、市長、この政策についてどんな思いですか。

○熊田 司委員長 市長。

○市長（中田勝久） 先ほど課長から説明があったとおり、年々ふえてきております。当初は、今、委員さん言われたように、外からの人もそういう施策で新婚世帯が入ってってくれると。また、逆に言えば、こういう施策がなかったら、南あわじ市の2人が、洲本なり、またほかのところに行く可能性があるわけで、そういう部分での1つの歯どめと、また、逆にこの資料を見ていただいてもわかるとおり、2人ともが外からという人も結構、22件ということでございますので、やはりそういう面では、私は効果がどこまで期待していたかは別にして、今の時代、若い人が短期間、結婚したら、ほとんどの人はどっかで子供ができるまで別居するというような流れと言ったらおかしいですが、これは時代の流れ、背景でございますので、いたし方ないと思いますが、やはり市内にその人たちがおってくれることが、また実家とのつながりも深まるし、そういうことを考えれば、プラスアルファの要因があるのかなと思います。

ただ、これからいろいろと財政的な問題もあります。しかし、実をとるか、そういう一方、経済的な問題を少しでも軽くするためには、こういう制度をいつまでも続けるべきかというところもあるんですが、まだ当面は、この施策は続けたいなというふうには思っております。

○熊田 司委員長 出田副委員長。

○出田裕重副委員長 僕も悩ましいとこなんですよね、これは。3世帯同居も含めて、3世帯同居をなくすようなことにはなっってはいかんと思うんで、そういう思いがあって質問をしているので。

○熊田 司委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（福原敬二） 質問の関連なんですけども、お答えなんですけども、実は資格喪失者というのが78件ほど出てきています。その後、資格喪失というのは、例えば、転居を市内ですていく、そういう方々がいっしゃるわけなんですけども、78件中35件が、例えば実家であったり、違う物件に変わっていったというのが35件あります。それから、同一物件にずっと入っている方が30件、島外に出ていった方が8件と、市外へ出ていった方が8件ということで、この数字からいきますと、約80%以上の方がそのまま市内に残っているという部分が数字として、3年なりの期間終了しても出てきておりますので、まずは効果的にはあるのかな。最低3年以上は残っていただいているのかなというふうな感じでは考えております。

○熊田 司委員長 出田副委員長。

○出田裕重副委員長 決して政策を批判しているわけではございません。ただ、金額がどこまでいくのかなという心配もしてたので、確認をさせていただいたまでです。終わります。

○熊田 司委員長 小島委員。

○小島 一委員 ちょっと関連してお聞きしたいんですけども、以前に新婚世帯の家賃補助で、これが原則、結婚して1年以内に申請しないと補助が受けられないというふうなことで、これを3年間という補助の期間があるんで、それをやはり結婚してから3年間、2年目に申請した人は2年間、3年目に申請した人は1年間というふうに考えられないの

かというふうな質問をしたと思うんですけども、そのあたり、どういうふうな検討をされたのか、お聞きします。

○熊田 司委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（福原敬二） 今年４月に要綱のほうを改定させていただきまして、委員おっしゃるように、４年間の猶予期間をつくっております。申請の延期によりまして、申し込まれた方、要するに１年以上経過して申し込まれた方が、現時点で、２１件中、実は１１件、本当に新婚が１０件しかないという、ことは、新婚世帯の本当の新婚世帯というのは民間のアパートの借り上げが少なくなっているのかなというような気はしております。

先ほど言いましたように、１１件につきましては、これ以上伸びしろがないと言ったらとおかしいんですけども、今年度初めてですので、そういう形で出てきているのかな。あと、若干移動してくる、帰ってくる、そういう方々が伸びてくるのかなということでは考えておりますけども、現在１１件来ております。

○熊田 司委員長 小島委員。

○小島 一委員 早速検討していただいて、対応していただいたということで、ありがたいと思っております。

質問を終わります。

○熊田 司委員長 ほかに。

印部委員。

○印部久信委員 １２９ページの繰出金のところで、後期高齢者医療についての繰り出しが書いてありますが、私は常々言っておるんですが、後期高齢者医療は、本人負担が１割、掛金が１割、残り８割の５０％が国、その８割の５０％が国保あるいは組合保険からの繰出金であるというふうに理解しておるんですが、これを見てみますと、後期高齢者医療特別会計療養給付費繰出金５億８，０００万円というのがわかるんですが、その他の繰出金において、これらの金額を広域連合に繰り出しておるわけですが、ここに書いてあるものすべてが国保会計からの、まず繰り出しなんですか。それをお聞きしたいんです。

○熊田 司委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 保険課、川本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
ます。

この後期高齢者医療特別会計療養給付費繰出金と申しますのは、南あわじ市の療養給付費の12分の1を一般会計のほうから繰り出しております。

その次に、後期高齢者医療特別会計保険基盤安定繰出金と申しますのは、県費で4分の3、市で4分の1を繰り出しております。

後期高齢者医療特別会計広域連合事務負担金繰出金と申しますのは、広域連合全体の経費10億8,800万円ほどございますが、その分を各市町で均等割10%、人口割45%、高齢者人口割45%で繰り出しております。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、課長の説明受けましたけど、私の知りたいのは、後期高齢者医療に対して国保会計からどんだけ繰り出しておる、一般会計からどんだけ繰り出しておるといように言ってもらえたらわかりやすいんですがね、それちょっとトータル的に、トータル何ぼ、そのうちこうこう色分け何ぼと、そういうような説明いただけますか。4分の1や10分の1や言われても、わかりにくいんで。

あしたでも結構ですよ、永遠とやってますんで。

○熊田 司委員長 あしたでよろしいですか。

○印部久信委員 はい、結構です。

○熊田 司委員長 では、あすの朝一番で。
印部委員、ほかに質問ございませんか。

○印部久信委員 あしたやります。

○熊田 司委員長 楠委員。

○楠 和廣委員 付属資料に基づいてお尋ねをいたします。78ページのその他経費で、過年度生活保護費国庫負担金返納金というのが871万3,000円が計上されておりますが、これ、どういう性格のもんか、ひとつ説明していただきたいのと、これ恐らく、国庫支出金補助事業は、やはり国庫なり県なりの支援を得て事業を展開しておると思うんですが、生活保護費国庫負担金返納金の性格上の説明していただきたいと思います。

○熊田 司委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 過年度生活保護費国庫負担金の返納金ですけども、これは21年度の国庫負担金が多過ぎたということで返納金に上がっています。

○熊田 司委員長 楠委員。

○楠 和廣委員 多過ぎたということの説明ですが、それに関連したことでありますが、いろいろの事業をする上で、民生費なら民生費、また衛生なら衛生で、国・県なりの援助を得て事業を展開しておるんですが、そしたら、この22年度の不用額が、民生で1億300万円出ておるんですが、不用金額の性格は市独自の財源という解釈でよろしいんですか。国・県の補助のお金も入っておると思うんですが、そこらの見解を聞かせていただきたいと思います。

○熊田 司委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 決算で、民生費におきまして、1億300万円余りの歳出のほうで不用額が生じておりますが、これについては純然たる一般財源だけの不用とは限りません。国庫支出金、それから県支出金、特定財源が伴うものもございますので、その分が幾らあるかというのは、ちょっと民生費の中で分析しないとわからないんですけども、仮に2,000万円、その特定財源があれば、一般財源は8,000万円というようなことになります。

以上です。

○熊田 司委員長 楠委員。

○楠 和廣委員 恥ずかしい単純な質問やけど、年々4億円前後、不用額が出ておるんですが、この中で、やはり国なり県なりの支援、補助を受けた財源が含まれておるという解釈でよろしいんですか。

○熊田 司委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） おっしゃるとおりでございます。歳出の不用額の総額で3億7,000万円程度でございます。その中には、先ほど言いましたように、国・県の補助金、

負担金が伴うものもございます。歳入のほうで見ますと、国・県のほうで予算額より4,000万円ぐらい減っておりますので、その分を差し引きした額が一般財源の余った額、不用額というふうな計算になろうかと思います。

○熊田 司委員長 それでは、ほかに民生費につきまして。
登里委員。

○登里伸一委員 単純なことをお聞きします。障害者福祉で、きらら、ウインズの使用料及び賃借料ですか、121ページ、これは面積が幾らぐらいで、借上料は幾らになるんでしょうか。

○熊田 司委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 使用料の分でよろしいですか。

○登里伸一委員 借上料。

○福祉課長（鍵山淳子） 使用料の分につきましては、浦壁公会堂で駐車場としてお借りしているところでございます。6区画借りているところです。

○登里伸一委員 わかりました。また、面積と単価当たりのところをお聞きますので、あすでも結構です。

○熊田 司委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 1区画2,500円ということでお借りしてます。車1台置ける1区画ということで、平米数は、今のところ、資料はないんですけども、土地の借り上げのほうですかね、ウインズの。

施設ですか。済みません。施設の借上料ですけども、これはウインズの敷地をお借りしているところです。1,067.24平米を借りているところです。

○熊田 司委員長 もう一度、登里委員のほうから質問の内容をお願いいたします。

○登里伸一委員 わかりました。あの辺は、農村地帯のところなものですから、面積当たり、単価当たりの農産物をつくった場合、米とタマネギですが、それぐらいの借上料が

出ておるのかというものを知りたかったんです。1,600平米あるの。

○熊田 司委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 土地のほうのウインズの敷地の分については、先ほど申しましたように、1,067.24平米でございますが、坪当たり、平米当たり697円ということになっております。

○熊田 司委員長 登里委員。

○登里伸一委員 次に、老人福祉センター費の7節の賃金で、臨時職員の賃金が出てますが、これはどこで何名でしょうか。

○熊田 司委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 湯の川荘で2名だったと思います。もう一度、詳細については確認いたします。

○熊田 司委員長 登里委員。

○登里伸一委員 2名ですと、臨時が年間204万円とか言ってましたから、大丈夫だと思います。

それと、先ほど同僚議員もおっしゃってましたが、新婚世帯家賃の件ですが、私自身、島内の他の市の議員と話し合ったときに、南あわじ市では家賃まで補助してくれるぞと。我々もそんなんしてもらわなぐあい悪いと言って、非常に突き上げられておると。ということは、非常に施策としていいなことだったと思っております。他市でもこういうのを始めようとしておるんじゃないでしょうか。

○熊田 司委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（福原敬二） 問い合わせは、何件か県下からもあります。赤穂だったかな、のほうからも状態を聞かれたし、洲本のほうも聞かれてますけど、淡路市については昨年度から、当初申し込み20件ほどだったと思うんですけど、そんなようなことを聞いております。

○熊田 司委員長 登里委員。

○登里伸一委員 ということで、結局、他市もやらなあかんなど。ということは、恐らく金額的にも、みな平均して、これは私たちの市でもやめられなくなるでしょうから、先ほどの話にもありましたが、頑張って続けたらいいんじゃないかということで、終わります。

○熊田 司委員長 ほかに民生費についての質疑はございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 先ほどのきらら、ウインズの関係なんですが、121ページですね。ここで業務委託ということで、幾つか訪問、入浴、それから生活支援委託、外出支援サービス事業委託ということがあります。今回、きらら、ウインズの設管条例の変更というものもあったわけですが、ここで就労移行支援という問題があったわけですが、これについては委託料というのがないようなんですけれども、これは障害者自立支援の関係でいくと、就労移行支援というのはどの部分に入ってくるのでしょうか。

○熊田 司委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 決算書の中ででしょうか。就労移行支援は、障害者介護給付費等の4億6,705万6,179円のところに扶助費として入っております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 121ページに入るんですか。

○熊田 司委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 123ページの扶助費の障害者介護給付費等の中に就労移行支援の分が入っております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしますと、この中で就労移行支援という部分を削除した場合はどのようになるのでしょうか。

○熊田 司委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） ウインズの分との関連でしょうか。

この中には、ウインズの分だけでなしに、全部の事業所の就労移行支援の分が入っておりますので、就労移行支援を使っていたのは、昨年、利用者が1人であったということでした。1人の方について、今、就労移行支援の分の単価を持ち合わせておりません。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 障害者の自立支援というのが、基本は、障害者の自立を応援すると。

年金ももらいながら就労もして、生活の糧を得ていく。これが究極の目標になるのかなという思いをしているわけですが、就労移行支援というものが、利用人数は少ないということですから、実際には就労には至らなかったということになるのでしょうか。

○熊田 司委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） この1名については、ウインズも行きながらですけども、就労には至ってはおります。ほかには、先ほど申しましたように、この方だけで、それで終わったということです。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしますと、就労の移行支援をサービスを受けたいと思った場合、ウインズでは受けられないということになった場合、その方々はどんなふうに、今後なるのでしょうか。

○熊田 司委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 今、島内では新淡路病院とか、市外ではしておりますけども、希望者がいれば、淡路島福祉会のほうでは、グループホームを円行寺のほうに今できて、10月から開設する予定となっております。そこのグループホームと喫茶とか、就労移行支援、B型の事業をする予定ですけども、希望者があれば、そこで就労移行支援をするということを聞いております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 B型というようなことですけども、せっかく施設もあり、職員もおり、仲間もおるということであれば、やはり現状の中で受け入れ体制そのものを持っておくということが、何か障害になってくるんでしょうかね。もし障害にならなければ、そういう部分も残しておいて、いつでも受け入れ体制があるほうがいいようにも思うわけですが、その点、少し説明いただきたいと思います。

○熊田 司委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） ウインズのほうでは、就労継続のB型では受け入れをしております。先ほど申しましたように、就労移行支援については1名だけでした。利用者がいないということで、利用者がいればということで、円行寺のほうで開設する場所で就労移行支援をするということでは聞いてます。ウインズの中では就労移行支援のほうはしなくなったということです。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 障害者自立支援の目標というのは、やはり就労に移行するということですが大事だと思いますので、いろんな選択肢あるいはそういう場所、機会というものが多様にあるほうがよいのではないかなというふうに思っております。そうっておるということだけ申し上げて、終わります。

○熊田 司委員長 ほかにございませんか。
北村委員。

○北村利夫委員 131ページ、臨時職員等共済費なんですけども、これはどこへ納めるんですか。これは民生費だけに限れへんと思いますけども。

○熊田 司委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 社会保険庁でございます。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 そして、これ、働き方によって、社会保険の労災、また雇用保険等あるわけなんですけども、これはどこでこういう線引きをされるんですか。

○熊田 司委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） これは先ほど委員がおっしゃった、全市的なことでございます。臨時職員に対する社会保険料につきましては、所定労働時間の4分の3以上の勤務、1日6時間以上、または月15日以上勤務で、継続して2カ月以上雇用契約を結んでいる者ということでございます。

あと、労災保険は、働いている臨時職員全員の方に掛けるものでございます。ただし、事務職だと、賃金の1,000分の3とか、水道事業でございましたら1,000分の3.5とか、清掃業務でありましたら、危険度が増すということで1,000分の1.3というような率でございます。

あと、雇用保険については、加入要件としましては週20時間以上、これはかなり最近雇用保険の加入要件が拡大されて、平成22年度だったかと思えますけども、週20時間以上の勤務で、1カ月以上の継続勤務の者というようなことになってございます。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 職員の場合は共済組合で払うわけなんですけども、この保険、いわゆる共済金については社会保険庁に払うということなんですけども、同じ職員で、同じように待遇して、物すごい待遇もよくなってきてるのに、何でその人たちだけ別の組織に入れるというふうにされたんですか。

○熊田 司委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） これは本市の事情というか、従来、臨職でも共済には入っていけないというような決まりはないものでございますが、私どもの市のほうでは、残念ながら正規職員は共済、臨時職員は社会保険で対応しているというような現状でございます。

○北村利夫委員 終わるときです。

○熊田 司委員長 ほかに民生費での質疑はございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 養護老人ホームに関連してなんですが、この養護老人ホームについては、付属資料では、例えば、五色園というようなことが書いてありますが、障害を持っている方の施設に対する措置というように理解していいのでしょうか。

○熊田 司委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 養護老人ホームの保護措置費の部分でしょうか。養護老人ホームというのは、南あわじ市にはさくら苑という施設がございます。在宅での生活が困難な低所得の人が入るといふふうになっております。127ページで記載しております3,579万3,000円余りの金額については、市外の施設に南あわじ市が措置し、市外の施設に入っている方の措置費ということです。

決算付属資料で申し上げますと、56ページでございますが、中段4番に書いてございます。市外の5施設にそれぞれ入所している人数を書いてございます。それぞれの施設への措置費の金額が記載されておりましたので、それについて少し申し上げたいと思います。

五色園が1,651万1,000円、香東園が25万1,000円、鳴愛荘が771万6,000円、由良荘が782万4,000円、北淡荘が349万2,000円、合計で3,579万4,000円でございます。

以上でございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 五色園というのは五色にあると。香東園、鳴愛荘、鳴愛荘というのは鳴門にある施設でしょうか。

○熊田 司委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） さようでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 香東園というのはどこにあるのでしょうか。

○熊田 司委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 香川県です。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 本来であれば、さくら苑というか、市内で暮らすという希望があるのかと思うんですが、こうした市外に入所されるというには何か理由があるんでしょうか。

○熊田 司委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） まず、五色園、香東園については目の不自由の方を対象とした施設になっております。あと、鳴愛荘、由良荘、北淡荘については、特にそういうようなものじゃないんですが、1人部屋があるというふうなことで、さくら苑は2人部屋になっております。どうしても2人部屋になじめない方について、1人部屋を希望される方もいらっしゃいます。
以上でございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしますと、さくら苑には入りたくない、あるいは入れないということで市外に行ってるわけですか。

○熊田 司委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 最初からさくら苑を希望しない方もいらっしゃいます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 私もいろいろお話を聞いてる中で、さくら苑が定員いっぱいというようなお話もあったわけですけど、まだ、入所の余裕はあるんですか。

○熊田 司委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 6月1日現在ですが、96名の方が入所しております。定員100名ですので、若干は余裕があるというところでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしますと、4名の方の余裕があるということです。由良荘、北淡荘、鳴愛荘は1人部屋もあるけれども、さくら苑は1人部屋がないということですが、他人同士が相部屋で暮らすようなというのは、なかなかやはり今の時代というのは支障もあるという部分もあるのかなというふうに思うんですけども、その点、どんなような考えでしょうか。

○熊田 司委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 相部屋と1人部屋、それぞれメリットはあるかと思えます。やはり話し相手が常におるというふうな相部屋のよさ、一方、プライバシーがなかなか気になるというふうな方もおります。これは一概にどっちがええということは言いにくいですが、ただ、養護老人ホームじゃなしに、特別養護老人ホームについては、最近、1人部屋というふうな動きがございます。それらを考慮しますと、やはり1人部屋の需要はあるのかなと思っておりますが、さくら苑について、どうするかということについては、まだ考えておりません。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いろいろトラブルというのか、誤解というのか、物がなくなったとか、少し仲がよくなくなると、その施設におれなくなるとか、人間のことで、社会生活をしておるといふことになると、いろんなことが起こるわけですが、そういうことの検討というの、やはり個人のプライバシーの保護とか、いろいろ今の時代の流れの中での対応というの、必要じゃないのかなというふうに思うんですけども、大体養護老人ホームというのは、全国的に複数部屋というのは普通多いんですか。

○熊田 司委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 全国的な数字はつかんでおりません。ただ、淡路島内、先ほど申し上げたように、北淡荘とかは1人部屋ですし、最近、新しくできたところについては1人部屋が多いように思います。

○熊田 司委員長 ほかに。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 119ページの福祉いきいき住宅補助金というのがあるんですが、これはなかなか範囲が狭いというのか、補助金がかなりもう少しいろいろなものに使えればなというふうな声もあるんですけども、これの補助基準というのはどのようなになっておりますか。

○熊田 司委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 補助基準については、対象者というよりも、設備の関係で申し上げますと、段差解消、あと、手すりの設置、洋便座への取りかえ、引き戸への取りかえ、浴槽の改修、床材の張りかえ、スロープの設置、あと、レバーの取り付けなどが対象としてあります。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 所得制限とかいうのは特にはないんですか。

○熊田 司委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 対象者について申し上げます。まず、生活保護世帯、住民税非課税世帯、住民税の均等割のみの世帯でして、あと、要介護認定を受けている者であつたり、身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者というふうな条件がございます。所得によって利用者負担が異なっておりまして、生活保護世帯については負担なし、その他の方については経費の1割を負担していただいております。事業費については100万円まで、そのうち20万円を介護保険等で対応しております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この実績はどうなっていますか。

○熊田 司委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 平成22年度は2件の実績でございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ここで言うところの不用額、当初予算に見たとき、当初はどの程度考えておられたんですかね。

○熊田 司委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） もう少し件数を多く見積もっておりました。たしか6件か7件ぐらいを見積もっておりました。平成21年度が6件の実績でございました。それをもとに当初予算は編成をいたしました。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この介護器具とでもいうのですか、いろいろ展示会などを見に行くと、本当に大小さまざまな、車いすで2階に上がれるような機械であるとか、こういうものもあったり、それは相当金額が張ってくるというようなこともあったりするんですけども、そういうことが100万円までの間で、さっきの自己負担はどれぐらい要ということだったんですかね。

○熊田 司委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 対象経費の1割が自己負担です。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 しかも、限度が100万円までということですね。

○熊田 司委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） そうでございます。介護保険を受けている場合は、そのうち20万円を介護保険で対応し、この事業では80万円までを出しているということでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは1回受けたら再び受けられないんですか。

○熊田 司委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） たしかそうだったと思いますが、もう一度確認はします。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 まだやってもいいですか。ほかのことでやってもいいですか。どないしましょう。

○熊田 司委員長 ほかに質問される方があれば、先に優先したいと思いますが、ございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっと飛びますが、137ページ、負担金で人権推進団体補助金60万円、人権研修参加負担金46万960円となっております。この中身について説明いただけますでしょうか。

○熊田 司委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 人権研修参加負担金につきましては、支払い先は南あわじ市人権対策研究協議会でございます。こちらの協議会は、南あわじ市の連絡協議会、各種団体及び南あわじ市で構成しております。22年度におきましては、45名参加いたしまして、姫路市で行われました人権啓発の研究集会に参加し、研修を受けてまいりました。研修内容としては部落問題を初め多様化する人権問題の解決、促進を図るために、それらに関する研究、協議及び交流を目的としております。

一方、人権推進団体補助金につきましては、南あわじ市連絡協議会のほうに支払っております。

以上です。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 人権推進団体補助金のほうをもう一回説明いただけますか。

○熊田 司委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 南あわじ市連絡協議会に支払っております補助金でございます。南あわじ市連絡協議会は、部落の完全解放を図るために、解放運動の促進に関する連絡、協議及び交流を目的として、市内にある部落解放同盟４支部で構成されている協議会でございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この活動状況については、毎年報告が上がっているかと思うんですけども、南あわじ市連絡協議会というのは、どんなような活動をされているのでしょうか。そしてまた、この補助金について、適正かどうかという判断はどこで検証されておられますか。

○熊田 司委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 南あわじ市連絡協議会の活動状況といたしましては、南あわじ市の人権教育協議会、また、行政の関係者とともに同和行政への理解や取り組みの向上を図るための研修を行っており、２２年度においては、先ほど出てきましたように、姫路市で行われました人権啓発の研究集会全国大会に参加したり、また、解放同盟兵庫県連合会との連携や各種勉強会を実施するとともに、各支部に状況に合わせた支部ごとの取り組みを行っております。市の連絡協議会としましては、その連絡調整を図って、運営を支援するとともに、同和問題の早期解決と人権啓発に取り組んでおります。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 中身を聞かせていただいておりますわけなんですけど、例えばですね、６０万円補助金出してるということですね。例えば、性格が違うかも知れないんですけども、さまざまな住民団体というのはあると思うんですよ。例えば、手をつなぐ親の会とかいう会もあります。そこにも補助金を出していると思うんですが、例えば、その会だったら、予算で年間活動費はこれぐらいで、市の補助金はこれぐらいでという割合があると思うんですけどね。今の連絡協議会というのは、どんなような、例えば、会の運営をしているのか、活動状況はどうなのか、そういうことを教えてほしいし、ここでちょっと明らかにしてほしいと思っているわけなんですけれども。

あした、しまししょうか。あしたで結構です。部長から答えてもらったら結構です。適切な答えを。あした、また聞かせてもらったら。

○熊田 司委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（入谷修司） 活動内容につきましては、今、市民課長が申し上げたと
おりでございます。補助金につきましては、当然、正規の手續に基づいて、交付決定を打
って、実績を求めて、あと、内部監査ですが、監査もやって、きちっと運用されておしま
す。補助金としては妥当だと思います。今なお残る結婚差別を中心としたそういった差別
問題の早期解消に向け、団体ともに頑張っておるというところでございますので、何ら問
題はないかと思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だから、適切だと思われる。だから、その中身を示してくださいと。
さっき言いましたように、活動費、丸抱えなのか、一体自分たちはどれぐらい負担をして、
その活動をされているのか、そういったことを聞きたいということなんです。言うとい
てください。どんどん言うといってもらったら結構です。

○熊田 司委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 済みません。先ほどの補助金等の関係ですけれども、支部の連
絡協議会の収支報告をいただきまして、その内容によりますと、決算規模は84万456
円で、補助金60万円のほかに会費15万5,000円、ほかに雑収入、繰越金等で運営
しております。

支出といたしましては、会議費が4万7,300円、あと、事務費、備品購入等ござ
いますが、69万9,810円となっております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それが適切かどうかということは、いろいろ意見の分かれるところだ
と思います。いろいろな団体への補助金というものもあるわけですが、例えば、そし
たら伺いますけれども、手をつなぐ親の会とかと比較してどうなんでしょうか。

○熊田 司委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 手をつなぐ育成会の収支という分ですか。手をつなぐ育成会

のほうでは、収入合計が決算額では１１６万９１円あります。支出につきましては７６万４、２６７円で、繰り越しに３９万５、８２４円を２３年度に繰り越しております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 手をつなぐ育成会のほうには、３２万円の助成金で、今、１１０万円というような予算の規模であったかと思うんですけども、それぐらいやったら非常に補助金のみに依拠したような会であるというような印象があります。

恐らく構成員も親の会よりも多いんじゃないかなというふうに思うんですね。やはりこれが本当に適切な補助金の金額なのかということについては、もう一度検討してみる必要があるというふうに指摘をしておきます。

○熊田 司委員長 お諮りいたします。

審査の途中ですが、本日の審査はこれまでとし、次の審査はあす９月１３日、午前９時より開催いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○熊田 司委員長 御異議なしと認めます。

よって、本日の審査はこれで終了いたします。

本日はお疲れさまでした。

（閉会 午後 ４時 ５分）

決 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

日 時 平成 2 3 年 9 月 1 3 日
 午前 9 時 0 0 分 開会
 午後 4 時 0 3 分 閉会
 場 所 南 あ わ じ 市 議 会 議 場

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（1 8 名）

委 員 長	熊 田 司
副 委 員 長	出 田 裕 重
委 員	廣 内 孝 次
委 員	谷 口 博 文
委 員	久 米 啓 右
委 員	原 口 育 大
委 員	柏 木 剛
委 員	川 上 命
委 員	楠 和 廣
委 員	印 部 久 信
委 員	小 島 一
委 員	砂 田 杲 洋
委 員	蓮 池 洋 美
委 員	北 村 利 夫
委 員	蛭 子 智 彦
委 員	登 里 伸 一
委 員	長 船 吉 博
委 員	森 上 祐 治
議 長	阿 部 計 一

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長 高 川 欣 士

次	長	阿	閉	裕	美
課	長	垣		光	弘
書	記	川	添	卓	也

説明のために出席した者の職氏名

市	長	中	田	勝	久
副 市	長	川	野	四	朗
教 育	長	岡	田	昌	史
市 長 公 室	長	中	田	眞 一	郎
総 務 部	長	渕	本	幸	男
財 務 部	長	土 井	本		環
市 民 生 活 部	長	入	谷	修	司
健 康 福 祉 部	長	郷		直	也
産 業 振 興 部	長	水	田	泰	善
農 業 振 興 部	長	奥	野	満	也
都 市 整 備 部	長	山	田		充
上 下 水 道 部	長	道	上	光	明
教 育 部	長	岸	上	敏	之
市 長 公 室 次 長		橋	本	浩	嗣
総務部次長兼選挙管理委員会書記長		林		光	一
緑総合窓口センター所長		長	尾	重	信
西淡総合窓口センター所長		前	田	和	義
三原総合窓口センター所長		久	田	三 枝	子
南淡総合窓口センター所長		山	下	達	也
財 務 部 次 長		細	川	貴	弘
市 民 生 活 部 次 長		原	口	幸	夫
健 康 福 祉 部 次 長		藤	本	政	春
産 業 振 興 部 次 長		興	津	良	祐
農 業 振 興 部 次 長		神	田	拓	治
都 市 整 備 部 次 長		山	崎	昌	広
下 水 道 部 次 長		松	下		修
教 育 部 次 長		太	田	孝	次
会 計 管 理 者		馬	部	総 一	郎
次長兼監査委員事務局長		高	見	雅	文
次長兼農業委員会事務局長		竹	内	秀	次

市長公室課長	田村愛子
総務部総務課長	佃信夫
総務部防災課長	松下良卓
総務部情報課長	富永文博
総務部ケーブルネットワーク淡路所長	土肥一二
財務部財政課長	神代充広
財務部管財課長	堤省司
市民生活部市民課長	塔下佳里
市民生活部税務課長	藤岡崇文
市民生活部収税課長	垣本義博
市民生活部生活環境課長	高木勝啓
清掃センター兼衛生センター所長	細川協大
健康福祉部福祉課長	鍵山淳子
健康福祉部長寿福祉課長	小坂利夫
健康福祉部保険課長	川本眞須美
健康福祉部健康課長	小西正文
健康福祉部少子対策課長	福原敬二
産業振興部商工観光課長	阿部員久
産業振興部企業誘致課長	北川真由美
産業振興部水産振興課長	早川益弘
国民宿舍支配人	北川満夫
農業振興部農林振興課長	松本安民
農業振興部農地整備課長	大瀬久
農業振興部地籍調査課長	和田昌治
農業振興部農業共済課長	宮崎須次
都市整備部管理課長	和田幸三
都市整備部建設課長	赤松啓二
都市整備部都市計画課長	森本秀利
下水道部企業経営課長	江本晴己
下水道部下水道課長	小谷雅信
下水道部下水道加入促進課長	喜田展弘
教育部教育総務課長	片山勝義
教育部学校教育課長	安田保富
教育部人権教育課長	大谷武司
教育部生涯学習文化振興課長	山見嘉啓

教育部青少年育成センター所長

高 辻 隆 雄

Ⅱ. 会議に付した事件

付託案件

1. 認定第1号 平成22年度南あわじ市一般会計決定の認定について……………	1 1 8
(2) 歳出について……………	1 1 8
② 民生費……………	1 1 8
③ 衛生費……………	1 3 2
④ 労働費、農林水産業費……………	1 6 9
⑤ 商工費……………	2 0 3
⑥ 土木費……………	2 1 4
⑦ 消防費……………	2 1 9

Ⅲ. 会議録

決算審査特別委員会

平成 23 年 9 月 13 日（火）

（開会 午前 9 時 00 分）

（閉会 午後 4 時 03 分）

1. 認定第 1 号 平成 22 年度南あわじ市一般会計決算の認定について

○熊田 司委員長 おはようございます。

それでは、昨日に引き続き決算審査特別委員会を開催します。

北村委員よりおくれる旨の連絡がありましたので、報告させていただきます。

それでは、認定第 1 号、平成 22 年度南あわじ市一般会計決算の認定。3 款民生費、114 ページから 161 ページまでの質疑を行います。

質疑ございませんか。

谷口委員。

○谷口博文委員 157 ページの、通勤通学助成補助金 1,288 万 1,000 円についてお尋ねをしますが、この辺の具体的な、通学助成の割合であったりとか、大体対象が何名ぐらいであったりとか、これ淡路高校というか、これ当初 1,300 万円ぐらいやって、今までは 3 割通学助成していただいていたようなお話があっただけ、それが今 2 割になつたというようなことで。これ、予算の規模としては 1,300 万円あって、実際に使ったのが 1,280 万円、これについての具体的な対象人数であるとか、そのあたりについて説明をお願いします。

○熊田 司委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（福原敬二） おはようございます。少子対策課長の福原です。

今、御質問がありました、通勤通学助成なんですけども、助成率につきましては、島外に通勤をされてる方は 2 割。それから、島外の学校なりに通学されてる方が 3 割。それから、対象になるのは淡路高校並びに津名高校になるわけなんですけども、高速バスでなければ行けない通学路に対しては 2 割という形になってます。

人数につきましては、個々でいきますと、通勤通学者のうち、通勤は 22 年度は 16 名です。それから、淡路高校並びに一宮高校、津名高校と、島内の関係なんですけども、淡路高等学校が 104 名。それから、今年度なくなったわけなんですけども、淡路高校一宮校というのがことしでなくなったと思うんですけども、22 年度は 4 名。それから、津名高校に 3 名。この方々が全部 2 割です。それから島外なんですけども、島外の例えば高校、17 名。それから、専門学校、予備校の就労の関係での専門学校とかいうのも含めてにな

るわけなんですけども、それが３３名。大学生なんですけども、短大生が４名と、大学が３５名で計２１６名で、予算的に使わせていただいておりますのが１，２８８万１，０００円ということになっております。

○熊田 司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ちなみに、今年度の利用者数、ちょっとお願いできます。

○熊田 司委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（福原敬二） 平成２３年度、現時点での人数なんですけども、通勤者が１０名。淡路高校が１００名。島外の高校が１３名。島外の専門学校並びに予備校が２９名。短大が３名。それから、大学が３９名。津名高校がことしふえまして５名ということで、現在申請いただいておりますのが１９９名。大体予算的に、昨年度と一緒ぐらいなのかなというぐらいの気で考えております。

○熊田 司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これ、非常に親御さんからはありがたい助成をいただいとるというようなお話があるわけですね。この辺は、総額で予算の要求をするときには対象人数でなしに、もうマックス１，３００万円というのは当初からこの額は決まっとるわけですか。

○熊田 司委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（福原敬二） いえ、そういうわけではありません。大体、前年度の実績プラスアルファ。実は、淡路高校につきましては、志知高校がなくなった段階で、人数が大体向こうへいくのが約４０人ずつぐらいふえるかなというぐらいの計算で１２０名ぐらいまでかなと。それから、ずっと年々別に見ますと、大体実績どおりの数字が出てきておるのかなということで、大体１，３００万円ぐらいの予算をおこさせていただいております。ただ、財政課のほうとも協議をさせていただいとるんですけども、ふえてくるようであれば、当然補正対応をさせていただきたいという旨では希望を申し上げます。

○熊田 司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 高校の授業料無償というか、そういう施策がどこまで続くかわからん

ねんけど、その辺やっぱり、私自身は市内の方が勉強というか、そういうやつには本当にある程度の助成というのは必要であろうと。かつて3割だったやつが2割になった、その辺のいきさつ的なもんは私自身ようわからんのやけど、3割助成しよったやつが2割になった主たる原因というか、その辺はどういうふうな認識をお持ちですか。

○熊田 司委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（福原敬二） この事業につきましては、合併前から各町いろいろな取り組みがありまして、合併と同時に一律にしたという。スタートの段階では、島内の高校3割ということでスタートしとったんですけども、本来の趣旨からいきますと、高速バスを利用しながら南あわじ市に住んでいただく。島外を最初にはターゲットにしてたという部分がありましたので、このまま、先ほども言いましたように、人数がどんどんどんどんふえてくるだろうという見込みもあって、また財政の見直しを図る中で、島内の通学者と島外の通学者の差別化を図る。もう一度原点に戻って、定住促進という意味の差別化を図ろうと。大変申しわけなかったんですけども、1割削減をさせていただいて2割にさせていただいたと。ただ、これは先ほども言いましたように、定住促進事業と同時に、高速バスでの利用でなければ学校へ行けない。例えば淡路高校だと、昔は郡家経由でバスがあったんですけども、今、西浦線がなくなっておりますのでやむを得ず高速バス。その昔は、例えば向こうでアパートを借りたり、どこかで下宿してるというお子さんもいらっしゃったと思うんですけども、これによって通学ができると、在宅からできるという意味で、その部分での拡大解釈ということでスタートしたと思っております。

○熊田 司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 阪神間の大学なり短大なりの通学、3割非常にありがたいというお声があるわけですね。この辺の3割というのは、現状では島外への短大なり大学への通学は、3割は継続、持続可能なような財政状況なんですか。

○熊田 司委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（福原敬二） 最初も言いましたとおり、継続して私どもは予算計上していきたい、そのように思っております。

○谷口博文委員 終わります。

○熊田 司委員長 ほかに質疑ございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 117ページの、戦傷没者の追悼式委託料というのがあるんですが、これは4月に行われている式典の経費ということになっとるわけですが、大見山でやっている分についてはここには入っていないんでしょうか。あの経費はどこから出てるのか、この中に入ってるかどうか。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 大見山でやっているやつといいますと、8月15日ですか。あれは、市独自の献花式ということで、市長公室のほうの予算でやらせていただいております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それは、どこに出てくるんですか。

○熊田 司委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（田村愛子） 企画のほうから、当日の飲み物代として支出してるのみでございます。献花につきましては、灘の方より寄贈いただいた献花で行っております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 需用費ということで出てるわけですね。

同様に、今後これはどうなっていくのかちょっとわからないところがあるんですが、大見山の動員学徒の慰霊をするという事業、今後これがどんなような形になっていくかということで関心もあるわけですが、そしたら、この大見山の部分は、事業を継続していくとしたときに、予算化とかいうことについては、今後どのような方向性を持っておられるか、ここで説明はいただけますか。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 8月15日につきましては、今のよう形をずっと継続

していきたいなというように思っておりますんで、予算的には冷たいお茶ということで、需用費のみの計上になるかと思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ことし2年目をやって、参加された方、またそういう話を聞いた方の中で、やはり招待する範囲が少ないのではないかなというような声もちょっとあるんですね。それは、事業として今のところ予算がついていないので、それについてはなかなかこの決算の中では見ることはできないんですけれども、やはりかなり社会的な注目度も上がっているということでありますので、検討を要するものではないかなというふうに思ったりするわけなんですけれども。それは、市民の方に声をかけるということはまだ十分やれていない。中には、それを聞きつけて来られる方も結構あったようなんですけれども、やはり大事な点だと思いますので、検討を要するのではないかなというふうに思っていますが、その点どんなお考えでおられますか。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 8月15日の献花式については、これ以降も従来どおり進めていきたいというふうに思っております。なお、大見山の関係で、今、市の管理になっておる関係で、近い将来あそこを一般に開放できる見通しが何とか立ちそうでございますので、そういう特別な式典だけではなく、常日ごろから自由に立ち入りできるような、そういう施設修繕、改善に持っていきたいというふうに思っております。

○蛭子智彦委員 わかりました。

○熊田 司委員長 ほかに質疑ございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 131ページですか、これは介護職員の、臨時職員の賃金ということであるわけですが、これは臨時の雇いということで、結構多くの方を雇ってるようです。この方々は、臨時というのはなぜ臨時なのかということなんですけれども、これはなぜでしょうか。

○熊田 司委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） ここ、さくら苑の運営に要する職員のうちの、正職員はさくら苑では14名、そして臨時職員トータルで12名で運営しておりますが、正職員だけでは配置基準に達しないということでこのような形になっております。正職員でなぜ対応できないのかということについては、やはり定員適正化計画等、全職員の削減計画の中もありますので、このような形になっております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 先日もお伺いしたところ、ほぼ入居者は100人の定員の中で96人ということで、これは昨年と一昨年よりも入居者が多いと。それから、今後の動向を見ましても、ここはやはりフル稼働というような印象もあるわけですね。ですから、安定的に処遇をしていく、今、介護職員の処遇改善ということを随分いわれてると思うんですが、その定員適正化計画といいながらこの臨時職員で対応するということになると、大体どれぐらいの賃金ベースの差が出てくるのか。むしろこれは常勤化をして、しっかりとした態勢を組んでいくということが求められるんじゃないかというふうに思うわけですが、その点いかがですか。

○熊田 司委員長 総務課長。

○総務課長（淵本幸男） これは養護老人ホームだけに限らず、全市的にいえることでございますけども、今いわれてる臨時職員1名雇用いたしますと、年間約二百五、六十万円の賃金、これはきのう御質問があった社会保険料を含めてでございます。正規職員、新人職員にちょっと変えて比較させていただきますと、共済費を含めて約400万円ということなので、140万円ぐらいの差が出てくるものと思われまして。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それがむだになるのではなくて、やはり正規職員ということで、例えば若い方が就職をすれば、将来にわたって最高の定住促進、あるいは少子化対策、介護職場などは特に結婚はできないというようなぐらいの低賃金であるというようなことがいわれるんですね。これ、さくら苑が5年で終わる、あるいは3年で終わるというような施設であればやむを得ないものかと思うんですけども、やはりこれは長きにわたって運営もされていくし、また事業も拡張の可能性も大いにある施設だと思うんですが、それを臨時職員というあてがいをしていくというのは大変間違ってると思います。これはやはり早急な改善を求めているというふうに思います。やはり、保育園のことでもあったわけで

すけれども、若い方、女性の働き場所をつくるということは本当に大きな意味を持つと思うんですけども、これどうお考えでしょうか。

○熊田 司委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 私どもは、今の段階では今の状態で安定的な経営ができると判断しております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 安定、そういうことを言ってるんじゃないんですよ。働き場所をつくるということは大事じゃないか。政府のニューディール政策か何か知りませんが、いろいろ努力もしてると思うんですが、若い、学校を卒業してこれから結婚して出産をしようというような、家庭を持とうというような方が働いていける職場として、やはりある意味臨時であってはいけないと、雇用の不安定さはいけないというふうに思ってるわけですね。そういう点についてお聞きしたいわけです。このさくら苑は、やはりこれからも安定していかなければいけない施設だし、十分にいろいろな態勢をとっていくことが求められている施設だと思いますしね。それから、その100人の入居者ということではすまないような今後の課題が出てくるというふうに思うんですよ。ですから、そういうことになっていけば、やはり安定した職場をつくるということは、結婚や出産にも必ずつながるということを思うわけです。いかがですか、臨時的に雇われてるよりは、やっぱり正規雇用でいかなないとなかなか難しいんじゃないんですか。

○熊田 司委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） ただいま御指摘いただきました委員の御意見、ごもっともな御意見でございます。ただし、自治体にも事情がございます、先ほど長寿福祉課長が申し上げました正規職員の定員適正化計画、また財政的な面。雇用の促進を図るという意味では、臨時職員で雇っても雇用は図れる。ただし、臨時職員の場合は、ただいま御指摘ありましたような形で、正規職員よりも雇用が不安定である、継続雇用も保障されていないような状況でございます。しかしながら、今の現状を踏まえつつ、また出先機関については今後民営化等で、また合理化も図っていくべきところでございますので、現状ではやむを得ないような状況かと考えております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これについては、もう平行線ということになると思います。
続いてよろしいですか。もう片づけてしまおうかと思うんですが。もしなければ。

○熊田 司委員長 蛭子委員、どうぞ。

○蛭子智彦委員 137ページです。きのうも少し、人権推進団体の補助金のことで最後終わったわけですが、この上にあります集会所管理業務委託料ということなんですけれども、集会所ということでは、地域地域にもさまざまな集会所があるわけですが、この業務の内容について説明いただけますでしょうか。

○熊田 司委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） こちらの、集会所管理業務委託料についてでございますが、南あわじ市の地域集会施設条例第4条に基づく指管管理への委託を行ったことによる委託料でございます。協定書によって、平成17年4月から27年の3月末までとなっております。4つの集会所について、それぞれ指定管理を行っております。
また、各地区からは、収支決算また使用の状況等について、実績報告等いただいております。
以上です。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 地域自治会の集会所というのは少し性格が違うんでしょうか。

○熊田 司委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） すいません、今、答弁いたしました集会所4カ所と申し上げましたけども5カ所でございます。訂正させていただきます。

○熊田 司委員長 蛭子委員の質問に対しては。
市民課長。

○市民課長（塔下佳里） すみません、大変申しわけございませんが、質問をもう一度お願いできますでしょうか。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 地域地域にはそういう自治会があって、その自治会費で集会所の管理運営というのをやっておるわけですが、こうした指定管理をするということにつきますと、その地域の自治会とは多少趣の違う活動もやってるということになるろうかと思うんですけども、その点いかがでしょうか。

○熊田 司委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 現在、当集会所は南あわじ市の地域集会施設とはなっておりますが、目的としましては、こちらの集会所につきましては、地域住民のための地域に則する教育、及び学術、文化の振興、及び社会福祉の増進に寄与することを目的としております。地域集会とは、最初の設置の条件が違っておりました。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 全体的に、いろいろ地域のバランスというのか、特別扱いというのか、少し至れり尽くせりというようなイメージもちよっとあるわけですが、やはり地域の自治振興というようなことに重きをおいたスタイルに変えていくことのほうが、この集会所の初期の目的を達成する上で促進的効果があるように思っております。普通の地域の自治会に対しては、指定管理ということはないと思うんですね。やはり、こういう形でちよっと特別扱いというようなイメージを持ってしまうので、それはかえってマイナス効果になるんじゃないかというようなことを思っておりますので、その点は今後も検討、先ほどの臨時職員の問題じゃないですけども、検討を要する課題じゃないかなというふうにちよっと考えておりますが、いかがでしょうか。

○熊田 司委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（入谷修司） この、地域集会所施設条例に基づく指定管理、市内地区5カ所というところがございますが、先ほど申しましたように、それぞれ開放学級というような事業もやってございます。旧の地域改善対策として建てた施設ということの中で、指定管理におきましても、平成17年度から26年度まで、こういった契約のもとに現在やってるところでございます。きのうも申し上げましたが、地域における同和問題解決に向けてもそれぞれ施設でやってるところでございますので、適当である業務委託料という

ようなことで考えてございますが、指定管理が26年度に切れますので、その時点でどうするかということでございます。そのあたりで、十分に検討させていただきたいと思えます。

○蛭子智彦委員 はい、わかりました。

○熊田 司委員長 よろしいですか。

ほかに。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 153ページです。ここも、放課後児童健全育成ということであるわけですが、同じような問題だろうと思うんですが、ここも臨時職員が多いと。特に、この福祉、介護やらあるいは子育てやら保育やら、こういうのは非常に臨時職員が目立つと。しかし、非常に大事な職場であるし、安定的な雇用、そして経験も蓄積もするというようなことも求められてると思うんですが、1年1年の臨時の対応というようなことが続いておるわけですが、この学童保育のことだと思うんですけども、これも年々少子化の中にあっても利用者はふえているという傾向が出てるかに思うんですけども、この学童保育というのは、私は年々ふえてると思うんですが、いかがですか。利用者は。

○熊田 司委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（福原敬二） 学童保育の臨時職員なんですけども、基本的に時間的に短時間であるということで、臨時の雇用とさせていただきます。時間的には、1時から18時まで、6時までですね。の時間帯での雇用をさせていただきます。ただ夏休み、それから夏休みの期間中の土曜日につきましては、朝の8時から夕方6時までのそのときだけ長時間になります。そのときにつきましては、今、雇用している臨時職員の上に、ヘルプ制度というんですけども、登録をさせていただいて、お手伝いしていただく方にどんどん入っていただいて、できるだけ労働時間を短縮しながら負担をかけないようなやり方をさせていただきますので、時間雇用というような形での雇用の仕方になっております。

それから、子供の登録状況なんですけども、やはり年々ふえてきつつあります。パーセンテージでいきますと、大体それぞれの学校の25%が学童保育を利用されているという現状です。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 その、業務形態という中での制約ということの説明でありました。それも運営のありようにもよってくるのではないかと。その、放課後児童健全ということですので、児童の育成活動もいろいろ考えれば取り組みもできるのではないかとというふうに思います。特に、小学校周辺というのも、教育環境もいろいろ変わっていく中で、その準備というんですかね、放課後健全育成をしていく上での子供たちを迎える準備、こういったこともその活動の中には入ってくるとすれば、ただ子供がきている時間だけがこの方々の仕事ではなくなるのではないかとというふうなことも思います。ですから、それもありようだと思いますし、またここも結構若い方の働き場所としてあるのではないかとというふうに思いますので、子育てのありようというのも年々変化していると思いますし、また学童保育の役割というのも広がっていると思いますので、子供がいる間だけじゃない、迎えたり帰ったあとの管理であったり準備であったり、こういったことも大事になってくると思いますので、臨時的なその場だけの時間ではないというふうに思いますので、これはやはり今後も大いに考えていただきたいというふうに思います。

この点についてはこれで終わりますが、あと開設数ですが、ちょっとふえてるようには思いますが、開設数、どういう状況でしょうか。

○熊田 司委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（福原敬二） 現在、22年度で9カ所、23年度に阿万を実施しまして10カ所になっております。ただ、今後は小学校等の統合問題等もありますので、ちょっと慎重にやらざるを得んのかなというような感じでおります。というのは、子供がやっぱり減ってきている。先ほど言いましたとおり、平均でいきますと、1年生、2年生、3年生の生徒数の25%。そうなりますと、やっぱり小さい学校がどうしても補助金の対象外の形になって、一般財源で全部賄わなければならないような形になってくる。そうすると、どのような運営の仕方があるのか。また設置場所につきましても、今年度2月に少子対策推進本部、庁舎内の関係の会なんですけども、学童保育につきましては学校施設を、できるだけ学校内、子供の安全とかいう部分で、学校でできるだけ開設していきたいというようなこともあり、小規模校につきますと、利用できるような、占有できるようなスペースがない。そういう問題もあります。

それから、先ほど議員がおっしゃられた勤務態勢の問題なんですけども、子供を迎えにいくようなことはありません。通所というようなやり方ですので、子供は学校が終わると、自主的に学校からその学童保育へ行く。ですから、そういう意味でもできるだけ近くで建てていきたいというのが本音です。それから、お迎えにつきましても、必ずこれは保護者に手渡しという形ですので、保護者の方もしくは親族の方にお迎えに来ていただいている

というようなやり方です。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 子供を迎える準備ということを行ったので、送迎をせえということを行ったんじゃないんですね。

○熊田 司委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（福原敬二） 子供は、大体5時間目6時間目が終わりますので、大体2時半ごろから来ます。ですから、1時間半もしくは1時間前に先生方が集まってミーティングをして、きょうどういうふうに行っていくかという、また欠席等の連絡があるか等をミーティングを実施している。その段階が1時間から1時間半ございますので、大体1時から6時までの時間帯で大丈夫かというふうに考えております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そのありようということで、子供を迎えるということは、結局おやつ
の準備をしたりとか、あるいはそこで学ぶ場もあれば学ぶ教材の準備をしたりとか、いろいろ考えようによってはすることもたくさんあるのじゃないか。あるいは、安全確保のための周辺の掃除であったり、学校との協力ということもあろうかと思うんですけれども、いろいろ考えればすることはあるのではないかということを思ったところなんです。

それともう一つ、学童保育の中で少し定員オーバーしてるといふようなところもあるわけですが、その点はどんな対策をとられたんでしょうか。

○熊田 司委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（福原敬二） 実際、定員オーバーという考え方、これは難しいところがあるんですけれども、私どもが考える、子供が指導員の数から見て管理しやすいという言い方はおかしいんですが、安全に日常業務をこなせるというのが私どもの定員という考え方です。ただし、オーバーという考え方は、これ児童福祉の施設になりますので、1.65平米が一人当たりの子供の面積というふうに考えると、例えば大きい広田などであればまだまだ余力がある。ただ、指導員が現在の人数でいくと、これぐらいの人数が適性だということで配置をさせていただきますが、ただ申し込みが多い場合は、それも財政課にお願いしとるんですけれども、やはり子供を安全に見守るための指導員の増、もしくはヘルプ

の方にできるだけ入っていただいて子供を安全に見守る。そういう態勢で臨んでおりますので、これ便利上、逆にいうたら設けている、私どもがこれぐらいの数字であれば指導員が楽に見ていただけるような人数かなというのが定員で、現実お預かりしているのはそれより多くなり、その部分についてはいつも加配という形での対応をさせていただいてるということです。ですから、本来の定員でいきますと、お借りしている場所の平米数割る1.65平米が本来の定員だというふうに御理解いただければいいのかなと思っております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 説明資料の73ページによりますと、榎列の学童では、定員が30人で登録者40人ということになっておるということで、松帆でも以前あったわけですが、希望者が抽選で入らなあかんというような中で、いろいろ努力していただいてその施設拡充、これは財政にも非常に頑張っていただいて開設ができた、希望者全員入れたというようなこともあったと思うんですけども、希望者が多すぎて抽選というようなことがないように今後もお願いをしたいなと。これ、委員長からかたくとめられてる要望なんですけれども、そういう配慮は必要ではないかというふうに思っております。

それから新規で、23年度新規は北阿万とおっしゃってました、阿万だけですか。それから、要望の出てる場所では西淡でも湊地域なんかも出てるようなんですけれども、このあたりどんな状況になっていますでしょうか。

○熊田 司委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（福原敬二） 先ほどもあれしました、松帆の場合なんですけども、どうしてもあそこの場合は本来お借りしている面積が狭かったと。これ以上子供を詰めると、ストレスがたまるといような現状もありましたので、幸い大規模改修というか改修をしましたので、現在は定員をできるだけ多く取っていただきたいということでみかり会さんのほうにお願いをし、前のときは20人だったところ25人。現実お預かりしていただいているのが、29名のときが一番多かったと思うんですけども、当然毎月増減が、子供が来たい、やめたいとかいう場合がありますので、増減が微動しているというのがございます。

それから、先ほどありました郡家から先の話と、それから希望の話なんですけども、これはどこの学校であろうが、例えば多かれ少なかれやはりお母さんお父さんが働く環境を整えていく、またそういう希望があるというのはこちらのほうも十分承知をしております。今後も、できるだけ小規模校についても開設をしていきたいというふうに思ってるんですけども、1カ所やはり建てますと、人件費がほとんどになってしまうんですけども、1カ

所約400万円の経費がかかります。それに対して、補助金が本当に10人を切りますとゼロ。それを、あと未設置校区をすべて解消していくになると、すごくこれだったら一般会計の見出しが多くなる。できるだけ、やはり私どもとしましては、補助メニューに乗れるような範囲内で実施をしていきたいというふうには考えております。ただ今後、これは県下あっちこっちに今の状況も情報を得とるわけなんですけども、例えば広域入所、どうしても場所が設置できない場合ですね。例えば、議員も御承知だと思うんですけど、湊小学校の場合は大規模改修によって教室の数が減ってきております。それから同時に、例えば建物を建てようとしても、学校の敷地内の面積が少ない。そういう場合、どうしたらいいだろうか。どこかで広域的にできないだろうかとかいうのを考えておりますが、やはり駐車場とか送迎の場所、そういう部分を考えながら今後も計画をしていきたい。これは、辰美のほうからも要望がありますし、西淡、志知、三原志知の方々も要望はあります。その辺については、状況を見ながら、判断しながら順次に設置していきたい、そのように思っております。

○熊田 司委員長 それではほかに。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 先ほど、谷口委員のほうからも出ておりましたので、おおよそのことはわかったんですが、高校への通学の助成ということで、高速バス、これはもう定住化というような意図の、政策的意図のもとでということであつたわけです。これは、後ほど教育の関係もあるんですけども、その高速バスだけではない在来線の問題というものもやはり残ってるのかなと。特に淡路の場合は、非常にこの通学区域が広いということで、洲本市に対してやっぱり通学せなあかんと。それで、そこはやはり非常にバス運賃も高いということで、定期代もなかなか高いというような話もあるわけですが、ちなみに湊から洲本市まで通った場合の、バス定期料金というのはどれぐらいかというのは御存じでしょうか。

○熊田 司委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（福原敬二） 存じておりません。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 一応調べていただいて、確認もしていただきたいと思うんですが、淡路高校に行くにも匹敵するような通学費になってるということになろうかと思います。こ

れは、少子対策という課題ではない部分になってくるんですけれども、やはり子育て、あるいは教育の経済状況などを見たときに、通学費が大変でということは非常に負担になってくる、今後もこういう状態が続けば、やはり南あわじの高校に行ける子供たちが限られてくるわけですので、その点も今後の課題として十分に検討していただきたいというふうに思っております。

終わります。

○熊田 司委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

③ 衛生費

○熊田 司委員長 それでは、質疑がございませんので、次に款４衛生費、ページは１６０ページから１９３ページまでの質疑を行います。

この衛生費について、質疑ございませんか。

森上委員。

○森上祐治委員 決算書の１６２ページ。資料では８２ページから３ページ、４ページのあたりの健康づくり推進事業費の町ぐるみ健診について質問いたします。

この町ぐるみ健診につきましては、その報償費として１２２万円、それから委託料として６，５９５万円と非常に大きな予算をおいて、南あわじ市民の健康づくりに関して非常に重要な事業をされていると私自身認識しているんですけども、まず担当部のほうにお聞きしたいんですけども、この事業についての事業評価ですか、端的にどのように評価されておりますか。

○熊田 司委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 健康課の小西といいます、どうぞよろしくお願いいたします。

先ほどの質問ですが、２２年度につきましては、厚生連と健康財団というのがありまして、そちらのほうへ健診のほうを委託しております。それで、もちろん負担金等をいただいている話になるわけですが、一応受診者率等につきましては、お手元の８３ページに記載されておりますが、受診率等の向上に向けて、市民の健康づくりにつきまして増進を図っているところでございます。

○熊田 司委員長 森上委員。

○森上祐治委員 最初に、非常に難しい質問をさせていただいたんですけども、私も年々ずっと楽しみにといたしますか、自分の健康管理に対して一番大事なものの一つとして受けとめて毎年受診しております。先日も、今年度の結果が送付されてきました。19年度からずっと5年間のデータが一目瞭然に見えるんですけども、私も近所の人と一緒に賀集のセンターに行きますが、いろいろ評価といいますか聞いてますと、非常にいい評価ばかりが出てきました。というのは、具体的に言うと、待ち時間が非常に年々少なくなっているというようなことであるとか、非常に対応が親切になってきて、最初のころはまごまごしよったんが次はここですよと教えていただくとか、それから私も受けてるんですけども、特別な健診、がんに関する健診ですね。受けて、精密検査要すると、再検査要するというデータがばんと出てきます。1月ほっておいたら、市の健康福祉部のほうからだろうと思うんですが、もう健診に行かれましたかと、なんでそれがわかるんかという、健診に行ったらまた報告するようなシステムになってると思うんですよね。思うんですよね。というのは、私は実は数年ずばらかまして再検査に行きなさいというのは行ってないんですけども、そういうアフターケアも非常にかっちりとされてるというような私自身は評価しております。本当に、これは6,700万円ぐらいのお金をつぎ込む非常に価値がある、費用対効果何重丸でもあるようなイベントだと私は思っておるんですけども、具体的に質問させていただきますと、この83ページの資料の中で、28回とか12回とか実施というふうに書かれているんですけども、きょうも実は朝の放送で、台風で延期されていた住民健診が23日に実施しますと、申し込んでくださいというような放送がございましたけども、この28回とか12回というのは、どんな運営の仕方でこういう数字が出てきとるんでしょうか、お尋ねいたします。

○熊田 司委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 28回と書いてありますが、28日でございます。これにつきましては、21年度は25日ございました。それを28日に3日ふやしております。また、土曜日につきましても2日から5日にふやしたり、またチラシでも受診者の声とか、市の負担割合のお得感等を入れさせていただいて、多くの方に受診していただくよう工夫をしているところでございます。

○熊田 司委員長 森上委員。

○森上祐治委員 この、28回とか12回とかいうのは、全部回が日の間違いであると

ということなんですかね。そういうことなんですか。

○熊田 司委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） すいません、そのとおりでございます。

○熊田 司委員長 森上委員。

○森上祐治委員 何のことやと思ってました。この、改めて健康診査という中身についてお尋ねしたいんですけども、当日は私も毎回行くたびに、大きな総合病院が移ってきたような非常に盛況な感じがしております。多彩な、いろいろな健診がなされてるわけなんですけども、ここでこの括弧4の健康診査の中身をずっと見てますと、健康診査と何々健診というような表現の違いがございますが、まずこの健康診査というのと健診の違いについて教えていただきたいと思います。

○熊田 司委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 一般的には、昔は法律で健康増進法のほうで定められておりましたが、今現在保険者の責務ということで、保険者が積極的に健診をしていかなければいけないということになっておりまして、それで一番上の特定健康診査、これにつきましては、40歳から74歳までの方でございます。市の国保なり、社会保険に入っている方なりが、保険者の責務として実施していく健康検査ということでございます。

それで、3番目につきましては、19歳から39歳の方ですが、これは一般の健康診査ということになっております。

○熊田 司委員長 森上委員。

○森上祐治委員 健診との違いはどういうことなんですか。

○熊田 司委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） この違いにつきましては、健康診査というものにつきましては身体的な健康診査でございまして、今ちょっと手元には資料は持っておりませんが、尿検査なり、貧血検査なり、血液検査、身長、体重測定検査等がそれに該当します。

それから、下の肺がん検診等からの下につきましては、この検診につきましてはがん検

診を主な意味としております。

○熊田 司委員長 森上委員。

○森上祐治委員 もう一つはっきりしない説明。やっぱり、担当者としては、こういう基本的な概念規定というものは、はっきり頭にたたき込んで仕事をしていただきたいと思います。大体そうなんだろうと思うんですが、もう少し明確な規定があると思いますよ。この、健康診査というのは今お聞きしたと思うから、子供らが学校でやる健康診断に大体相当するものかなと。血液検査なんか入ってきたらちょっと違うと思うんですが、この健康診査の中にもこの中では3種類書かれてましたよね。特定健康診査の国保内のもの、国保外のもの、それから19歳から74歳という3段階あるんですが、この国保内とか国保外というのはどない違うんでしょうか。

○熊田 司委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 一応、市の国保につきましては、南あわじ市が保険者になっておりまして、保健課と共同で健康診査のほうを実施しております。市国保以外は、その他国保あるいは社会保険の扶養者等でございます。

○熊田 司委員長 森上委員。

○森上祐治委員 先ほど課長の御説明では、この特定健康診査については、行政の側が責任を持って実施せないかんというようなことなんですけども、これだけを受けるとただなんですか。

○熊田 司委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） それぞれ保険者のほうで、あと負担していただいておりますが、市の国保の方につきましては、1,300円の自己負担ということで、受診券を持っていた方につきましては、1,300円の負担金で受けていただいております。

○熊田 司委員長 森上委員。

○森上祐治委員 そうということで、最低1,300円いるということなんですよね。そこに、下にずっと挙がっているような特定のがん検診、これは非常に高い、私も数千円毎

回払ってるんですけども、この人数を見てますと、一番多いのが肺がん検診で7,600人あると。次に多いのが大腸がん検診なんです。特定健康診査云々というのは、双方合わせても5,300人ぐらいということなんですけども、この数字から見てましたら、肺がん検診7,600人ということは、この住民検診に肺がん検診だけ受けに来るという人もいるということなんですか。

○熊田 司委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 肺がん検診については、利用料につきましては無料ということになっております。それで、その他健診につきましては、ここに人数を書いておりますが、特定健康診査、一般検査、後期高齢者の方等入れましたら、8,000人、9,000人という方が受診されているということでございます。

○熊田 司委員長 森上委員、まだ質問ございますか。

ちょっと休憩をしたいと思います。よろしいですか。

ここで休憩をいたします。

再開は10時5分からということにしますので、よろしくお願いいたします。

（休憩 午前 9時55分）

（再開 午後10時05分）

○熊田 司委員長 それでは再開いたします。

先ほどの続きで森上委員。

森上委員お待ちください、先、執行部のほうから答弁がありますんで。

健康課長どうぞ。

○健康課長（小西正文） 失礼いたします。

先ほどの健康診査の回数でございますが、日ということを言いましたが、医師等の出役の関係で回数でいっております。従来から、何回かという表示にしておりますので、訂正させていただきます。どうもすみませんでした。

○熊田 司委員長 森上委員。

○森上祐治委員 この28回ということは、28日やってるということで延べですね。

認識させていただいてよろしいんですね。

そしたら、次にちょっと質問させていただきます。受診の人数についてなんですけども、過去ずっと最近の傾向としまして増減ですね。毎年ふえてるんか減ってるんかということをお聞きしたいと思います。

○熊田 司委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 昨年はこちらの数字でございますが、21年度につきましては、特定診査の一番上ですが、4,312人で若干減っております。それから、特定診査の市国保以外につきましても、1,228人で若干ふえております。それから、3番目の一般の健康診査につきましては、1,039人で若干減っております。後期高齢のほうですが、1,053人でしたので若干ふえております。ふえたり減ったりということで、大体同じぐらいになってこようかと思っております。

○熊田 司委員長 森上委員。

○森上祐治委員 大体横ばいということなんですけども、この下のほうの後期高齢者の健康診査でも1,124人という数字なんですけども、これについてはどういう認識をされておりますか。

○熊田 司委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 一応、後期高齢者につきましては、75歳以上ということでございまして非常に高齢でございます。その関係で、なかなか受けに来づらい方も多くおられるのが実情だと思います。

○熊田 司委員長 森上委員。

○森上祐治委員 受けに来づらい人もいらっしゃるということでとまれても困るんですね。要は、そういう方たちに対してどういう配慮をされてるんかと。私の近所でも、あのおじいさんだったら多分よう行かんだろうなという方がいらっしゃるんやけども、そういう人に対する手立てというか配慮というか、何かされとるんでしょうか。

○熊田 司委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 遠方の人につきましては、送迎バスで送り迎えをするなり一応しております。

○熊田 司委員長 森上委員。

○森上祐治委員 その辺も、これからますます高齢化が進んできて、受けたくても受けに行けないと。高齢者の方いろいろな形でデイサービスとか、お医者さんに接する機会がふえてくることも事実なんですけども、やはり独居老人とかの方であれば、行きたくても行けないというような方も少なからず出てくるのが予想されますんで、その辺の御配慮もよろしくお願ひしたいと思います。

次のページの、女性特有のがん検診云々の実施状況なんですけども、子宮頸がんであるとか乳がん、これは女性にとって非常に、今、国民的な課題になっております。受診者数が、子宮頸がんは326人で受診率が23.6%。乳がんの場合は、受診率が34.2%ということなんですけども、この率について、全国的な傾向とかいろいろ県下の状況とかを比較して、南あわじ市の女性のこの受診率というのはどういうふうに見たらええんでしょうか。

○熊田 司委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 平成22年度につきましては、資料のほうはまだ県のほうから示されておられません。それで、平成21年度でございますが、乳がん検診につきましては兵庫県下で10位ということになっております。また、子宮がん健診は11位でございます、21年度が乳がん検診が23.3%。子宮がん検診が21.4%という結果でございます。

○熊田 司委員長 森上委員。

○森上祐治委員 県下で10位、11位というのは、上のほうと見ていいんですかね。

○熊田 司委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 兵庫県では市町が41ございますので、上位に入っているということでございます。

○熊田 司委員長 森上委員。

○森上祐治委員 その辺、健康福祉部のほうの努力を評価したいと思います。この子宮がん、乳がんについては、私も他人ごとではございませんで、私の母親も49歳で亡くなりました。子宮がんであったんですが、その時代はまだ住民健診がない時代で、近所の人も「もっと早くに発見できたら助かつたのにな」と当時言われたものでございますけれども、やはり早期発見、早期治療が、特にこういう乳がん、子宮がんについては大事やと言われてますんで、ますます啓蒙、啓発のほうよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、この住民健診についての本市の実施の課題というか、焦眉の課題というのはどのように設定されておりますか、課長にお伺ひしたいと思います。

○熊田 司委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 住民健診につきましては、受診率の向上が第一でございます。早期発見、早期治療、先ほど議員さんが言われたとおりでございます。また、生活習慣病等の改善等を図っていただきまして、市民の健康増進を図っていただきたいと思います。

また半日健診とか、日の設定等につきましても、これから反省会等を開きまして、より充実した住民健診になるように努めてまいりたいと思います。

○熊田 司委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） 健康福祉部長の郷でございます、よろしくお願いをします。

先ほどからの森上委員からの御質問なんですけども、いわゆる健診をどのように推進していくかにつきましては、これは何度も通知なり連絡なり、保健師のほうから御案内をさせていただいております。受診率は、分母の部分の受診者数の関係で、割と34.6%とか34.9%とかいうパーセントなんですけども、受診者数につきましては県下でナンバーワンでございます。受診日も28日間やってるところはございません。ですから、それほど南あわじ市では、この町ぐるみ健診につきましては、他の市町よりも大幅に力を入れて取り組んでいる事業であると私は自負しております。ですから、常に健診者数はトップであるというふうなデータもいただいております。

私は、今回の一般質問で、原理、原則は変わってないと思うんですけども、本来市町村国保に入っている40歳から74歳までの方を特定健診それが中心で、国保に入ってる方が受診するというふうなお答えをさせていただきましたけども、今、協会健保とかに入ってる方で会社で受けられていない方は、この私どもが行っている町ぐるみ健診のほうで受診をしていただいける方もいるそうでございます。それが、いわゆる40歳から74歳の

1,286名というような数字になっていると。ですから、会社で当然そういう対応をしていただいているところは、その会社の負担をいただきながら経費も安くやっていただいておりますわけなんですけども、会社で本来すべき人が会社のほうの制度を使わずに私どもの町ぐるみ健診を使った場合、自己負担金は五千数百円というふうな高い負担金で受診されている方もいるようでございます。いずれにいたしましても、今後もそういうふうななるべく受診者がふえるような形での推進は、今後とも図っていくというふうな形で考えておりますし、75歳以上の方については、これも以前ちょっと私も議会で答弁させていただいたことあるんですけども、それぞれの個人が、その医療機関でいろいろな検査をされてる方が多いでございます。やっぱり、どこか体の悪い方とかが多い関係で、医者の方の勧めによりきょうはこの健診してみようとかかそういうふうな形で、単独的にいろんな形での健診をされてる方が多いので、どうしても私はもうええわというふうな形で町ぐるみ健診を受けられない方、そういう方も多数ございます。ですから、その方々についても、私どもは推進していくようにやっているわけなんですけども。それと、今、特定健診についての受診率しか今出てないような状況でございます。なぜかといいますと、先ほどから課長も言うておりましたように、がん検診だけ受けたいとか、そういうふうな特定の健診のみをやられてる方が多数ございます。ですから、受診率というのは特定健診のみの受診率しか出ていないということで、全体的な数をいけばもっとも受診率は高いと思うんですけども、やっぱり法律の関係でこれ違うわけでございます。そういうふうな形で、今後なるべく多くの人に受診していただくように推進していきたいなと、そういうふう考えております。

○熊田 司委員長 森上委員。

○森上祐治委員 今、部長のほうから、非常に力強い自信に満ちた答弁をしていただきました。私も実感として、南あわじ市の健康福祉部、きめ細かないろいろなイベントをようやられてるなと認識をしております。私も、3年ほど前にメタボの教室に通いました。何カ月間か通ったんですけども、そのときは非常にその当時の肥満の体重が6キロほどやせとったんですよ。1年間ぐらいその状態で、サボったらまたもとに戻って、今、四苦八苦しとるんですけども、そういう非常にきめ細かな住民のニーズを見ていろいろなイベントされてると、非常に高く評価をしたいと思うんですけども、南あわじ市、今、県下で一番やという部長の答弁ございましたけども、市民の健康増進のためにますます頑張りたいと思います。どうもありがとうございました。

終わります。

○熊田 司委員長 ほかに。

谷口委員。

○谷口博文委員 ページ数169ページの、この環境美化臨時職員賃金同不法投棄。これは、不法投棄の臨時職員賃金、これは環境美化職員、臨時職員1名で、325万9,000何ぼで、それで不法投棄のが2名で、この辺の違いというのは、これはどういうことなんですか。

○熊田 司委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） 生活環境課、高木でございます。よろしくお願いします。
まず、臨時職員の賃金でございますけれども、これは旧西淡町から雇用して、継続して22年度まで雇用しとる分でございます。そして、不法投棄処理臨時職員2名につきましては、これはニューディール事業で雇用しておる2名でございます。

○熊田 司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 この事業効果というか、私自身は不法投棄、河川への不法投棄であったり、山間部への不法投棄があったりとかいうやつは、これは減少傾向にあるのかなのか、この事業効果というか、このニューディールか何かでやっとなるやつで、どれぐらいの成果があらわれとるというようなお考えをお持ちですか。

○熊田 司委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） このニューディール事業におきましては、現場の処理が22年度だけで53回出動しております。そこによって、回収された不法投棄の量なんですけれども、テレビが286台、冷蔵庫が111台、洗濯機70台、乾燥機6台、エアコン22台、その他の家電が17台、可燃、不燃、不燃物につきましては18トン、可燃物につきましては37トンの回収がございます。なお、古くから不法投棄されとる現場につきましては一段と減少が図られております。ただ危険な場所、あるいはまた玉ネギ残渣で古いもの、そういうのは残念ながら残っておりますけれども、今後回収したいと考えております。

○熊田 司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 課長、具体的にこの回収場所というのは、やはり河川であったりとか、

そういう諭鶴羽山というか、あっち側で行くところのそういう山間部のところへ、タイヤであつたりとか冷蔵庫であつたりとか放ってあるわな。あの辺、主にこの不法投棄の多いエリアというのは、課長、どういうエリアですか。

○熊田 司委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） まず、不法投棄で回収できるのは、先ほど委員がおっしゃられましたとおり公共用地、例えば道路端であつたり、河川という場所を限定に行っております。個人の土地は、やはりなかなか手がつけられないと。それで、不法投棄の多いのは、やはり人目につかないところ。山間部であつたり、山間部の河川、それがほとんどと見受けられます。

○熊田 司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 差し障りなかったら、具体的にどこの山間部とか、どこの河川のところに多いかということを教えてほしいのよ。

○熊田 司委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） この53カ所につきましては、まず限定というよりも、広範囲にわたっております。量の多いのは、やはり三原川水系、成相川であつたり、三原川の上流、諭鶴羽山、そういったところが多うございました。

○熊田 司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これは、市民のモラルというか常識なんやけど、実際に私は台風の水害のときなんかやったら、本当に河川からのごみが大量に三原川河口部分なりその辺のエリアにどんどんどんどん来よんねんね。いまだに、私自身の感覚とすれば、やはり不法投棄が絶滅できてないなというような認識を持っとんねんね。今後、この臨時職員で対応されとるこの不法投棄の臨時職員というのは、事業としていつまでやっていただけるのですか。

○熊田 司委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） このニューディール事業というのが、23年度いっぱい

と伺っておりますけれども、やはり私どものほうで雇用しとるのが3名というようなことなんですけれども、やはりこの事業の継続をしていくには、最低2名が必要ではなかろうかと考えております。

○熊田 司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 それは、必要でなかろうかと考えとんねんけど、それを継続してやっていただくという意味合いを持った今の御答弁でよろしいんですか。

○熊田 司委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） まだ決定しかねておりますので、前向きに考えたいと思います。

○熊田 司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 先般、市民部長のほうの答弁で、ごみが10%ぐらい減少しとるといようなお話があったんや。私は、非常にそういうようなことでは評価しとってんけど、私は10%反対にどこかへ不法投棄しよんの違うかなと思ったりすんねんけど、そこらが本当に真剣に、市民に対して不法投棄というのは非常に厳しいいろいろなさまざまな規定があるということを周知徹底していただきたいのと、やはり河川へのごみの回収というやつは、さまざまなことで他の住民に御迷惑をかけよんのよ。そやから、この辺は本当にどどん回収もしてほしいし、市民一人ひとりの意識というか、その辺をもっと積極的にやっていただきたいなというような思いがありますんで、生活環境課長、取り合えず頑張っでごみの回収をお願いいたしますわ。

○熊田 司委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） おっしゃるとおりでございます。不法投棄を片づけようと思えば、5倍の手間がかかります。やはり、少し放ってあるのを見逃せば、そこにまたごみがふえるというようなことなんで、積極的に取り組みたいと思っております。

○熊田 司委員長 ほかに。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 161ページの、小児夜間救急診療についてですが、この医療実績はどのようなになっていますか。

○熊田 司委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 平成22年度の小児夜間救急の診療業務につきましては、479件が診療でございます。1日平均1.31人ということになっております。電話対応が495件で、1日平均1.35人でございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 県病でやっておったときと比べてどうなのでしょう。

○熊田 司委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 平成20年3月に、県病の小児科医の不足によりまして、一次救急は市の責務という形で3市で小児夜間救急をしておりましたが、一応診察といいながらも座薬程度のものでございまして、急を要する方につきましては、即二次、三次救急ということで県病のほうを受けていただけますので、そちらのほうへ行ってもらってます。ですから、診療行為とはいいいながらも、実際は解熱剤程度でございまして、それが段々とまた地域医療を保持していくという観点から、医師の方の協力を得ながらやっているわけですが、市民の方につきましてもコンビニ受診とかいろいろありますが、平日夜間におきまして、余り必要がないというたら語弊になるわけですが、本当に必要な方だけ行ってもらうように浸透してきておる次第でございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この負担金は、3市が共同で負担してるという理解でよろしいですか。同じ金額を負担してるということでしょうか。

○熊田 司委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 3市の負担金につきましては、人口割りという形でそれぞれ算出して、3市医師会のほうへお支払いしております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今の説明でいきますと、小児夜間救急という対応であるけれども、休日の応急態勢、夜間救急態勢との関係でいけば、それに置きかえられる部分があるというようなニュアンスに受け取ったわけですが、そう理解してよろしいでしょうか。

○熊田 司委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 365日小児夜間救急を実施しておりまして、晩の10時から翌朝6時まで営業という形で、それぞれ輪番医の方をお願いしているところでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 診療そのものが軽微なものであって、座薬や検温程度の医療行為ということであるというようなことであつたと思うんですけども、そのあたり、小児ですから慎重に取り扱っていかなければいけないと思いますし、今後のことになるとどうかということなんですが、例えば県病が新規に開設した場合、これについてはどんな考え方になるのでしょうか。

○熊田 司委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 県立淡路病院につきましては、平成25年に移転するという事で、今現在洲本港のほうで建築されておるわけでございます。それに従いまして、小児夜間救急等につきましても、医師会のほうから今の在宅からほかの方向、あるいは医師が高齢化してきているという事情等がありまして、現在調整中でございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 是非そういう態勢を、新しい病院になるということで、研修体制やあるいは医療機器等々もさらに充実されると。小児医師の養成的なシステムも強く求めて、県病での対応ということを是非実現していただきたいというふうに思います。そういった頑張ってください。

○熊田 司委員長 ほかに。

印部委員。

○印部久信委員 163ページの、予防接種医師委託料8,700万円余りについて聞きたいと思います。

まず、南あわじ市内において、この予防接種を委託している医師の数は何人に委託されておりますか。

○熊田 司委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 予防接種の委託につきましては、南あわじ市の医師会のほうと委託契約をしております、そこに入っているほとんどの方が予防接種ができるような態勢になっていると思います。

○熊田 司委員長 今、人数のほうを印部委員のほうから聞かれたんですが、健康課長。

○健康課長（小西正文） 予防接種の種類によりまして若干変動がありますが、ちょっと、今、資料は持っておりませんが、大体の小児科医等が主でございますが、その医師会等で参加医療機関を募っていただきまして実施しているところでございます。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 ちょっと勘違いしとるのでないかな。医師会に委託しとるということなんですが、これ資料なんかを見ておりますと、この予防接種の医師には、学校の校医さんも兼務しとるようにも資料から見受けられるんですが、この先生方は予防接種について校医さんも兼務されておるんですか。

○熊田 司委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 学校の校医さんも同じような形でされておまして、委託契約はその単価でいかしていただいたりしております。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 今何か、課長、その単価というようなことを言われましたが、この予

防接種の医師の場合は、この資料から見ますと、校医でありますと学校へ出かけていって集団で予防接種を打つと。ワクチンによったら、病院のほうへ来院されて予防接種を打っているというふうにも見受けられると思うんですが、これ予防接種によって学校で校医さんとして打つ場合と、予防接種を受ける希望の方が病院の方へ行かれて受けるというふうにもあると思うんですが、その辺まずどうなってます。

○熊田 司委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 集団予防接種につきましては、81ページに予防接種の種類等を記載しておりますが、ポリオが集団予防接種になっております。あと、麻疹、風疹で中学1年生、3期の接種でございますが、これにつきましても、学校へ赴いていきまして、集団で接種しているところでございます。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 課長、校医さんとして予防接種を打っているワクチンと、病院のほうへ受診者が赴いて打っているのと、これちょっと縦分けできます。

○熊田 司委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） まず81ページでいきますと、集団で接種しているのがポリオでございまして、緑保健センターで接種しております。それから、学校で接種しているのが麻疹、風疹の3期といわれている中1生でございます。この2つでございます。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 先ほど課長が言っておりましたように、出役に対する費用というのは大体どれぐらいになっとるんですか。

○熊田 司委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 予防接種の種類によって違ってございまして、2,000円台から4,500円等ということになっております。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 医師の、その日校医としての出役に対する費用は幾らになっておるんですかということです。2,000円や3,000円でお医者さん1日出役してくれないと思うんですよ。

○熊田 司委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 失礼いたしました。学校医につきましては、校医報償基本給というのがありまして、それに基づいて支払い等しております。あとは、接種料、医療剤等はまた別の考え方でございます。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 ですから、その出役の費用は幾らですかということを聞いてるんです。

○熊田 司委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） これ、いろいろ先ほどから、3種混合、2種混合、風疹、麻疹いろいろ予防接種あるんですけども、一回あたりの単価で契約だと、一回あたりの単価の契約でございます。ですから、例えば3種混合ですと、1期初回で4,500円。2種混合ですと、4,730円というふうな一回あたりの単価で決定しております。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、部長、当日集団に接種しに行って、例えば100人が来られた場合は今言われた単価かける100、そういうことでよろしい。

○熊田 司委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） そういうふうに理解しております。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたら、いわゆる通常の校医さんの単価は、接種でなしに、予防接種とかそんなんでもなしに、学校校医に行って健診するんでしょ、生徒の。そういう場合は、

接種とかそんな全然なしに健診する場合は、一日あたりの費用弁償の単価というのはないんですか、校医さんは。そのときは、接種とかそういうもろもろがついてこないでしょ。

○熊田 司委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 学校のほうの定期健診についてでございますが、学校医につきましては、基本額が年額で16万2,000円。学校訪問で一回あたり3万7,000円ということになっております。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 ここに出ております、この予防接種医師委託料というのは、8,700万円というのは、結局先ほど部長が言っておりましたように、接種した金額かける人数のお金が8,700万円で出てきてるんですか。それとも、費用弁償、出役手当も含まれて、これらの縦分けはどないなっとんのですか。8,700万円という数字は。下には、予防接種時の費用のワクチン代180万円何がしかというのが挙がっておるわけですから、この8,700万円というのは、技術料もしくは出役手当の費用弁償にあたると思うんですが、ここらはどういうふうになっとるんですか。

○熊田 司委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 集団につきましては、学校等の関係もございますが、個別接種につきましては、先ほど部長からお話のあったとおり、診察料、手技料を含めて幾らという形でお支払いしております。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 ちょっとわかりにくいんで、また後刻個人的に聞きます。

181ページの、新型インフルエンザワクチン委託料なんですが、資料を見てみますと、高齢者インフルエンザ接種事業ということで、対象者が1万4,000人余りの高齢者を対象に接種したのが9,000人ということなんですが、この新型インフルエンザワクチンについての補助の場合は、高齢者だけでなしに一般人も対象であったと思うんですが、その辺はどういうふうになっておりますか。

○熊田 司委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 新型インフルエンザにつきましては、平成22年の10月1日より補助事業という形で、新型インフルエンザワクチン接種費用負担軽減事業として実施しております。これにつきましては、高齢者と高齢者以外で生活保護、非課税世帯の方が実施対象者になっております。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、ここへ出てきてる数字はいわゆる補助対象者だけの数字が挙がってきて、通常の高齢以外の人の数字は、あれは全額自費でやってたわけですか。

○熊田 司委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 非課税者以外につきましては、高齢者インフルエンザという事業がありまして、1,000円の負担金をしていただきまして、あと残りにつきましては、市のほうの負担ということで実施いたしております。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 残りが市のほうの負担ということになりますと、市のほうの負担の費用は、この決算書のどこに挙がってきとるんですか。

○熊田 司委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） ここに挙げております数字につきましては、高齢者インフルエンザと新型インフルエンザ両方を挙げさせていただいております。なお、高齢者のインフルエンザにつきましては、別のカウント補助対象外等が非課税でない方でございますが、ありますので、その方についてもおおむね100万円ほどになってくるということで、歳入決算書にもありますが補助金が146万9,000円、これは国が2分の1、県が4分の1ということになっておりまして、これプラス4分の1が市の負担でございますので、それから差し引きいたしますと、高齢者インフルエンザは約100万円ぐらいの支払いになってくるということでございます。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 いろいろな経費も使いながら、新型インフルエンザワクチンの接種を打って予防にあたってるわけですが、課長、これ課長に聞いてなかなか答えられるものではないと思うんですが、この効果というものはなかなかとてもじゃないけど判定できるものではないと思うんですが、やっておる実施者として、ワクチン接種を打った効果というのは課長自身どんなように思っておりますか。

○熊田 司委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） ことしに入りまして、新型インフルエンザが季節風のインフルエンザに変更になっております。ですから、重篤にはもう至らなくなってきたということで、国、県のほうで季節性インフルエンザに移行されたということでございます。

○熊田 司委員長 久米委員。

○久米啓右委員 ページ数は、185ページのごみ処理費の中の大阪湾臨界環境整備センター廃棄物埋立処分委託料。これは、委託料ということだけの92万9,000円何がしかですか。

○熊田 司委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） この、大阪湾フェニックスにつきましては、この歳出のほうで予算書に3つ挙がっております。まず1つが、先ほど御質問があった埋め立ての委託料でございますけれども、この分につきましては、実際に埋め立てするのは不燃等焼却灰なんですけれども、私どもの大阪湾で手数料が発生したのが、579トン分に対しての委託料でございます。

それと、181ページに広域行政事務組合負担金というのがございますけれども、これが奥畑の粗大ごみから不燃物を埋め立てる際に発生する分でございます。この負担金につきましては、3市の均等割、人口割りとなっております。

それとあともう1つ、清掃センターのほうで、189ページのフェニックス負担金となっておりますけれども、これは清掃センターに関する負担金でございます。もう少しわかりやすく申し上げますと、今フェニックスというのは、平成33年で計画終わりというようなことで負担金を置いておりますけれども、その埋め立てや焼却灰の分を減量化してくれというようなことで承っておりますので、規定の負担金と埋め立てに関する処分費というような形で負担しております。

○熊田 司委員長 久米委員。

○久米啓右委員 付属資料の 95 ページでは、大阪湾フェニックス事業による神戸沖埋め立て処分場にてというふうに書いてありますが、決算書の 185 ページの大阪湾臨海環境整備センター、これはフェニックス事業の一つの事業所なんですか、そのセンターは。大阪湾臨海環境整備センターというのは。

○熊田 司委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） 付属資料 95 ページの 756 トンというのは、これは灰処分の分ですけれども、先ほど質問のございました分につきましては、これは奥畑の広域粗大ごみから発生した分の負担金でございます。

○熊田 司委員長 久米委員。

○久米啓右委員 質問をフェニックス事業という事業に、今、大阪湾臨海環境整備センターというのが、そういう事業のうちの一つの処理施設ということですかね。

○熊田 司委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） そうでございます。それぞれの処分場において負担金を払って、それぞれの処分場から発生した分について委託料が発生しております。

○熊田 司委員長 久米委員。

○久米啓右委員 そうしますと、185 ページの 92 万 9,250 円の処理場は、神戸沖ではないんですかね。別の場所ですか。

○熊田 司委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） この分につきましては、177 トン分の処分費にあたりますので、申しわけございません訂正します、これは清掃センターから発生した焼却灰の埋め立て 177 トン分でございます。

○熊田 司委員長 久米委員。

○久米啓右委員 質問をちょっと変えますが、この搬入の経費としては、該当するのは搬出して業者に委託した費用はどこに計上されてますか。

○熊田 司委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） 運搬につきましては、それぞれの処分場から運搬しております。清掃センターであれば清掃センターの職員、粗大ごみ処理場であれば粗大ごみ処理場の職員が津名まで運んでおります。

○熊田 司委員長 久米委員。

○久米啓右委員 そうしますと、１８７ページの委託料の中に、灰処分委託料とあります。これは、それに該当はするんですか。

○熊田 司委員長 清掃センター兼衛生センター所長。

○清掃センター兼衛生センター所長（細川協大） 清掃センター兼衛生センター所長の細川でございます。

今、御質問のありました１８７ページの委託料、灰処分料ということですが、ここに計上しておりますのは、清掃センターで発生した灰と、それと煤塵の処分料ということで、７１７万８,８５０円という金額になってます。この経費につきましては、この大阪湾のフェニックスの管理してる施設との契約によりまして、１トン当たり５,２５０円という単価で処理してもらっております。

それで、津名の集積しておる場所までの搬出につきましては、職員が直接搬出しております。

○熊田 司委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） 申しわけございません、数字がちょっと行ったり来たりしておったもので、訂正させていただきたいと思います。

申しわけございませんでした、御質問の１８５ページの委託料につきましては、今、数字をもう一度整理しましたところ、奥畑で５７９トンの南あわじ市から持ち込んだごみがあります。それを、不燃であったり可燃であったり資源物で整理したところ、１７７トンの不燃ごみが出てきます。奥畑から奥畑へ、５７９トン持ち込んで、そこから分別して埋

め立てに要した１７７トンにつきましての委託料でございます。訂正させていただきます。

○熊田 司委員長 久米委員。

○久米啓右委員 要は、焼却場から津名の集積場までは職員に払ってるので、その給料の中で治まってる。そこから、そのフェニックス事業とかいう埋立地までは、灰処分委託料で搬入する費用としてこの灰処分委託料５７７万円ですか、を支出した。それに埋め立てていただく委託料が、各埋め立て場所に、例えばこの１８５ページのセンターの場合は９２万９，０００円を支払ったというように理解してもいいんですかね。

○熊田 司委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） まず私どもは、そこへ持っていくだけの手間を出せば、あとはその負担金と手数料で処分していただけると、そのように考えております。また、次の計画等もございますので、用意した中での負担金でございます。ですから、処分する分とあとまた次の計画ということもございます。

○熊田 司委員長 久米委員。

○久米啓右委員 最後に、その埋め立ても未来永劫いつまでもということではないようにいわれてましたが、この埋め立て事業が将来いつまでもごみをそこへ持っていかれへんですわね。そういう将来の見通しはどんな具合ですか。

○熊田 司委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） 実際、平成３３年で終わってしまうということなんですけれども、リサイクル率が上がったり、あるいはまた最終処分ですね、その数量を減らさないと次の事業認可が受けられないという制約がございますので、私どものほうは関係行政機関、リサイクル率を上げたり、最終処分量を下げたりする努力がこれから必要となってきました。

○熊田 司委員長 ここで暫時休憩をいたします。
再開は１１時５分とさせていただきます。

（休憩 午前１０時５５分）

(再開 午前11時05分)

○熊田 司委員長 それでは、再開いたします。

先ほどに続きまして、款4衛生費、ページ数は160ページから193ページまでの質疑を行います。

質疑ございませんか。

小島委員。

○小島 一委員 ページ179ページの委託料、ゆーぶるの白蟻駆除工事についてですが、このどんな内容だったのかというのと、この設計監理業務委託料出てるんですが、工事のほうを引続き行われたのかどうかというのをお尋ねしたいんですけど。

○熊田 司委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 昨年、ゆーぶるのA浴室におきまして白蟻の巣が発見されて、その後工事につきましては、ことしの10月に予定しております。それで、22年度は原因究明ということで、設計監理委託料おかしていただきました。

○熊田 司委員長 小島委員。

○小島 一委員 白蟻というたら、これやっぱり見つけたら、その原因究明したらすぐに駆除、例え補正でかかってもせんと、どんどんどんどんと進行していくもんやと思うんですわ。それで、この調査もその場所だけなんか、全体どこまで波及してるのかということの調査をやられたんですか。

○熊田 司委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） それで、調べた結果でございますが、白蟻につきましては発見されておりません。ただ、木等が腐食している箇所がありまして、このたびの工事ということになりました。

○熊田 司委員長 小島委員。

○小島 一委員 そしたら、そういう巣がどこかへ移動したのか、たまたま移ってきた

少数のアリがやったのかというところまではまだわかっていないわけですか。

○熊田 司委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 原因等ということで、去年はこういう設計工事委託料をおかしてもらってさせていただいております。しかしながら、先ほども言いましたとおり、白蟻はいなかったということで、木が一部腐食されている場所を部分的に新しい材料にしたり、塗装したりという形での工事を考えておりまして、白蟻については、どこへ行ったかについてはちょっと定かではございません。

○熊田 司委員長 小島委員。

○小島 一委員 おらんということは、どこかへ移動したというふうに解釈せざるを得ないんで、見つけたら現物がおるうちに処理するというのが基本やから、ことし設計して来年工事という悠長なことは余りせんようお願いしたいということで終わつときます。

○熊田 司委員長 ほかにございませんか。
楠委員。

○楠 和廣委員 決算書が１８９ページと、付属資料が９３ページと９５ページ。清掃費の淡路広域事務組合負担金、洲本市南あわじ市衛生事務組合負担金、前年比から大幅に軽減になつとんねんけど、この軽減になつたり理由はどのような理由ですか。

○熊田 司委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） 衛生事務組合の負担金の減額のことでよろしいでしょうか。

この負担金の減額につきましては、やまなみ苑が平成７年度に工事をした借入金、つまり起債の返還が大半終わったことによりますところの減額でございます。

○熊田 司委員長 楠委員。

○楠 和廣委員 淡路広域行政事務組合の負担金、やまなみ苑はこれ衛生事務組合への負担金。

○熊田 司委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） やまなみ苑の減額につきましては、先ほど申し上げました。

○熊田 司委員長 楠委員。

○楠 和廣委員 淡路広域行政事務組合負担金の減額はどないなってるんですか。

○熊田 司委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） このことにつきましても、もう起債残高がゼロになりました。そういうことで減額されております。

○熊田 司委員長 楠委員。

○楠 和廣委員 それでは、先ほど言いました95ページのことで聞かせていただきます。これは、清掃センターの施設状況についてお伺いするのと、炉の築年数何年かお伺いをいたします。

○熊田 司委員長 清掃センター兼衛生センター所長。

○清掃センター兼衛生センター所長（細川協大） 清掃センターの施設につきましては、約23年経過しております。それで、施設全体につきましては、毎年修繕等を行ってまうけどやはり老朽化が進んでおります。それで、毎年修繕費なりまた工事費を計上して対応しておる現状でございます。

それと、今のその炉の耐用年数ですけども、炉につきましては、耐火れんが等を積んで焼却をしておるんですけども、やはりその中で熱のぐあいとかでかなり傷みが毎年発生します。そのため、炉の修繕等につきましては、1号炉、2号炉とあるんですけども、毎年その2つの炉につきましては、期間をそれぞれ別々にしておりますけれども、炉の修繕等は行っております。

○熊田 司委員長 楠委員。

○楠 和廣委員 毎年、炉の補修に5、6、000万円が決済されとんののですが、それと

この施設の中のクレーンの更新工事が21年にしたと思いますが、またことしの22年にクレーンの整備工事費として決済されておりますが、このクレーンの更新は前年度で、整備が22年度というこの関係を説明していただきたいと思います。

○熊田 司委員長 清掃センター兼衛生センター所長。

○清掃センター兼衛生センター所長（細川協大） 21年度のクレーンの整備につきましては、クレーンを支えるアームというんですかね、レールなんですけども、そのひずみが大きく生じてきたので、落下する恐れがあるので21年度は主にその工事を行いました。それで、22年度につきましては、このクレーンの整備工事ということですけども、これは主につり上げる巻き上げ装置の整備、それを行ってます。クレーンにつきましては、1機しかございませんので、もしそれが停止しますと炉全体の焼却業務ができないということなんで、点検整備をしながら維持しておるのが現状でございます。

○熊田 司委員長 楠委員。

○楠 和廣委員 先ほど聞かしてもうた、炉の築年数が聞かれなんなんですが、毎年毎年これ焼却のきつい施設ですのでいたし方ない部分かと思いますが、この炉の補修の毎年の経費に対して、更新というような計画は考えておられませんか。

○熊田 司委員長 清掃センター兼衛生センター所長。

○清掃センター兼衛生センター所長（細川協大） 炉の更新といいましても、一からといたしますと非常に経費とまた時間が必要なので、現在は点検をしながらその悪い部分だけの補修ということで、それも先ほど言いましたけども、1号炉と2号炉がありますので、それを期間を、例えばごみの量の少ない毎年11月また2月に、それぞれ1号、2号炉の炉の中のれんがの積みかえ等を主に工事をしておるような状況でございます。

○熊田 司委員長 楠委員。

○楠 和廣委員 先ほども、ごみの減量がいわれとったんですが、減量になればそれだけ炉の稼働も違ってくるんで、傷みも違ってくるかと思いますが、そういった点での炉のこれからの補修等の見通しというか、傷みというか、そういった部分でどんなように考えておられますか。

○熊田 司委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） お答えいたします。

まず、ごみの減量化から施設の経費の削減というのは、これは完全に減れば減るほど傷みも少なくなるし、燃料費やその冷却水等の経費も変わってきます。それで、毎年行っております炉の工事なんですけれども、一遍に張りかえておるわけではございません。やはり熱の高いところ、あるいはまたそういう負担がかからないところ、2年に1回張りかえるところもございますし、4年に1回張りかえるところもございます。これは、計画的に傷んだところじゃなしに、計画的に行っておる工事でございます。

それともう一つ、今後の見通しということなんでございますけれども、耐用年数から申し上げますと、ごみ焼却施設は35年という耐用年数になっております。それと共用年数、これは主に使われておる年数なんですけれども、25年使いますと、段々使われておる施設が少なくなっておるというような状況でございます。ですから、25年たちますと、やはりそれなりの経費が高くかかってくるというようなことで、またそういうことも勘案しまして広域化等の協議も進めていきたいと、このように考えております。

○熊田 司委員長 楠委員。

○楠 和廣委員 もう一遍だけ言いますが、共用年数になれば、もうこの施設は共用年数済んでおると思いますが、耐用年数になればどういふことでしょうか。

○熊田 司委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） 共用年数というのは、耐用年数に近寄っていくという年数でございます。25年をやはり過ぎてきて少なくなっておるのは、やはりそこから経費がかかりますので、建てかえか継続かという判断をされて、25年以上の使われている施設が段々少なくなっておることですから、25年たったから壊れやすいというようなものではございません。

○熊田 司委員長 それでは、ほかに。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 181ページですが、ゆーぷるの施設指定管理料、さんゆ〜館の指定管理料ですけれども、確か当初予算ではそれぞれ300万円と1,600万円になっとっ

たかと思うんですが、違いますか。

○熊田 司委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 指定管理料につきましては、平成２０年から２４年まで指定管理をするということで基本協定を締結しております。それで、ゆーぷるにつきましては、施設利用料という形で３００万円市のほうへ収入という形で入れてもらってありましたけども、広域水道の関係で水道料金がアップいたしまして、２２年度から逆に指定管理料ということで２８０万円お支払いしてるという形になっております。

○熊田 司委員長 さんゆ〜館のほうはどうですか。
健康課長。

○健康課長（小西正文） さんゆ〜館につきましては、お手元の資料の９０ページになりますが、平成２２年度は１，５５０万円の指定管理料になっております。このさんゆ〜館につきましても、指定管理が平成２０年から平成２４年という形で基本協定をしておりまして、これも同じ理由でございまして、６００万円がずっと指定管理料でありましたが、水道料金の値上げによりまして１，５５０万円の指定管理料、平成２２年度からなっております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 当初予算の予算書、今言いましたのは、当初予算書では指定管理料が３００万円になってると。それから、さんゆ〜館は１，６００万円になってるということ言うんですが、違いますか。私のこの予算書だけがちょっと間違えとるんですか。

○熊田 司委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 当初予算につきましては、議員の指摘のとおりでございまして、若干余裕を持った形での指定管理料という形で予算のほう設定させていただいておりました。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 当初予算の金額はわずかなんですけども、年度協定を結んでそれを決

めるということになっておると思うんですね。ですから、そこはそんなに余裕というような話ではなかったかに思うんですけれども、予算編成時には確定してなかったということですか。年度協定は、これいつから始まるんですかね。

○熊田 司委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 年次協定につきましては、一応従来指定管理料というのは定額ということでございますが、このような形で不慮の支出が発生したということで22年度から変更いたしておりますが、この時点では定かではございません。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 金額が、予算支出の当初予算の予算書と違うので、なぜそうなったのかということちょっと聞きたかったんですけれども。その次に出てきます、さんゆ〜館の温水ヒーター入れかえ工事費なども、これも補正予算でも全然出されてなかったものが工事として決算で上がってくると。これは、予算の流用というようなことで対応がされてるということで、補正予算なりあるいは議会の議決を経なくてもできるという範囲のものというふうには思うんですけれども、議会に対してでも所管に対してでもちょっと説明がされていなかったようにも思うんですね。先ほどの白蟻のことにつきましても、これの白蟻工事費というのは、去年の9月に補正予算で200万円というのが出てるかに思うんですけれども、こうした経緯、非常に大事な施設でそれぞれ必要な工事だとは思いますが、これ委員会、所管に対しての説明というのは十分できてないように思うんですけれども、その点いかがですか。

○熊田 司委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 私どものほうで、温浴施設については所管しているわけですが、指定管理を受けている方に、休館等で急に閉めなくてはならないというような事態に陥っていたわけございまして、もちろん上司等には相談しながらではございますけれども、補正予算を組むなりして対応させていただいたところでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 当初予算から補正予算へと、7号まで22年度でてるかと思うんですけれども、見なれないものだったもので調べたんですけれども、白蟻については200万円と

いうものが挙がっておったけれども、実際には工事は去年の9月の補正で白蟻の工事費というのが出てるんですね。ところが決算で見たら、やってないというような話が今出たわけですけども、去年の9月1日の補正予算で出されたものが、この決算まで何の報告もないというような印象なんですね。

それから、先ほどのさんゆ〜館の温水ヒーターの入れかえ工事費472万5,000円というの、補正予算の中には、見てみたんですが出てこないんですね。ですから、今私が申し上げておるのは、大きな問題ではないかと思うんですが、これが所管委員会には説明がされたような形跡がないもので、それがどうだったのかということのをちょっとお伺いしとるんですが、その点いかがですか。

○熊田 司委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） 確かに、昨年9月に白蟻による腐食があるということで、もう少し調査をした結果、その年に軽微な形での工事ですむというふうな判断をして、もう少し大きい額の補正額を組ませていただいたと。ところが調べた結果、確かに白蟻にやられた形跡はあるんですが、その近辺を調べた、あるいはそれ以外のところでも白蟻に食われてるという恐れがないということで、こういうふうな少額のものになったわけですが、結果的にはその近辺の木材が腐食しておりますので欠落の恐れがあるということで、今年度新たにその部分の工事を行うというふうにさせていただいております。その補正予算をおくときの説明のときは、当然所管を中心に説明をさせていただいてるんですが、それからの状況変化については説明がなかったかもしれません。そこら辺については今後気をつけて対応していきたいと、そのように思っております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そういう対応をお願いしたいと思います。同時にここでいう、例えば筒井温泉の湯を上げるポンプの修繕工事、あるいはさんゆ〜館の温水ヒーター入れかえ工事費についても、同様ちょっと説明された形跡がなかったもので、やはり大事なものだと思いますので、今後十分注意していただきたいというふうに思います。

それと、先ほど水道料金との関係もあったわけですが、ですから指定管理料を払うということで300万円おいといたけれども、280万円になったというその経緯をもう少し説明いただけますでしょうか。

○熊田 司委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 水道料金につきましては種目がありまして、公衆浴場という種目でおいておりましたが、それにつきましては、口径が３０ミリという規定がありまして、現実にはもっと大きな口径を使っているということで、一般という形に変更することになったわけございまして、その変更によりまして水道料金がはね上がったということでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それは、だからふやしたということですよね。ふやしたけれど、３００万円ほどはなくてもすんだと、２８０万円の指定管理料でゆーぷるはよいと。それから、さんゆ〜館については、１，６００万円まで上げなければいけないと思ったけれども、１，５５０万円ですんだと、年度協定はこれで結びましたということ、そういう経過だろうと思うんです。ですから、３００万円というものを思ったけれども２８０万円まで治まった、１，６００万円と思ったけれども１，５５０万円に治まった、その経緯その内容について説明をしていただきたいということを今言ったんですけども。

○熊田 司委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 一応、水道料金につきましては、今までの使用料等を見ながら算出していたわけですが、その中でも幅が若干あったということで、必要最低限の線で最終的には治まったということになっております。

○熊田 司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これさんゆ〜館、非常に建設当時市民の福利厚生というか市民の安らぎの場で、非常に私自身も喜んだんやの。それで、これずっと指定管理になったらもっとサービスが向上するやいうねんけど、今の利用者の声というのを、課長、聞いたことありますか。山崎支配人がしよるときと、今のこの指定管理になって、その辺の利用者の声というのを、課長、聞いたことあります。

○熊田 司委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 一応、指定管理者であります、アクアプロのほうから毎月報告をいただいておりますが、直接利用者のほうからは聞いておりません。

○熊田 司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私、利用者の声ちょこちょこ聞くねんけど、要は当然指定管理になったら市民は本当にサービスというかもっとようなるように思ったら、あちこち電気消したり、シャワーとか洗い場のところが壊れとったって改修してくれへんと。あれいうたら、結局その軽微な改修というのは指定管理でして、ある程度の限度額超えたら市が持ったんのか、その辺がどないなとんの。その辺、利用者は本当に洗い場壊れとったって直してくれへん、そんならこれ指定管理のほうは、自分ところの責任において軽微な工事だったら自分ところがせんなんさかい、いっそ市が面倒見てもらうぐらいまで放置しとくような状況にあるさかいこんなケースになっとるん違うんかいなと私は想像するねんけど、そこらはちょっと一遍、どこまでは指定管理の責任においてやって、どれ以上が市が助成したんのか、その辺についてちょっと説明をお願いします。

○熊田 司委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 指定管理するにあたりまして、基本協定をしております、その中で施設改修等というのがございます。それで、1件50万円未満のものにつきましては、指定管理者のほうで修繕等を行うということで定めております。

○熊田 司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私は、本当にサラリーマンのように、地域の人があそこで本当に福利厚生というか健康増進よ。それで、あそこへ行くことによって、社会保障というか医療費も削減できるぐらいの、本当に地域の人コミュニティーの場でもあり、私はすばらしいさんゆ〜館は施設やと思うねん。あの辺の利用者見よったって、22万人以上の人利用してもらいよんねん。本当に、市内の方があの間を通じてやっとなねんけど、指定管理になってから調子が悪いぞという声が私の耳によろ聞こえんねや。指定管理になってからあちこち電気も真っ暗けになってったし、そんなもん壊れとったって直せへん、その辺の指導監督的な立場というのはだれが指導するのよ。その辺のサービスが低下しとることに対して指定管理ではでけへんの。

○熊田 司委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 指定管理のほうにつきましては、イベント等を実施するなり、それぞれ鋭意努力をしていただいております。しかしながら、そういう意見がありますの

で、また管理者のほうへ注意を促していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○熊田 司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 指導勧告というか、指定管理になっとなつて、施設の適切な運用というのは市のほうでだれかが是正処置を、是正命令というかそういうことはできるのでしょ。そんなら、利用者の声が本当に施設ができたときは本当にすばらしい、旧の三原町の人は本当に皆喜んでった。自分ところの風呂よりかあそこの風呂へ行ったほうがええねんいうて、家族ぐるみでこの施設へ行きよんねん。それが、指定管理になってから、洗い場壊れとなつて直してくれへんわ、本当にあちこちどうやこうやいう話をよく僕はちょこちょこ聞くわけよ。そやから、そこらはその辺アクアプロけ、そこらに対してそういう声がありますよというぐらひは。市民が言うたって聞いてくれへん。そこらやさかい、今後とも課長よろしく、部長お願いします。

○熊田 司委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） 委員おっしゃることよくわかります。指定管理、これは毎年の協定で金額等も若干変わつとるようでございます。そこら辺の交渉の中でも、当然指定管理を我々のほうからアクアプロのほうにそういうふうな協定を結ばせていただいとるわけなんですけども、当然サービス業でございますのでやるべきことはきっちりやってもらうということで、厳しくそこら辺の不手際については対応していきたいと、そのように考えます。

○熊田 司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私が利用させてもうとる西淡のところは、結構利用者の声を聞いてくれるねん。それで、営業時間でも若干指定管理になって私は西淡はよかったなと思う。三原の人の利用者は、そういう声があるということだけちょっと念頭においてください。

○熊田 司委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 179ページ、委託料の中で、これは前にも聞いたことですけども、前は養護老人ホームのほうで聞きましたけども空調設備保守点検委託料、これは市の建物ではほとんどが空調設備がされておると思うんですけども、これは必要性があるのかどう

かお尋ねします。

○熊田 司委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 保健センターのほうの施設管理になってきますが、その中でやはり多くの市民の方が母子健診等に訪れるということも日々続いておりますが、その方々にも迷惑をかけないようにということで、空調設備の点検をずっと実施しております。

○熊田 司委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 恐らく空調設備、最近の建物であればほとんど空冷式で、故障があるとしても大概基盤ぐらいなんですね。機械そのものは意外と故障しないと。そんな中で、保守点検作業がいるのかなという感じがするわけです。それと、ほかの建物ではこういうやつは、さくら苑かな、前回言うたんが老人ホーム、それもいるのかという話をさせてもらったんやけども、实际的にいらんような気がするんですけども、その点に関してどう考えておりますか。

○熊田 司委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 法定点検という形で、多分管財課といいますか、所管のほうでこの契約を結んでいただくなりしているわけでございますので、ある程度は、ちょっと私も勉強不足ではございますが、法律に基づいた部分的なこともあるのじやなかろうかなと思っております。

○熊田 司委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 恐らく、法律的な規定というものはないと思います。ですから、これは恐らく業者さんがこういう契約させていただいたら便利ですよというような話だけで、恐らく契約されとるんじゃないかと思うんです。空冷式の場合に関しては、基盤がいかれたら、どっちにしても部品ひく間1日ぐらいたてば完全に直るというような勘定でいけますんで、やはりこの保健センターと老人ホーム、それに関してその2件だけだったと思うんですけども不必要なもんじゃないかと思うんで、今後検討していただきたいと思います。終わります。

○熊田 司委員長 ほかに質疑ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 上水道費、172ページ173ページですね、幾つかあるんですが、この高料金対策ということで、資本費に対する補てんということで年々下がっていくというようなお話だったわけですが、先ほどもありましたように、大口需要者はやはり水道料金の引き上げということで、かなり厳しい経営というような、宿泊関係施設というのが結構観光事業をやっている南あわじ市にとってみれば大きな問題ということになってると思います。非常に、南あわじ市というか淡路の水道広域企業団の水道料金というのは、やはり県下でも高い位置にあるというように思っとなるわけですが、現状はどのようになっているかということを説明いただけますか。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 広域水道企業団の事務取扱いというようなことで、企業団が合併して後、私どもの市長公室のほうで事務の取り扱いはさせていただいております。ただ、水道料金が県下でどのぐらいの位置にあるかというような経営の中身につきましては、私どものほうでは調べておりませんので、一度水道企業団のほうに問い合わせを私どもがするか、議員の方からしていただくかというようなことになるかと思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 議員のほうからしていただくというのはどういうことですか。それはどういう意味ですか。あなた方、例えば水道企業団に理事者として出席していないんですか、南あわじ市は。していないんですか。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 出席はいたしておりません。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 市長出てないんですか。管理者としては行ってないんですか。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 市長は出席はしておりますが、担当部職員については出ておりません。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 私は、南あわじ市は出席してないんですかと聞いたんですよ。中田公室長が行ってるかどうか聞いたん違うんですよ。南あわじ市は出てないんですか、理事者として出てないんですかと聞いたんです。出てるんですよ。出たらこれ説明できるんじゃないんですか。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 繰り返しになりますが、事務の取り扱い等については私どものほうで所管をさせていただいておるというようなことで、中身の経営等につきましては、一度議員の質問を聞いて、資料を取り寄せて、御説明を申し上げたいと思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 こういう問題は、聞いていただいたらそうしてもらいたいんですが、こういう問題は高料金対策として出してるわけですよ。だから、これ問われたら答えていただくということがルールじゃないかと思うんですよ。今後、やっぱりこれ改善してほしいと。聞かれたら答えじゃなくて、聞かれたら問い合わせをするというようなことではなくて、いかなる質問があってもある程度のことは答えられると。それは、細かい点までということではないですけども、この水道料金がどれぐらいになってるかぐらいの基本的なものというのは、恐らく説明資料としても出されてると思いますし、市長公室としても保管しとったらどうですか。市長からいただいて持っとたらどうなんですか。わからない点は聞いたらいいん違うんですか。そういうふうに思うんですよ。そういう方向で対応を変えていただけませんか。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 資料的には、私どものほうは企業団のほうからはいただいております。しかしながら、当然、今、議員の指摘もございましたように、事務取り扱いといえども、その辺の資料はあらかじめ取り寄せておくべきかなというふうに思っております。今後気をつけたいと思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ですから、今ちょっと答弁できる範囲というのは限られておりますので、今後改善していただくということをお願いしたいと思います。

それともう一点、これも同じようなことになるんですけども、神出浄水場との取水ができない今、結局淀川の水系から取水してるというようにも聞いておるわけですが、その点まだ改善されてないかということも含めて、また調べといてください。

終わります。

○熊田 司委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

④ 労働費、農林水産業費

○熊田 司委員長 そうしましたら、質疑がございませんので、次に、款5労働費、款6農林水産事業費。ページ数は、192ページから229ページまでの質疑を行います。

質疑ございませんか。

原口委員。

○原口育大委員 192ページの、緊急雇用対策について伺いたいと思うんですけども、この目的としては、やはり失業者とかの対策であって、あと就労というか、正規の職員にどこか採用してもらえたらいいなのを努力する期間というか、そういう対策かと思うんですけども、南あわじ市22年度これをやられて、そういう緊急雇用から抜け出してといいますか、どこか正規に雇用されたりというふうなケースというのはあったんでしょうか。

○熊田 司委員長 商工観光課長。

○商工観光課長(阿部員久) この緊急雇用につきましては、国の失業者対策ということで、平成21年度から始まったというふうに聞いておりますが、22年度の事業につきましては、緊急雇用対策事業そのうちのふるさと雇用再生事業と、それから重点分野雇用創出事業というのがございます。これにつきましては、産業振興協会のほうで委託を受けて実施しております。それ以外に、直接ということで3つの事業、リサイクルセンター事

業、それから道路維持管理事業、観光案内人整備事業ということで行っておるのがこの事業ですが、何分期間が切られての事業でございますので、そのうち２３年度で終わる事業、それからまた２４年度まで継続する事業というのがございますが、今後の対策につきましては、国、県の動向を見ながら考えていきたいというふうに思っています。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 その、６カ月とか１年とかの期間、臨時に雇うと思うんですけど、その間で例えば新しい就職先を見つけたとか、そういうのでステップアップというのが正しいかどうかわかりませんが、ちょっと正規雇用のほうに近づいたような人というのはいましたかという質問なんですけど。

○熊田 司委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 申しわけございません、一応は失業者対策は一年限りということで原則再雇用はしてませんが、その後どういう定職に就かれたかというところまではまだはっきり把握しておらないんですが、次就職できたというふうな情報は余り聞いてないように思います。

○熊田 司委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） 産業振興部の興津でございます。

今、原口議員さんの質問で、失業対策の中で次の正規の職員になられた方がおられるかということで、これは県のほうも調査をしております。若干、まだ２２年度については、まだ正規の職に就いた方はおられません。

○熊田 司委員長 ここで暫時休憩といたしたいと思います。

再開は１３時で行いますので、よろしくお願いいたします。

（休憩 午前１１時５０分）

（再開 午後 １時００分）

○熊田 司委員長 それでは、午前の質疑に引き続き、午後の質疑を再開いたします。

まず市長のほうから、所用のため午後の出席が少しおくれますとの報告をいただい

ります。

産業振興部次長のほうからありましたので、産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） 午前中の原口議員さんの質問の中で、緊急雇用の中で正規職員がいなかったかという御質問がございました。答弁ではないという答弁をさせてもらったんですけども、こちらで仕事をしてる期間中、民間企業で正規職員になられた方が2名おられました。訂正をさせていただきます。

○熊田 司委員長 款5労働費、款6農林水産事業費、ページ192ページから225ページまでの質疑を行います。午前中の質問の際ですけども、マイクが遠かったり、また答弁の方もマイクが遠かったりいたしますので、どうかマイクの使い方に気をつけていただいて、声がよく聞こえるようによろしくお願いいたします。それと、質問の方も要点をまとめて質問していただくのと、説明員の方もどうか質問者の聞きたいことをよく聞いた上で、適切な回答をお願いいたします。

それでは、質疑ございませんか。

川上委員。

○川上 命委員 完璧に質問いたします。

最近、南あわじ市としては、活性化のために女性の進出というものを大いに期待しとるわけですが、働く婦人の家管理費ということで、ページ数194と参考資料が99ページでございます。その中で、人件費働く婦人の家運営委員会10名。このどうして選んだのか、名前とそれと実績がどのように上がっているのかお聞かせ願いたいと思います。

○熊田 司委員長 人権教育課長。

○人権教育課長（大谷武司） 人権教育課の大谷と申します。よろしくお願いいたします。

働く婦人の家の運営委員につきましては10名ということで、1名は教育委員会の部長があたっております。あと地域の婦人団体とかが推薦いただきました方々9名。お名前のほうは、ちょっと、今、手元に資料持っておりませんので、また後ほど資料をお届けしたいと思います。

それから、仕事の内容でございますが、婦人の社会参加、議員さんのおっしゃるとおりの事業に尽くしているか、推進しておりまして、家庭料理の応援であったり、またパソコン等の技術の学びであったり、そういうことで女性特有の仕事の応援というようなことを講座の中に盛り込みまして、募集し社会参加を促しているところでございます。

○熊田 司委員長 川上委員。

○川上 命委員 私の聞いているのは、その役員あとの9人というのはどういう選び方をしとるのかそれだけ、名前はよろしいけど。

それと、実践的なことを聞いたわけですが、最近特に六次産業ということで、女性の進出というものの非常に期待されとるということで、南あわじ市のほうは非常に他の地区と比べて女性の活躍されたグループ、職でいえば職域の中で、その地域の地産地消を含めた中でのブランド品というような開発を受けた中で、女性の収入をふやしていくと、働く場所をふやしていくと、そういったことについての、もう少し実践的に行政があらゆる角度から指導していくということが大切ではなかろうかと思う。その点について、もう一度お答え願います。

○熊田 司委員長 人権教育課長。

○人権教育課長（大谷武司） ただいまの、女性の収入増とかそういう将来的な展望ではございますが、このあたりは念頭には置いて講座等を勧めてはおりますが、まだ何分若い世代の参加が現実には少ないというような状況でございます。

それと、推薦母体なんですけど、推薦母体につきましては女性団体の推薦、それからまた企業の推薦というような中から9名を選ばせていただいております。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 私も、194ページの働く婦人の家について伺います。資料を見せられますと、利用者数で平成21年の1万6,163人から、22年で2万1,905人ということで、約5,000人近くもふやしておりますし、予算を見ましても22年度で空調関係でふえておるようですけども、21年、23年とそれを除いたらほとんど横ばいでやられてますので、限られた予算の中で大変頑張っておられるなというふうにはまず評価をしております。

一点だけ伺います。ここの小運動場の利用料、使用料ですけども、ほかの施設に比べて割高だったような感じを持っていたんですけども、現在その使用料というのはどういうふうになって、ほかの施設と比べてどうかということをお伺いします。

○熊田 司委員長 人権教育課長。

○人権教育課長（大谷武司） ただいまの、使用料の関係の御質問についてなんですが、同等の施設と申しますか、公民館と比較をさせていただきました。比較しておりますのは、三原公民館、緑公民館、南淡公民館、それから西淡公民館というのはメインの公民館ですが、それで利用料を大体面積あたりの部屋の相等の部分を見ましたら若干低いぐらいで、婦人の家の利用料は高くはございません。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 隣の健康広場の体育館を使用する感じと、あそこの小運動場を使用するのは、以前はかなり差があったように思ったんですけど、そこら辺は今言うような形で割安感があるわけですか。例えば運動に使うときに、そこが何か使いにくいと聞いたことがあったんですけど、そういうことではないですか。

○熊田 司委員長 人権教育課長。

○人権教育課長（大谷武司） 健康広場の使用料については、しばらくちょっと調べさせていただきたいと思います。婦人の家の小運動場につきましては、昼間が1,200円ということで、できるスポーツ自体は卓球程度しかございませんが、比較的面積から考えますと安い状況ではないかなというふうに思っております。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら勘違いかしりませんが、いつときそこもっと使ったらいいのと思ったときに高いということを大分聞いてたんで、思い込みかもしれませんけども。安いんだったらそれで結構です。

○熊田 司委員長 ほかに質疑はございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この説明資料、98ページの説明資料についてですが、ここに事業の目的として主に3つぐらいが考えられるかというふうに思います。1つは女性の社会進出。2つ目は再就職の応援。そして3つ目は家庭生活の安定ということになるかと思うんですが、それぞれにどのような特徴ある活動がされたかということについて説明をいただきたいと思います。

○熊田 司委員長 人権教育課長。

○人権教育課長（大谷武司） ただいまの、方向性ということなんですが、社会参加という部分につきましては、やはり生涯学習といいますか、公民館事業的な趣味の講座の延長でございます。

それから、再就職の支援というところでは、情報関係の応援をさせていただいております。

それから、家庭生活というところでは、料理の献立とかいろいろな分野の指導といいますか、家庭における生活事業といいますか、その応援をさせていただいているところで

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 30歳未満の方が多いということで、子育て世代というようなこともあるんかと思うんですけども、30歳以下で全体の利用者、講座の利用者ですけども約6割強。それから40歳以下までいくと、全体の8割ぐらいということになると思うんですけども、そういう若い方々の社会進出、再就職の応援ということで、今、説明いただきました。具体的に、例えばこういうことで再就職につながったというような例も生まれてるんでしょうか。

○熊田 司委員長 人権教育課長。

○人権教育課長（大谷武司） 具体的に再就職をされたという情報につきましては、調査しておりませんので確認はしておりません。ただ、会社勤めをされている方々が、能力を高めるために、その情報の講座であったりするのに参加されているというところは聞いております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 あと、やはり女性の働く条件であったりとか、地位であったりとかいうのはやはりまだ低いというようなことがあってのこの活動であろうと思うんですけども、いろいろ相談活動ということでありますが、具体的にはどのような相談活動をやっておられるか、説明もあつたかと思うんですけども、再度説明いただきたいと思います。

○熊田 司委員長 人権教育課長。

○人権教育課長（大谷武司） 誠に申しわけありません。相談内容につきましては、ちょっと私どももお伺いしておりませんので、また相談業務の詳細につきましては、館長に聞きまして報告させていただきたいと思います。

○熊田 司委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（福原敬二） 働く婦人の家につきましては、少子対策課のほうで子育て学習支援センターということの併設をかねております。その中で、女性の進出、再就職につきましては、その学習センターの中に掲示板をこしらえましてハローワークの情報を提示したり、それから男女共同参画の意味合いを持ちまして、講師の方というか、相談員の方に来ていただいて、お母さん方が次に働ける方法とかいうのを相談事業として、実際私ところのほうの事業としてさせていただいております。

○熊田 司委員長 ほかに質疑ございませんか。
谷口委員。

○谷口博文委員 ページ数が２２３ページ。この、中間育成事業１，３００万円やけど、これ私も十分いろいろ聞いて説明を受けとんねんけど、いま一つ理解してないんやけど、この中間育成事業１，３００万円というのは、この事業の内容についてちょっとわかりやすく説明お願いできますか。

○熊田 司委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（早川益弘） この事業は、財団南浦という南あわじ水交会、南あわじ市にある５漁協が、昔鳴門大橋のかかったときの保障を持ち寄ってつくった財団でありまして、その中で、今からはつくり育てる事業を展開していかなければ魚も少なくなってきたというようなことで、福良漁協の前に須崎という島がございます。そこに中間育成センターという施設がございまして、そこで魚の稚魚を大きくして、南あわじ市海域に放流しようというような取り組みを行ってまいりました。その中で、特に真鯛、真鯛に関しましては福良湾の中で、海上公園の中で育成する。それから、須崎の先ほどいいましたセンターでは、ヒラメ、鬼オコゼ等を中間育成して、大きくなったときに南あわじ市海域に放流して、漁獲量のアップにつなげるというような取り組みをやって、南あわじ市の水交会、漁協の漁獲量の維持、アップを図っていこうという事業が主な事業です。

○熊田 司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 素人の質問で申しわけないねんけど、県の佐野のほうか、どっかあの辺にも何か稚魚をこうしてしよるような、これいうたら県の事業でしよるのけ。今言った、水交会の事業でやられとるやつに助成しとんのけ。淡路市とか漁協ありますわな、洲本市とか。その辺と連携してやっとなるもんか、そこらもうちょっと。

○熊田 司委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（早川益弘） 今、委員のおっしゃった津名にあるセンター、これも兵庫県の二見にある水産技術センターの中にある豊かな海づくり協会、津名も豊かな海づくり協会の中にあるんですけども、そこで育てていただいた、津名ですとクルマエビ、明石のほうですと真鯛、ヒラメ、鬼オコゼ等がふ化されて、ある程度大きくなったらそれを無料でうちが取りにいった、いただいて、それを須崎なり海上公園のほうで育ててるという状況でございます。

○熊田 司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 課長、私は本当にこれ水産資源というか、その辺は必ず日本国としては必要やというような思いがあるので積極的に、予算が少なかったらどんどんどんどん入れてでもやってええと思うんで、その辺は頑張って、課長、やってください。
終わります。

○熊田 司委員長 ほかにございませんか。
原口委員。

○原口育大委員 203ページの、バイオマスの関連でお伺いします。

まず、利用助成金8万5,792円ですけども、予算では112万5,000円ついてたと思うんですが、利用状況、何で予算に対してこれほど少ないのかというあたりをお伺いします。

○熊田 司委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 農林振興課長の松本です、よろしくお願いします。

22年度のバイオマス利用施設の関係でございますが、まず利用状況を報告させていた

できます。２２年度は、５つの施設で約１，５３３トンの処理を行っております。バイオマス施設自体は、議員の方も御存じのとおり、年間２，２００トンの処理計画をしておりますので、２２年度は約７０％の稼働ということでございます。それから、参考でもう一つ、民間のバイオマス施設もございますが、ここは２２年度は２，７４０トン程度の処理を行っております。

それから、指摘をいただきましたバイオマス利活用の助成金のことなんですが、これにつきましては、農家の持ち込みに対する利用を促すということで助成金をおいております。ただ、農家のほうからの持ち込みにつきましては、ＰＲもしておりますが、なかなか少ないのが今のところの現状でございます。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 今、各施設の全体の利用状況、稼働状況を教えていただいたんですが、５つ施設がありますそれぞれの施設ごとの受け入れ量と、当然炭が出ると思うんですけども、どれぐらいそれぞれ出てるかお願いします。

○熊田 司委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） それぞれの利用実績でございますが、倭文、これは鬼皮の処理のところでございますが約３４トン。八木につきましては１６トン。賀集につきましては１４６トン。神代につきましては６１７トン。北阿万につきましては７２１トン。小数点のところは四捨五入をさせていただいております。

それから、炭につきましては、倭文のところ、４０リットルの袋の数でいきますと３，２２６袋。八木につきましては、施設自体が当初思うように炭化のところ稼働することができませんでしたので３５袋。賀集につきましては５３４袋。それから神代につきましては２，００２袋。北阿万につきましては２，９６８袋で、合計約８，７００袋ぐらいができております。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 倭文の３４トンですけども、数字が大変少ないように思うんですけども、計画に対しては倭文の稼働率というのはどれぐらいなんですか。

○熊田 司委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 倭文の施設につきましては、トン数でいきますと３３トンなんですが、鬼皮でございますので鬼皮そのものが非常に軽い状況でございます。施設の稼働率につきましては、１００％に近い稼働を行っております。ちなみに、参考なんです、今年度につきましても倭文のほうは稼働率は７２％ぐらいなんです、トン数でいきますと２３トン、倭文の計画が大体３３トンで計画を当初からしております。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、稼働というのは、時間的なものとしてはほぼ１００％稼働しとるというふうに考えてよろしいですか。

○熊田 司委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 稼働につきましては、当然時間的なところでございますが、農林振興課のほうで発表しとるパーセントにつきましては、計画処理トン数分の実質処理トン数、トン数でいっております。それでいきますと、約７０％が全体では稼働しております、そのうち１００％が倭文、それから北阿万が８５％ということで、先ほど説明させていただいたとおり、八木のところが若干当初から機械の調子が悪くて、軌道に乗ったのがもうほとんど後半のところなんで７％ぐらいの稼働となっております。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 ほぼ順調に、全体的には稼働しとるということだと、ＪＡはちょっと別やと思うんですけど、あと商協に依頼してる４機について、トン当たりの処理経費１万５，０００円以下には抑えとると思うんですけども、実際には幾らぐらいかかってますか。

○熊田 司委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 議員御指摘のとおり、トン１万５，０００円の当初計画でバイオマス施設は建設をさせていただきました。当初は、なかなか１万５，０００円のレベルになりにくくて、議会の御理解をいただきまして、施設の改良等を行わせていただいております。お蔭をもちまして、今年度の６月ぐらいからほぼトン１万５，０００円程度でできるようになっております。ただ、議員の御承知のとおり、バイオマス施設は当初から炭化施設のところで、瓦のトンネルですと１日中熱をかけとるんですが、ここ

は毎日ぬくめて冷やすぬくめて冷やすというようなところと、破碎機のところにおきましても、当初からキャベツとかレタスの野菜の破碎機的なところがございまして、非常にそこら辺のところで、現在でも故障が多いのが若干運営に支障をきたしております。

以上です。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 今、1万5,000円かかるとのことなんですけど、順調に動くと1万5,000円までかからずに運営できてるというふうな感じで受けとめてたんですけども、やはり商協さんについては、1トンあたり1万5,000円はもうかかっているわけですか。

○熊田 司委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也） 今、課長が申しましたけれども、1万5,000円といえますけれども、実際は1万3,000円から1万5,000円の中で推移しているというふうなことで、商協からはそういうようなことで、問題なく今やっているとというふうなことで報告を受けております。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 平成21年の9月議会で補正予算がありまして、間接経費と直接経費的な表現されてはいたけれども、人件費なり処理費に関して1万5,000円に抑えと。ただ足りないので、指定管理料で970万おきました。補正で970万円をおきました。22年度も同じく970万円おいてます。この970万円の内訳、それぞれ何に幾らで970万円になっているのか伺います。

○熊田 司委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） バイオマス施設の22年度の収支を概略的に申し上げますと、先ほどのお話のございました人件費が約730万円。需用費につきましては、消耗品、光熱水費、修繕費、役務費等で約2,860万円ぐらいが算出をしております。その中でも主なものとしましては、修繕費として約880万円程度の修繕がかかっています。その主なものとしましては、先ほども説明をさせていただきましたが、炭化炉の修繕等に22年度は570万円ぐらいがかかっておりまして、議員御指摘の970万円につきまし

ては、そのほとんどを施設の修繕に使っているのが現状でございます。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 補正予算のときの審査では、ダイオキシンの調査分析費用、保守点検委託料となってるんですけども、そのときは1機あたり、ダイオキシンですと29万円の4施設で116万円。保守点検は、1機あたり73万5,000円の4施設で294万円。修繕費等で、1施設50万円の4カ所等々で970万円という積算されてますが、それに当てはめるとどういうふうな内訳になりますか。

○熊田 司委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） ダイオキシン等の検査につきましては約53万円。それから、施設の年間の点検につきましては30万円程度でございます。当初の補正のときに挙げておりました数字から見ますと、ダイオキシンの検査につきましては半分程度かなという印象はっております。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 これ4施設あるので、4施設足してそれだけですか。そのダイオキシンの検査料というのは。

○熊田 司委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 4施設足しての結果でございます。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 その経費につきましては、例えば必要となったときにその都度出されるのか、あるいは年度末で請求があって出すのか、支払い方法はどのようなふうになってますか。

○熊田 司委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） ダイオキシンの検査につきましては、年の大体中間程度、

ことしにつきましては10月に予定をしております。昨年の分につきましては、若干同じ頃にやったと思うんですが、また調べて報告させていただきます。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 ということは、補正のおいてる970万円については、その都度必要になった分だけを支払っていったというふうに考えていいんですか。

○熊田 司委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 説明がきちりできてなくてすみませんでした。970万円の支払いについては、その都度必要に応じて支払っております。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 ということは、今年度ちょっと増額されとるんですけども、この要因というのは何になるんですか。

○熊田 司委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 23年度の増額につきましては、バイオマス施設の4施設をより有効的に活用したいという観点から、4つの施設を2つのグループに分けさせていただいてます。それというのも、地元との事情によりまして粉碎のできない施設がございます。その施設に、破碎のできる施設から材料を回してそこで炭化处理を行ったりとか、先ほど申し上げたとおり、施設の調子が悪いときに、残りの施設でその処理を賄えるようにということで、その2つのグループに分けて、そのグループ間の材料の運搬経費として本年度は増額をさせていただいております。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 今、2つずつをグループ分けしてるということなんですけども、そうすると片一方の炉は動いてないということになるんですか。

○熊田 司委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 炉につきましては、それぞれは動いております。ただ、搾る施設につきまして、動いてない施設が若干ございます。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 その、搾った場合水が出ると思うんですけども、約3分の1ぐらいにまで絞れるという話だったと思うんですが、そうすると1トン絞るとどれぐらいの水が出ることになりますか。

○熊田 司委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 大体でございますが、玉ネギを破碎しましてそれから搾り器にかけます。出てきます残渣といいますか、搾りかすにつきましては約3分の1程度になります。皆さん御存じのとおり、玉ネギにつきましては水分と繊維がほとんどでございますので、水分につきましては1トンの3分の2、約600キログラム程度かなと思っております。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 そうしますと、その出てきた水というのは以前下水で処理されてると聞いたんですけど、それは間違いないんですか。

○熊田 司委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 搾った汚泥水といいますか、搾り水につきましては、まず自作のタンクで取り合えず沈殿をさせまして、上水を徐々にこすような形で処理をしてから下水のほうへ受けていただいております。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 そうすると、下水道の使用料が発生してると思うんですけど、それは幾らぐらいになるわけですか。

○熊田 司委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 下水の処理料につきましては、当初どのぐらいの量が出るかというところと、下水に処理をしていくというところで、下水のほうで受けるところの試験的なというところで、現在は処理料についてはまだ。すみません、ちょっとお待ちください。

○熊田 司委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） どうも失礼しました。上下水道代につきましては、８５万３,５８４円でございます。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 下水道の利用については、そのメーターか何かつけてやってるんでしょうか、それとも何か計算方法があるんでしょうか。

○熊田 司委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也） これにつきましては、水道メーターを基準にやっております。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、まず廃液の処理については、下水としては受け入れるときの基準があると思うんですけども、それは廃液を受け入れるときのＳＳであったり、ＥＣであったりあると思うんですけど、それはどういうふうな基準になってますか。それがクリアできとるかどうか含めて。

○熊田 司委員長 下水道課長。

○下水道課長（小谷雅信） 下水道課長の小谷と申します、よろしくお願いします。

特定事業所ということにあたりまして、前処理を行っていただくということになってございます。基準については、条例等で決められております。ペーハーであったり、ＢＯＤ、ＣＯＤといったそれぞれの項目をクリアしていただくということになるかと思います。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 使用料について、そこで使う水道の量と、この残渣から出てくる廃液の量というのは一般家庭のようなわけにはいかんと思うんですけども、それはちょっと何か使用料の設定としては計算しにくいように思うんですけど、いかがですか。

○熊田 司委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也） 今現在は水道というようなことでいておりますけれども、実際は協議して、今言いよったように、搾ったら3分の2になったりというようなことで、それについて、今、協議中というようなことでございます。

○熊田 司委員長 久米委員。

○久米啓右委員 同じ場所です、203ページ、バイオマスの下のところの集落営農組織育成機械等整備事業補助金697万2,000円支出しておりますけども、これ22年度の申し込み状況はどんなでしたか。

○熊田 司委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 申し込み状況につきましては5件でございます。場所につきましては、倭文、松帆、神代、それから緑、それから志知での5件でございます。なお、導入した機械につきましては、水稻の播種機、コンバイン、それからトラクター、玉ネギ収穫機、ロールベアラー等でございます。

○熊田 司委員長 久米委員。

○久米啓右委員 申し込み5件で、5件とも補助対象となっているふうに聞こえたんですけども、それでよろしいですか。

○熊田 司委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 申し込みにつきましては、前年度の11月か12月ぐらいに希望を聞かせていただきまして、そのときにこの事業に乗れそうなのか、採用されそうな5件をとっております。以前も、議員さんのほうから御指摘のございました、広くPRをするというところで、今年度は広報紙等を通じて、10月か11月ぐらい

にPRをして、そういう集落営農組織の方に対しても広くPRしたいと思っております。
ただ、登録のされとる集落営農組合さんには、直接郵便等でこういう事業がありますというお手紙を出させていただいておりますが、なかなか事務的なこともしていただくということで、相談の件数は余り多くはございません。

○熊田 司委員長 久米委員。

○久米啓右委員 ちなみに、22年度の採択された地域は、ほ場整備が完了してる地域ばかりでしょうか、それともそうでない地域もありましたか。

○熊田 司委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 5つのうち、1つだけまだほ場整備が済んでおりません。
西淡の志知のところでございます。

○熊田 司委員長 久米委員。

○久米啓右委員 その志知は、どういう機械が入ったんでしょうか。

○熊田 司委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 志知のところにつきましては、ロールベアラー等でございます。

○熊田 司委員長 久米委員。

○久米啓右委員 わかりました。あと、予算が限られておりますので、今年度の話になって申しわけないんですが、申し込み多数となりますとやはり選考という格好になると思うんですけども、その辺どんなんですかね。

○熊田 司委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 最近の傾向でございますが、この事業を含めて県の補助事業並びに国の補助事業につきましては、得点制といたしますか、持ち点制といたしますか、例えば認定農家の方がいたらプラス何点、先ほど議員が御指摘をいただきました、ほ場整

備区域でしたら何点とかいうことで、持ち点を積み重ねていって、持ち点の多いところから事業採択をされるような事業になっております。もっと前のころでございまして、そういう制度じゃなくて、ぼやっとした感じでは場整備区域の方とかいうようなイメージですが、最近はそのような点数分けをしておりますので、その採択につきましては県の担当と相談をしながら行っております。

○熊田 司委員長 ほかに。
川上委員。

○川上 命委員 問題は、メガフロートのことで聞きたいんですけど、決算書の２２３ページと資料の１１０ページ。このメガフロートでございまして、本年の決算もかなりの予算をつぎ込んで、昨年もかなりの予算をつぎ込んだということで、これは公園としての将来性、収支バランスはどないなっとるんですか。

○熊田 司委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（早川益弘） 今、委員さんのおっしゃったメガフロートの工事がかなり多いということで、これに対しての収支バランス。メガフロートの収支バランスですか。

○熊田 司委員長 川上委員。

○川上 命委員 公園としての、公園としてのメガフロートの収支バランスです。

○熊田 司委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（早川益弘） メガフロートに関しましては、この平均年間２，０００万人ほどの入園者数等がございまして、当然これ福良漁協に指定管理をしていただいて、入園料の１０％を市のほうへ入れてもらってるというふうな関係で、もう一つうちには丸山海づり公園があるんですけども、そこには指定管理料として３６０万円払ってるような関係からいいますと良好な施設じゃないかと思っておりますけども、ただ神奈川県から持ってきてもう１０年。船舶として海の上に浮いている、あとの修繕料等がかなりかかってきますので、その点を踏まえますと、これからが厳しくなってくるだろうと思っております。

○熊田 司委員長 川上委員。

○川上 命委員 今、課長が答えられたように、非常にものには耐用年数というものがあるわけで、かなりつぎ込んでおりますが、将来は耐用年数でだめになるということで、ただ心配なのは、人形会館も含めて、防災センターも含めた中で、福良湾の今後東南海・南海地震についてのことが非常に脅威になっというわけですが、これが果たして物体が古くなったという時点に、そういった大きな想定外という言葉を使うたらいかんのですけど、そういった津波が来たときに凶器になる恐れがございませんか。

○熊田 司委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（早川益弘） 今現在、南あわじ市で推定してます地震が起きたときに福良湾ですと5.3メートル。現在メガフロートが、2本のアンカーでとめておりますけども、5.3メートルの津波が来た場合危ないです。ただ、今はそれしか言えないんですけども、それが5.3メートル以上のものが来たときに、当然2本のくいでとめてますので、それがそのまま浮き上がって離れた場合、一番心配するのがあの横101メートル、横60メートルのものが福良の町のほうへいったときに、大被害が起きるんじゃないかという心配をしております。今はそれしか言えません。申しわけございません。

○熊田 司委員長 川上委員。

○川上 命委員 本音を言われたので、よろしいと思います。私は確かに凶器になると思うんで、そういった面今後とも気をつけた中で、公園としての一つ利用価値をふやしていっていただきたいと、かように思って終わります。

○熊田 司委員長 ここで暫時休憩をいたします。
再開は14時にさせていただきます。

（休憩 午後 1時50分）

（再開 午後 2時00分）

○熊田 司委員長 それでは再開いたします。

先ほどに続きまして、款5労働費、款6農林水産業費。ページは、192ページから229ページまでの質疑を行います。

質疑ございませんか。

登里委員。

○登里伸一委員 ちょっと一点だけお聞きします。

緊急雇用対策事業費の１９３ページ、７節の賃金。この、作業員賃金の１，２８１万５，３８８円は、この資料の９７ページのリサイクルの３名。それから、道路維持管理の４名と考えてよろしいでしょうか。

○熊田 司委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） ここの賃金のところでございますが、リサイクルセンターが３名。それから、道路維持管理が４名、７名分でございます。

○熊田 司委員長 登里委員。

○登里伸一委員 そうしますと、４節の共済費等含めた金額と合うんでしょうか。ちょっと私計算してみたんですが、２４９万６，４７７円と１，２８１万５，０００円ありますが、その合計が１，５３１万１，０００円何がし。それから、人件費の６５６万８，０００円と８１８万円を足しますとイコールにならないんですが、そのことを教えてください。

○熊田 司委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） 今、議員御質問の中で、緊急雇用の賃金に関係ですけども、ちょっと訂正をさせていただきます。緊急雇用については、リサイクルセンター３名、これは補助金ベースで６５３万９，０００円。道路維持の関係で４名で１，０１８万４，０００円。観光施設維持管理の２名で４４２万７，０００円。計９名の２，１１５万円が補助金の対象となっております。

○熊田 司委員長 登里委員。

○登里伸一委員 臨時観光案内人賃金は別にきちっと書いてくれてありますね。ですから、この上の作業員賃金とは別にきちっとあるんですから、この観光の方の２名の雇用の社会保険もこれに入っ取るということですか。とにかく５６万３，０００円ほどが差があるもんですから、その辺をちょっとお聞きしたいと思ひまして。

○熊田 司委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） 計算をいたしまして、あとで報告させていただきます。

○熊田 司委員長 後ほどということで。

ほかに質疑ございませんか。

谷口委員。

○谷口博文委員 もう一点だけ、毎年聞かしてもらうんやけど、この松くい対策これ 221 ページ、この辺の松くいのいろいろなさまざまな防除をやっていただいとんやけど、この辺の効果的なもんはどういうふうな認識をお持ちですか。

○熊田 司委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 松くい虫につきましては、議員も御存じのとおり、航空防除、地上防除、それから松くいでやられた松を伐倒して処理する伐倒駆除と、この3本立てでやっております。しかしながら、議員のいつもの指摘のとおり、松くいの被害につきましては、非常に効果が見えにくいような形で、山の松は枯れておりますのも事実でございます。特に21年、22年につきましては、非常に松くいの被害がよく目にあらわれるような形になっております。というのも、予算等のときも説明をさせていただいておりますが、松くいの航空防除につきましては、道路から200メートルを離して空中散布を行うというようなことで、ヘリコプターでやる航空防除の面積が非常に縮小しております。また、地上散布等につきましても、道路から直接地上散布をするのですが、なかなか奥のほうまで届きにくいのも現状でございます。

それと、なおかつ自然条件の、去年は非常に夏が暑くて松自体が弱っております。その弱ったところに松くいが来て、ことしは阿那賀の伊毘地区のところにつきましては、非常に伐倒をしなければいけない松が多いのも現実でございます。また、先週のときに、県の森林林業課の職員と農林振興課の職員で、沼島、阿那賀、それから阿万吹上、この3つの現場を歩いて松くいの効果等を確認しましたところ、伐倒、要するに枯れた松につきましても22年度並みにあるということで、恐らくことしも伐倒のほうは2,000本から3,000本ぐらいいはせんとあかんかなと思っております。立米数でいきますと、1,000立米から1,200立米ぐらいでございます。そういうところで、いろいろな条件が重なって、現在この効果はどうですかと言われると、お金をかけた効果は何か見た目にはないようでございますが、湊の里の方を見ていただきましたらよくわかるように、あそこは航空防除でヘリの散布をずっとしております。当然、これは地元の理解があって行っておるんですが、そこにいきますと非常に立派な淡路黒松が育成をしておりますので、葉とか散布の効果は確かにあると担当課は思っております。また、淡路黒松は市の木でもござ

いまして、守っていかなければならないというのは重々考えておりますし、県のほうも今までは抵抗性松といいまして、赤松の抵抗性松を研究をしておりましたが、現在淡路黒松の抵抗性松を種から去年より育てておりまして、あと3年すれば移植というか、植樹をできるようなところまでいけるということでございますので、今後は守らなければならない地域を定めて、そういう航空防除等並びに植栽を行って、そういう保護に努めていきたいなと思っております。

○熊田 司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 課長、お願いしますわ。先般も阿那賀の人とちょっとお話しとったら、本当に阿那賀から伊弉へ抜けていくところが本当に壊滅的にひどい状況であるというようなことをお聞きしたんですわね。先般も、これはちょっと余談なんやけど、中学校の運動会へ行ったら、私も御中のところの松というのはすばらしい景観だったんやけど、一本本当に松くいにやられたような状況下に。あれは放置してあるのかようわからんのやけど、ああいうのほど伐倒して、早いこと近々に処分したたらええんじゃないかなと思ったりしよるねんけど、その辺市の黒松でもあるし、我々もそうやけど、あの慶野海岸もそうやし、本当に松の保全に対して一生懸命やっていただいとんねんさかい、これを継続して本当にやっていただきたいという思いがあるので、課長、頑張ってください。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 201ページの、認定農家協議会補助金50万円。農業研究グループ連絡協議会事業補助金63万円が挙がってますが、よく似たもんだと思うんですが、一つずつ聞きたいんですが、まずこの南あわじ市で認定農家として認定されるための条件というのはどういうことですか。

○熊田 司委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 基本的に、認定農家の採択基準といいますと、やる気のある農家というのが県の指針でございますが、南あわじ市におきましては、将来の農業所得が510万円を超える農家というような設定をしております。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、南あわじ市で認定農家の数は幾らありますか。

○熊田 司委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 現在、継続とかいろいろございますが、８２７軒程度で
ございます

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 この認定農家協議会補助金５０万円ということなのですが、この補助
金は、認定農家においてどんなような使われ方をしてる補助金なんですか。

○熊田 司委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 認定農家協議会補助金の使い道でございますが、認定農
家協議会は旧４つの地区から成り立っておりまして、それぞれの地区での総会時において、
普及センターの技術員さんの講演をしていただいたりとか、新しい農業技術の研究と、並
びに視察等にに使わせていただいております。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 それでは、その農業研究グループ連絡協議会事業補助金というのがあ
りますが、この研究グループの構成というのは、どのようなメンバーが構成になって
るんですか。

○熊田 司委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 農業研究グループ連絡協議会の構成員の方につきましては
は、例えば花苗をつくっている方のグループとか、野菜のグループ、それからビワ等の果
物をつくるグループとか、小さな単位のグループではございますが、大体７グループから、
出入りもありますが、７グループぐらいがございます。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 このグループの構成メンバーというのは、ほとんどが認定農家のメン
バーと見ていいんですか。

○熊田 司委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） すいません、さっき数7ではなくて17でございました。失礼しました。

それから、認定農家の方、代表の方はほとんど認定農家でございますが、構成員の方全員が認定農家ということはございません。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 いずれにいたしましても、この認定農家、農業研究グループ連絡協議会のメンバーというのは、とにかくこれは南あわじ市の農業の中核のメンバーであると思うんですね。ですから、この連絡協議会が今後の南あわじ市の農業を背負っていくんだというような認識で我々あっていいと思うんで、是非これは農業振興部はいろいろな機会を通じて、このメンバーに本当にこの南あわじ市の農業というものを考えていただいて、今後やっていただくというような気持ちを持ってやってもらいたいと思うんですね。やっぱり、これは市もこれらの協議会に対して積極的に関与して、南あわじ市の農業を指導していくようにやってもらわんと困ると思うんです。ここら、部長、どんなように考えてますか。

○熊田 司委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（奥野満也） 先生の御指摘のとおり、我々もやはりこれから農業というのは大規模になったりしていくん違うかなということを思う。その中で、やっぱり技術を持ったやる気の農家を育てていかないあかんという観点から、こういうメンバーにどんどん市を引っ張ってってもらいたいなと、活躍していただきたいなと思っております。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 それと、ちょっとこの219ページのほうで野生のことを聞きたいんで、関連あるんで続けてよろしい。

○熊田 司委員長 はい。

○印部久信委員 そしたら、219ページの有害鳥獣捕獲隊補助金300万円余り。南

あわじ市鳥獣被害防止対策協議会補助金、これも３００万円余りというのが出てるんですが、まずこれそれぞれの補助金の出方ですね、例えば野生動物捕獲集落連絡会補助金、有害鳥獣捕獲隊補助金と、これ一つずつちょっと縦分けの説明してくれますか。

○熊田 司委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（神田拓治） 農業振興部の次長の神田です、よろしくお願いいたします。

先ほど言いました、有害鳥獣捕獲隊補助金３３３万４，１８０円、これにつきましては、有害鳥獣ということで、南あわじ市に捕獲隊が５班あります。５班が、有害につきまして、４月１日から、有害ですので１１月１９日までの活動、シカ捕ってもうたり、イノシシ、猿、カラスを５班で活動していただいております。その経費が２０３万５，０００円。それと、先ほど一般猟期につきまして、イノシシが被害で大きいということで、１頭あたり１，０００円、捕ったら１，０００円ということで、１，１８０頭捕っております。合計が１１８万円。それと、その捕獲するについての事務費ということで１１万９，１８０円、合計３３３万４，１８０円でございます。

もう一方の、南あわじ市鳥獣被害防止対策協議会補助金、これにつきましては、国の支援をいただくにつきまして、協議会を設置しなければならないということで、南あわじ市も鳥獣害防止対策協議会を設置しております。協議会が事業主体となりまして、ハード事業ということは防護さくですね。鳥獣害の防護さく、４地区１，８９５メートルの防護さくを設置しております。その経費が１７５万８，５９４円。それと、ハード事業とソフト事業がございます。ソフト事業の内容につきましては、免許取得、鳥獣の捕獲隊の免許を取得するについて、１５人昨年度は取っていただいておりますけども、その経費の一部を支援するというので、２７万７，８００円を支援しております。これについては、講習会の講習料とか、試験を受けるのに神戸へ３遍行かないけませんのでその日の交通料、その分を計上しております。それと、箱わな１６機分、１６機分が１２６万円。それと推進事務費を合わせまして、合計３０３万７，４４７円というようになっております。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、次長が説明された防護さくもろもろということで、防護さくがそういうものですね。そしたら、その上にあります野生動物防護さく集落連携設置事業補助金というのがほぼ似たような事業があると思うんですが、この事業はそしたら防護さくだけですか、これは。

○熊田 司委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（神田拓治） 基本的には、防護策については、まず国の事業と県の事業があります。国の事業を優先しなさいということで、22年度については先ほど説明させてもうたように、大方2キロの分の防護さくしか国の予算がありませんでした。要望が全部で17キロ設置しておるんですけども、あとの15キロの分については県の事業で実施するというので、県の予算枠をいただきまして、15キロ分の防護さくを設置しております。その経費が、補助金ベースで1,088万5,448円。防護さくを設置するには地元負担金15%いりますので、事業費ベースでいきますと1,280万1,219円となります。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、一遍産建の所管で聞いたことがあるんですが、その聞いた当時、今南あわじ市市内全域で、防護さくの延べキロ数が100キロを超えるか超えないかということであったと思うんですが、22年度末でこれらの補助金を合わせて15キロ、7キロ等々を設置して、今南あわじ市で累計何キロの防護さくができてますか。

○熊田 司委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（神田拓治） 22年度で、107.765キロです。107キロです。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 そこでですね、これは次長、この防護さくというのも結構事業が始まってから経過も長くなってきとると思うんですが、当初設置した防護さくも、やっぱり何年かしたる間に朽ちたりいろいろな事故があって、当初の目的を達せられないような防護さくにもなってきたと思うんですね。そういうときに、集落から新たに補修をやり直しというような要望が挙がった場合、補助金は新たに同じような条件で補助金が出るものですか。それとも、また別枠があるんですか、その辺どうなってます。

○熊田 司委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（神田拓治） 言われてるとおり、当初設置し始めたのが平成9年か

らの集計が１０７キロになっております。当初設置したところに、大分朽ちている場所もありますので、県にも相談してもそういう事業がありませんでしたので、２３年度市単事業で、耐用年数５年以上ということで、金網電さく等につきましては事業費の半分、５０％を支援すると。ただし、補助の上限が５万円という事業で、このたび予算１００万円計上しております。

○熊田 司委員長 ほかに質疑ございませんか。
北村委員。

○北村利夫委員 ２２４ページ、漁業集落排水、いわゆる漁集１億１，０００万円余りの補助金出てるんですけども、対象集落の戸数は幾らぐらいありますか。

○熊田 司委員長 企業経営課長。

○企業経営課長（江本晴己） 企業経営課の江本です、よろしくお願いいたします。
漁業集落排水事業の所持区内人口は、１，９３３人です。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 それで、接続率はどないなりますか。

○熊田 司委員長 下水道加入促進課長

○下水道加入促進課長（喜田展弘） 下水道加入促進課の喜田と申します、よろしくお願い申し上げます。
平成２２年３月末現在で、漁集の接続率が８４．１％でございます。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 ここら非常に接続率のいいほうなんですよね、これ。ただ、今空き家等で実際に家の数からいうたら、ほぼ１００％に近いんじゃないかなというふうに思うんですが、どのように受けとめておられますか。この８４％というのを。

○熊田 司委員長 下水道加入促進課長。

○下水道加入促進課長（喜田展弘） この接続率に関しましては、下水道加入促進課のほうで、接続可能ますということで更地に設置しておりますますとか、その将来性のますは除きまして算出した数字でございます。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 将来的ということなんですけども、ということはまだ勧誘の余地があるんやという理解でいいんですかね。

○熊田 司委員長 下水道加入促進課長。

○下水道加入促進課長（喜田展弘） この将来性ますに関しては、更地とか工場とかで、今、水道施設がない工場とか、そういうふうな場所におきまして将来的に使うというようなことで、公共ますを設置しておるというところを計算では除いております。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 だから、今、現状認識として即使える、接続率からいうたら、今現在住んでる人のね、ほとんど１００％に近い数字ですかっていうことなんですけども。

○熊田 司委員長 下水道加入促進課長。

○下水道加入促進課長（喜田展弘） 今、言ってます将来性を含めましたら、確か７２．６％でございます。

○熊田 司委員長 北村委員。

○北村利夫委員 恐らく、これ１００％近い現状やと思うんです。ということは、もうこれからこの売り上げが本当に値上げせん限りふえる見込みがないというふうに理解してよろしいですか。

○熊田 司委員長 下水道加入促進課長。

○下水道加入促進課長（喜田展弘） そのあとの残りの１６％と１７％、それにつきましては、まだ戸別訪問で推進しまして接続率を伸ばしたいというふうに考えております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 215 ページです。これは、農業公園の管理事業費ということで出ております。きょうの新聞には、この農業公園株式会社が訴えられたというようなことが出ておるわけですが、この新聞記事を読む限りにおいても、裁判訴えられても負けるというようなことは思っていないわけですが、心配をする声も聞こえるわけです。その中で見ると、幾つかあるわけですが、1つはそのファームの持っていた車やいろいろその施設をそのまま使っているというようなことの訴えがあったわけですが、実際はどうなんですか。

○熊田 司委員長 22年度の決算とは直接関係がないと思います。

○蛭子智彦委員 いや、これですけれどもね、結局業務を継続をしていくということいろいろ議論があったわけですが、農業公園とファームの関係で、仮に運営上の問題が出てくると、この決算の中でいわれてることとの関係も当然出てくるんじゃないかというふうに思われるわけですが、いかがでしょうか。今、非常にトピックになっておりますので、一応そういうことを心配する声があると。農業公園の中で新たな裁判になったりしまして、それで損害賠償などが出てきた、負けることはないと思うんですが、もし仮に出てきたとしたらどうなるんだろうかという声があるわけですね。ですから、実際に事業に取り組んできた中で、これは平成22年度の最終で契約を打ち切ったということになるわけですから、この農業公園として管理委託、いろいろ業務委託というような中でやってきたことがあったのではないかなと思うんですが、そういうことはやってこなかったんですか。ファームに対しては、この中では全然出てこない話なんではないでしょうか。

○熊田 司委員長 そのことについては、今度所管の事務でお願いします。

○蛭子智彦委員 所管じゃないので、産建ではないので、聞かしていただきたいということです。農業公園の管理事業やっとならうんですか、南あわじ市は。ファームに委託をしたわけでしょう。だから、その中身を聞いてみるわけです。

○熊田 司委員長 22年度の決算のことということで、また同じ親しい議員の方に聞いてください。

○蛭子智彦委員 親しい議員の方に聞けとはどういうことですか。

○熊田 司委員長 産建等で聞いていただくというわけにはいきませんか。

○熊田 司委員長 それはどういうことですか、委員長。さっきの執行部が答えたことと一緒のことと言ってませんか。

○熊田 司委員長 だから所管の事務で、内容的に言えばそういうことです。

○蛭子智彦委員 答えたらいいんでしょう、委員長。答えさせてくださいよ。決算、所管に関係あるんでしょ。農業公園株式会社がファームに委託をしとるわけでしょ。心配して聞きよるさかい、問題ないということがあればわかったらいいんじゃないですか。そんなことはないと言ったらいいわけで。関係ないんやったら関係ないで答えたらどうですか。

○熊田 司委員長 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2時32分)

(再開 午後 2時36分)

○熊田 司委員長 裁判のこともありますんで、今ここでそれを答えてしまうと裁判にも影響する可能性がありますんで、そのことを踏まえていただいております。

○蛭子智彦委員 何でそういうことを言うの、使つとるか使ってないかということだけでしょ、今、農業公園を管理しとるんだから当然わかる話を聞いてるんで、そのとおり答えたらいいんでしょ。農業公園の管理事業費を聞いとるんですよ。例えば、先ほどのサイクリングターミナルにしても、サンライズにしても、ゆーぶるにしてもさまざまあるわけですよ。それ何で答えないんですか。またあとでおわびせんなんようなことになったら困りますよ。さっきもちょっとおかしいこと言いましたよ、ほかの委員に聞いたらどうですかって、そんなこと、それは違うでしょ。

○熊田 司委員長 わかりました、取り合えずそれはやっぱり裁判にも影響のする発言になりますので、その点は外していただくということでお願いします。

○蛭子智彦委員 それはちょっと納得できない話やな。そういう発言を封鎖するようなことをしたらだめですよ、議会は。しっかりやらないと。

○熊田 司委員長 もし、何かこちらのほうの不手際がありましたら、またあとで承りますんで。

そうしましたら、そういうことで答えられる範囲で答えていただきたいと思います。
副市長。

○副市長（川野四朗） きょうの新聞のとおりでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この、コアラ導入業務委託料については、新しいコアラ４頭ですか、迎え入れたということですが、具体的にどこに委託をして、どのような結果になっているかということについて説明いただけますか。

○熊田 司委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） このたびのコアラ導入につきましては、この３月に新しく４頭来たわけですが、それに関する経緯としまして、県のほうから１８０万円の委託料をいただいております。その中で、コアラの導入のいろいろな経費に使ったわけでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 支払先はどちらですか。

○熊田 司委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 支払い先は、南あわじ農業公園株式会社でございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 淡路ファームパーク特殊動植物管理委託については、どちらに委託をしてるんでしょうか。

○熊田 司委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） それにつきましても、三セクの農業公園でございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 農業公園株式会社は、実際にこの業務を受けるだけの人材はあるんでしょうか。

○熊田 司委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） この、今年度に入ってから、地域密着型ということで、新しく株式会社が進めております。22年につきましては、業務委託契約でファームのほうへ委託しております。

それで、その能力ということですが、22年度はそれでしていただきました。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ですから、農業公園株式会社はそれを受け入れる能力がないので、株式会社ファームに業務委託をしていたということですね。違うんですか。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部次長（水田泰善） 今おっしゃるように、22年度はそういう形ですが、22年度は今のとおりです。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ですから、22年度の話をしてるんで、業務委託契約中の問題というのが今も何か原因があって、何らかの原因があって裁判になってると。ですから、その業務委託管理の中での問題点というのは何かあったのかということをお聞きしたいんですが、その中で言われていることは、争点がいろいろあるわけですが、心配をしておりますのは、今、無断使用というようなことで南あわじ市が訴えられているということ一つ心配する声もありましたので確認をしたんですけども、それは新聞に書いてあるとおりのことですので、争いがこれからあるという理解をしておきます。

○熊田 司委員長 ほかに質疑ございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 鳥獣害被害の関係で詳しい説明がありましたので、少し心配というのはあるんですが、先ほど捕獲頭数の目標が出ました。これの個体数というのはどのように推計、現在ですね。どの山系、どの谷にどれほどの個体数、有害鳥獣がいるかということについて、どのような推計をされているか説明いただけますでしょうか。

○熊田 司委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（神田拓治） 県の専門機関で、森林動物センターというところがあります。その研究員が、シカについて諭鶴羽山系、栄養状態とかふんの状況を見ながら、このここに今どんだけ生息しておるのかということの調査が出ております。それも毎年ころころ変わるんですけども、一番新しいデータによりますと諭鶴羽山系には5,700頭おると。今の栄養状態であれば放置すれば15%ずつ増加していくと。それで、県のシカ管理計画によりますと、諭鶴羽山系ですので、南あわじ市と洲本市合計で年間1,500頭ずつ捕りなさいと、そうすれば減っていくというデータが出ております。去年は、南あわじ市で1,100頭近く捕っております。洲本市でも600頭ぐらい捕っておりますので、この捕獲推移で2、3年いければ、ある程度減っていくんではないかなと。イノシシについては、これは県の方に問い合わせするんですけど、なかなかイノシシにちょっとイノブタかかっておりますので把握はしにくいと。もともと5、6年前はいなかったのですので、うちとしてはできるだけ捕獲したいなという方向で、今、計画しております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 イノシシのほうに捕らえにくいということと、それからシカについては諭鶴羽ということでありました。旧西淡の櫛田や慶野の周辺にもシカが出没を始めてると、その証拠もあるということなんですけれども、先ほどの調査員の方はどの程度この現地に入って、回数ですね、調査をされているか、先ほどのデータはいつごろのことであったのか、野生動物のほうに動きが俊敏なというか、なべかまがないのでやはり必死のことがあったり、予想を超えるような動きをしたりというようなこともちょっと見受けられるのかなという心配しとるわけですが、その点やはり調査ということももっと頻回にやって、パトロールにも入るべきではないのかなというふうに思うんですけども、その点いかがでしょうか。

○熊田 司委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（神田拓治） シカについては今ごろ、11月ごろふんとかGPSとかも放して、どのような活動範囲をしようかというのをチェックかけております。シカについては、結構活動範囲広いんです。イノシシについては、活動範囲がすごく狭くて、被害を受けている被害個体をやっつけなければ到底無理かなということで、もう少し、議員さん言われるように、頻繁に調査してもうたらうちも助かるのかなというふうに思っております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 現場の声というのは、非常に信じられないようなこともありますので、本当によく調査をして、網を張ったりいろいろこれも相当なお金もかかる話ですので、できるだけ実態を早く把握をし、また早く適性頭数に減らすということで、御努力いただきたいなというふうに思います。この点については終わります。

○熊田 司委員長 ほかに質疑はございませんか。
商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 先ほどの、登里議員からの質問の、緊急雇用の賃金のところの数字の合わないというところでございますが、今ちょっと調べてみましたところ、共済費にかかる部分の按分の関係で数字が合わなかったわけでございますが、ちょっと今調べてみましたら、リサイクルセンターの分については570万2,847円賃金。それから、共済費が86万5,153円で、合計656万8,000円となっております。それから、道路維持管理につきましては、賃金が711万2,541円。共済費にかかる分が106万7,421円、合計818万円でございます。

次に、観光案内人にかかる分につきましては、賃金が372万4,097円。共済費が56万3,903円で、428万8,000円ということで、違っておったのはその共済費にかかる部分の各事業への按分の違いということでございます。報告いたします。

○熊田 司委員長 登里委員。

○登里伸一委員 わかりましたけど、私もこうして共済の関係で差があったのか、その辺があるかなというのでずっと計算していきますと8,700円ぐらい違うかなと思って

きたんで、その原因は何かなというのを聞きたかったので、また後ほど今の数字を見せて
いただいて終わります。

○熊田 司委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

⑤ 商工費

○熊田 司委員長 質疑がございませんので、次に、款 7 商工費、ページは 2 2 8 ページから 2 4 1 ページまでの質疑を行います。

質疑ございませんか。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は 1 5 時に行いますので、よろしくお願いいたします。

(休憩 午後 2 時 4 8 分)

(再開 午後 3 時 0 0 分)

○熊田 司委員長 それでは再開いたします。

款 7 商工費、ページは、2 2 8 ページから 2 4 1 ページまでの質疑を行います。

質疑ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 2 3 5 ページです。これに、サンライズ淡路施設指定管理料というものが 1, 5 0 0 万円出ております。これは、指定管理の協定に基づくものということだろうと思います。その同じページに、工事請負費で関連施設の工事が幾つか出ておりますが、まずこの工事の間についてどのようなものであったのか、どのような経緯でこれをやられるようになったのかということの説明をいただきたいと思います。

○熊田 司委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） まず、最初のサンライズ淡路施設管理委託料でございますが、これにつきましては、ふれあい公園の公園管理、それから草刈り等の委託料として支払っております。

次に、工事請負費のほうでございますが、指定管理の基本協定の中では、修繕費が50万円以上になりました場合は市が持つということで、ここに記載しております施設のポンプ工事費、それからエアコン工事、グラウンド修繕、この3つをサンライズ淡路関係で工事を行っております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 その中身なんですけれども、それぞれ施設の老朽化によるものという部分と、また逆にこのサンライズの利用客をふやしていくためのグラウンドの芝生化とかそういうようなものであったのかと思うんですけども、それでよろしいでしょうか。

○熊田 司委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 施設につきましては、老朽化によるものが主なものでございます。グラウンドにつきましても、その周辺のフェンス等の安全対策ということでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それぞれ必要なものということだろうと思うんですけども、やはりこういう事業の中で、平成22年度の問題が今も出ておるわけですが、こうしたものそれぞれやるにあたって、施設工事やるにあたっては、財務内容とか収支とかそういうものについての点検というのはこのときにはやられていなかったんでしょうか。

○熊田 司委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 収支の点検についてはしておりません。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いろいろ日々の点検体制というのは、今後はしっかりやっていただきたいなというふうに思います。この点終わります。

○熊田 司委員長 ほかに質疑ございませんか。
印部委員。

○印部久信委員 233ページの商工会補助金、3,300万円余りのことについて聞きたいと思います。

何年か前に、商工会の決算書を見たときに、この市からの商工会の補助金は、私が見たときの感じとして、県から出とる補助金のほぼ半分ぐらいが市からの補助金かなというような印象を持ったんですが、これは、県の補助金に対して市が商工会に対する補助金は、大体県に対して半分というような約束事か何かあるんですか。

○熊田 司委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） 商工会の補助金につきましては、合併前から県の補助金の2分の1ということで、各町のほうで支出しておりました。それで、平成19年か20年、財政改善の中で2分の1の85%ということで支出をしています。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 今まで県の半分であったということなんですが、今の次長の話では、現在は2分の1に対して、2分の1を分母に対して85%ということですか。ということは、ざっと計算したら県は小1億円ということによろしい。

○熊田 司委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） 私ちょっと、今、資料を持ってないんですが、大体8,000万円かそのあたりの金額で推移をしてたと記憶しております。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、市長に聞きたいんですが、市長、こういう約束事というのは、県と市との間でこれはずっと以前からこういう約束事があるわけですか、これは。

○熊田 司委員長 市長。

○市長（中田勝久） 今、次長も話したとおり、旧町で商工会に対する支援というのは県の2分の1、50%ということでありまして、県の商工部のほうからもそういう依頼が毎年来ておりました。しかし、最近いろいろと私どもも補助金の見直し等もあって、商工

会にそういう事情を話して、今、次長が言ったとおり見直しをさせていただいたということです。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 この、市からの県に対する５０％の残り１５％引いての２分の１という、この補助金というのは市の単費ですか、これに対する交付税算入というのはあるんですか。

○熊田 司委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） 交付税の算入はしてないと記憶しております。

○熊田 司委員長 ほかに質疑ございませんか。
出田副委員長。

○出田裕重副委員長 同じページの２３３ページ、淡路瓦屋根工事補助金についてお聞きします。
予算は幾らでしたか。

○熊田 司委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 予算につきましては、１，７００万円でございます。

○熊田 司委員長 出田副委員長。

○出田裕重副委員長 その減額について、どんな分析をされてますか。

○熊田 司委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） ちょっと、今、資料をめくってますので、しばらくお待ちください。

瓦屋根瓦の奨励金につきまして、２１年度が１１８件、２２年度が１２２件と、件数にしてはふえておるんですけども、当初予算として見込んだのは、もっと申請してほしいというプラスアルファも込めて予算算出させていただいております。

○熊田 司委員長 出田副委員長。

○出田裕重副委員長 件数は減ってないということなんですけども、1,700万円に満たんとすんだということで、瓦組合の方々からもいろいろ以前から要望が挙がってたと思います。詳しくは僕も覚えてないですけども、工場、店舗とかのところでも採用してほしいとかいうような話もあったと思いますが、こういう予算残を今ここで見られて、部長、どない思います。そういう協議は間でされてきたんですか。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） まず、民間の個人の方から最優先にという形の中で、今までずっと進んでおります。この出てくる分だけでなしに、ほかにも例えば西路団地のようところで瓦を使ってもらう報奨金とかそういうものもあります。屋根瓦の報奨金はここだけではないんですが、できるだけ広く使ってもらって、それで宣伝効果も上げていただければとは考えております。

○熊田 司委員長 出田副委員長。

○出田裕重副委員長 これ以上言いませんけども、補助額を調整してみるとか、そういう話に今現になってると思いますんで、近いうちに形に見えるようにしていただければなと思います。終わります。

○熊田 司委員長 ほかに。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 237ページです。淡路島観光協会の補助金ということで1,250万円支出が、これは当初予算どおりの支出ということになっておりますが、昔は、昔というか21年度は観光協会の補助金855万円ということで、この22年度に非常に力入れてもらったということで、業界としてもありがたいというようなことだろうと思うんですが、この増額になっての効果というのはどのように出ておりますでしょうか。また、その増額になった経緯も含めて説明いただきたいと思います。

○熊田 司委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 観光協会の補助金につきましては、22年度より島内の5つの観光協会が合併しまして、新しく淡路島観光協会という形でスタートしております。それについての3市の補助金が、1,250万円という形で定額化されております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 3市ということは、3市のものが1,250万円。3市の分を南あわじ市が全部出しとるとのことですか。今の説明やったらそんなふうに聞こえたんですが。

○熊田 司委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 1市で1,250万円、3市合わせて市の補助金として3,750万円となっております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということで、そういう経過の中で増額をして、効果というのか、どのような結果が出たかということなんですけれども。

○熊田 司委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 淡路島の観光につきましては、島外の人からは淡路島は一つであると、淡路島という形で見ておるといふような観点から、今後は淡路島が一つになって観光のPRをしていかななくてはならないというふうなことで、淡路島観光協会では観光客の誘致事業であるとか、広報宣伝事業、観光基盤の整備事業等々一本化された形で事業を推進しております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということだろうと思うんですが、いろいろなイベントをしたり、何か単独の取り組みを観光業者などで行うときに、補助金や支援やということを求めるときに、少し遠くになって支援が受けにくいというようなことはなかったですか。

○熊田 司委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） そういうことはなかったと思っております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしましたら、具体的にこの増額になっての、いろいろなイベント
 なり取り組みというのはふえてるという理解をしたらよろしいのでしょうか。

○熊田 司委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） はい、そう思っております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしましたら、その観光協会などの事業の取り組みということにつ
 いて、また紹介をしていただきたいというふうに思います。

○熊田 司委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 観光協会の取り組みにつきましては、まず研修事業とし
 まして総会、それから視察研修、講演等を行っております。それから、観光客の誘致事業
 として、旅チャリといいまして、J T Bのほうから自転車をお借りしましてそれを貸し出
 すというふうな事業。それから、クイーン淡路運営事業、観光キャラバンとしましては、
 それぞれのシーズンにフグとかスイセン等のキャラバンを行っております。また同じく、
 御食国キャラバンとして、はも道中というふうな行事も行っております。

 あと、広報宣伝事業としましては、観光の広報でホームページ、淡路島観光協会独自の
 ホームページ、またポスター等を各施設に掲示。それから、観光新聞、ぶらっと淡路島と
 いう名称の機関誌を発行しております。また、淡路一本化したパンフレットも作成してお
 るというふうな事業を展開しております。

 あと、観光基盤整備事業としまして、海ホテル・山ホテルの鑑賞会、これは宿泊した方
 を限定で予約制でございますが、鑑賞会を行っております。また、観光物産展等々も行っ
 ているというのが現状でございます。

○熊田 司委員長 ほかに質疑はございませんか。
 出田副委員長。

○出田裕重副委員長 引き続いてすみません。しかも、蛭子議員に関連してお聞きしてすみませんが、淡路島観光協会が立ち上がっていろいろな声が聞こえて来ますけども、ぶっちゃけこういう意見もあって、「どんどん南あわじ市の観光課の仕事がなくなっていくよるやないか」と。「南あわじ市としての、観光行政に対しての企画はどんなことをやっとなるんですか」というような声も聞こえてきました。それは、淡路一本化することはええことやと思うんですけども、実際淡路島観光協会もいろいろ課題も抱えてるようですけども、産業振興部として、今、南あわじ市の役所の中からどんなふうに見てますか。淡路島観光協会を。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 今おっしゃってる観光施設としては、南あわじ市にはたくさんあります。それでできるだけ、観光協会は確かに洲本市にメインの事務所があるんですが、できるだけ南あわじ市のほうに、僕はお客さんに来ていただきたいなという考え方ではおります。

○熊田 司委員長 出田副委員長。

○出田裕重副委員長 市長はどうですか。

○熊田 司委員長 市長。

○市長（中田勝久） 私も、もっと本当いうたら期待しとったんです。ちょっと残念なんですわ。やっぱり洲本市が主体になって、やっぱり3分の1ずつの負担をしてるんやから、またその観光協会の役員の人に悪いけど、もうちょっとやっぱり委員が言うて、担当部もそうですわ。同じような比率で、やっぱりこちらも努力せないかん。ただ頼みますではなしに、具体的にこんなことしたい、こうしてこの南あわじ市でこういうイベントをしてほしいということが僕はちょっと足らんと思ってます。

○熊田 司委員長 出田副委員長。

○出田裕重副委員長 よくわかりました。

○熊田 司委員長 ほかに。
印部委員。

○印部久信委員 231ページの、企業等誘致奨励金について聞きたいと思います。

この決算書を見ておきますと、5,700万円余りの報奨金が出て、不用額がゼロということですので、当初予算に対して十分当初の見込みどおりの企業誘致ができて、企業等の誘致奨励金が出せた。これは、この企業誘致奨励金が多く出せたということは、それだけ企業誘致ができたということであって非常にいいことだと思うんですが、この企業誘致奨励金の5,700万円の内訳についてお聞かせいただけますか。

○熊田 司委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） 企業誘致課の北川です、よろしくお願いをいたします。

奨励金におきましては、3つの種類がございます、まず第1に土地取得奨励金でございます、それが3,759万。続いて、新規雇用常用者奨励金でございます、それが60万円。最後に、新設奨励金が1,882万9,000円。合わせて5,701万9,000円でございます。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、ちょっと私も勉強不足なんですが、当初予算に対して不用額がゼロということは、これは当初予算額に対してちょうどということですか。これは、ふえてゼロになってる、これどちらですか。

○熊田 司委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） 全額が確定しましたときに、3月で補正をおいております。企業団地におきましても、新しく事業を始めていただければ奨励金の対象になるんですが、まだ土地を購入されまして操業されてないところもありますので減額をしております。3月補正で、715万5,000円の減額をいたしました。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 企業誘致課というのは、企業団地への企業誘致ばかりでなしに、市の財産、市の土地の、その辺に対しても企業を誘致した場合に、この企業誘致奨励金の補助対象になるんですか。私が思うのには、企業団地への企業誘致に対しては、この奨励金に対しては当然国からも交付税が入ってきとるんですね。ですから、我々の考えるのに、例

えば志知校跡地に企業誘致をした場合に奨励金を市は出すとしても、その市が出す奨励金に対して国から交付税算入はあるんですか。

○熊田 司委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） 奨励金におきましては、条例で企業団等の条例と、それ以外のところ、企業団地以外のところにも進出されましたときの優遇措置の条例をしておりますので、当然企業団地以外のところでも融資をしました企業さんに対しては現在も奨励金を出しております。ただ、企業団地と企業団地以外のところの違いが一つありまして、土地取得奨励金は企業団地のみの優遇策でございます。交付税、先ほど議員さんおっしゃられましたけれども、企業立地促進法の同意を得ましたのは、企業団地のみならず南あわじ市全域が対象になっておりますので、業種が合えば75%の交付税措置が受けられます。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、南あわじ市全域ということは、南あわじ市の所有している土地に対する企業誘致であって、南あわじ市にある私有地、私の私有地の土地に対しての企業誘致に対しては奨励金は対象外ということですか。

○熊田 司委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） 市が所有しているものにのみかかわらず、民有地においても、企業誘致した場合は優遇措置の対象となります。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 海水浴場管理費ということで、いろいろとやられておるようですが、その管理はいいんですが、何かこの海水浴場をメインにして、海ホテルとかいろいろ取り組みはあるようなんですけれども、そういう事業活動というのは、ちょっとこの決算の中ではなかなか見えにくいものがあるんですが、この海水浴場に関連するような振興策、事業というのはどのようなものがあつたのでしょうか。

○熊田 司委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 海水浴場については、大きなところで慶野松原、それから阿万海岸、沼島、あるいは伊毘等ございますが、その中で最も使用数も多い、観光客も多い慶野松原におきましては、市民まつりの一つ慶野松原花火大会を行いまして、そこで海水浴場を利用した市の活性化ということで事業を展開いたしております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは市が運営というか、250万円ですね。これを出しておるわけですが、事業というか、そのイベント的なものも大事なんだろうけれども、ランドデザインとでもいうのか、阿万海水浴場にしましても、慶野松原海水浴場にしましても、そのイベントはどうするということではなくて、その地域に応じた未来像とでもいうのか、振興策とでもいうのか、これランドデザインというのが必要なんではないかなという思いをしてるわけですが、そういうような考え方ではこれまで決算上では見られないわけですが、そういうようなものは管理委託というようなことでもやられてるようなんですけれども、そういったことは取り組みとしてはなかったと理解してよろしいでしょうか。

○熊田 司委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 取り組みとしては、特になかったというふうに思っています。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 先ほど市長おっしゃったように、観光協会として発足をして、しかも補助金はかなり増額になってるという中で、いろいろやるべきことはたくさんあるということであつたわけですが、海がありということで阿万海水浴場、慶野松原海水浴場、伊毘海水浴場、それぞれ大いに観光拠点施設として位置づけられている中で、十分にそういうものがやれなかったということですので、やはり今後はもう少し地域のランドデザインということも含めて取り組むべきであるというふうに思っております。今後は十分検討していただきたいなというふうに思います。終わります。

○熊田 司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 今、課長は海水浴場に取り組みがなかったというような御答弁があっ

てんけど、海水浴場があなたが取り組んでくれないさかい、慶野海水浴場の今回の入り込みが少なかったんやで。課長、私はそない思うんやけど、どうですか。

○熊田 司委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 慶野松原につきましては、海水浴以外にもジェットスキーであるとか、いろいろな地びき網であるとか、少しずつは何ほかをやっております。ただ、それが全体を通して、年間を通じてというところまではまだ至っておりませんが、当然いろいろなイベントをするにつけても、例えば業者さんがやるのであればやっぱり採算性、また駐車場の広い駐車場とか、そういうものもいろいろの部分がありますので、今後できるだけそういうことにも進めていきたいとは考えております。

○熊田 司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 部長、あなたは口では言いよるけど、実際に行動というか、口で上手なことばかり言いよるけど、成果が上がるような施策展開やっていたきたいと。その辺だけお願いいたしますわ。口で何ぼ言うたところで、成果を見せてください。

○熊田 司委員長 ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

⑥ 土木費

○熊田 司委員長 質疑がございませんので、次に、款 8 土木費、ページ数は 240 ページから 259 までの質疑を行います。

質疑ございませんか。

楠委員。

○楠 和廣委員 ちょっと聞かせてもらいたいんやけど、決算書の 245 ページの業務委託料橋梁点検調査委託料と橋梁の関係の決算がされておるんですが、これ当初始まったのが南あわじ市内に 721 の橋があつて、その維持管理の事業というふうに承ったんですが、21 年は 321 橋で、ことしは 152 橋ということで、またこの点検調査委託料が出るということは次の残った橋の調査委託料かと思いますが、ことしが 152 カ所で、あとの残りの分はどんな計画性でおるんですか。

○熊田 司委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 建設課の赤松でございます、よろしくお願いします。

橋梁点検につきましては、平成20年から始めまして、平成20年に40橋、平成21年に384橋、平成22年に293橋ということで、合計717橋という結果になっております。当初台帳では、721橋あったわけですが、点検を終了した時点で717橋の数になっております。

それで、平成21年に、同時に今後の修繕の策定計画というのを委託しておりまして、平成22年に249橋既に計画をたてております。残りの分については、平成23年度に委託をしております。

以上です。

○熊田 司委員長 ほかに質疑ございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この249ページですか、河川維持費というふうになっておるわけですが、これは主に市の管理河川ということになるかと思うんですけれども、その市の管理河川と県の管理河川と結ぶというか、接合点というのか、こういうこともあるかと思うんですが、この河川維持の基本的な考え方についてちょっと、この2,333万4,000円とか出ているようなんですけれども、これそれぞれについての内容について説明いただけますでしょうか。

○熊田 司委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 市の河川の維持管理でございますけれども、環境整備工事費は主に河川のしゅんせつを行っております。維持工事につきましては、護岸のブロック積みとか、そういう護岸の維持管理のための工事を市のほうで、あくまで市管理の市河川について行っております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 河川というか、地域によっては、松帆地域などでは河川もあるしまた排水路もあるというような、微妙なところがいろいろあると思うんですけれども、そういったところの考え方はどうなんでしょうか。

○熊田 司委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 市の河川というのは、あくまで河川台帳に記載されているものを市の管理の河川とっております。それ以外の水路については、当然排水路、また改良区なり、財産区なりの用水路とかあるかと思いますが、市が管理してるのは市の河川とそれ以外の生活排水路等の管理は市がしております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 地域によっては、そういう河川、排水路について管理が十分に、能力的に行き届かない場合、例えばその河川そのものを市にゆだねるというようなことも今後は考えられると思うんですけども、もしそういうようなことでの河川管理であったり維持であったりということはこれまではなかったですか。

○熊田 司委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 私の知ってる限り、新たに河川にしていきたいというような地元からの要望はございません。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そういう、河川編入ということの何か条件というのはあるんでしょうか。

○熊田 司委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） それは特にございません。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしますと、排水施設の重要な施設等々で、必要があれば対応が可能であるという理解をしてよろしいでしょうか。

○熊田 司委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 排水路で、私どもは排水路整備なり管理を行っておりますから、特に排水路を河川にする必要はないんかと思います。ですから、地元からの要請というか、要望で現在の排水路を河川にしてほしいというようなこともないということだと思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 新たな排水路整備、あるいは河川の修繕ということは、基本的にはその地域の内水が十分に確保されたり、あるいは内水だけじゃなくて、それぞれの市河川の機能向上ということでの今後の対応というのは当然されるべきだというふうに思っどるんですけども、この松帆地域にあつてはいろいろ県河川もあるし、また市の河川もある、地域の排水路もある、総合的な内水対策ということが求められてるといふふうに考えとるわけですけども、そういうことについては、今後いろいろ議論も十分検討していただくということとはできないのでしょうか。

○熊田 司委員長 都市整備部次長。

○都市整備部次長（山崎昌広） 都市整備部山崎でございます、どうぞよろしくお願い致します。

ただいま委員の御指摘の点でございますが、三原川の総合計画、この中にやはり河川のことのはっきり書かれております。それで、やはり県河川がメインにはなるんですけど、それに付随する市の河川であるとかまた排水路、これらについていろいろまた今後は県とともに検討はしていきたいなと、そんな思いでございます。

○熊田 司委員長 ほかに。
印部委員。

○印部久信委員 市道の改良費が挙がっておりますが、247ページなんですけど、これ市道改良費2億3,200万円余りとか、道路用地購入費3,000万円余りが挙がっておりますが、これ22年度に着工してということだと思ふんですが、これ具体的に場所は示すことができますか。

○熊田 司委員長 管理課長。

○管理課長（和田幸三） 管理課の和田です、よろしくお願いします。

御質問の具体的な箇所、3,000万円の執行箇所につきまして、ちょっと待っていただけますか。

ちょっと順不同等になりますが、22年度に執行した分につきまして、浦壁三條線、それと緑線、広田73号線、倭文の土井線、稲田南本線、福良241号線、志知奥線、徳原中山線、鳥井馬回線、榎列56号線、徳長國衙線等でございます。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 延べキロ数はどれぐらいになります。

○熊田 司委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 延長で、2,593メートルでございます。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 2,593メートルといいますと、用地代、工事代含めて大体メートルに10万円ぐらいかかっているというような計算になるかと思うんですが、それでよろしいですか。

○熊田 司委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 道路の工事費というのは、幅員とか構造によってかなり増減はありますけども、大体そういうふうな単価になろうかと思えます。平均すればですね。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 これは、用地買収はこれは市単での用地買収ですか、それともこの市道といえども、国からの補助があって市がやっておるという場合とこの用地買収の価格が違うと思うんですが、今回のこの道路用地購入費の3,000万円というのは市単での用地買収ですか。

○熊田 司委員長 管理課長。

○管理課長（和田幸三） 用地買収につきましては、市のほうでは補助制度にのっとった地方特定道路整備事業、並びに合併特例債の適応等の部分につきましては、鑑定評価等を入れまして補助対象として用地購入をさせていただいております。市単の部分につきましては、市の事前に公有財産審査会のほうで審査で了解をいただきました市単の単価で買収させていただいております。ちなみに、一般の田が多うございますが、市単の場合5,000円という単価で買収させていただいております。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、毎年予算書を見ておりますと新設、市の市道の改良工事が出てきておるわけですが、大体南あわじ市の場合は、年間それぐらいの市道を建設していこうかというような計画的なものも持つとるんですか、これは。

○熊田 司委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） はい、当然計画を持って進めております。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、毎年2,000メートルから3,000メートルぐらいを予定して、随時計画的に着工していつておるといようなことでよろしい。

○熊田 司委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） おっしゃるとおりでございます。

○熊田 司委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

⑦ 消防費

○熊田 司委員長 質疑がございませんので、次に、款9 消防費。ページは、258ページから267ページまでの質疑を行います。

質疑ございませんか。

長船委員。

○長船吉博委員 265ページ。衛星携帯電話外部アンテナ設置工事、この衛星外部アンテナというのはどういうものなのか、ちょっと説明願えますか。

○熊田 司委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） 防災課の松下です、よろしくお願いします。

衛星携帯電話の外部アンテナと申しますと、衛星テレビの外部アンテナは丸いおわんのような形なんですけれども、四角の平べったい部分が衛星携帯電話の外部アンテナというふうになっております。

以上です。

○熊田 司委員長 長船委員。

○長船吉博委員 その下に、衛星携帯電話購入費というふうな787万円、これ衛星携帯電話何ぼ購入したんでしょうか。

○熊田 司委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） 合計で15台です。ドコモの携帯を9台、それからKDDIの携帯を6台購入しております。

以上です。

○熊田 司委員長 長船委員。

○長船吉博委員 この15台、どういうふうなところに設置、配付してあるんでしょうか。

○熊田 司委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） まず、ドコモの携帯9台分につきましては、主には沿岸部の避難所になるんですけれども、まず中央庁舎、それから各庁舎になりますけれども、南淡の庁舎につきましては文化体育館ということで6台と、阿万小学校、灘保育所、沼島小学校の9カ所ドコモの携帯を設置させていただいております。

それから、KDDIのものにつきましては、市長、副市長、それから消防団の本部の団員の方で4名の方に配付をさせていただいております。

以上です。

○熊田 司委員長 長船委員。

○長船吉博委員 このたびの12号台風で、三重県、奈良県、和歌山県、非常に大変な災害にあったと。孤立集落がかなりできておることの中で、孤立集落になりそうなそういう辺地、そういうところにやはりその衛星電話が必要だというようなことを聞きましたか。

○熊田 司委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） ニュース等で、孤立集落については、やはり通信手段は衛星携帯電話というような重要性が報道されておりました。私のほうも認識をしております。
以上です。

○熊田 司委員長 長船委員。

○長船吉博委員 そしたら、この南あわじ市、今そういう地域はないんですか。

○熊田 司委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） 地域はあります。その関係で、特に津波の被害の起きるところだけを、22年度、阿万小学校、灘保育所、沼島小学校とそれと消防団の団員の幹部の方々に4台を配付させていただいております。また、今回の12号台風の影響もニュース等で見てますと、また県のほうでいろいろ補助メニューがありましたら、追加をしていきたいというような思いはあります。

以上です。

○熊田 司委員長 長船委員。

○長船吉博委員 消防の4名というのは、地区としてはどこですか。

○熊田 司委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） 地野消防団長と選任の副団長２名で３台と、あと沼島の選任の消防団長に今現在対応をしております。
以上です。

○熊田 司委員長 長船委員。

○長船吉博委員 そしたら、孤立しそうなところには、まだまだ行き届いてないというふうにとらえていいんですか。

○熊田 司委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） 旧西淡地域の部分については、若干今のところは手薄やというようには感じております。
以上です。

○熊田 司委員長 長船委員。

○長船吉博委員 孤立したら、やはり連絡とか、それから人命救助なり、そこら水とかそういうようなこと早急にほしがる部分が多いのに、やはりそういうところに国の補助金が出たら次買いましょうというのは、ちょっと人命にかかわることなのにそれでいいのかなと僕はちょっと不思議に思うんですけども、課長はそれでいいと思とるんですか。

○熊田 司委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） 衛星携帯電話のみならず、今、消防団も無線を持っておりますので、その消防団の無線も活用させていただきながら、そういうような対応を両方でしていきたいというふうに思ってます。
以上です。

○熊田 司委員長 長船委員。

○長船吉博委員 消防団の無線、これはどういうふうな短波ですか長波ですか。

○熊田 司委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） 詳しくはよくわからないんですけども、今現在のところアナログ形式の無線です。
以上です。

○熊田 司委員長 長船委員。

○長船吉博委員 大体、消防団１０ワットあるかないか、多分１０ワットもないと思う、出力が。それで、直接波なんです。前に障害物があつたら通りませんよ。特に、そういう孤立する集落というのは、どうしてもそういう前に障害物があって通じにくいところだと僕は思いますよ。そのために、こういう衛星携帯電話を、今、購入してるのではないんですか。

○熊田 司委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） 委員おっしゃるとおりの部分もあります。
以上です。

○熊田 司委員長 長船委員。

○長船吉博委員 市長、できるだけ本当に孤立しそうなところには、やっぱり衛星携帯電話を僕は必要だというふうに思いますので、できる限り早急にそういうところに配付していただけるようにできませんか。

○熊田 司委員長 市長。

○市長（中田勝久） 実は、違う機会にもいろいろと防災の関係でお話申し上げたと思うんですが、今、先般も申し上げたとおり、国交省なり総務省、やはりそういう防災、すなわち予防に対する予算をとということでかなりお願いをしました。果たして、今度の３次補正にどこまで取り入れてくれるか定かではないんですが、何とか避難路の関係、今、議員言われたような同じ携帯でも衛星携帯等々、そういう一連のものを是非その中で何とか対応できるようにお願いをしていきたいというふうに思っております。できるだけ早い機会にそういう方向性、取り組みをしたいなと思います。

○熊田 司委員長 ほかに質疑ございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 非常常備消防費の中のことですけれども、いろいろ装備に関する予算執行ということもあったわけですが、消防団のユニホームがすべて新調されて、非常に操法大会でも見た目も非常にすばらしくなってるというふうに思います。12号の台風のときに、消防団の方ともちょっと一緒に見回りとかもしたんですけれども、そのときにこの装備の中にちょっと気になったんですけど、ライフジャケットとかいうのこれ入ってるんでしょうか。

○熊田 司委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） ライフジャケットは、装備としては入っておりません。ただ、ある分団については、何個かは準備をしている分団はあります。
以上です。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いろいろ自主的な運営ということになっとうですけれども、やはりこれは自主防災組織あるいは小学校などでも、逃げおくれたりとか非常時の備えということで、つけてるとつけていないとでは随分違うというふうに聞いとるんですが、そういうことで、今後の装備の中にこういったものが入ればいいなというふうに思っとうですけれども、その点いかがでしょうか。

○熊田 司委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） まず団員の身を守るという部分の考え方として、それは必要やというふうには思っております。予算の許す限りは、また要求はしていきたいというふうには思います。
以上です。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だから、あと災害対策の消耗品費、防災避難所用の消耗品費で、やはり水に近いところではいると思いますし、また津波ということになると、これをつけての

避難ということも小学生たちにとっては非常に有効なものになるというふうに思いますので、それは是非お願いしたいということと。

それから、265ページの、続けてよろしいですか、委員長。

○熊田 司委員長 ほかにはございませんか。
なければ続けて。

○蛭子智彦委員 265ページの、この地域防災力強化訓練事業補助金、淡路地域南海地震防災訓練補助金というのはどのようなことに使われたのでしょうか。

○熊田 司委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） この、地域防災力強化訓練事業補助金と淡路地域南海地震防災訓練補助金、これは内容は同じでして補助金の出るところが違います。内容といいますと、小中学校において、地域の方々と一緒に防災訓練を実施した学校に対して、1校あたり2万5,000円ずつの補助をいただいた部分でございます。それを支出した部分です。
以上です。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、25万円ということは、10校行ったということですか。ちなみに、どこの学校でやられて、やられてない学校はなぜかということと、どこでやられたかということと。

○熊田 司委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） 今、手元に開催している、実施している学校名の資料は手元には持ち合わせておりません。また後日報告させていただきます。
以上です。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは、実施した学校はすべて出るということでしょうか。

○熊田 司委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） はい、そのとおりです。ただ、上限が2万5,000円ということです。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 学校教育課にお伺いしたいんですが、今10校ということだったんですけれども、全部で学校施設は何校ありましたか。

○熊田 司委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 小学校が17校、中学校が7校でございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 24校ということですから、14校は昨年度はそうしますと避難訓練しなかったというようなことになるかと思うんですけど、学校教育課いかがですか。

○熊田 司委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 避難訓練は行っておりますが、自主防災組織と連携した訓練というのが行っていないという、補助の対象になるような訓練が行われていないというふうなことでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今後は、今、自主防災組織との連携ということが非常に強くいられておりますので、それはすべての学校で実施をする方向が大事ではないかというふうに思うんですけれども、この予算というのは23年もついでるのでしょうか。

○熊田 司委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） はい、23年度もついております。
以上です。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしましたら、是非各学校でも取り組んでいただきたいというふうに思います。

それともう一点だけ、自主防災組織の育成事業ということで、補助金ということで892万円がついてるわけですが、これは自主防災組織をつくって、いろいろな装備を行ったり訓練を行ったりということに対する各自主防災組織の補助金ということで理解してもよろしいでしょうか。

○熊田 司委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） そのとおりでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは、今、条例上で騒がれた自主防災組織の訓練ということになるかと思うんですけれども、各自主防災組織への補助ということも大事だと思うんですけれども、これもこの間思ってることなんです、やはりそれぞれ自主防災組織によって温度差、取り組みの差がいろいろあると。中西地域であったり、阿那賀地域であったりというすぐれたというか努力している地域、こういう地域での活動の経験を各自主防災組織を普及していくという意味で、市の取り組みとしてその能力アップというか、スキルアップというか、こういうことに取り組んでいくような事業というのはこれまでやられてきたんでしょうか。

○熊田 司委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） 去年は、9月11日に福良にあります福良港津波防災ステーションの竣工式がありました。その竣工式が終わってから、河田恵昭教授とかを迎えて、福良の公民館の3階でパネラーさんも来ていただいたりして、南海地震に対しての津波災害に対しての取り組みとかいうのを、市内の自主防災組織または自治会の方々にも御連絡をして参加をしていただきました。今年度も同じように行いました。

以上です。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 自主防災組織によっては、災害時要援護者のリストをしっかりとつかんで、その方を対象にした避難誘導の訓練までもできている自主防災組織もあれば、つくったけれども1年1回避難訓練できればいいなというぐらいの自主防災組織もあるというふうに聞いとるわけですけども、その点どんな実態になっておるのでしょうか。

○熊田 司委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） 確かに、内陸部とか津波被害が想定されてない地域の方々と、海岸沿いの部分の地域の方々との温度差はございます。また、同じ海岸部の中でも、そういう温度差は確かにございますけども、特に海岸部につきましては、防災課のほうで自主防災組織の学習会とか、自治会単位で要請があればいつでも行かさせていただきますというようなことを自治会の役員会でもお伝えはしております。
以上です。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 機会のあるごとに、すぐれたところの取り組みを多くの自主防災組織が学べるような場というか情報提供、こういったものが必要になるかと思いますので、今後は十分に検討していただきたいと思います。

○熊田 司委員長 ほかに、消防費について質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○熊田 司委員長 なければ、あすは款10教育費、ページ266ページから339ページまでとして、審査の途中ですが本日の審査はこれまでとし、次の審査はあす9月14日午前9時より開催いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○熊田 司委員長 御異議なしと認めます。

よって、本日の審査はこれで終了いたします。

本日はお疲れさまでした。

（閉会 午後 4時03分）

決 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

日 時 平成 2 3 年 9 月 1 4 日
 午前 1 0 時 0 0 分 開会
 午後 4 時 0 3 分 閉会
 場 所 南 あ わ じ 市 議 会 議 場

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（1 8 名）

委 員 長	熊 田 司
副 委 員 長	出 田 裕 重
委 員	廣 内 孝 次
委 員	谷 口 博 文
委 員	久 米 啓 右
委 員	原 口 育 大
委 員	柏 木 剛
委 員	川 上 命
委 員	楠 和 廣
委 員	印 部 久 信
委 員	小 島 一
委 員	砂 田 杲 洋
委 員	蓮 池 洋 美
委 員	北 村 利 夫
委 員	蛭 子 智 彦
委 員	登 里 伸 一
委 員	長 船 吉 博
委 員	森 上 祐 治
議 長	阿 部 計 一

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長 高 川 欣 士

次	長	阿	閉	裕	美
課	長	垣		光	弘
書	記	川	添	卓	也

説明のために出席した者の職氏名

市	長	中	田	勝	久
副 市	長	川	野	四	朗
教 育	長	岡	田	昌	史
市 長 公 室	長	中	田	眞 一	郎
総 務 部	長	渕	本	幸	男
財 務 部	長	土 井	本		環
市 民 生 活 部	長	入	谷	修	司
健 康 福 祉 部	長	郷		直	也
産 業 振 興 部	長	水	田	泰	善
農 業 振 興 部	長	奥	野	満	也
都 市 整 備 部	長	山	田		充
上 下 水 道 部	長	道	上	光	明
教 育 部	長	岸	上	敏	之
市 長 公 室 次 長		橋	本	浩	嗣
総務部次長兼選挙管理委員会書記長		林		光	一
緑総合窓口センター所長		長	尾	重	信
西淡総合窓口センター所長		前	田	和	義
三原総合窓口センター所長		久	田	三 枝	子
南淡総合窓口センター所長		山	下	達	也
財 務 部 次 長		細	川	貴	弘
市 民 生 活 部 次 長		原	口	幸	夫
健 康 福 祉 部 次 長		藤	本	正	春
産 業 振 興 部 次 長		興	津	良	祐
農 業 振 興 部 次 長		神	田	拓	治
都 市 整 備 部 次 長		山	崎	昌	広
下 水 道 部 次 長		松	下		修
教 育 部 次 長		太	田	孝	次
会 計 管 理 者		馬	部	総 一	郎
次長兼監査委員事務局長		高	見	雅	文
次長兼農業委員会事務局長		竹	内	秀	次

市長公室課長	田村愛子
総務部総務課長	佃信夫
総務部防災課長	松下良卓
総務部情報課長	富永文博
総務部ケーブルネットワーク淡路所長	土肥一二
財務部財政課長	神代充広
財務部管財課長	堤省司
市民生活部市民課長	塔下佳里
市民生活部税務課長	藤岡崇文
市民生活部収税課長	垣本義博
市民生活部生活環境課長	高木勝啓
清掃センター兼衛生センター所長	細川協大
健康福祉部福祉課長	鍵山淳子
健康福祉部長寿福祉課長	小坂利夫
健康福祉部保険課長	川本眞須美
健康福祉部健康課長	小西正文
健康福祉部少子対策課長	福原敬二
産業振興部商工観光課長	阿部員久
産業振興部企業誘致課長	北川真由美
産業振興部水産振興課長	早川益弘
国民宿舍支配人	北川満夫
農業振興部農林振興課長	松本安民
農業振興部農地整備課長	大瀬久
農業振興部地籍調査課長	和田昌治
農業振興部農業共済課長	宮崎須次
都市整備部管理課長	和田幸三
都市整備部建設課長	赤松啓二
都市整備部都市計画課長	森本秀利
下水道部企業経営課長	江本晴己
下水道部下水道課長	小谷雅信
下水道部下水道加入促進課長	喜田展弘
教育部教育総務課長	片山勝義
教育部学校教育課長	安田保富
教育部人権教育課長	大谷武司
教育部生涯学習文化振興課長	山見嘉啓

教育部青少年育成センター所長

高 辻 隆 雄

Ⅱ. 会議に付した事件

付託案件

1. 認定第 1 号 平成 22 年度南あわじ市一般会計の認定について…………… 2 3 4
(2) 歳出について…………… 2 3 4
⑧ 教育費…………… 2 3 4
⑨ 災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費、実質収入に関する調書…………… 3 0 9
(3) 財産に関する調書…………… 3 0 9
2. 認定第 10 号 平成 22 年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計決算の認定について…………… 3 2 1
3. 認定第 11 号 平成 22 年度南あわじ市広田財産区管理会特別会計決算の認定について…………… 3 3 6
4. 認定第 12 号 平成 22 年度南あわじ市福良財産区管理会特別会計決算の認定について…………… 3 3 7
5. 認定第 13 号 平成 22 年度南あわじ市北阿万財産区管理会特別会計決算の認定について…………… 3 3 7
6. 認定第 14 号 平成 22 年度南あわじ市沼島財産区管理会特別会計決算の認定について…………… 3 3 8

Ⅲ. 会議録

決算審査特別委員会

平成 23 年 9 月 14 日（水）

（開会 午前 9 時 00 分）

（閉会 午後 4 時 03 分）

1. 認定第 1 号 平成 22 年度南あわじ市一般会計決算の認定について

⑧ 教育費

○熊田 司委員長 皆さんおはようございます。

それでは、昨日に引き続き決算審査特別委員会を開催します。

本日は、認定第 1 号、平成 22 年度南あわじ市一般会計決算、10 款教育費、266 ページから 339 ページまでの質疑を行います。

質疑ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 おはようございます。

273 ページの、南あわじ市教育資金利子補給事業ですが、29 万 4,307 円ということでありました。不用額が 170 万円ほどになってるかと思うんですが、これは平成 21 年からの事業であったかと思うんですが、平成 21 年の実績と比べてどうなんですか。

○熊田 司委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 利子補給事業につきましては、平成 21 年度が 7 人の利用。平成 22 年度から 12 人の利用ということになっております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは、大体何人ぐらいの利用ということを目標にしようとしたんでしょうか。

○熊田 司委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 当然、約 200 万円近くということでございますので、20 人から 40 人ぐらいということかと思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 20人から40人。

○熊田 司委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） ちょっと計算を間違えました。約100人ぐらいでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 100人を目標にして、実績としては12人と。平成21年で7人で、22年で12人ということですが、この原因は何なんでしょうか。当初から、非常になかなかその利用が難しいんじゃないかというようなことを思ったわけですが。

○熊田 司委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） この、限度額が200万円ございまして、その率につきましては、利率の2分の1または1.5%、その低いほうということになっておりまして、最大で1年間で3万円程度、4年間で12万円ということでございまして、その手続につきましては申請等ございますので、その手続と支給額、そこを比べまして、利用者のほうがちょっと面倒だなというところがあるのかなというふうに感じております。

あと、これ4月からの募集で、約1カ月という短期に集中しておるところですが、今年度から若干改善しまして、期間を延ばしたりもしておるところでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今年度はどうなってますか。

○熊田 司委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 今年度につきましては、今また募集をかけておりまして、20人以上の募集が見込まれております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 20人ということでいきますと、大体年額どれぐらいの執行というよう
な見通しを持っておられますか。

○熊田 司委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 先ほど申しましたように、最大3万円ということござ
いますので、60万円程度ということかと思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 4月から上半期過ぎたわけですが、現在の執行状況は幾らになってま
すか。

○熊田 司委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 金額については、一人ひとり非常に細かく違いますので、
私も今のところ把握しておりません。また調べまして、お知らせしたいと思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 また調べていただいて、教育の部分がまだあると思いますので、人数
が少ないので、集計はそう難しくないように思いますので、調べていただいてからまた質
問をしたいと思います。

○熊田 司委員長 ほかに。
出田副委員長。

○出田裕重副委員長 きのも、長船議員の質問で、衛星携帯電話の話が出て、阿万、
灘、沼島、衛星携帯電話があるというような答弁でした。一般質問でも、いろいろさわり
をお聞きをしたんですが、今回の3月11日の当時の教育委員会のあり方というもの、そ
れぞれ考えられておったと思いますけども、各学校、教育委員会も含めてですけども、停
電したときのそういう緊急の連絡手段とかはどのように考えられてるんですか。備品とい
うことでお聞きをしたいなと思います。

○熊田 司委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 拠点避難所になっている学校等につきましては、発電機等があるわけですが、それ以外についてはございませんので、今のところ停電をしますと、なかなか本当に携帯電話というようなものでなければ通信ができないという状況でございます。

○熊田 司委員長 出田副委員長。

○出田裕重副委員長 これも予算書には載ってないんですけども、これ比べるのはどうかと思いますが、農業委員会さんは視察をされてると、いろいろ毎年。私は、教育委員の方々もいろいろなところを見に行っていて、今回の震災を踏まえてでも結構ですし、私から言うようなことでもないと思いますが、何かそういう目的を持って、こういうところを変えていったらうみたいな教育委員さんがおられて、いろんな勉強をしてきて、南あわじ市に持ち帰っていただきたいなという思いがあるんですけども、現状はどんなふうに教育委員会さんは運営をされてるんですか。

○熊田 司委員長 教育長。

○教育長（岡田昌史） 教育委員さんの研修、防災について特にとこういうお話でございますが、今のところは県内でそういう防災関係の講演会に出るとか、あるいは今大きく取り上げられておるんが、やっぱり小中の一貫教育等がありまして、先般もその視察を行っております。今年度、当然3.11以降学校におきましては、それぞれ先般の一般質問でも申し上げましたが、今かなりの分野で見直しが進んでおります。先般も12月ごろというお話をしてしておりますが、できるだけ早くその3.11を教訓にした防災の見直しというところで、当然これにつきましては、また教育委員会で議論はしていきたいと。今後、特にその辺の視察につきましても、委員会で一度議論して進めていきたいと、このように思ってます。

○熊田 司委員長 ほかに。
谷口委員。

○谷口博文委員 おはようございます。

「こどもあんしんネット」システムいうて、これ273ページ。これの概要について、

ちょっと説明をお願いします。

○熊田 司委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 「こどもあんしんネット」につきましては、ラジオ関西の提供でございまして、それぞれ各学校の保護者の方に登録をいただきまして学校からの情報を発信する。また、教育委員会からの情報も一斉に発信ができる。また、警察のほうの、防犯のほうのメール配信サービスもございますが、それに同時に登録をいただけることになっておりまして、警察からのいろいろな情報も同時に入るといようなシステムでございます。

○熊田 司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 池田小学校の事件から、ホットラインであるとか、この「あんしんネット」というか、登録者数というたら大体どれぐらい登録されておられます。

○熊田 司委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 今のところ、母数のほうは家庭数ということで計算しますと、9割以上の登録がございます。

○熊田 司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そこでですね、防災ネットとの連携というか、例えば学校で不審者というか、いろいろな事件、事故が起こったときに、この「こどもあんしんネット」のシステムで保護者の方には連絡網的にはそういうような配信ができとると。一方、市の防災のほうも、消防団等々の関係者に対してそういうような配信してますわね。これとの連携はどうなっておるんですか。

○熊田 司委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 学校のほうは、そこと連携ができているということではなしに、それぞれ市民の方がそちらのほうにも登録をしていただくということかと思います。

○熊田 司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 池田小学校で本当に悲惨な事件が発生してから、学校に対するセキュリティというかさまざまな、あれボタン押したら警察へすぐに連絡いくようなあれ、名前何でしたっけ。県警ホットラインね。県警ホットラインとかそういうようなやつも、各学校関係にはもう設置していただいと思うんですわね。南あわじ市内においても、この安心ネットというのは、そういうふうな凶悪なやつに子供の誘拐にしたって、例えばきのうも何か幼児連れ去りかなんかいうて、どっかの2歳児の子が行方不明になつたというような情報があつたときに、瞬時に私は、これは当然捜索期間である警察とか、その辺からの情報をいただいたときに、特徴であるとかいうやつをこの安心ネットで使うとともに、市の防災の関係の方々にも防災課のほうでそういうふうな情報提供してますわね。その辺も活用した上で、積極的にそういうふうな、もし何かあつたときには瞬時に南あわじ市民に対して周知して、そういうふうな事故防止対策的なもんを情報発信していただきたいと思うさかい、今後その辺防災課どうですか、学校からそういう情報をもうた、そういう情報提供するということは、横の連絡は取るべきやと思うねんけど。

○熊田 司委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） 防災課で管理をしております防災ネットにつきましては、特に火災の関係、また市内の避難勧告とか発生する場合は、防災課職員で防災ネットに文章を打って発信をさせていただいております。仮に、今回の大分県だったと思うんですけども、そういうようなことがありましたら教育部局と協議して、消防団への捜査依頼とかいうのが、そういう事態が生じましたら、私どもの防災ネットで市の消防団に協力をお願いするとかいう方法はできます。

それから、またケーブルテレビで文字放送等も協議をして、市民の方にお知らせすることが出来ます。

以上です。

○熊田 司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 横の連絡をとっていただいて、そういうふうなシステムがせっかくあるんやから、お互いに相互関係協力を深めていただいて、そういうふうな体制で子供の安心というような観点から積極的に実施していただきたいと、それで終わります。

○熊田 司委員長 ほかに。

楠委員。

○楠 和廣委員 決算書が317ページと、付属資料の156ページ。きのうも松くい
のことで質問があったんですが、きょうは教育関係のほうで、慶野松原の松くいの委託料
についてお伺いをいたします。

156ページでは、委託料として育成委託料が、調査研究のほうで274万8,000
円。伐倒、防除等が630万7,000円で決済されておりますが、これも毎回一般質問
等でもお聞きしておるんですが、このきのうの質問の答弁では航空防除が一番効果がある
というような検証がされとったんですが、慶野松原の場合は、民家に近い県道にも近いと
いうことで、航空防除より地上散布のほうはかなり多い面積でやっておられると思うん
ですが、松枯れの原因としてきのうも答弁しとったんですが、去年の夏の酷暑、猛暑によっ
ての影響ということであったんですが、そういった松くいの防除に対しての検証からいえ
ば、やはり地上散布より航空防除のほうが効果があるのではないかと。特に、慶野松原国
立公園でもございますし、見ていただいたら上面どおりで、大分ここ2、3年の間に赤い
松がふえてきたように思うんですが、この調査研究がどんな研究をされとるのかまずお伺
いをいたします。

○熊田 司委員長 教育部次長。

○教育部次長（太田孝次） 教育部の太田です、どうぞよろしくお願いいたします。

松くい虫の、慶野松原の関係なんですが、近年松くい虫の被害ということで、きのうも
農林振興課長のほうから詳しく説明があったとおり、去年の猛暑、気候的なもの、そして
またいろいろ考え方もあるかと思うんですが、航空防除をやっていたのを地上散布に変え
たと、これは民家が近いということで変えたわけなんですが、園芸学校のほうで研究をし
てるわけなんですが、この件に関しまして、やはり松が密集しとるとか、そうしたことが
影響しとるのではないかとか、栄養状態とかそういうったことを研究をしているわけなん
ですが、ことし4月、5月にも伐倒を750本したわけなんですが、例年ですと2、30
0本と思うんですが、そうした散布の仕方、そしてまた気候の変化というようなことで大
きく影響しているのではないかなと思います。今後においては、やはり丁寧な地上散布を
続けていきたい、南あわじ市の観光資源でもございますので、保存、継承といったことで
できるだけ努力をして、丁寧な散布というような形を継続していきたいなというふうにし
ております。

以上です。

○熊田 司委員長 楠委員。

○楠 和廣委員 この保全林、保全松林健全化事業という事業計画があるんですが、これ何年ごとにされて、先ほど景観学校の生徒さんが調査して、結果がそういったもろもろの要因で松枯れの要因ということですが、この防除も時期的に大体５月から６月で年に一回かと思いますが、丁寧なことにしなければやはり一番効果のある時期が５月、６月というような解釈しとるんですが、ほかの時期でそういった防除で効果のある月というか時期というのがあるんですか。

○熊田 司委員長 教育部次長。

○教育部次長（太田孝次） 松枯れの原因、松の線虫、虫なんですが、その活動時期ということで、５月、６月ということで駆除しております。先ほど言いました、丁寧な散布ということについては、やはり幹にかけるとはなしに上からかけるといった、ただそうした散布の方法を丁寧にしていきたいなというふうに思っております。

それと整備計画、これについては１０年に一度やっております。２４年度から新しい計画になるわけなんです、今年度その件に関しましては、計画をたてている、今、最中でございます。

以上です。

○熊田 司委員長 楠委員。

○楠 和廣委員 その保全計画は、２４年度からまた１０年の計画で進むということですが、この保全計画の中で、今までもそうですが、ことしの最終年度の保全計画の中で、松枯れの状況等の防止というか防御というか、旧西淡のときは航空防除でされとったんですが、この航空防除ができなくなってから、特にそういった松枯れの状況が顕著に見られるようになったと思うんですが、その地上散布での検証、防除効果は検証されておりますか。きのうは、航空のほうが効果があるんだというような見解だったんですが、地上散布での効果、検証をどのようにされておりますか。

○熊田 司委員長 教育部次長。

○教育部次長（太田孝次） 松枯れの、地上散布と航空防除の効果ということなんですが、やはり先ほど言いましたように、航空防除、上から全体にかけていくと、それで下のほうへ、幹のほうへ液が落ちていくというような、やはりそうしたほうが効果的にはあるかと思うんですが、やはり健康被害、そうした住民への被害ということを考えますと、県

のほうから指導もありますし、そうしたことから地上散布にしてきたということで、地上散布につきましても、スパウダーという強烈な効果のある機器を使って、できる限り上から全体に液をかけていくような方法をとっておりますので、現実的にどちらが効果があるのかといいますと、やはり上からというふうな航空防除のほうが効果があるかと思うんですが、やはり健康被害とかそうしたことを考えますと、できるだけ丁寧な散布を今後においても続けていきたいというふうに思います。

○熊田 司委員長 楠委員。

○楠 和廣委員 防除の方法として、もう一つ樹幹注入という防除の事業がされとるんですが、その樹幹注入による効果、航空防除は先ほどから説明されたとおり、いろいろの環境的な問題ででけんということになれば、地上散布はケーブルテレビで地上散布の状況が流れとったんですが、やはりそれも高い木になればなかなか届きにくいから、上からかけるのが一番効果があるようですが、樹幹注入についてお伺いいたします。

○熊田 司委員長 教育部次長。

○教育部次長（太田孝次） 樹幹注入については、大体4、50本やってるかと思いますが、大樹木、直径70センチ以上を主にやっております。効果的には、3年効果があるというふうに聞いております。しかしながら、できる限り2年に一遍とかいうような形でやっていければなというような感じを持っておりますので、樹幹注入については、防除の一環として樹幹注入も合わせて、地上散布とやっていきたいというふうに思っております。

○熊田 司委員長 楠委員。

○楠 和廣委員 もう一点聞かしていただきたいと思います。樹幹注入と地上散布でやる場合は、この国の所管のほうからいろいろ航空防除に対しては制約があってできないということですが、これ委託料補助金として年々変化があるんですが、特にこの23年度、今、執行中ですが、3年も前は南あわじ市が普通は国、県、国が50%で市と県が25%、25%ぐらいの割合で補助金を出されとると思うんですが、今回はさらに南あわじ市が思い切って2,300万円というような事業が、今、展開されておるんですが、そういった部分で樹幹注入の方にシフトして、地上散布のほうは国なり県なり、これ知事命令の部分もあるんですが、そういった防除の方法を選択して、あと市の単費でやっとる、支援しとる2,300万円というような大きな巨額な部分の予算で樹幹注入のほうにシフトしては、そういうシフトは考えられるのですか。

○熊田 司委員長 教育部次長。

○教育部次長（太田孝次） きょうは22年度の決算なんですが、23年度につきましては、先ほど楠議員さんのほうから言われましたとおり、国2分の1、県4分の1、市4分の1でやっております。しかしながら、今回はふとんかごの関係で補助対象でなかったということで、その分が膨れ上がっているようになっております。今、御指摘の樹幹注入については、3年の効果ということなんですが、2年に一度というような考えを持って、今後予算の関係もありますが、そうしたことも十分頭に入れて考えていきたいと、そのように思っております。

○熊田 司委員長 楠委員。

○楠 和廣委員 今ちょっと、ふとんかごの話が答弁の中であったんですが、ふとんかごはこれは松くい防除の関係でなしに土塁のほうだと思うんですが、これ文化庁のほうから支援がなかったんですか。

○熊田 司委員長 教育部次長。

○教育部次長（太田孝次） ふとんかごにつきましては、砂を運んでいくと。冬場とかの天気有的时候に、荒れた天気有的时候に砂を運んでいくということで、砂を運んでいくということは松の根元をやられるということで、そうした今までの補助対象になっていたわけなんですが、ちょうど今回申請する場所につきましては、松がないとこというか、ちょっと切れたところということで外れたというふうに聞いております。

○熊田 司委員長 楠委員。

○楠 和廣委員 話がちょっと松くいと離れていくんですが、ふとんかごの場合は、あれは2段で最初効果を見て検証して、3段も考えていくというような当初の事業の始まりだったように思うんですが、そうでなかったんですか。

○熊田 司委員長 教育部次長。

○教育部次長（太田孝次） ふとんかごについては、今2段積みで今回で終了するわけなんですが、3段ということについては、整備委員会等でも協議をしているところなんです。

が、でき得ればというか、こちらとしては3段にしてもらいたいという要望を出しているわけなんです、2段で許可が出ているということで、すぐに3段をするということはやはり難しいと。単費でお願いをしたいというような、県とか国とかの人も来てますので、そうした整備委員会の中でも十分協議をした結果、こちらとしては要望はやっていきますが、回答としてはそうした会議の中で2段の許可を与えたばかりでございますので、すぐに3段を許可を与えるというような感じではございません。

○熊田 司委員長 楠委員。

○楠 和廣委員 結構です。

○熊田 司委員長 ほかに。
川上委員。

○川上 命委員 この一般会計の決算の中で、一応手数料と委託料が非常に多いわけですが、こういったこと一々聞きよったら時間が何ぼあっても足らんということで、しっかりと契約をされていることと思いますが、特に今回気になったのは、教育関係にあえて余計質問をしようという気になったのはこのエレベーターの件ですが、この教育関係の中でちょっと拾ったんですが、500万円ほどの保守点検料が挙がっておるわけです。そういった中で、この素人目にも1機大体4、50万円かかると、保守点検。非常に高いなという、素人目ですよこれ、私は素人ですからわかりませんが、高いなという感じがするわけです。その契約そのものが、保守点検とまた保守点検の途中で、いろいろと備品とかいろいろなものが壊れた場合にはまたその上にオンをしていくのか、どういうふうな契約をされているのかちょっと説明をお願いをしたいと思います。

○熊田 司委員長 教育総務課長。

○教育総務課長（片山勝義） 失礼します、教育総務課長の片山でございます、よろしく願いいたします。

ただいま御質問のありました、エレベーターの保守点検委託料でございますが、これ保守点検のみでございまして、修繕が出てきましたら、その折にはまた修繕費のほうで修繕をしていくようなことになってございます。

○熊田 司委員長 川上委員。

○川上 命委員 説明はそれはようわかるんですけど、保守点検をしてるだけで大体 1 台 3 5 万円から 5 0 万円の間で契約をされてると。そして、備品が傷んだ場合、取りかえたそれは備品修繕料として取るということは、それは確かにエレベーターの保守点検は大事でございますがちょっと实际的に高いなと。契約そのものはどういうふうな契約を、1 社だけですかそれとも見積もり合わせとか何かそういったことをされているのか、一つお教え願います。

○熊田 司委員長 教育総務課長。

○教育総務課長（片山勝義） 契約相手でございますが、小学校につきましてはただいまのところ 4 社でございます。中学校につきましては 3 社でございます。この契約につきましては、専門の業者ということで、設置した折からの経緯もございますので、その継続した保守点検という観点もございますので、随意契約ということで進めさせていただいております。

○熊田 司委員長 川上委員。

○川上 命委員 3 社、4 社、これは特殊な事業でございますので、それはもうようけそういった会社の種類はないと思うんで、自然的に少なくなって、その中での見積もり合わせ随意契約という形になるわけですが、担当課として非常に高いなと感じますか、どうですか。

○熊田 司委員長 教育総務課長。

○教育総務課長（片山勝義） 予算を執行しておる担当課としましては、それは 1 円でも安いほうが好ましいと思うんですけども、現在のところ適切な執行であるのかなという感じで思っております。

○熊田 司委員長 川上委員。

○川上 命委員 よくわかりました、今後ともよろしくお願いします。

決算書の 3 2 5 ページで、資料が 1 5 9 ページ。それと、3 3 3 ページと、資料が 1 6 0 ページ、体育関係でございますが、体育指導員等に報酬を払われてるんですが、それと体育協会補助金として 1, 0 0 0 万円出ております。その中で、今回体育協会が合併したということで、非常に南あわじ市一本化されたという、これはいいことでございますが、

しかしながら、私たちもそういったことで体育の好きなほうですから期待をしとったんですけど、協会が合併をしてから、旧町単位の大会が旧西淡町ではなくなってしまったということで、非常に私たちも残念だなと。ということは、旧西淡町におきましても、綱引きとか、婦人のバレーボールとか、ソフトボール大会と1部2部に分かれて非常に旧交を温めて、非常にすばらしい大会で楽しみにしとったわけですけど、体育協会合併し、そういったことからもう全然取りやめになってしまったということは、結局は協会が合併して底辺が崩れてしまったということで、非常に体育振興には大きなマイナスになってるんじゃないかと思うし、そういったことを体育指導員とか体育関係に聞いてもいろいろなことがわからないと、もう全然。返答が帰ってこないということです。そういったことでは、これは大変なことになる。結局は、中央のほうで県大会とか淡路の大会とかいう中で、自主的に申し込んでくださいよというような形式を取っておるのか、今までみたいな伝統ある大会というものを、やっぱり市民の親睦と友好をかねた中でのそういったことができないのか、一つどういうふうな状態になってるのか説明をお願いしたいと思います。

○熊田 司委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 生涯学習文化振興課の山見でございます、よろしくお願いします。

体育協会につきましては、委員さんおっしゃるように、今年度から実質的にいわゆる旧町ごとの体育協会ですね、地域体協を廃止して市一本化したと。これについては、いわゆる旧町ごとの垣根を取って、合併して一体感を持たせようというのが一番の目的かと思います。そんな中で、実際のところ各もとの小学校区単位の地区体協、この活動を中心として、その上に直接市の体育協会という中で事業を展開していこうという方向になっております。

例えば、この8月に実施されました南あわじ市スポーツ大会、いわゆる全淡スポーツ大会の市の予選大会ですね。これについては、直接小学校区単位から選出したチームが、直接市全体の大会に出場してもらって、そんな中で、以前でしたら旧町ごとの地域体協で予選して選出されたチームが大会してたんですけども、より今まで対戦してなかった地区との対戦等が可能になって、より交流が広がってきたかなというような一つの効果、利点があるかと思います。ただ、先ほど議員さんもおっしゃいました、いわゆる旧町単位でしっかりと大会を持とったと、そういった底辺の広がりなくなるんじゃないかというふうな御指摘。当然、その御心配よくわかります。そこで、そういった当然ながら課題がまだ市の体育協会にもあるかと思うしますので、そのあたりをしっかりと検証しながら、今後の体育協会の方向性を見届けたいなと。また、場合によっては一緒に協議も進めたいなと、かように考えております。

○熊田 司委員長 川上委員。

○川上 命委員 説明はよくわかったんですけど、実際上はそういった旧町単位とか小学校単位の大会が非常に薄れてったと。やまってしまったということで、1年間何ら今日まで全然今までのような大会が全然なかったということで、こういった大会を盛り返すにはどうしたらええんだろうかと。これは、自主的に大会をお互いに金を出し合って、そういった大会と体育協会とは別の方向で、住民の盛り上がった力でやっていくんか非常に悩んだような次第であります。そういったことで、結局体育施設にしても偏ってしまって、各小学校がなくなって体育館がなくなれば、それで地域の体育の親睦というものがなくなってしまうというような形になって、段々段々と体育協会が大きくなればなるほど底辺が寂れていくということになる。そういったことで、もう一度今までの旧町単位の大会というものを、どうすればまた市民との交流とそういった部分で盛り上がるか考えたことはあるんですか、この体育協会の中で。

○熊田 司委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 実際、体育協会のほうにおかれて、そういった旧町単位の地域体協ごとの大会の復活ですね。これについては、まだそこまでは検証はされてないかと思います。直接そのあたりは確認はしてないんですけども、ただ先ほども申しましたように、そういった課題の部分をしっかり把握して、検証して今後の対策、対応を取るべきかなとかように考えます。

合わせて市の体育協会のほうも、地域体協ごとの活動を地区ごとの活動にというふうな中で、市体協のほうから地区体協の活動支援というふうな支援を、いわゆる助成金を打つようなこういうふうな流れにもなっております。そういったところも回を重ねていながら、今後の効果のあたりを見ていきたいなと考えております。

○熊田 司委員長 川上委員。

○川上 命委員 ちょっと念を押しますが、西淡町のことばかり言ってちょっと恐縮ですが、西淡町しか私は知りませんので、運動そういった楽しみにしとるスポーツですから、そういった中で、先ほど言ったみたいに、綱引きもなくなった、ソフトボールもなくなった、せっかく楽しんだ女子婦人のバレーもなくなったと、これは確かに中央へ行けばレベルが非常に高いと。やっぱり、レベルのある程度楽しみ、同好的にやっておるスポーツというのは、やっぱりそういったグループで今までやってきてそして大会そのもの

を盛り上げてきたわけ。そして、地域もやっぱりそれに対して、練習日からずっと大会までの間地域こぞってそういった親睦を図っていったと。その中で、ことし体育協会が合併した途端にもうすべてがなくなった。仮に、私ところも婦人部のバレーで常に大会では優勝した中で、優勝旗とかそんなん預かっとなるわけやな。これは突然になくなってしもうて、どないせえというような。それで、体育協会に聞いても、全然聞いてもわからないということです。そういうことでございますので、地域の今までの伝統ある大会とかそういったこともう一回再考した中で、体育の振興をもっと図ってもらいたいなと。上の方でぱっぱと決められても、ぱっぱとやられたら我々底辺の人間は全然見失ってしまうわけですよ。一つ、その点一つ、山見さん、よろしくお願いします。

○熊田 司委員長 阿部議長。

○議長（阿部計一） 川上議員の応援演説したいと思うんやけど。私も、合併して南あわじは一つやと。しかし、地域エゴというのがなくなったら南あわじ市は一本なんか絶対ならない。各地域のエゴが重なって、南あわじ市というのは一本化してくと。例えば、この前も観光協会も全く、出田議員が質問してましたけども、結局一本化して頭だけが大きくなって、もう洲本市がイニシアチブを取ってやりよと。ずっと昔の南淡の観光協会の方がよかったと。体協もまさにそのとおりであって、体協組織のないところも一緒になってそういう組織をこしらえて、地域の大会とかそういうことが一切ない。1,000万円もの予算を市が出して、やっぱりもっと地域の大会とか、この前の全淡大会も私も開会式に行ってきましたけども、なるほど10何チーム出てましたけども、地域の予選とかね。昔は、皆南淡は南淡の予選、西淡は西淡の予選、そういうような形をとって代表でやってたわけなんです。ですから、そういう大きな組織になってやることはそれも一つかと思えますけども、体協組織ができてから私も携わってますけども、そういう昔のいい例というものは、やはり一つ二つは残した中でそういうことをやっていただきたい。それは、いろいろニュースポーツもふえてきて、体協の役員さんも大変だろうと思えますけど、やっぱりそういうことを考えてこれからやってもらわなったら、本当に1,000万円の金どないなっとなのと、生きた金が使われてないと私はそない思います。その辺どうですか。

○熊田 司委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 議員さんおっしゃるように。当然ながら旧町のと時から各自治会ごとでソフトボール男子、バレーボール女子というふうな活動で、自治会間同士のそういったコミュニケーション図るための大会であったかとも思います。ソフトボール、バレーボール、こういった自治会間の大会についても、時代を追うに連れて出

場できる方々が少なくなってきたと。そういった懸念もございまして、どうしてもニュースポーツのほうへ移行してきたのかなというふうな思いもあります。確かに、議員さんおっしゃるように、この地域これが一つにまとまってそして市やというふうなこの考え方、当然より活動を活発化するにはそうあるべきかなというふうなところもあろうかと思うんですけども、現時点でその方向が一たん体育協会のほうも示された中で、おっしゃいましたそのあたりのマイナス部分ですね、このあたりしっかりまた我々も体育協会のほうへお伝えしながら、課題解決に向けて一緒に考えていきたいと思います。

○熊田 司委員長 阿部議長。

○議長（阿部計一） 我々も、体協組織ができたときから、そういう組織の中でスポーツの振興に携わってき、そして行政も一緒になって、特に南淡町のスポーツにはあらゆるスポーツで先導役をとってきたと私は自負してます。そういう中で、当時は90万円というようなわずかな予算でしたけども、それが、今、合併して1,000万円というようにとんでもないお金が市からいただいているということで、組織は組織としてそれは大切にしていかないかんけども、補助を出している行政がそれはそういうトップに立って、そういうきめ細かなスポーツの指導と。

やはり、話は変わりますが、婦人会の疲弊している状況もこういうことに私は原因が一つあると。阿万でも3つ婦人会が減ってますわね。やっぱり、昔はそういう地域でいろんな、青年の家も最近なくなりましたが、もう青年の家なんか今もう完全に、昔は地域と密着やったけど、今はもう完全に私なんかも迷惑施設やと思ってますわね。付近に私は会社やってますんでね。昔はそういうことで、地域の青年の家の先生でもそういうスポーツ大会とか持って交流をやったんですよ。そういうことを今は全部なくして、そして市の体協もそういう何か段々段々寂れていく。このままやったら、恐らく南あわじ市の体協というのは一番おくれていくと、これはもう断言しときますわ、山見課長、本当に。本当に、もうちょっと行政がスポーツに力を入れていろいろなことに、ニュースポーツやるんやったらそらやったらええ、何ぼでもよろしいやん。やっぱり、地域と地域の大会とか、そういうことをもう少し考えてもらわんだら、スポーツに対する意識が全く本当に寂しいですわ。もう一回答弁してください。もうそれでやめます。

○熊田 司委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 今おっしゃいましたそういった御意見、しっかりと体育協会のほうへもお伝えしていきたいと思います。

○熊田 司委員長 ここで暫時休憩いたします。

再開は１０時といたします。

(休憩 午前 ９時５０分)

(再開 午前１０時００分)

○熊田 司委員長 それでは再開をいたします。

先ほど、阿部議長の発言のうち不適切と思われる部分については、後刻記録を調査の上、委員長においてしかるべく措置することにいたします。

それでは、続きまして質疑を行います。

柏木委員。

○柏木 剛委員 ページは２７１ページです。参考資料は１３８、９ページです。学校教育振興費の中で、小学校臨時教諭賃金それから学校運営支援対策員賃金のところで、まずこのあたり、それぞれがどんな課題認識を持ってやってるんか、まずそこからちょっとお聞きしたいと思います。何人ぐらいで、どんなミッションでやってるかということ。

○熊田 司委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） まず、小中学校の臨時教員でございますが８名おりまして、４名の者につきましては、特別支援学級の困難な指導の学級につきましの補助。それから、もう４名につきましては、通常の学級に在籍します特別な支援が必要な児童への支援ということでやっております。あと、学校運営支援対策員につきましては、住民に光をそそぐ交付金の事業ということで、ことしの１月から実施しておりまして、昨年度につきましては３カ月間の活動でございますが、今、問題行動等が非常に多様化しておりまして、特に中学校を中心に授業に入れない生徒等への対応、学校への支援。小学校につきましては、先ほども申し上げました発達障害等が問題になっておりまして、それも多動な児童等がおる学校への支援というようなことで活動をしております。

○熊田 司委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 今も早速話が出たんですけども、４名で臨機応変にその問題行動を起こすというか、今、多動と出ましたけど、多動児なんかがあって学級崩壊につながってるようなところへ臨機応変に出しとると。例えば、一つの学校でも４年生がこういう状況多

動児がおる、5年生にもおるとかそんなときに、そういう対応については間に合ってますか。

○熊田 司委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 一応、昨年度の予算要求期に、各学校から課題があるということで要求をいただきまして、その課題を精査して、その課題について必要なところに配置をしていると。その学校においては、本当に一つの学年、学級だけにかかわっておるところもありますし、複数の学級に課題がある場合は時間を割ってかかわっている部分もございます。

○熊田 司委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 それで、そういう4名の対応で実際の状況とか、あるいはそれによる治まりぐあいとか、その辺はどんなふうに評価してますか。

○熊田 司委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 学校によっては、本当にさまざまところがございしますが、何年も続けて同じ教員が配置されておる学校におきましては非常に効果があって、非常に多動で教室の外へ出ていたというような、4年生まではそうであったけれども、5年生になって落ちついて学習ができるようになったというような成果が出ている学校もございます。

○熊田 司委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 ある特定の多動児がいて、それに数名帯同といいますか、連動して動くという、そういうケースが結構最近よく聞くし、私なんかも相談を受けたり実態を聞いたりしとるんですけど、その辺のところの実態とかいうのは教育委員会のほうへ大分挙がってますか。

○熊田 司委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） その都度、校長等から報告を受けております。そういうところでございます。

○熊田 司委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 どの程度挙がってます。

○熊田 司委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） どの程度といいますと、ここで何校どこがどうだということを具体的に申し上げるのですか。

○熊田 司委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 ざっとした件数で。

○熊田 司委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 件数ですか。発達障害といいますか、そういう児童につきましては、数については調査をしております、すべての学校にいずれかの形では在籍しております。その、課題の大きいところへ配置しているという現状でございます。数のほうは調査はしております。

○熊田 司委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 このあたりは、そういう子を持った親、あるいはそういう子供のいる学級に子供をおいてる親、日夜、毎日毎日心配しとる話がありまして、是非そのときにやっぱり教育委員会がそういう臨機応変な対応というやつを素早くすると、あるいはある期間やるということはやっぱりこれは必要で、これ子を持つ親にとっては切実な問題になってますんで、是非実態をよく把握してそれなりの対応。教室が、勉強したい子供が勉強できるという、そういう環境だけは是非うまいことこの事業、臨時職員の中でうまく対応してやってほしいと私は思ってます。またこのあたりは、詳しいことまた追って質問します。終わります。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 299ページ、淡路人形会館負担金について聞きたいと思います。

まず、この２２年度６，３０９万５，０００円ということなんですが、この負担金で６，０００万円余りもの負担金をしているのに、この９万５，０００円という端数が出てますが、これは担当者の方に聞きますが、あとでも聞きますが、洲本市、淡路市からも負担金を出してきている関係の按分とか、何かそういう関係でこの端数が出ておるんですか。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 教育部の岸上でございます、よろしくお願いいたします。

今、印部議員おっしゃいましたように、３市から負担金をいただいてまして、その分の端数のことでございます。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 そこで順番に質問をしたいと思うんですが、平成２２年度は６，３０９万５，０００円の南あわじ市からの人形会館への負担金ですが、すみませんけど、これ２１年、２０年、１９年、３年ぐらいさかのぼってちょっと市からの負担金の金額をお願いします。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 申しわけございません、２１年度は２，３０９万５，０００円でございます。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 ２０年、１９年。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 今、２０年、１９年ちょっと資料を持ち合わせておりません。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 これはもう委員長、話にならん。取りに帰ってください、そんな資料ぐらい持っとってもらわんと決算委員会ではけん、それはあかん。待ってます。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 早速確認をさせていただきます。

○熊田 司委員長 ほかの質問に移らせていただきます。
印部委員。

○印部久信委員 そんなことされたら、これ今言いよるんがね、緊張が切れてしまうねん。継続さしてもらわんと、ほかの質問になったら、今ここで思っ言いよることが緊張切れてしもて、聞き方わからんようになる。待ってます。

○熊田 司委員長 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時09分）

（再開 午前10時10分）

○熊田 司委員長 再開します。
教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 同じく、19年、20年は2,309万5,000円でございます。この端数につきましては、若干違いがあるかもわかりません、よろしくお願いいたします。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 そこで、この淡路人形協会への負担金というのは、もう以前から何十年前からまではわかりませんが、この淡路人形協会の人形座をやっというということで、1市10町が負担金を出しとったわけですね。今は3市になったわけですが、洲本市、淡路市は、この22年度、21年、20年、この3カ年で結構ですので、どれだけの負担金を淡路人形協会に出してますか。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 19年度でございますが、まず洲本市151万円。淡路市148万2,000円。それで、南あわじ市386万8,000円。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 南あわじ市が。

○教育部長（岸上敏之） はい。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 ちょっと待って。この淡路人形協会負担金が、南あわじ市が6,000万円、2,000万円出しとんのは、それが南あわじ市の負担であると思とったんですが、それ以外にもまだ人形協会に対する負担金を別口で出しとるわけですか。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 出しておりまして、先ほど言いかけてました386万8,000円、合計いたしますと686万円なんですが、これにつきましては、財団法人淡路人形協会の一般的な後継者養成のための、人形協会の独自の運営資金のために、先ほど言っていました、昔から1市10町からいただいとった分の、それが19年度の3市からの686万円でございます。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 ちょっとこれはわかりにくいな、ちょっと待ってくださいよ。ということは、この南あわじ市から出しておるこの独自の6,300万円というのは、人形協会の運営経費の中へ入らんのですか。別口ですか。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 人形協会というか、人形座のほうへは入りません。その、3市からの補助金は人形座の方には入らずに人形協会のほうへ入って、人形協会が独自に子供たちの後継者の育成であったり、独自の人形協会の一般的な事務費であったり、そういったものに使っておるところでございます。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 それは、部長、ちょっと待ってよ、我々の認識と違うな。我々は、淡路人形協会は3市からの負担金をいただいて、その3市からの負担金の中で人形協会の通常の運営資金を出して、残りを淡路人形協会が人形座を運営しとると。それに対する補助金を出しとるん違うんですか。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） まず、財団法人淡路人形協会には一般会計と特別会計がございまして、それで特別会計は淡路人形座でございます。それで、一般会計は先ほど申し上げました、3市の補助金によって運営させていただいております。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、この南あわじ市からいっとる6,300万円は人形協会の運営経費でなしに、人形座の運営経費に使とるということですね。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） この6,309万5,000円について、内訳を申し上げます。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 いや、そんなことでない。この金は、人形座の運営資金に使われとるということですね。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） このうち、6,000万円は人形座のほうへいっとる金額でございます。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、あとの３０９万５，０００円は人形協会の運営資金に入っとるということですね。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） さようでございます。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 ですから、これね部長、淡路人形協会の負担金というのは、とにかく南あわじ市の６，３００万円は一たんは淡路人形協会に入るんでしょ。その中から、人形座の運営資金に決算上は人形座の運営資金になっとるんでしょ。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） そうなんですが、この６，０００万円のうち２，０００万円は、一般会計から人形座のほうへ直接支援のためにいっております。それで、あとの４，０００万円については、人形浄瑠璃館基金を取り崩させていただいて、その健全な運営のために人形協会の一般会計に入ってから特別会計にいってます。２，０００万円のみは、市から直接一般会計から支援させていただいております。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 一般会計から支援といいましても、この６，０００万円余りの金はすべて一般会計からまず出とるんでしょ。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） そうなんですが、６，０００万円のうちの４，０００万円は、人形浄瑠璃館基金を取り崩させていただいて、それでいってます。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 そうなりますと、２，０００万円が人形座の運営資金にいておると。４，０００万円が人形座の基金から取り崩しておるということになりますと、ここのこの

決算書に出てくるこの6,309万5,000円という数字は、この書き方はちょっとわかりにくいですね。これは、4,000万円は人形浄瑠璃館基金取り崩しでしょ。そういうことでしょ。そしたら、ここにこの人形協会負担金として6,300万円という書き方もおかしいん違うんですか、これは。こんな書き方されたらわからへんな、そしたら。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） それにつきましては、きちっとして報告させていただきます。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） この内容につきましては、次回のこの決算書から分けさせていただきます。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 そうしますと、この2,000万円は人形座運営資金に使とる。4,000万円は基金取り崩しで、この4,000万円は何に使とるんですか。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 人形座の健全な運営を図るために使っておるものでございます。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 人形座の健全な運営を図るために使っておるということは、結局はこの6,000万円というお金は人形座の運営資金に使われておるんでしょ。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） さようでございます。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 そういうことになりますと、人形座を運営していくがゆえに、6,000万円の外からのお金がいっておるということですね。そういうことですね。ならば、人形座の年間運営経費は幾らですか。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 22年度の決算では、1億2,500万円でございます。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 人形座の運営経費が年間1億2,500万円。逆算しますと、6,000万円を外からのお金で入れておるということですね。ということになりますと、入場料収入、出前講演もろもろの収入が6,500万円ということにざっとなるわけですね。そうしますと、部長、その人形浄瑠璃館基金から4,000万円取り崩して、この市からの2,000万円とで6,000万円ということなんですが、人形浄瑠璃館基金の残金は今幾らになりますか。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 22年度末、1億300万円でございます。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 このたびの補正で何ぼ取り崩しました、この中から。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 3,390万円をお願いしております。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということになりますと、もうあと残りが7,000万円ということになりますね。このままの運営で仮にいった場合、2年間でこれ浄瑠璃基金の残金食いつぶしてしまうわけですね。それで、毎年これだけの経費がいる。3年目から今度は一体どうするんかというまず問題が出てくるわけなんです、部長自身これ人形座、人形協会が

人形座を運営している上において、毎年毎年自分の稼ぎが運営経費の半分しかない。それで、外部から、一般会計から2,000万円。基金取り崩しから3,000万円余り取り崩していきよる。基金ももう既に底をついてきとるということで、この経営というか、市がいつまでもこういうことが果たしてやっていけるもんかということも問題になってくるね。これ、3年先のことどんなように思とるんですか。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） この、淡路人形座の運営につきましては、人形協会のほうでは淡路人形座をどう経営していくかということで、一昨年も前から検討を既にしております。それで、新会館がオープンした後は、こういった取り組みをするかというようなことで、今まさに協議して取り組んでおるところでございますが、まずその経営会議なるもので目標を持ってやっておるところでございますが、その3つの基本方針を掲げて、具体的な取り組みをどうするかといったようなところをやっております。その3つの取り組みの1つは、この伝統を限りなく未来に続かすということが1つでございます。それから、本物しか生き残れないことを胸に刻み頑張るといったようなこと。それから最後の1つですが、自主独立の気概を持ち、常に自助努力に努めるといったようなところがございます。それで、これはやっぱり具体的に行動しないと、なかなか簡単ではないというのは承知しておるところでございますが、今まさにそれを目指して人形協会の中では取り組んでおるところでございます。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 先ほどの説明を聞いてますと、21年度が人形協会の負担金が2,300万円余りであった。これが、22年度に6,300万円、これは4,000万円か、4,000万円もこの21年から22年度に対してふえたと。4,000万円もふやさんなんというのは、何か人形座の運営に特別な事情があったんですか。1年間でこれだけふやさんなんような、運営経費が1億2,000万円のうち6,000万円出よんねんけど、ということはこれまでは。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 今、一気にふえたんかという御質問でございましたが、その前の年に資金ショートを起こしまして、人形協会のほうで借り入れを2,000万円起こしました。そういったことで、急にじゃなくって、やはり平成13年ごろからそういった

入場者数の減少なんかが原因で、平成13年度ごろから右肩下がりというような流れがございました。それで、最近になってさらに入場者数が減りまして、一気になったわけではございません。その前の年からそういったこともございました。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 一気になったわけではないとはいいつつ、そういう傾向にあるということは把握しとったわけであって、それまでしたらこれ借入れを起こしたとか何かということで、何でこれをしのいでいったんですか。お金のやりくりはどないしとったんですか。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 銀行から借入れもしたのと、また国、県関係の補助事業なんかを取り入れながら取り組んできたわけでございます。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 3市、南あわじ市、洲本市、淡路市からの負担金は、淡路人形協会の運営経費にあてられておると。淡路人形協会は人形座を運営しておるということで。市長、これ淡路人形協会が人形座を運営しておると。資金ショートしてきておると。運営経費がなくなると。何で南あわじ市だけがこんだけの財政負担をせんといかんのですか。一応、淡路人形協会は3市が運営しとるというふうに私は理解しとんのですけど、こんなだったら南あわじ市人形協会みたいになってしまう。

○熊田 司委員長 市長。

○市長（中田勝久） まさに、南あわじ市が責任を持って運営せざるを得ない過去からの流れがございます。1市10町のときから、もう既に各10町、すなわち三原郡に4町がありましたが、もう負担率が全然違っておりまして、要は昔の津名郡はおつき合い程度というような感覚でずっときておりました。今のお話でないですけど、私も絶えずまだそのときは協会の理事長でもないし、いち三原郡の人形を守り育てないかんという一人でありましたので、洲本は多少理解があったんですが、ほかの6町に対して非常に強い要望を当時町長もいたしたんですが、なかなか海外公演に行くその支援をしてほしいと、各町から5万円でもしてほしいという話もなかなか受け入れてくれなかった。ですから、ほか

の当時の6町は、あくまでもこれは三原郡の淡路浄瑠璃やと、淡路人形浄瑠璃やという認識が、非常にトップの方も関係する方も強い流れできていたわけで。ですから、この南あわじ市の議員さんを初め、関係する人たちがそういうリスクを背負いながらも、500年の伝統を守っていくという意味決定、意思統一をしないと、私は人形会館が新しくできたら、何とか先ほどの話ではないですが、今、経営改革のいろいろ中身も理事の人たちがしていただけてます。しかし果たして、期待としては8万人は過去どうであってほしいという気持ちで、理事長という立場でもありますが、その100%確約できるかどうかはなかなか言えないところです。現実には、4万人を切った状況でございますので、これはもうずっと年々減っております。私も、何とか早くこれしなきゃいかんという気持ちで理事会でも強く要望してたんですがこれはという対策がないと。そこにサポートクラブを初め、皆さん方が心配して、やはり新しい人形会館を建設すべきやという方向性を出していただけてきて、現在あの地に進めているわけで、一つの大きな転換をできるそういう新人形会館の建設であろうというふうには私は思っております。ですから、いろいろ御心配をかけてますが、これはどうであって皆さん方もお知恵を出していただいて、いろいろな施策がないとはいいいませんが、それをカバーして私はほしいなと思います。それでないと、今の状況ですと本当にもう3年ですわ、基金、補てんして。2,000万円というのは、もう合併前から決めた金額なんで、これは動かすことはできません。しかし、座員は一生懸命やってるんですが、実質中身については、今申し上げたように、なかなかそう至難のわざで改革できないというふうには私は思っております。だから、この新人形会館の建設を一つの大きなきっかけ、契機にして、そこにいろいろと皆さん方のお知恵なり、地域の方のお知恵を借りて、そして何とか収支バランスのとれる経営、ここに結びつけていくと、これは私も強い信念を持って今取り組んでいるところで、いろいろと御迷惑をかけておりますが、もうこのチャンスを逃せば、人形座の再編等もそこまで踏み込まなければならないという必死感がございます。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、市長言われましたように、こんなことの人形座の運営がなってるとは、私は毎年毎年決算書を見てませんので夢にも思わなかったことやって、きょう聞いて初めて、運営経費の半分しか収入がないところにこれ毎年これだけの、どういう形であれ市の一般会計であれ基金であれ同じやこれは、6,000万円も投入せんことには運営できないやというようなことになってきますと、先行き心配というか、閉館でもせんといかんぐらいの状況になってくると思うんですね。それで、市長の淡路人形に対する思い入れというのは、これは皆十分わかっておるんですよ。私は一般質問でも市長に言うたことあると思うんですが、市長は南あわじ市の市長の顔も持ち、淡路人形協会の理事長の顔も

持ち、今、淡路人形協会のこんな当然無報酬でやっとなのはようわかつとるんですが、両方の顔を持っとなのですね。考え方によったら、自分のポケットの中でキャッチボールしよると。それで、もっと心苦しいと思うのには、自分が協会の理事長しよるのに、自分に市に6,000万円もむしんにいきよるんですね。理事長の心の中では。もう、非常に市長自身もジレンマがあると思うんですね。前にも言ったかと思うんですが、今この人形協会の理事長やいうこと受けてくれる人は、まあよっぽどの人でないと受けてくれる人がおらんと思うんですが。市長、機会があったらこれは人形協会の理事長や辞退して、市長が人形協会を全面的にバックアップしていくという態勢をとったほうが自然でないかと思うんですが、市長、どんなように思われていますか。

○熊田 司委員長 市長。

○市長（中田勝久） 要は、今お話があったとおり、私も以前から二足のわらじを履いてそういうことをするというのは非常に難しいです、はっきり申し上げて。そういうふうなお話も、副理事長さんなり一部の人にはお話したんですが、今取り合えずはここ何年か前から新しい会館をどうでもつくらないかん、経営内容もそういう状況やから、新しい会館ができて一つの路線ができたときに、やはりそれはそういう形をとるべきであると私自身も思ってます。協会も、多分そのときはそういう話を聞いてくれるというふうには思っております。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 これは、市長も南あわじ市の一般会計250億円もの金を動かしながらやっておるんですから、何も端から端まで行き届かんと思いますけれども、そのために皆担当部長がおるんですから、あらゆる事業に対する担当部長はもうちょっと真剣にやってもうて、この継ぎはぎにかかる時点でもっと執行部に物事を進言して対応してもらわんと、これも普通に考えたらどうにもならんという状況になっておると思いますよ。担当部長、一遍あなたの見解を聞かしてください。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） この人形座の運営につきまして、以前からこういう流れがあったということを承知しておきながら、これといった特効薬といたしますか、その都度その都度人形座のほうでいろいろな取り組みをしておったのは事実なんですけれども、ここへきて、今まさに人形協会のほうで担当部と一緒に取り組んでおるのではございますが、若

干その取り組みが少し遅かったというのは否めないところがあると認識しております。今後も引き続いて十分な取り組みをやって、この機会に何とか盛り返していきたいという思いでございます。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 部長、あなたの場合、この人形会館建設のときであろうが何であろうが、今ずっと人形会館建設についても今回も補正が挙がったりしてますけど、あなたのやっとなことを見よったら、何かもう議会その日にすんだら終わってそれでええわというような感じを受けて仕方ないねんな。もっと一生懸命やって、やっぱり結果を出すようにやってもらわんといかんと思いますよ。それでないと、あなたのしよることは市長のやりよることなんや。そういうことでやってもらわんと弱るよ、こんなことでは南あわじ市の皆が期待しとる人形座前向いていかんように思いますよ。

終わります。

○熊田 司委員長 ほかに質疑ございませんか。
学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 申しわけございません。先ほど、蛭子委員のほうから御質問がありました、教育資金利子補給事業の平成23年度の状況についてでございますが、わかりましたのでお答えをいたします。

現在申請がありますのが13人。支払いにつきましては、1月に確定いたしまして3月支払いでございますのでまだ確定しておりませんが、約20万円ということでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは、13人というのは、そのうち継続してるのは何人おられるんですか。

○熊田 司委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） これは、継続といいますか4年間でございますので、昨年度入学された子供につきましては4年間続きます。今年度につきましては、今年度入学されたということで、継続というのはございません。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、先ほどの数字も４年間というか、これいつときに全部渡すということですか。この、１３人に対して２０万円というのは、これ。２０万円というのは、ことし新たにふえたということじゃないですよ。これは、ことし支出予定がざっと２０万円ということですか。

○熊田 司委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 今年度新規に申請があった分について、２０万円今年度に支出する予定であるということです。新たにということです。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしましたら、昨年が２９万４,０００円ですけども、この新たに２０万円足す４９万円ぐらいになるということですか。

○熊田 司委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） そのようになると思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ですから、新たに１３人ふえて、去年１２人ですからそれを受けてるから２５人おるということになるわけですね。

それにしても、全体の予算の中で、今後も募集をするということですけども、やはりほかのいろいろな少子対策の関係とか見てみますと、なかなかこの予算が執行されていないというか、どんだけの効果というのか、少し市民から期待感というのはちょっと乏しいような感じもするんですけども。やはり、これもっと改善せなあかんというのか、これはきのうだったかオバマ大統領ですか、アメリカはもっと頑張らなあかんと、韓国は教員をふやすとか奨学金を支給するとか将来に備えてどんどん布石を打っていったら。アメリカはもっと頑張らなあかんというような、こんな大統領の施政方針演説をやったように聞いとるわけですけども、国づくりあるいはまちづくり、これの基本の中にそういう子育ての中でも特に教育的な環境づくり、あるいは奨学金制度というようなことで、アメリカ大統領はそういう意識を持って韓国もやってるということですけども、やはりせっかく

の予算２００万円ということですが、奨学資金利子補給というのはなかなかこれ効果が上がらない、広がらないという印象もあるわけなんですけども、もっと子育て教育資金という支援をするという制度について、これもっと考えていかなあかんような数字が出てるように思うんですけども、その点いかがお考えでしょうか。

○熊田 司委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） この現在の数字につきましては、今、広報またはケーブルテレビ等でもずっと市民の方々にお知らせをしているところです。そして、金融機関市内を主要な３３店の支店、支所には貸し付けの担当者がありまして、そこへこちらから出向きまして、この申請の資料をお渡しして、貸し付けを受けた方には必ずこの制度について御紹介をお願いしますということでやっておりますので、そこで市内の金融機関で貸し付けを受けられた保護者の方々には必ずこの案内がいつているということで、その中で御希望される方、または所得制限もございしますが、そういう方々がほぼすべて来ておるといふふうには認識をしております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ですから、それだけ宣伝をしても広がらない、広がってるというふうに思えないんですね、これ。だから、根本にやはり見込み違いがあると。奨学金とはいえ、これは新たな借金をせえというような話ですから、将来戻さなあかんお金というのが日本の場合多いんですけどもね。自治体によっては、返還免除というようなものもあったり、給付というようなものもあって、それが将来への投資というようなことで、かつて小泉純一郎が米１００俵というようなことも言っとったわけですけども、やはりこれ市長、本当に南あわじ市の礎をつくるというようなことで、やはり少し考え方を検討していくほうがいいのではないかとこのふうには私は思うわけですけども、いかがでしょうか、市長。

○熊田 司委員長 市長。

○市長（中田勝久） まずは、せんよりしたほうがこれはええんです。しかし、一気にいきません。やはり、そういう段階を踏んでいかんと、何もかも給付、無料、これはできる話じゃございませんので、段階を踏んで様子を見ながらどういうふうにする、これはまた考えていきたいと思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 3年間やってきた、3年間それぞれ子供たちにとっては、その毎年毎年が返ってこないそういう大事な時間というのか、返ってこないわけですから、3年やってのこの状態ですので、やはり石の上にも3年という言葉もあるんですけども、やはりこれ見直していく時期にきてると。かつて西淡の時代にあった滝川奨学金というのは、これは今はないわけですが、新しい南あわじ市というこの枠組みの中で、全国からのふるさと納税とかいうようないろいろなことを活用してやってる財源もあるだろうし、合併特例債でも地域振興基金というようなこともあるわけですから、その25億円もあるわけですから、一定の部分は使える分があるんじゃないかなというふうには思うわけなんです。ですから、この時期にしっかり検討、再検討、制度そのものについての見直しはやはりもっとすべきであるというふうに、現状から見て率直にそういうふうに思いますので、その点指摘しておきたいと思います。この点については終わります。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 310ページから311ページの美術館費で、参考資料は154ページですけども、入館者数、平成21年が2,879人で、22年度が1,874人なんですが、これそれぞれ開館日数と、一日あたりの入場者数というのはいくらになりますか。

○熊田 司委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） まず開館日数ですけども、これは21年、22年度も同じでございます。年末年始の休館日、それと月曜日を除いて、実数がちょっと計算できておりません、申しわけございません。
あともう1点は、約7名程度になってきます。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 そのうち、有料入場者というか、無料の方もあると思うんですけど、この数字というのは両方含んでるんでしょうか、それとも有料入場者数ということなんですか。

○熊田 司委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 有料、無料、含んでの話でございます。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、その内訳としては、有料、無料、それぞれどれぐらいになりますか。

○熊田 司委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） すいません、もうちょっと確認させていただいてよろしいでしょうか。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 去年、多目的室を1月ですけどつくって、いろいろ入場者をふやそうとされたと思うんですけど、その辺の利用率というか利用状況はどないですか。多目的室をつくられて、途中1月やったですけど、そこら辺の利用者の増をねらったと思うんですけど、実質的には1,000人ほど減っとるわけですけど、その多目的室をつくった効果というのはどうやったかなと。

○熊田 司委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） やはり、22年度につきましては、おっしゃるように多目的室の増築を行いまして、その工事による影響で、いわゆる春、秋一回ずつ特別展をやっておったわけなんですけども、これが開催できなかったというふうな中からの原因というふうなところが考えられます。今年度につきましては、春のときに特別展としまして書の特別展を実施しております。直原先生のゆかりのある方々の書というふうなことでやっております。そんな中で、また秋にも特別展を予定しておりますので、そういったところで入館者数の復元、このあたりも可能やと考えております。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 人形資料館とか見てたら、もっと6,800人とか7,000人とか来とるんですよ。あっちは無料ですけど。だから、これは1日5人、7人というような入場者で運営していくんだったら、やはりもうちょっとそこら辺も含めて考えないと、ああいう大きな立派な建物と収蔵品があって、これだけの人しか来てくれなくて、それを運営

していかないかんというのは大変もったいないなと。もっと、興味を引くようなものを、本来入ってるものとはちょっと違うかもわからんですけど、多目的室とかをもっとうまく活用してとにかく来てもらうというふうな企画に持っていかないと、あとで教えてほしいですけど、無料の人を入れてこの数ということやったら、これはちょっとやっぱりかなり対策とか、中身を含めて大幅に変革していかないとよくなっていかないというふうに思います。その辺いかがですか。

○熊田 司委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 議員さんおっしゃるとおり、ここ数年この入館者数、去年は工事の関係ということもあったんですけども、減少傾向にあるというのは確認しております。そんな中で、多目的室を造成したことによって、この多目的室でまた何らかの絵画の教室とか、そういったことも考えるべきかなというようなところで、今、内部のほうでも検討していております。

○熊田 司委員長 暫時休憩をいたします。

再開は11時5分とさせていただきます。

（休憩 午前10時55分）

（再開 午前11時05分）

○熊田 司委員長 それでは再開いたします。

休憩前と同様、款10教育費についての質疑を行います。

出田副委員長。

○出田裕重副委員長 人形協会についてです。先ほど、印部議員からかなり詳しく質問もあったところですけども、洲本市、淡路市とのかかわりも市長から答弁がありました。昨年やったと思うんですけども、淡路市が事業仕分けの中で人形協会のことについて仕分けをして、私もインターネットで録画放送してたので見てたんですが、若い男の人が「おつき合いでしょ」というような突っ込みも入れてましたけども、そもそも何でおつき合いでしょやて言われるんかなということをよく考えてみたと思うんですよね。この間も、洲本市のある女の人に言われたんですけども、「南あわじ市は各小中学校に座員の人が出向いて、また青年研究会の人たちも出向いていろいろな後継者育成みたいに取り組んでるけど、洲本市や淡路市の学校には来てるのかな」というようなことも聞かれました。現状ど

うなんですか。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 学校への、淡路人形座が出向いての取り組みは、随分長くなるんですが、洲本市、淡路市にも、校数は、今、確認できませんが、平成16年からだったと思います。行っております。

○熊田 司委員長 出田副委員長。

○出田裕重副委員長 先週も、私、青年研究会の方が浄瑠璃をホテルで語っているいろいろな団体、サポートクラブさんもある中で、いろいろな人とスケジュールを組みながらそういうふうにして、淡路市にも洲本市にも定期的に、マスコミに力借りるようなことはなかなかいつもは無理でしょうけども、やっぱり淡路市の人洲本市の人は、「あんな南あわじのもんでしょ」みたいな意識が全くあの事業仕分け以降も抜けてないんですけども、ああいうあとでそういう議論はされたんですか。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 人形協会のほうでは、そういった中で、やはり洲本市、淡路市で人形を見ていただく機会をつくるべしというようなことで、先般もこの夏に淡路市で1回、洲本市のしばえもん座でも1回人形座の公演を実施しております。そういう取り組みをしようという考え方でございます。

○熊田 司委員長 出田副委員長。

○出田裕重副委員長 何回も申し上げますけども、人形座の方が直接出向いてということのもなかなか体も一つしかないし、座員の方も十数名でやっとなんかということで難しいと思うので、青年研究会さんだけに頼るわけでもないですけども、そういう経費も上がってますが、その辺も含めて考えるべきかなと思います。

あと、先ほど協会の理事長と市長が二足のわらじという話もありました、私もこれはしんどい話やなと思います。ただ、人形会館の建設を控えてるということで、これは僕はあんまり経営者じゃないですけども、いろいろな経営者の人と話をしていると、ぶっちゃけ言いますけども、今の人形座の支配人は人形遣いさんですよ。ああいう方に人形会館を任

せると、現場を任せてあると思うんですけども、私は現場にもそういう経営感覚をちゃんと身につけた経営専属の人が必要やと思います。よく、今の支配人さんは現場で人形も遣われながら、事務所に帰ったり営業したり、本当に大変な御苦勞をされてると思いますが、能力がないとかそういう話ではなしに、行政と一步距離もおいて、人形協会の理事の方や副理事長も二足三足のわらじを履いてると思います。私は、もう専属でそういう足の軽い腰の軽い日本中駆け回れるような経営者を1人でも2人でもおいていただいて、中途半端なわらじを履いてとかいうような状態じゃないというのは、今の印部委員の質問の中でも十分皆さん共通認識を持たれたと思いますんで、以前からずっとそうでしたけども、人形会館できてからとかそんな話じゃなくて、やっぱりそういう専属の人がいるのかなという思いは私も以前から持ってましたけども、そういう話は協会の中ではあるんですか。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 先ほどお答えさせていただきましたが、人形協会の中で経営会議たるものを肅々と進めております。さらに、この春頃から別の営業戦略ということで、近隣の観光施設の方と人形座が、あるいは人形協会の理事さんも入った中で、目標はこの秋から営業しようよ。それで、今おっしゃってました営業専門の方をという声はもう随分出ておるんですが、必要経費の関係からまだそこまで至っておりませんが、その観光施設と連携を図って何かの方法で取り組んでいこうという協議は事実しております。

○熊田 司委員長 出田副委員長。

○出田裕重副委員長 ちょっと説明しにくいですけども、今後の営業、戦略ですわね、それと保存伝承は僕はもう別で考えてほしいと思ってます。ちゃんと経営戦略を立てられる人、これからも人形協会も行政もかかわっていくことやと思いますんで、こっちでは保存伝承に力を入れて、現場では実動部隊ということで現場で経営にちゃんと携わっていただくと、そういう二本立てで私はやっていくべきかなと思うんですけども、この件についてはどうですか。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 人形協会の中では、そういった経営と伝統を限りなく未来へつなげるというようなことで、二本立てでいくというのは非常に厳しいところがあるという協議はなされておりますが、今そしたらこんな方法でというところまでは至っておりませんが現実でございます。行政がどんな形で取り組むか、そういった伝統芸能保存伝承

のためにどんなふうにかかわっていくか、そういったところも十分協議して、運営面、保存面、相反するといった言葉は違いますが、どちらも経費がいるんですけど、その辺の取り組み方が本当に課題になっておるところでございます。

○熊田 司委員長 出田副委員長。

○出田裕重副委員長 経費の話がすごい大事やと思いますけど、最後は人やと思うんです。その営業マンの力、座員の力、あと人形協会さんとかサポートクラブさんの、本当に名前のおりサポートですよ。何とかその人形座に、これ冗談抜きで命かけられるような人をもう一回経営の現場においていただいて、私は取り組んでいただきたいなと思います。言いたい放題言うてますけど、市長、最後、答弁お願いします。

○熊田 司委員長 市長。

○市長（中田勝久） 今、議員おっしゃられたように、行政としての伝統芸能を継承し守っていくというのが、やはり大きな行政の役割であると思っております。そこに、やはり先ほど来ずっと話のあるように、いろいろな維持管理するのに幾らでもお金が出していけるんか。いかに文化伝承であってもそうはいかないと思います。ある部分は、私はこれは文化技芸を守るというものの、基本的な部分の出費はこれは市民も覚悟してもらわないかんし理解をしていただけたらと思います。ただ、それがとめどなくということになると、これはそこだけにそれだけのものをということにやはり最後はなってくるんで、今、議員おっしゃられたように、そういう伝承の部分と、そういう人形座のこれからの経営ということはちゃんと区分けをしていかないかんというふうに認識をいたしております。

○熊田 司委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 失礼します。先ほど、原口議員さんのほうから御質問ございました、美術館の入館者数の区分でございます。21年度が、有料2,447人、無料が4,322人、計2,879人。開館日が306日でございます。ですので、1日9人の平均になります。22年度が、有料が1,693人、無料が1,811人、計1,874人。開館日が305日です。ですので、22年度は1日6人という平均になります。

ちなみに、23年度8月末までですけども、1,165人の入場者数がございました。ですので、今のところ1日9名ということで、前々年度に戻ってるかなというところがございます。

○熊田 司委員長 ほかに質疑ございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 299ページです。人形会館に関連することなんですけれども、この建設工事費3,244万2,900円ということになっておりますが、一般質問の答弁の中で、工事のおくれによって執行できなかった分、国費の返還というような説明があったわけですが、そのことについてもう少し説明いただけますでしょうか。

○熊田 司委員長 教育部次長。

○教育部次長（太田孝次） 人形会館の建設につきましては、今現在は基礎工事の段階に入っているところなんです、3月末の時点で、基礎工事するにあたって湧水対策をするということで、湧水の関係で工事がおくれました。その関係で、当初見積もっていた金額は5,321万4,100円でございます。そして、未竣工ということで1,941万4,100円、この分については雨水管の移設、先行掘削ということで、22年度中にできなかったということでございます。そして、この工事費3,244万2,900円が、差し引きの22年度中に行った工事でございます。
以上です。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ざっと2,000万円というようなことなのでしょう。不用額が5,321万4,100円というふうになっておるわけですが、これは不用額ではなくて、今の説明であればこのうちの2,000万円というのができなかった分ということで返還というようなことではなかったのでしょうか。

○熊田 司委員長 教育部次長。

○教育部次長（太田孝次） この分については、平成21年度繰り越した金額が9,000万円ということで、そのうちみなと振興交付金に値する金額が先ほど言った金額でございます。5,620万円程度が、このみなと振興交付金に値する事業でございます。そのうち、1,941万4,100円が未竣工ということで、当初9,000万円繰り越した、21年度繰り越した金額の3,380万円は事業の不用額、そして未竣工1,941万4,100円足した金額が、全体の不用額5,321万4,100円になります。
以上です。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 結局、予定工事ができなかったということで、そのうちのざっと1,000万円返還というようなことだろうと思うんですが、去年の総務常任委員会で私もこのことがちょっと気になっておりまして、工事進捗ぐあいが大変心配やったわけなんですね。これ、入札はいつだったですかね。

○熊田 司委員長 教育部次長。

○教育部次長（太田孝次） 去年の12月2日でございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 工事の起工が。

○熊田 司委員長 教育部次長。

○教育部次長（太田孝次） ことしの2月3日でございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 2月3日ですね。入札もおくれたし、工事の着工、起工もおくれてる。それで、予定した工事がちゃんとできるかということ、できてますかという質問を3月18日の総務常任委員会で質問したんですね。そしたら、もう工程どおり進みますという答弁をいただいたんです。間違いありませんと、2回ぐらい間違いはないですという念押しがあったわけなんですね。ということは、3月18日の段階では工程どおり進んだものが、3月の末になって突然工程がおくれたということですか。

○熊田 司委員長 教育部次長。

○教育部次長（太田孝次） 3月25日前後から、五洋建設のほうから、湧水の関係で事業が思うように進まないというようなことを聞いておったかと思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうすると、五洋建設は3月25日まではできるというような判断をしとったわけですかね。議会に対してはできますと、3月18日の段階では必ずできますということを言うとしたわけですよ。これ、教育部長今もういないんですけども、教育部としてどういう工程管理しとったのか、どんな考え方でおられたのかね。これ、ちょっと本当に議会に対して、今も教育部長、印部議員の答弁に対しても何か答えはくれてるんですけどね、これこういうその場しのぎのようなことが残っていつてるような印象がちょっとあるんですよ。工程管理についても大丈夫ですと、本当に大丈夫ですということを繰り返し言とったわけなんですけども、そのあたりどんなふうな工程管理をやとったんでしょうか。教育部として。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 3月の下旬に、水が出るという報告を受けたわけなんです。それで、その後工程会議等をしながら進めていったわけですが、予想せぬ湧水が多かったということで、そういった中で協議しながら管理をしていったということでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 奥村教育部長ですけども、杭打工事を含めて5,600万円かかると、ざっとね。5,600万円の事業を見込んでおるとのことやったんです。実際できたら3,200万円分だったということですけども。その中には、雨水とか水道とか、底の部分の工事も何千万円か入ってますと。その工事について、完了するということでございますとはっきり答えがあるんですよ。これを、突然できませんと。結局、どこに問題出てくるかという、これ一般財源にしわ寄せがくるわけですよ。この工程管理が大変ずさんであったとしか言いようがないんですよ。見てないと。私はもう心配しとるわけですよ、これ。3月18日から1週間の間で、急に難しくなったという話にはちょっと考えられないんですけどね。本当に、これ議会に対しての説明、こんないいかげんな説明で足りると思ってるんですか。こんな質問でとおしてきてるわけですよ、これ。教育部は。これとんでもないことやと思うんですけどね。いつどんな時点でのこの管理を、2月5日から始まって、大変難しい工事だということは予想されとったわけで。このときにも、二十何本かくいを打つというようなことも入とったわけですけども、このあたりやはり当初から工期も厳しいと、当然厳しいと。でも、やるという約束を五洋建設と結んだわけでしょ、3月末までに。これは万難を排してやると。でないと、これ一般財源からも負担がくるわ

けですから、押してくるということであれば、正月返上でも工事やるということではなかったらあかんかったん違うんですかね、これは。余裕を持ちすぎた開始になってませんか、これ。どこがこの起工式2月というのを決めたんですかね。市が決めたんですか。五洋が決めたんですか。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） これは、当然協議した中で、請負業者と市が協議した中で決めたわけでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 難工事ということは当然予想もされとった話で、やはりこういうずさんな工程管理の結果が、市の財政にも大変悪い影響を与えてるというふうに思うんですね。3月18日に大丈夫ですと言っておいて、25日になって突然だめですというような、そんなことが説明として議会にされたということは大変遺憾に思うんです。いいかげんな答弁ですよ、これ。どう受けとめたらいいんですか。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 現場のほうも確認しながらですが、設計事務所とも打ち合わせして管理しとったんが現実でございます。そういうことでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、これ設計業者に問題があるんですか。監理業者。それは、そういう適切な工程管理をできなかったということになるんじゃないですか、これ。どうですか。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 3月下旬にそういったことがあったわけなんです、その都度その都度鋭意努力させていただきながら進んできたわけですが、今回本当に厳しい工期になった現実があるわけでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これはね、その工程管理というのは大きな仕事であると思うんですよ。報告も3月18日までには何にもしてなくて、あともう3月31日まで5日、6日しかない段階でだめですというてくるような、こんな工程管理はこれはずさんと言わないですよ。普通の民間の会社の中であれば、別に補助金とか関係なければこれ構わんと思いますけどね。これ、やはりいろいろな制度の助成をいただきながらやっとなることというのは、これ当然知っておるべきものであって、そういうものを全部理解をして工程管理の業務に入ってもらわないといかんわけですよ。これを、なぜ市民や市に負担がくるんですか。とても納得できない。

終わります。

○熊田 司委員長 ほかに質疑はございませんか。
楠委員。

○楠 和廣委員 決算書273ページの委託料でちょっとお伺いいたします。
小中学校通学バス委託料が決算されておりますが、この委託は単年度委託ですか。

○熊田 司委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 単年度でございます。

○熊田 司委員長 楠委員。

○楠 和廣委員 これを単年度でということですが、これは運行エリアとかは年々変わっていくんですか。
それともう1点、単年度委託で、業者が直近で3年間で変わったんですか。

○熊田 司委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 運行エリアにつきましては、現在のところ辰美小学校区で4コース、灘小学校関係で2コース、南淡中学校関係で2コースでございまして、それぞれの年度で業者が変わってるかどうか、昨年度把握しておるんですが、その前の年度の業者の把握をしておりませんので、調べてまた説明をさせていただきます。

○熊田 司委員長 楠委員。

○楠 和廣委員 今、直近の３年間の委託業者の変化がわからんということですか。

○熊田 司委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） ２２年度につきましてはわかっておりますが、その前に
つきましては今現在把握しておりません。

○熊田 司委員長 楠委員。

○楠 和廣委員 委託契約する上で、やはり運行計画というか、事業計画のもとに委託
契約がなされると思うんですが、それは運行エリアも含めた中で事業計画されて、競争入
札に付して委託業者が決まるということですが、直近の３年間はわかりませんか。

○熊田 司委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） ３年間ににつきましては、私の把握今しておりませんが、
年度年度でそういうふうに入札しておりますので、変化があったと認識しております。

○熊田 司委員長 楠委員。

○楠 和廣委員 また調べといてほしいねんけど、実はこの事業は、合併後辰美小学
校が統合になり、そしてこの事業が始まったと思うんですが、平成１７年だったと思うん
ですが、年々この委託料の数字に大きな変化があるんですが、そういった意味で業者が変
わったのかなという疑問のもとに質問させていただいたんですが、それはまた調べて聞か
せていただきたいと思います。
終わっときます。

○熊田 司委員長 ほかに。
小島委員。

○小島 一委員 先ほどの柏木委員の質問に関連するんですが、２７１ページの教育振
興費の中で、臨時教諭で８名ということをお聞きしたわけですが、その中で発達障害の子
供等々の話が出ました。学級崩壊の原因の一つに、ＡＤＨＤって注意欠陥多動性障害であ

るとか、LD児、発達障害児等々あると思うんですが、発達障害の子供さんについては特別支援学級へ入っておる子も多いと思うんですけど、この先生のほうにそういう発達障害、またADHDに対する知識であるとか対応というふうな勉強、研修等をきちんとされておりますか。それをお聞きしたいんですけど。

○熊田 司委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 発達障害、ADHD、LD等につきましては、特別支援学級に入居する対象には今のところなっておりません。ただ、研修につきましては、これは市のほうも行ってありますが、県のほうで毎年基礎研修、専門研修というのがありまして、基礎研修につきましては、平成17年あたりから毎年しておりまして、もうほぼ多分すべての教職員がどれかの年度には参加してすべて終わっておると思います。専門研修につきましては、各学校に特別支援教育コーディネーターというのが、これは平成19年度から必ずおきなさいということでおるんですが、その教員を順次県のほうで年間5日から8日間ぐらい研修がございまして、それに順次参加していただいとるというような現状でございます。

申しわけございません、市のほうでも、その特別支援教育コーディネーターのネットワーク会議というのを学期に1回ずつ開かせていただいております、そこで専門的な大学の教授等を講師に呼んで研修をして、また各学校の状況につきまして、情報交換等を行っているところでございます。

○熊田 司委員長 小島委員。

○小島 一委員 これはもう、子供さん一人ひとりの症状と言うたらいかんのですけども、障害の出方が違うと。10人発達障害の子がいるから、全部同じような対応でええんかというたらそんなわけにいかない、一人ひとりの対応が必要であるということで、なかなか学校のほうも対応しきれんのかしきれないのか、その辺もきちんと見分けてそれに対応していかと、なかなか一般クラスにおくと、やはり学級崩壊の一因になったりもしておりますし、やっぱりその勉強してきたことを踏まえて、その子供さんにきちんと対応するような手立てを講じて、きちんとやっていくというふうなことが大事なかなというふうに思います。今後、機会があれば、いろいろなところでそういうふうな勉強する機会が設けられておると思いますので、市のほうもその直接対応する先生だけでなしに、全部のいろいろな先生に、すべての先生にそういうことを理解してもらえよう対応をお願いしたいと思います。

答弁をいただいて終わります。

○熊田 司委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 各学校で、多様な発達障害を抱える児童がおりまして、それぞれにつきまして、今のところ必ず個別の指導計画というものを作成しております。先ほど申し上げました、特別支援教育コーディネーターのネットワーク会議というのでそういうものの情報交換もしまして、いろいろな各学校で様式がございますが、一番いいような様式で個別の、それぞれの子供についてそういう個別の指導計画を立てて指導していくということで進めております。

以上です。

○熊田 司委員長 ほかにございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 通学費の助成ということで、これは子育て支援の定住化促進とはまた違う通学費の助成ということがあるかと思うんですが、市内の中学生に対する交通費助成、遠距離通学費補助金というのがあると思うんですが、すみません289ページですか。これは、中身をちょっと説明いただけますか。289ページの、遠距離通学費補助金。

○熊田 司委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 遠距離通学費補助金につきましては、一応通学距離が6キロ以上の生徒につきまして、一人1万円の補助を行っているという内容でございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それは中学生ですね、小学校は4キロ以上ということで、小学校はそういうのはないんですか。

○熊田 司委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 小学校につきましてはございません。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということです、以前通学ということで、現状で遠距離通学ということはちょっと前のほうに戻ってしまいますので、ちょっとこのことについては少し違う部分があるんですが、例えば高校生なんかの場合で、ちょっと委員長、聞かせていただきたいんですけども、高校生の場合、先日の質問のときに在来線を使った場合どれぐらいの金額がいるかということで聞いたときに、あとで調べておきますというような答弁いただいたかと思うんですけども、あれは調べていただきましたか。高速バスについてはこれが金額であって、在来線を使った場合はどうだというようなこと質問したら、またあとで調べてというような話やったかと思うんですが。

○熊田 司委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（福原敬二） 大変申しわけございません、認識しておりません。まだ調べておりません。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちなみにですけれども、湊から洲本・宇山間でいくと、定期、1 学期、2 学期、3 学期という学期定期というのを活用すると年額で22万円ぐらいということで、福良であると、22万9,000円、23万円というような、学期ごとのものになるとそうなるというようなことです。6カ月定期でいきますと、26万4,000円ということで、陸の港西淡から、これはちょっと離れてしまって申しわけないんですけども、27万3,330円というのが通学定期の金額で、これの2割補助になると実質負担は21万8,000円と。北淡インターから淡路高校駅前まで行くと、21万8,000円プラス淡路高校前までが8万円と29万円、ざっと30万円というようなことになるんですけども、中学生に対しては年額でこれ1万円という通学助成ということですね。ですね。中学生までは義務教育ということであるわけですが、在来線のほうの負担も結構多いという実態がありますので、高校生の分はないわけですけども、やはり今後教育的な支援ということでこういう実態もよくつかんでいただいて、そういう支援をいただくというようなことを考えておるわけなんですけれども、それについてはまた、きょうはこれ言うだけで終わりますが、今後よく検討して調べていただけたらなと、また確認していただければなというふうに思いますので、よろしくお願いします。よろしいでしょうか。調べてください。

○熊田 司委員長 ほかに。
谷口委員。

○谷口博文委員 体育施設費の社協センターについてお尋ねをしたいわけですが、こちら決算書のほうの社協センターいうたら、これこの体育施設の３２９ページのまずどこに社協センターのやつは入っとんのかいな。

○熊田 司委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） この社会体育費ですね、３２６ページからこの中に各スポーツセンターの維持管理費が入っております。ですから、すべて抜き出さないちょっと区分ができない決算になっております。

○熊田 司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そこでですね、もういろいろな体育施設であつたりとか、統廃合的なことが検討されとると思うねんけど、この参考資料の１５９ページの社協センターの利用とかいう利用者数をずっと見とったら、２万５,０００人であつたり、西淡グラウンドが１万４,０００人、三原健康広場が２万７,０００人とか、そういうようなかなり私自身は社協センターの利用者が比較的多いなというような思いがあるわけですね。そこで、当然統廃合的なことをこの社協センターというのは、今のお考えではいずれ廃止の方向を検討しとるのけ。その辺は、現在のわかつとる段階で、どういうふうにこの社協センターの、今後統廃合考えとるどうかだけちょっと教えてください。

○熊田 司委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） この教育施設再編の基本計画というところで、４月に発表させていただきました。この中で、社会体育施設についても再編を検討するという中で、各所に社会体育施設たくさんございます。体育館、運動場。このあたりで、答えとしてはまだはっきりとは出しておりません。今後、検討したいというところでとどめております。当然ながら、こういった利用状況、これも当然検討の材料として考えるべきかなと考えております。

○熊田 司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 当然、利用者等を十分考慮した上でやっていただきたいなというような思いがあるんと、それと当然、今まさに現在において利用されとるわけですね。その辺、かなり老朽化しとる上で、先般も阿万のあそこでそういうような外壁が飛散して周辺

の車両の物損事故が起きましたわな。今、山見課長は非常に聡明な方なんやけど、あの社協センターのそういうふうな維持管理は適切に、建物ですよ、管理はできておるといような御認識ですか。それとも、何か管理者から周辺の方々から、社協センターの施設の管理が適切に管理されとるかという課長の認識はどうですか。

○熊田 司委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 社協センターのいわゆる施設の状況についてですけれども、実際先の台風12号でしたか、このときも9月3日土曜日、各社会体育施設も回らせていただきました。そんな中で、社協センター体育館、これについては、もうかなり前から雨漏りがひどいというふうなところの現況も確認しております。そういったところでの、今後のやはり施設整備、どういうふうに持っていくか、老朽化もあるんですけども、その構造的なところも問題があるのかなと。当然、現場上にあがって、専門家に当然調査していただいて、改修が可能であればそれも検討するというふうなところで、今後検証したいと考えております。

○熊田 司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 体育館の雨漏り等々、私も聞いとんやけど、要は施設がやはり稼働というか利用者がいるときは、やはり施設の管理責任というのは当然市当局にあると思うんやね。そのあたり、いずれ統廃合で廃止に向けていくんだったら、私は西淡社協というのはかなりの利用者が利用していただいている、それでやっていただくような施設なんで、私自身としてはその存続というか、残していただきたいなというような思いがあるわけですね。そこで、利用するにあたって、雨漏り等々で障害があるというようなことに対してのそういう認知をされた段階で、その辺の改修計画というか、その辺は課長どうなんですか、あるんですか、ないんですか。先ほどの答弁だったら、ちょっと若干ほっとかれへんかいなと思ってちょっと心配しとるんですわ。

○熊田 司委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 基本計画の中でも、やはり現施設の延命を図るといふふうなところの方策を立ててございます。やはりそういった中で、必要に応じて修繕、これは必要だと思いますので、当然ながら新年度に向けての予算要求、こういったところも担当課としてはやっていきたいと考えております。

○熊田 司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 先ほど言うたように、延命を図ってください。お願いいたします。

○熊田 司委員長 ほかに質疑ございませんか。

まだ質疑があるようですので、ここで暫時休憩させていただきます。

再開は１３時とさせていただきます。

(休憩 午前 １１時 ５０分)

(再開 午後 １時 ００分)

○熊田 司委員長 それでは再開をいたします。

午前中の質疑に引き続き、款１０教育費について質疑を行います。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 午前中の質疑の答弁の中で、人形協会への市からの補助金ということ
でいろいろ数字が出たんですが、結局その数字の中で、例えば南あわじ市は３８６万円を
入れてますというようなことが言われたり、６，０００万円のうちの３０９万５，０００円
が人形協会とかいうような話であったわけですが、少し数字がちょっと合わないというか
わかりにくいところがありますので、できましたらこの２２年、２１年の人形座及び人形
協会の決算資料というものを、資料としてこの決算委員会に出していただけたらなという
ふうに思うんですが、委員長、お諮りいただけませんか。

○熊田 司委員長 お諮りします。

ただいま、蛭子智彦委員より資料提出要求がありました。平成２２年、２１年の淡路
人形協会の決算書の資料について、本委員会で資料要求を行うことに御異議ございませ
んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○熊田 司委員長 御異議なしと認めます。

よって、平成２２年、２１年度、淡路人形協会と人形座の決算書の資料を要求いたしま
す。

教育部長。

○教育部長（岸上敏之） すぐこちらのほうに届くように手配してます。

○熊田 司委員長 では、ほかの質疑をお受けいたしますが。
阿部議長。

○議長（阿部計一） 議長があんまり質問したらいかんという、阿閉次長のお話なんです
が、この体協問題についてもう一度お尋ねしたいと思います。

これは、今、今度庁舎ができ上がるということで、理事者のほうは地域は地域でということ
で、交流センターを中心に地域は地域の活性化を図っていくというようなことであり
ます。そういう点からいきますと、今回の体協の合併の予算配分等々は今から聞くわけ
ですが、それに逆行してるような、言わば文化、芸能という、そういう先人たちの強い思い
がいろいろ伝えられるメッセージを無視するような形ではないかと思います。それで、ま
ず1点目は、1,000万円の予算の内訳についてお尋ねをいたします。

○熊田 司委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 1,000万円補助金の使途ということでよろ
しいでしょうか。

まず、この歳出のほうですけど、22年度の体育協会の決算でいきますと、歳出のほう
が1,069万5,794円あります。うち、会議費が4万4,000円ほど。次に、事務
員の賃金が145万8,000円。あと、消耗品等の需用費が11万7,000円。事業費
が265万円ほど。続いて、委託費130万6,000円ほど、これは各種目協会の大会
ですね、種目大会の14事業に用意した費用でございます。負担金及び補助金というこ
とで、508万円。県体協への会費が6万円と、各地域体協への補助金220万円。全淡ス
ポーツ大会の予選の補助金が52万円。各種種目協会の補助金が230万円となっております。
23年度への繰越が139万7,000円ほどとなっております。

○熊田 司委員長 阿部議長。

○議長（阿部計一） 今回合併した、これ私も一般質問か何かで質問したと思うん
ですが、重複するかもわかりませんが。今回一本化したということで、以前は南淡地区が59
万円、西淡が37万円、三原が81万円、緑が43万円、そして各種別補助金として金額
はいませんが、野球、ソフトテニス、硬式テニス、ペタンク、バレー、ソフトバレー、
相撲協会、綱引き協会、卓球、少林寺、トランポロビックス、柔道、グランドゴルフ、ゲ

ートボール、中体連、水泳、バスケット、サッカー、剣道、約これで２２９万円、先ほど言われておった２２０万円とそういうような形で、当時は三原のほうが特出して８１万円と何で多いなというような質問もしましたが、これについては、あとで私もいろいろ話を聞いて理解をしておりますのでそれはそれでいいんですけども、結局、今、私が言いましたことは継続していかれるということなんですか。

○熊田 司委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） ２３年度の方向性、予算付けとしましては、先の総会で事業計画、予算の承認がされましたところでいきますと、先の２２年度は地域体協への当然補助金でしたが、これがなくなってくるというふうなところで、その分、簡単に申し上げますと、いわゆる地区体協、各小学校区ごとですね。この、地区体協へのいわゆる事業への助成に回っていくと、このような計画になっておりました。

○熊田 司委員長 阿部議長。

○議長（阿部計一） これは、また交流センターとは別問題ですけども、交流センターもそういうことでセンター長をおいて、そして地域は地域、補助金を出して地域は地域で活性化をしていけというような形にいきよるわけやな。それを、体協が１，０００万円本部が補助金をいただいて、何で今までどおりの配分をしてやらないのか。阿万は阿万で、そういうやり方で幾らでも方法があるし、先ほどいろいろ質問があった、特にスポーツも大きな文化やと思うんですよ。そういうことが疲弊していくということは、地域が疲弊していくと思う、どことも。そやから、体協が１，０００万円握って、例えば地域地域に幾らずつ出すつもりなんですか。

○熊田 司委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） この２１の地区ごと、こちらへの助成の額については、それぞれの地区から挙がってきた事業計画、申請によって決められてるようなんです。ですので、１地区何ぼというふうなことははっきりしたところはないようなんです。

○熊田 司委員長 阿部議長。

○議長（阿部計一） ですから、それは一々事業計画かけてせんでも、少年野球やそこの補助金も今そういうふうな形で、小学校の体育の補助金も事業したら何ぼというよう

なことやってますけどね、やっぱりそういう割り当てがあつてみんないろいろなことを考えてやるわけであつて、何も体協ができたよつてそれが全部握つてしめて自由のきかんような形せんと、それはそれとして、各種補助金はどうなんですか229万円、今言いよつた約それぞれのスポーツ団体の補助金、多いところでは16万円、少ないところでは6万円というこれは計229万円、これは現状維持で出されるわけですか。

○熊田 司委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 補助金につきましては、23年度予算が合計270万円となっております。なおこの内容は、各種目協会への補助金ということになります。

○熊田 司委員長 阿部議長。

○議長（阿部計一） ですから、今までどおりやっていただけたとは言いません。それは、執行部は執行部のやり方があると思うんですが、最近まではそういう旧南淡59万円、西淡37万円、三原81万円、緑43万円というような形で支部へお金を渡して、それで支部は支部のやり方で、それはニュースポーツもやる場所もあるし、あると思うんですよ。そういう21団体もあると、それは割つた金額というのはしれとると思うけども、やっぱり基本的にこの地域には何ぼというような金額を渡して、私はやるべきやと思うんです。今の体協そうでしょ、今まで体協の組織もない地域もあったわけですよ、4町の中には。そういう方も一緒になって、今、団体が立ち上がつとんねん。そやから、特に阿万なんかはそういう面では全くスポーツという文化が疲弊しとんねん。そういうことは婦人会の活動とか、子供会の活動とか、社会体育にも影響していきよんねん。やっぱり、教育委員会もそういうふうなことを考えて、昔どおりの配分せえとは言わんけども、やっぱり基礎的なことをやってそこでその金額に応じてやる。スポーツ21も私はやってますが、スポーツ21にしてもそうでしょ、何の県からの補助も何もないのに立ち上げて、スポーツ21から年間1万円ずつ持つていつてそれで会費を運営しようするような現状でしょうが、はっきり言って。それはもともと八百何十個のスポーツ21の団体ができて、県からいただいた金ですけどもね。そういう基本的な財源がないところに、県の指導か何か知らんけどできてやつとると、私はそんな会一回も行ったことはありませんけど、もう少し地域住民のこれまでの歴史というのがあるねん。机の上だけで計算して、そういう何でも大きくしたらええわというんでなしに、やっぱりそういうきめ細かなところにもう少し配慮してもらいたいと思う。今、何回も聞くけど、旧4町についての今までいきよつた金額について、今までどおりとは言いませんけども、基礎的な金額を配分するという考えはありませんか。

○熊田 司委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） この件に関しましては、市の体育協会で決められたというふうな中で、当然行政は指導するまた相互に協力し合うという立場ではございますが、既に２３年度決定してるというようなところで、次年度２４年度に向けてこういった御意見が議会のほうからも出されておるといふようなところは、体育協会、役員さん方へもお伝えして、一度御検討をいただくようなことを考えたいと思います。

○熊田 司委員長 阿部議長。

○議長（阿部計一） 体協が主催しとると言うけど、これみんな一生懸命働いて納めた税金なんですよ。市が指導するの当たり前でしょ。そういうことがあるけどもこういう、そうでしょ、行政として地域は地域でやっていけと言うとんどしょ。体協だけが何で特出して特権使うてそんなやり方をするんですか。これは、今までどおり戻せやこと、体協は体協のめんつもあると思いますわ。そういう基本的な、各地区は地域で全然体協に力のない地域もあると思うし、南淡は特にそういう形で昔からやっていたものを急激にそういうような形に変えたら、特に阿万はそういうことでもう大きな問題になつとんねん。そやから、今後交流センターをやる、地域は地域でやれや言うたって、体協自身のこの大切な文化を疲弊させるような行政のやり方で、そなんつについていけるかいな。どうですか。

○熊田 司委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） やはり、議員さんおっしゃるように、これまでの当然ながら過去の経緯、歴史というものは、当然積み重なって今に至ってるというのは私もつくづく感じております。いろいろな方法があるわけなんですけども、実際のところ地区体協ですね、なくなった中で、その地域の一つのまとまりとしての大会がなくなっていると。当然、そこへ集まる機会がなくなったというふうなことになろうかと思います。実際こういったスポーツ、健康の接する機会、人口をふやしていくにはやはり場の数をふやすべきかと思います。ただ、それに携わる地域の方々、このあたりの十分な協力もなければいけないのかなと。当然、それをお世話いただいている体育協会の方々、このあたりにやはり十分御検討をいただくべきなのかなというふうなことも思いました。

○熊田 司委員長 阿部議長。

○議長（阿部計一） 皆、子供の体育、スポーツにしても、皆さん無報酬で一生懸命に子供たちの教育、学校では教えらんような教育を一生懸命やっていただいとんねんな。そういう中で、スポーツというのはすごい文化やと思うし、やっぱりそれを継続していく、その上で市が1,000万円もお金を出してくれとんねんから、その使い道については組織があるよって組織に任したらというんでなくして、やっぱりそれぞれ地域に応じた状況、そういう先輩諸氏の方もいろいろおりますし、ただ地域の代表が出てきただけでそういうことを決めていくとこういう問題が出てくるということなんです。ですから、課長、この問題については、これは阿万は後へ引きませんので、はっきり言うて、この金額を今までどおりそんなことやっていくんだったら、阿万は阿万の考えで地域交流センターにしたって、市が地域は地域でやっていけ言うのなら、それやったらその大事な文化についても地域にもっとイニシアチブをとれるような方法があるでしょうが。ほなここで、前59万円これだけいきよった分全部出せよと言いよんの違うがな。そういうような、基本的なことも考えてほしいということを言いよんねん。教育長、答弁してください。せえへんなら、せえへんてはっきり言うてください。

○熊田 司委員長 教育長。

○教育長（岡田昌史） 今のお話を伺って、基本的には旧町の部分については旧の南淡でなくって、それぞれの地区へ配分されるところというお話と思います。ですから、確かに制度を見直して、今までのやってきたところと一部見直しがなされる。ここには、やっぱりすぐにはなれてこないところがあるかと思います。私も、体協の中身というの、今までの経過というの余り承知しておりません。ですから、今、議員のおっしゃってます話についても、結果的には旧の町が旧の地区へ配分されるんかなとこういう思いでございます。ですから、その辺については改めて確認して、また個人的にはお答えしたいと思います。

○熊田 司委員長 阿部議長。

○議長（阿部計一） もう一度確認とりますが、各種別補助金についてはもう金額も言いますが、野球14万円、ソフトテニス11万円、硬式テニス10万円。ペタンク12万円、バレー18万円、ソフトボール15万円、相撲協会16万円、綱引き8万円、卓球12万円、少林寺11万円、トランポロビックス6万円、柔道11万円、グランドゴルフ12万円、ゲートボール12万円、中体連10万円、水泳12万円、バスケット12万円、サッカー16万円、剣道11万円、計229万円については今までどおり配分することですか。

○熊田 司委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 各種目協会への補助金の個々の金額について、
すいません、私、今、持ち合わせておりませんが、予算書におきましては19の種目協会
がございます。それで、補助金が予算書では270万円と、全体で種目協会の補助金をお
いております。

○熊田 司委員長 阿部議長。

○議長（阿部計一） 余り長くなったらいけませんので、今言ったということは、22
9万円からかなり下がったということは、かなりそういう補助金もカットされているとい
うふうに解釈してよろしいですか。

270万円ですか、それは失礼しました。そういうことで、皆さんはたかがスポーツと
思ってますか知りませんが、私にはされどスポーツやと思ってます。スポーツというの
はすばらしいもので、これは目に見えない教育としてやはり南あわじ市で延々と続いて、
我々がそれを守っていく義務があると思いますんで、大変厳しいことも申しましたけども、
やはりこの点については早速体協のほうへも申し入れていただいて、4地域への分担金に
ついて考慮していただくように強く要望しまして終わります。

○熊田 司委員長 川上委員。

○川上 命委員 歴史と伝統のある旧町時代の大会を、今回合併した途端に何の許可も
なしに、説明もなしにやめたという、このやめさせたというその大きな力というのはどこ
にあるんですか、これ。やめさせたという。それで、説明全然ないんですね。やめるやっ
たらやめるような、やっぱりそういった地域にも説明し、いろいろ説明するべきやと思う。
それを黙ってやめて、ずっと今日まで音さたないんですよ、これ。それは、今も答弁せえ
たってむりやから、体育協会に言うといってください、だれの責任においてこれをやめたか
と。やめるんやったらやめるような説明をしてもらいたい。それだけは言うといくださ
い。体育協会に聞いといってください。

○熊田 司委員長 別に答弁よろしいですね。

ほかに。

印部委員。

○印部久信委員 304ページの図書館費について伺いたいと思います。

1億1,300万円余りの予算をして、予算計上がされておるわけですが、このたびこの4館ある図書館を一つに集約するという話も出ておるわけですね。ちょっとこの図書館について順次聞いていきたいと思うんですが。まずこの図書館の利用者ですね、この資料にも書いてあるわけですが、利用者数延べ6万2,000人というふうに書いてあるわけですが、この6万2,000人という人数は、図書館を利用された方を指しておるのか、またその図書館で本の貸し出しを受けた人の延べ人数を書いてあるのか、この6万2,000人の数字はまず説明していただけますか。

○熊田 司委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） この6万2,000人という数は、実際に図書を貸し出した人数でございます。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 この、実際図書を貸し出した人数の延べ人数が6万2,000人ということなんですが、実際にこの延べ人数でなしに、何人ぐらいの方がこれ何回か借りたりしとるんが累計が6万2,000人になっと思うんですが、おおむねどれぐらいの人が実際利用されてますか。貸し出しに。

○熊田 司委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 実数をはっきりと出しているわけじゃないんですけども、実際に、いわゆる図書貸し出しカードですね。これを発行している枚数が1万1,486人分でございます。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 おおむねこれらの人の何割かの人が年間26万冊の図書を何回かに分けて借り入れしておるというような見方でよろしい。

○熊田 司委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） はい、そうかと思います。南あわじ市の人口5

万人といたしまして、カードを持っている方が1万1,500名ほどと。実際、1万人ほどの方が図書を借りたというふうなことになりますと、1人20冊ぐらいかなというふうなところになってこようかと思います。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 そこで、課長、私の知りたいのは、一般人の方も当然なんですが、実際、高校生以下の人、数はどれぐらい利用しとるんですかね、これ、図書館を、わかりますか。

○熊田 司委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 今、年齢別、小中高生、学生ごとの数字をちょっと持ち合わせておりませんので恐縮です。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 それで、この図書館が特に学生の場合の利用しているのと大人の方が利用しているのと、同じ図書館を利用するということでも多少その趣旨が違っているようにも思うんですね。今後、図書館を集約するということなんですが、これだけ多くの方が利用しておるということで、大変これは難しい問題であると思うんですね。やっぱり市のステータスというのは、市が図書館も兼ね備えてある、美術館もありーのという、そういう結構お金もかかるんですが、そういうものを市が持っておるというのが、市のステータスが高いとか低いとかいう一つの目安にもなるわけですね。

それで、これ、まず、財政とかいろんなことから出てきてる問題だと思うんですが、この集約化ということについて基本的に、この集約していくというような基本的な考え方は何ですか。

○熊田 司委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 教育施設の再編基本計画でうたわせていただいていますとおり、図書館についても三原図書館をなくして、南淡図書館一館というふうな集約で案を出させていただいております。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 それでね、市は市の思いも当然あると思うんですよ。あると思うんですが、やっぱりこういう図書館というようなものは、利用者のニーズということを十分配慮せんといかんと思うんですね。この決算書を見ておりますとね、図書購入費ということで年間1,500万円ぐらいの予算が計上されて使われておるわけですね。私も図書館を利用されている方に聞きますとね、利用している方ですから、こういう意見が多いと思うんですが、とにかく図書館というのはありがたいもんという考えを持っとるんですね。

結構利用される方は、こういう本がないので、できたら購入しておいてくださいというようなことを要望しますとね。もう何日かしたら図書館から電話かかってきましてね。もう頼まれていた図書が入りましたよというようなものでね。もう図書館を利用している人にとったら、もうほんまにありがたい施設なんですよ、これ。私もそんだけ利用しとる人が言うたら、割と結構簡単に買うてきてくれるやいうようなことをあんまり想像してなかったんですがね。これ、1,500万円の図書購入費があるわけですが、課長、年間、この1,500万円で、利用者からのニーズに応じて図書を購入するということもあると思うんですが、図書館自身もこういう本も必要だということで購入していることもあると思うんですが、この1,500万円で、まず何冊ぐらいの図書を購入しとるんですか。

○熊田 司委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） DVDとかそういった視聴覚の部分も含めてですけれども、約9,700冊を全体で購入しております。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 9,700冊ということは1,000円のものだったら1万5,000冊ですから、その1,500円ぐらいが1冊になると思うんですが、それと、これは、私はようわからんのですが、専門書のたぐいやことも利用者の方がこういう図書が必要なんですけどという要望があったとき、専門書なんかもある程度は希望に応じて購入されておるんですか。

○熊田 司委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） そこまで現場の職員に確認したことはないんですけれども、実際、専門書、結構高い金額の図書も購入しております。やはりそういった利用者の方々の御希望は当然、図書館職員の選択に反映されていると考えております。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、課長答弁されたように、公的な図書館に利用者の専門的な図書までも買ってくれるんですね。これはもうお願いしとる人にとったら、もうこんなありがたいことはないと思うんです。私は、それはそれでいいと思うんです。市は、そういう人たちに対応してあげているのは、これはもう大いに結構なことだと思うんですよ。ただ、今言っていますように、今度一つにそういう集約された場合に、学生でも専門図書を必要とする人もあるかも知れませんが、そういう人たちの利用する機会がね。機会がどうしても減ってくるんだよな。やっぱり図書館というのは、本を読むということはもう、これはもう非常にいいことで、私らもこういう本読んだりするのは苦手なほうなんです、やっぱり読書家というのは、やっぱり我々もそういう人と話ししてますと、やっぱり人間の深みがあるというんですかね。深みがある、人間の味があるというんですかね。非常にやっぱり魅力的な人になってくる。やっぱり読書というのはええんやと思います。我々は、あんまりそれはあかんのですけどね。

そういうことでね、やっぱり図書費というのは全体で1億1,300万ぐらいの予算で、それだけ市民の人からありがたられておると。何も一つにしてもないのではないんですがね。やっぱり利用する機会をできるだけふやすとか、今までと同様に置いておくということをやったり考えていかんといかんのではないかと思うんですよ。市長、どないです。この集約化ということについて。

○熊田 司委員長 市長。

○市長（中田勝久） これは先ほども話あったとおり、そういう図書館なり、ほかの公共施設の今後のあり方を十分検討する中で、そういう方向性が出てきているということで、現実にはやはり合併したんですから、そういう方向性も必要やと思います。ただ、そういう利用者の人がものすごく不便になるとかいうことの代替なりはちゃんとしないと、せっかく今まで利用していたところのものを全面的に廃止してしまう。そうしたらそこで仮の話、2万人の人が利用、延べされていたということになると、その人にかんがりの不便を与えると。これはどうするかということをはっきりやぱり決めていかないと、ただ改革、また経費の節減というだけでは少し行政としてもある部分、もうちょっとちゃんとした担保をするべきやというふうには思います。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 担当者の方も今、市長言われたことを聞かれたと思うんですね。これは、やっぱり最後はもうお金の問題になってしもうて、そうしたらその財源はどないするのや言われたら、これはもう一も二もないことになるんですがね。やっぱりそういう今言われたことも十分考慮して、やっぱり何かいい考えを出してほしい。ただ単に集約やというだけでなしに、知恵を出すというんですか、そういうことを考えてほしいと、こういうことを言いまして終わります。

○熊田 司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私も気づかなかったので、ちょっと関連で単純な質問させてもらうのやけど、今、南淡図書館に一本化すると。それで、これ、利用者数見とったら西淡公民館やったらもう3,000人ほどで突出して、えらい利用者が少ないなと。この利用形態とか利用時間とか、何でこれ西淡だけえらい少ないのかなあというようなちょっと疑問を抱くわけです。西淡町の人間は私と一緒に、図書館行くの嫌いなのかなというような思いがあんねんけど、西淡だけこれ、何で少ないんですか、原因は何ですか。

○熊田 司委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） この数字はあくまで西淡公民館の図書室ですね。ここで借りられた数ということになります。

○熊田 司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 西淡公民館が少ないのはなぜ、利用時間がよ。ほかの図書館やったら時間が長いのですか、西淡は本が少ないんですか。西淡だけ何でこんなに少ないのですか。

○熊田 司委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） まず、施設から原因がどうしてもございます。図書館は三原図書館と南淡図書館の2館でございます。緑も公民館の図書室という位置づけですけども、緑のほうは、かなり1階スペース大きくとりまして、蔵書数も大きくなっております。ただ、西淡公民館の図書室については、小ぢんまりした部屋の中の図書室というところで蔵書数も少ないという中で、やはり貸し出しのほうが少ないということになっております。

○熊田 司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私、図書館の利用というのは中高生、小学校らが夏休みの勉強したりするような光景を見かけるわけですね。他の旧町単位で、これはまた比較したら私はどうかと思うんですけど、西淡はスペース的にはないさかいに、ほんなら図書の数も少ないさかい利用者も少ないと。西淡の子は、僕は聞いたらかわいそうやなと思う。勉強したくても本がないし、南淡図書館なんかでも行っとったらかなり夏休みでも大勢寄ってきて、勉強するような環境にありますよね。これを1カ所にするというのも私も市長ね、できたらこういう教育には、それはお金に糸目をつけらんとでもやってほしい。せめて三原と南淡とはよ、これはもう継続しておいたってほしいなあと。できたら西淡もよ。もうちょっとせめて本ぐらいはよ、平等に、貸し出し、利用よ。西淡の子がこの本を貸してくれ言うたら、それは対応してくれるのけ。

○熊田 司委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 西淡の方についても西淡公民館の図書室を利用する際に、三原、または南淡図書館のいわゆる蔵書、これを借りることは可能です。

○熊田 司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これをネットで検索したら、この本読みたい言うたら三原図書館にあるとかいうことがわかって借りれるということやね。わかりました。わかりました。西淡のほうも何とか見てやって。

○熊田 司委員長 ほかに。
森上委員。

○森上祐治委員 先ほどの印部議員の図書館の質問に関連して質問させていただきます。
図書館費の図書購入費1,499万9,596円云々ということ質問ありまして、年間9,700冊も購入されていると。先ほど非常に温かいサービスの話されていました。私もちょくちょくと借りに行ったりするんですけども、年間何回か、新刊書とか読みたい本を希望したときは、入り口に希望図書の何かカードありましてね、それに書いてくださいと言われるんですよ。先ほど聞いたら電話でもぱっと、何日かしたら購入してくださったと。これは非常にありがたいことやと思うんですけども、そういうサービスも最近はされているんかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○熊田 司委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 現在でもしております。

○熊田 司委員長 森上委員。

○森上祐治委員 いや、電話でも申し込んでもええんかということなんです。

○熊田 司委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 電話の場合は希望の図書が入りましたよという御案内でして、電話でこういう本を蔵書してくれというのは、ちょっと不適かなと考えます。

○熊田 司委員長 森上委員。

○森上祐治委員 この9,700冊もの新しい書籍をあの南淡図書館、それから三原図書館の少ないメンバーで選定して購入していくというのは、それだけでも大変な作業だと思うんですが、どんなシステムで新刊書を購入されているんでしょうか、お尋ねいたします。

○熊田 司委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 図書の選定につきましては、いわゆる委託業者がございまして、そこからいわゆるこんな本どうですかという一覧が、カタログが図書館のほうに送られてきます。当然、実際に選ぶのは図書館職員というふうなことで、なかなか職場では選べないというふうな中で、実際に自宅へ持ち帰ってじっくりと、どういう本がいいのかというふうなところも選定を行っているというふうに確認しております。

○熊田 司委員長 森上委員。

○森上祐治委員 それは職員個々で自宅に持って帰って、こんな本がいいなあというのは、それはわかりますけれども何か定期的に、今だったら南淡図書館、それから三原図書館、それから緑、西淡の図書室もございしますので、そういう関係したメンバーが定期的に

集まって、何かその選定する会議みたいなのをやっているのかということなんですが。

○熊田 司委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 館同士相互で、来月はこういう本を購入しようという共有の情報をですね、ここまではやっているかというのはちょっと確認できておりません。

○熊田 司委員長 森上委員。

○森上祐治委員 私もかつて教育委員会に勤めた時代には南淡図書館ございまして、ちらっと話を聞いた限りでは、やはりその名称を忘れたんですけれども、地域でそういう図書館運営審議会のメンバーではなしに、別に何かその図書を選定する委員を公募して、そんな会をつくっておったような記憶があるんですけれども、合併前です。今は、その辺はどうなんですか。

○熊田 司委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 現在は、そういった市民の方、民間の方に選定の協力を得るといふようなところは確認できておりません。

○熊田 司委員長 森上委員。

○森上祐治委員 その辺、今は非常に、書籍の出版も非常に膨大になっていますので、市民にできるだけいい本をとというような観点から、書籍の選定も非常に難しくなってくると思いますので、その辺もいかに組織的に、いい書籍を選定していくんかということも検討していただきたいと思います。

もう一点、資料の151ページに、子供の読書活動についての関心と理解を深めるとともに能動的に読書を意識づけるために、「ブックスタート」「読書っ子まつり」「おはなし会」等を実施しているということが書かれておりますが、これは現在も南淡図書館だけでやっていることなんですか。

○熊田 司委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 三原図書館のほうでも「おはなしかい」のボラ

ンティアの活動がございます。

○熊田 司委員長 森上委員。

○森上祐治委員 「ブックスタート」「読書っ子まつり」というのは、どんな形でやられているのでしょうか。

○熊田 司委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 「ブックスタート」は、ボランティアの方々が若いお母さん方、幼いお子さんをお連れして、やはり絵本の読み聞かせ等、ここから入っていくというのが基本かと。「読書っ子まつり」につきましては、今、年1回行っておるわけなんですけれども、南淡、三原交互にいろいろなイベントも組み入れながら、こういった読み聞かせ、また、絵本の原画展とかそういったことを織りまぜながら、いわゆる読書に親しむイベントとして行っております。

○熊田 司委員長 森上委員。

○森上祐治委員 山見課長はまだ着任されて半年たってませんので御存じないかもわかりんですけど、この「ブックスタート」、もう8年ぐらいになると思うんですが、当初、できたときに私も参加したことがあります。あんまりこれ長続きせんのかなあというような参加者も少ない印象を持っとったんですけれども、現在も続いているということで、これはかなり職員の方もいろんな努力をされているんだなと思うんですけれども、課長はごらんになったことございますか。

○熊田 司委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 申しわけございません。「ブックスタート」の現場に立ち会ったことがございません。

○熊田 司委員長 森上委員。

○森上祐治委員 私もその当時、島内の図書館調べたことあるんですけれども、当時の南淡図書館だけやってましたわ。だから、これ非常に小さな動きなんですけどね。大事なことだと思います。職員がいろんな、当時考えて情報を持ってきて始めたことなので、今

後とも「読書っ子まつり」「おはなし会」それぞれ地域のボランティアが非常に頑張ってくださっているイベントですので、ぜひ継続発展させていくように要望して終わりたいと思います。

以上でございます。

○熊田 司委員長 先ほど、蛭子智彦委員より資料の提出がありました平成22年、21年度淡路人形協会決算書並びに人形座の決算書、書類のほう届いておりますか。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 先ほどの資料のことでございますが、市からの2,000万円、あるいは6,300幾らといったようなところの説明をさせていただいただけでは、それだけでお願いすることはできないのでしょうか。

○熊田 司委員長 こちらのほうは資料を請求させていただいていますので。
資料まだ届いていませんか。
暫時休憩いたします。
再開は14時とさせていただきます。

（休憩 午後 1時48分）

（再開 午後 2時00分）

○熊田 司委員長 それでは、再開をいたします。
休憩中に資料請求分について、机上のほうに配付させていただいております。
それでは、先ほどに続きまして、教育費について質疑のある方。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今の資料の説明をお願いしたいのですが。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 今、22年度決算、21年度決算を配付させていただきました。
まず、21年度の決算の中で、3枚目に一般会計の決算書がございます。それをめくっ

ていただきますと、市長補助金として、洲本市、淡路市、南あわじ市、合計いたしまして 548万8,000円、これがございます。

さらに、淡路人形座の決算報告書の中で、補助金収入2,000万円がございます。これが南あわじ市からの補助金でございます。

そして次に、22年度の決算でございますが、一般会計の決算書、補助金のところで、洲本市120万8,000円、淡路市118万5,000円、南あわじ市4,309万5,000円がございます。これが淡路人形浄瑠璃館基金4,000万円の取り崩しで、309万5,000円は一般会計からの補助でございます。

さらに、22年度の淡路人形座の決算書のほうでございますが、補助金収入2,000万円、これが一般会計からの補助金でございます。

以上でございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この22年度の方ですが、先ほどの説明でいきますと、補助金を市補助金ということで南あわじ市から4,309万5,000が入で入っております。出のところで繰り出しということで、淡路人形座へ4,000万円を繰り出しということになっておるようです。出のほうですね。ちょっと今もらったところで、間違っているかもわからないのですが、この特別会計収入の部を見ますと、南あわじ市より今2,000万円入っているということは書かれておるわけですが、この4,000万円の人形座からの繰出金というのは、どこに入っているのかがちょっとわからないのですが、どこに入っているのでしょうか。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） この4,000万円なんですが、この決算書からいきますと、補助事業収入3,605万とあるわけですが、これが4,000万円のうちでございまして、残りの400万弱につきましては一般会計のほうで預かって、オープンに向けてのいろいろな事業に使うということで人形協会のほうで振り分けて、結果としてやらせていただいております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この3,605万円ということですか。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） そうでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この3,600万円は、巡回公演事業、活性化事業、島外公演、これらの合計、いわゆる出張公演というのか、こういうことで事業として行った分であって、補助金ではないとしか読めないですね。今、説明ちょっとおかしくないですか。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 申しわけございません。繰入金で2,000万円、それから補助金収入2,000万円。それで2,000万円、2,000万円なんですけど、今言っていました文化庁の事業で、収入が非常に未収入になっておりまして、その分が収入がおくれますので、その間、収入がおくれた、文化庁からの補助金がおくれて入りまして、それで4,000万円のうち2,000万円は一般会計に預かっておりました。そういうことで一般会計に預かっておりましたので、ここには4,000万円の数字がございません。そういうことでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっと休憩とっていただいて。ちょっとわかりません。会計課か財政課でちょっと説明してもらえませんか。今の説明ではちょっと理解できないんですけど、わかるようにちょっと説明していただけないですか。

○熊田 司委員長 教育部長のほうでもう一度きちんと答弁のほうを考えていただいて、後でもう一度説明いただくようお願いできますか。
暫時休憩させていただきますので。

（休憩 午後 2時08分）

（再開 午後 2時11分）

○熊田 司委員長 それでは、再開をいたします。

市長。

○市長（中田勝久） 21年度の人形座の会計のほうをちょっと見てくれますか。表紙を入れて4枚目の右側、貸借対照表、短期借入金2,000万。結局、先ほどもお話ししたとおり、既に21年度にも精算不足ができてきたということで、2,000万を借りております。

22年度のほうを見ていただきたいんですが、経費の1枚目、2枚目の一番下のところ、繰出金4,000万、これは先ほど話のあった人形座の職員が頑張って汗かいて、1億数千万円ためた基金からこの繰り出しを市のほうが今預かっております。そこから4,000万取り崩しております。

5枚目の貸借対照表の右側の一番上、短期借入金、これが2,000万円ございます。それで、この2,000万と要は一番最後のページで真ん中辺、補助金、南あわじ市よりの補助金、これは通常、合併前から出している2,000万、それで、ここの繰入金、すなわち4,000万のうちの2,000万を、この人形座のほうに2,000万を入れております。

ですから、繰出金の4,000万は今、最後のページと、それから貸借対照表のほうの負債の2,000万でございまして、309万5,000円、これは3市の分担金の南あわじ市が分担しているお金でございまして、トータルで6,309万5,000円になるわけです。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この内容についての質疑ということではないんですけれども、資料として、やはり売上収入というのは初めて見ましたので、これがやはりちょっと聞いとったものと少し違うというか、データとして持とったものと少し違うので、それについてちょっと聞かないといけないなあと思いながら、ちょっと今すぐに出てこないんですけれども、確か人形会館の昨年度の入場者数というのは3万8,000人というふうになっておりますが、入り込み客というようなのをちょっと以前もらった資料があったんですけれども、これはどこから出た資料か、これは商工観光課で以前、ちょっと定かじゃないんですが、人形浄瑠璃会は3万3,000人というような数字を一回聞いとったことがあったもので、この月別の入場者数というのは、ここでは出てこないんですけれども、それは今、数字としてはお持ちですか。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 22年度は3万7,000人、21年度は3万8,900人というのがそうです。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしたら、それで結構です。わかりました。

それと、人形座と人形協会とのお金のやりとりは何か入り組んでいるというのか、ちょっとわかりにくいというような声もあるわけですが、それぞれ独立したものということでいいんですね。これは法人、特別会計と一般会計ということでやっておられるわけですが、監査とか当然、預金についても人形座と人形協会ということでちゃんと分かれているということで理解していいのでしょうか。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 財団法人淡路人形協会には一般会計、それから特別会計がございまして、現金の保管もすべて別々でやっております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 一たん私のほうから、それで終わります。

○熊田 司委員長 ほかに質疑ございませんか。
それでは、質疑がございませんので、次に款11。

○蛭子智彦委員 ちょっと待ってくださいね。次行くというのは、ちょっと公民館のことを少し聞いたかったんですけれども、あかんですか。

○熊田 司委員長 では、公民館のことですか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 公民館のこれはちょっと説明資料のほうで146ページになるかと思うんですが、決算書では何ページになるのかな。それはちょっと置いておいて、公民活動事業ということで補助金1,160万2,000円、その内訳というのがこの付属資料の中に出ています。

西淡地区、三原地区、南淡地区という説明ですが、これは、これまでも何回か指

摘されておったわけですが、この事業費が非常に差があると。実際これ、講座活動とかに対する補助というのか事業費というような受けとめをしておるわけなんですけれども、この差というのは、もう少し内訳の説明をいただけたらと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○熊田 司委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 各地区公民館のいわゆる活動費、それから管理費の部分での補助金でございます。

これでいきますと、それぞれ21の地区がございますけれども、うち19の地区公民館のいわゆる活動に係る補助金になります。

具体的にその個々を申し上げるのでしょうか。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 平均してみますと、西淡地区は7館で163万と。1館当たり25万円ぐらいと。それから、三原は5館で617万ということですから、平均で大体120万ぐらいになるのでしょうか。それから、南淡は6館で134万ということですから、これも20万円ぐらいというようなことになるかと思うんですけれども、非常にこのお金の出方が違うというのが以前も問題意識を持っとったわけなんですけれども、この差がなぜ生まれるかということは、ちょっとまだ十分理解できておりませんので、そのあたり説明いただきたいんですが。

○熊田 司委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） いわゆる活動交付金というところの部分を議員さんおっしゃられると思うんですけれども、それぞれ当然ながら、各地区館ごとによって活動内容も実際に異なっております。それとあと、実際には活動交付金以外にも、いわゆる館の運営委託料であったり、例えば、旧西淡地域ですと小学校を利用しておりますので運動場の管理であったり、清掃の委託であったりというふうな中で、全体としては大体の均衡は、ある程度はとれているのかなあと感じております。

ただ、例えば、西淡地域のほうは活動交付金として、平均しますと21万で来ております。それに対して、緑はございませんので、南淡のほうも大体似通った金額になっております。三原地区のほうは少し大きくなっております。ただ、その中に実質、いわゆる事務補助員さんの賃金的なところ、これを地区に委託して行っているという部分が入っており

ます。ですので、実際的に活動費にすれば、大きく差はないということになっております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 事務補助員はそれぞれの公民館には置いておると。その事務補助員は、三原は活動交付金におさまっているが、他の施設は別のところの費目に入っているということですか。

○熊田 司委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 例えば、西淡地区ですと運営委託料、こちらのほうに、いわゆる事務補助員さんの賃金部分が含まれてきております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それは何ページに出てくるのでしょうか。

○熊田 司委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 決算書303ページの委託料の一番下にございます。地区公民館管理運営委託料1,062万円というところでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしますと、これは西淡だけ、南淡もこれに入っているということですね。

○熊田 司委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 南淡の部分は潮美台地区のみでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしたら西淡の7館と潮美台の1館、8館の事務補助員の費用がこの中に入っているということですね。8人ですか。

○熊田 司委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 西淡地域が6館と南淡が1館になっております。
それと実際のところ、三原地区の各公民館については館の管理という中で、いわゆる清掃的な部分、それから館の維持管理ですね。こういったところの部分にも、この委託料のほうは行っております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっと見た感じではわかりづらいような配分になっておりますので、できればそのあたり、ここに説明資料では、地域公民館及び地区公民館の管理という部分と公民館活動事業という部分と2つ分かれていると思うんですね。ですから、やはりこれは比較ができるように、わかりやすい説明ということ言えば、この費目のあり方を少し変えていただいたほうがいいんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○熊田 司委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 合併してからこの間、この公民館の予算のつけ方、これまで、この形で来ておりました。今後、この予算のつけ方いうんですかね、これをわかりやすくすべきかなあというふうなところで、今、手がけていっているところでございます。

○熊田 司委員長 よろしいですか。

ほかに質疑。

長船委員。

○長船吉博委員 ちょっとあれやけども、この人形座の一般会計の22年4月1日からの中で聞きたいんですけども、財産目録、現金、預金、貯金、そのほかで、合計で1,614万1,262円。この中で、ここずっと書いてあるんですけども人形座、通帳名よ。人形座、人形座、記虎、坂東、村居、長尾、木田、松山、近藤、田村、数田、泉、稲井、原口、興津、松崎、円山、由井と、これ、何でこの個人の名前が通帳名になっとるんですか。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 文化庁の関係する事業で、ここへ振り込まれて、それで精算することに事前の打ち合わせでなっておって、このような管理の仕方をさせていただいております。

○熊田 司委員長 長船委員。

○長船吉博委員 何か少し理解に苦しむんですけども、やっぱり人形座の収支決算であれば人形座の名義でなければ、個人名義ではおかしいん違います。何か公私混同しとるようにとられませんか。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 文化庁の事業で謝金として入金する場合に、当然個人でないとダメなので、それを事前に確認をした上で、このような処置をさせていただいております。

○熊田 司委員長 長船委員。

○長船吉博委員 ということは、これは文化庁から個人の謝金として来るわけですか。今そういうふうな言い方ではなかったでしょうか。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） そうです。それで、それを人形座として扱うような形をとっておるところでございます。

○熊田 司委員長 長船委員。

○長船吉博委員 いや、わからんでもないんやで。そやけども、やはり何かもう一つ、彼らは人形座の職員であって、それで職員として文化庁へ行って、何か知らんけども行って、その謝金をもらっとるんでしょ。だったら人形座のほうで直接、人形座の職員として行っとるよって、人形座としてもろうてもおかしくないんじゃないですか。

○熊田 司委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） このやり方につきましては人形座と文化庁と協議をして、そのように進めておりますので、ということで我々は認識しております。

○熊田 司委員長 長船委員。

○長船吉博委員 何か公私混同しとるような部分が非常に強く思えるんですけども、文化庁のほうがそれでいいというふうなことなのであれば、それで理解せざるを得んと思いますので、終わっときます。

○熊田 司委員長 ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

⑨ 災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費、実質収入に関する調書

○熊田 司委員長 質疑がございませんので、次に、款 1 1 災害復旧費、款 1 2 公債費、款 1 3 諸支出金、款 1 4 予備費、実質収入に関する調書、ページは 3 3 8 ページから 3 4 6 ページまでの質疑を行います。
質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

（3）財産に関する調書

○熊田 司委員長 それでは、質疑がございませんので、次に財産に関する調書、ページは 3 4 7 ページから 3 5 5 ページまでの質疑を行います。
質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○熊田 司委員長 それでは、質疑がございませんので、次に一般会計全般についての総括的な質疑はございませんか。
登里委員。

○登里伸一委員 監査の審査意見の24ページにあります、「昨年も適正な支払い事務の執行」というところで、「昨年も指摘しているが、件数は減少しているものの、支払い遅延、書類の不備等が見受けられる。適正な事務執行が図られるよう努められたい」とございますが、これはどういうことを言われておるのでしょうか。このようなところに、こういうことを書いてあるということは非常に重いと思いますが。

○熊田 司委員長 監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（高見雅文） ただいまの質問でございますけれども、適正な事務の執行ということで、毎月、例月現金出納検査というのを監査委員が行っております。その中で、去年でございますけれども、適正な事務の執行ということで毎月、その例月出納検査が終わったときに指摘事項についてそれぞれ、主に歳出について不適切な事務が行われている分について、それぞれ監査委員が指導しているところでございます。それに対して、決算審査は例月の出納検査の集大成といった部分がございます。そういった形で毎月、今申しました指摘事項について再度、そういった書類の不備が見受けられる分については、適正な事務を執行してくださいといったことの監査委員の意見だということだというふうに考えております。

○熊田 司委員長 登里委員。

○登里伸一委員 2つ3つでも結構ですけど、具体的にはどんなことなんでしょうか。

○熊田 司委員長 監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（高見雅文） まず、いろいろ2ページにわたってかなり細かく、各部、各課においての1年間の分でございますので、それぞれ指摘がございます。例えば、請求書において請求日が記載されていない書類があったり、また、契約にうたっていない支払いの仕方をしていたりといった、また、リース期間にリースをしているんですけどもリース契約が交わされていなかったりとか、そういった指摘がございます。

○熊田 司委員長 登里委員。

○登里伸一委員 お聞きしますと間違いなく出すべきものなんでしょうが、書類ができていないぞと、非常に役所としては大事なことでありますので、昨年もということですが、本年はそういうことのないように、ぜひしっかりお願いしたいということで終わっておき

ます。

○熊田 司委員長 ほかに。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今、人形協会の、あるいは人形座の問題で、我々が考えている以上に厳しい経営実態というのがようやく明らかになったというふうに思います。それから、指定管理をしているということでサンライズあるいはサイクリングターミナル、こういった施設についてもその経営状況というのは非常に厳しいものがあるということが出ております。

そして、南淡路の農業公園、これもなかなか経営実態が、我々がもう知らない間に大きな紛争が発生をしているというような問題。それから、この人形協会、人形座というのが、うずのくに南あわじから離れた場合、今後この経営がどうなっていくのかというようなこともいろいろと懸念される部分があると。

第三セクターに関する考え方であったり、指定管理をしている団体に対する、ゆだねている団体に対する考え方、その企業の実勢や企業の秘密というようなことを理由として、経営実態がなかなかわからない間に大変な事態が進行しているというようなことも数多く今年度は、22年決算の中では見えてきたのじゃないかというふうに思うわけですが、やはりこれは情報をしっかりと出しながら、執行部だけではなく議会の調査、あるいはチェック、あるいは提案、こういったものが積極的に活用されるようなシステムが必要ではないかというようなことを大変この決算委員会の中で、審議をする中で思ったわけですが、その点どのようにお考えでしょうか。

○熊田 司委員長 副市長。

○副市長(川野四朗) この決算審査を通じて皆さん方からいろいろと御指摘もいただいております。そういうものは指摘は指摘として、我々としては事務の適正化に今後も邁進していくということを申し上げておきたいと思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これまでも事務は邁進してきたと思うんですが、やはり執行部だけの知恵では足りない、あるいは、そのチェックが足りない。情報が我々市民の前に見えない中で事態が進行していくということが起こっていると思うんですね。うまくいっている間は別に問題ないんです。ところが、例えば、先ほどの人形協会の問題、人形会館建設の間

題では、いろいろ我々の指摘もあり、情報も出すようにというようなこともあったわけですが、執行部が任せてくださいというふうなことでやってくる中で、工事のおくれが生まれ、そして補助金を返還する一般財政に穴があいてくる、補てんせなあかん。あるいは、この人形座、人形協会に関しては、今、平成22年度で4,000万円という補てんをしても、これ来年どうなるのか、再来年どうなるかもわからないというようなことも出てくると。やはりこういうことは早くから情報開示という姿勢を持つべきじゃないかというふうに思うわけですが、その点いかがでしょうか。

○熊田 司委員長 副市長。

○副市長(川野四朗) 開示するものは開示はしていております。第三セクターであろうと、9月の議会の皆さん方には決算書等はお配りをさせていただいておりますので、それを見ていただければわかると思います。ただ、人形協会については、まだ市の出資割合がそこまで至っておりませんので、決算等の報告は義務づけられてはおりませんが、出すべきものは我々としては出しておるつもりでございますから、皆さん方がチェックをしていただければいいのではないかというふうに思っております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 例えば、おとといですか、人権問題の関係で、人権推進団体への補助金について質問したところ、やはり担当所管は適正であるというようなこと、資料はお持ちであったと思います。補助金を支出した場合、それについての報告をいただくということとはできるのではないか。例えば、体育協会でありまして、観光協会でありまして、4,000万とか2,000万とかの補助金を出している以上、その事業執行が補助金にふさわしい事業執行であったかどうかということは執行部もおつかみやと思うんですが、それを議会に提示するという、こういう習慣、訓練、こういうことは必要じゃないかというふうに思われるわけですが、情報開示ということは、そういうことを求めているわけなんですけれども、その点はどのようにお考えですか。

○熊田 司委員長 副市長。

○副市長(川野四朗) 市のほうが補助金を出しておるものにつきましては補助金等の要綱できっちりと、我々としてもその活動内容を把握いたしておりますので、そういうものは我々としては把握をいたしております。ただし、その中身の活動まで我々がコントロールできるかどうかというのは、これはいかながなものかと思います。やっぱり各団体の自主

性ということもございます。我々といましては、その補助金が適切に使われているかどうか、その活動が適切かどうかということは毎年毎年チェックをしながら、行政評価もあわせてやりながら新たな補助、毎年度の補助金という形で執行させていただいております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっと誤解をいただいたらいかんわけですが、補助金を出している団体の活動をコントロールせえなどということは、さっきも一言も言うてないんです。活動状況はどうであるかということ把握しているかどうかということが第1点。そして、その把握しているものが議会なり市民の目にやはり見えるようにしておく。それがわかるようにしておく。こういうことをどうお考えですか。そういうものは常に公開をする、開示をするという姿勢をお持ちですかということを聞いておるわけです。誤解をいただかないようにしてほしいんですけれども、そういう姿勢を持ってほしい、するべきだということを行っているわけです。

○熊田 司委員長 副市長。

○副市長(川野四朗) 補助金は先ほど言いましたように適切に執行されておると、私どもは確信をいたしております。そういうふうな活動内容、補助金の使用状況等については決算書もいただいておりますので、私どもがいただいた資料でございますから、開示請求があれば開示するということはやぶさかじゃございません。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それは開示請求ということじゃなくて、一般行政事務の事務調査ということになると思うんですね。ですから、所管の範囲でそういう調査に対してこたえるということでもいいと思うんです。開示請求というような手続をするようなものでもないというふうに思うんですが、これは議会と執行部との関係であると思うんですね。これは開示請求の対象じゃないと思います。事務調査だと思います。

○熊田 司委員長 副市長。

○副市長(川野四朗) 先ほど言いましたように、各団体は自主的な活動をしておるわけでございますので、私どもが知り得たものについて皆さん方に、こちらのほうから積極的

に発信するということはいかなるものかと思います。皆さん方が、要求があれば、先ほど言いましたように開示請求であろうと、議会のほうで審議の過程で必要だということであれば、何ら出すことについてはやぶさかじゃございません。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 議員活動の中での事務調査に対して、やはり資料はお出しいただくということで理解しておきたいと思います。

それは補助金だけではなくて、これは指定管理の問題についてもやはり共通していけるような話ではないかと。サンライズにしてもサイクリングにしましても担当所管では、もう早くからその状況についてはつかんでおったということだったろうと思うんですね。ところが、それがなかなか見えないというか、指定管理の約束事の中で、かなり先延ばし、隠すということではなかったんでしょうけれども出てこなかったと。それが問題の発見というか、問題の指摘がおくれることになり、さらに、その問題が進んでいくという状況が生まれたと思うんですね。ですから今後、指定管理をしていく上で、そういった改善をせんとあかんのではないかとこのように思うわけですが、指定管理選考委員会として副市長、そういうポジションにおられるんですけれども、その点いかがお考えでしょうか。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 指定管理につきましては、毎年モニタリングというようなことで担当課のほうで直接事業者、指定管理者にヒアリングを行って、収支計画、あるいは運営状況、事細かにモニタリングを行っております。それらを的確にやっておれば事前にそういう問題も防げるのではないかとこのように思いますので、今後は、このモニタリングも一層、各担当課にお願いをして、強化してまいりたいというふうに思っております。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 モニタリングということですが、それが適切に行われているかどうかということをチェックをし、見ていくのが議会の仕事であろうと思うんですね。ですから、議会と執行部とのそういう関係は常に適切な関係が必要だと思いますし、緊張感も必要なんですけれども、共有するという姿勢も必要であろうというふうに思うんですけれども、その点いかがですか。

○熊田 司委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 今後、モニタリング等もさらに強化をして、議員の皆さん方のお知恵もいろいろおかりをして、指定管理が順調に進むようにやっていきたいと思っております。

○熊田 司委員長 ほかに。
印部委員。

○印部久信委員 ちょっと2点聞き漏らしたというか、確認をしたいことがあるんです。
1つは、市民税、固定資産税の前納制度の0.3%の減額なんです、これは担当部長、奨励金はなくなるということなんです、前納制度は残るわけですか。

○熊田 司委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（入谷修司） 前納をいただくのは当然、前納できるということでございます。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 それはそれで結構なんです、これはもう冒頭にも申し上げましたように、中田市政のほんまにいい政策の一つであったと思うんです。これがなくなるというのは非常に残念。そこでお願いしたいのは、ぜひ委員会、本会議で否決をしていただくようにお願いをしたいということでもあります。

それともう一点、生活保護の受給の関係で、市営住宅、県民住宅に入っている方が20人中20数人あったかと思うんですが、これは生活保護の受給において、持ち家の方は受給できないんですか、自宅を持っていたても受給できるんですか。その辺ちょっとお願いします。

○熊田 司委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 持ち家の方で生活保護が受給できるかということで、持ち家の方ももちろん生活保護は受給できます。

○熊田 司委員長 印部委員。

○印部久信委員 わかりました。終わります。

○熊田 司委員長 出田副委員長。

○出田裕重副委員長 まだ特別会計も控えているわけですが、一たんの総括いうことでお聞きをしたいんですが、行政評価についてお尋ねしたいんですが、決算審査、一般会計いうことでこれまでやってきて、いろいろ意見が出て、これは議会の意見として先ほどの副市長の答弁でもありましたように、いろいろと持ち帰って、またいろいろ検討されると期待をしておりますけれども、一方で行政評価もまだまだ終わりのない課題であると思います。まず、この行政評価について、今後の日程とかはどんなスケジュールでされていくんですか。この決算審査を踏まえての行政評価という考え方はあるんですか。

○熊田 司委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 今年度の行政評価のスケジュールについて申し上げますと、実は、もう一次評価をしていただきまして、職員によります二次評価のほうも8月中にもう済んでございます。

 今後は9月の下旬に、この二次評価結果をそれぞれの担当課のほうへお示しをしまして、その後、微調整をいたしまして、最終的には3月の議会のほうに報告をさせていただいて、その後、公表というような予定になろうかと思います。

○熊田 司委員長 出田副委員長。

○出田裕重副委員長 課長、僕、何を言い出すかはようわかっていると思うんですが、事業仕分けですよ。もう日本全国ブームは過ぎたように思われている方もいるかもわかりませんが、まだまだ地味に地方の自治体は続けてます。これは別に議会の審査を放棄するわけではなくて、執行部の中での職員研修のような意味合いを持って続けているような自治体もあります。ここまで課長たくさん出られて、答弁一回もせんで済んだわと、もしかしたら思われている方もいるかもわかりませんが、公開の場で、いろんな公開の仕方もあるって、別に中継なくてもいいと思うんですよ。市民が外部から議決権のない賛成反対とかと、いろんな取り組みの仕方があるので、三、四年前から僕もやってはどうですかと提案をしてみたものの、これはもう市長の裁量ということで、どこの自治体いろいろ勉強もしてきましたけれども、やっぱり市長の思い一つでやられているということもよく見てきました。現状を市長、どのような認識を持たれておりますか。

○熊田 司委員長 市長。

○市長（中田勝久） 事業仕分けというそういう一時、国のほうで積極的に取り組んだということで市民なり、かなり市民のそういう団体なりが注目をした形ですが、私は、あんまり乗り気ではありません。というのは、その事業仕分けをする中身のある程度理解ができて、ただこれはおかしいというだけで、そんなんをまな板の上に乗せられて、わからん人が一緒に、ああ、それはええわということになったら果たして、私らがいろいろ考えていることが実際できるんか。逆にまた、ちょっと今触れましたが、議員さんがやはり市民の代表で、十分勉強された皆さん方が予算なりそういう事業の精査をしていただける二元性代表の形ですから、大きな問題では当然そういうことも必要やと思いますが、ふだん日常的に通常的に進行している中では、私は余り乗り気ではございません。

○熊田 司委員長 出田副委員長。

○出田裕重副委員長 またそういうやじはやめてください。私もそんな別に、いろいろとらえ方もあると思います。職員だけで行政評価をされているということで、いろんな目線で職員同士でやり合っていてほしいなあというような希望も持って提案をさせていただいていますので、またいろんな機会で、事業仕分けって一言で言ってますけど、いろんなやり方があるので、そういうのも含めて、また努力をしていただきたいなあと思っています。

○熊田 司委員長 ほかに。
阿部議長。

○議長（阿部計一） 私、常に職員に厳しいことを言っているわけですが、特に窓口業務のことについてお尋ねしたいんですが、私も窓口へちょいちょい、特に南淡は地元ですので行きます。そういう中でやはり職員というか、行政のサービスの原点というのは窓口業務にあるのではないかなあと思うぐらい、私はそんなふうに感じています。なぜならば、常に各セクションには、休憩は別として食事の時間なんかは常に節電で電気を消して、今は休憩の時間なんだなあ、食事の時間なんだなあということはわかるわけですが、窓口については常に人目にさらされている緊張感の中で仕事をされている。そういうことで各窓口業務のセンター長にお聞きをしたいんですが、22年度の総決算の中で窓口業務として、例えば、私、窓口は南淡のほうへよう行きます。何か非常に忙しそうで、人数的にどこともちょっとこれは不足しとるん違うかなというような思いがあるわけですが、その点を含

めて各センター長から一言、22年度の決算について、状況を報告していただきたいと思っています。

○熊田 司委員長 緑総合窓口センター所長。

○緑総合窓口センター所長（長尾重信） 遅くなりましたが、緑総合窓口センターの長尾でございます。よろしくお願いいたします。

今、議長さんのほうから御指摘がありました総合窓口での22年度の総決算的なお話というように受けとめたんですけれども、緑総合窓口では、やはり議長さんも窓口によく来られるという話もありましたが、来客される市民の方が快くその目的を達成していただくという意味で一番最初には、あいさつということ、いろいろ市長もよくおっしゃられますが、あいさつということから初めて住民の方が要望されておるそれぞれの事業といえますかね、事務を執行させていただいておるというところでございます。

やはり住民の方にしましても最初の一言なり、顔を見た瞬間といえますかね、その第一印象が大変重要かなと思ってございますので、その辺には十分気をつけてと思っております。もう一つは最後、帰って行かれるときにも、ありがとうという言葉をいただけるような対応をしていくように、課員には日ごろから心がけるようには注意をしております。何人かの方には、22年度もありがとうという言葉もいただいたようなこともございます。以上でございます。

○熊田 司委員長 西淡総合窓口センター所長。

○西淡総合窓口センター所長（前田和義） 西淡総合窓口センター、前田でございます。

私どもも緑の所長が言いましたように、来客があったときのあいさつ、また、お客さんの達成しようとする目的、これを迅速に済ませようというようには心がけております。また、窓口ということで庁舎の案内もございますので、各部署でどんな業務があるかということも職員にも知らせて、この迅速な対応に心がけているところでございます。

以上です。

○熊田 司委員長 三原総合窓口センター所長。

○三原総合窓口センター所長（久田三枝子） 三原総合窓口センター、久田でございます。よろしくお願いいたします。

三原では、緑、西淡同様、迅速に笑顔で対応させていただきます。特に三原は、ほかの3窓口よりお客様が倍ぐらい多いので、お客様からの不満点とかいうのもね、直接は聞い

ておりませんが、皆さんも聞かれる場合もあるかと思いますが、職員一同頑張っ、大きな声で「おはようございます」「こんにちは」「ありがとうございます」の徹底をさせていただいておりますので、フォロー方またよろしく願いいたします。

○熊田 司委員長 南淡総合窓口センター所長。

○南淡総合窓口センター所長（山下達也） 南淡総合窓口センターの山下です。どうぞよろしくお願いをいたします。

南淡総合窓口センターにおきましても各総合窓口と同じように、あいさつをモットーに現在取り組んでいるところでございます。市民の方々の的確な要望の把握、それから笑顔等々、非常に少ない人用で毎日緊張した面持ちで努めています。

以上です。

○熊田 司委員長 阿部議長。

○議長（阿部計一） 完璧な御答弁ありがとうございました。終わります。

○熊田 司委員長 ほかに。
長船委員。

○長船吉博委員 利点として、合併したときには専門職を雇えるというふうなことを言われておりました。今回、あの人形座等についても非常に専門職がないがために、いろいろと不備も多々あるというふうには私は感じております。今、下水道部は、川上委員の質問に委託費が多いと。それには、やはり自分らで下水道事業団の分を外して、自分らでやっているというふうなことも言われておりますけれども、やはりこの委託費が多いのは現実であって、もう少し今後、市の職員等について、やはりその専門職を雇うべきではないのかなというふうに思うんですけれども、市長、いかがでしょうか。

○熊田 司委員長 市長。

○市長（中田勝久） これは私も合併時にはそういうような旧町の職員なり町民の人にも、そういうお話をしたことがございます。現実、やはり南あわじ市になってから、いろいろ専門職がこの場面におったらなあということも感じるが多ございました。可能な限り、今、福祉の関係とかはいろいろと専門職がふえておりますが、ただ、今回の人形座もそうでありますし、人形会館もそうでありますし、また、今進めております庁舎の問題、

またこれからもいろいろ予想される、そういう大きな事業につけては、やはり職員そのものの自身が採用ということではなくして、他の設計士の皆さんなり、そういう派遣できる組織なり、そういうところからの人たちの知恵をかりたり、また、協力を得たりということは、これからもっと進めていくべきやと思います。そういう場面を感じているわけですので、なかなか市の職員としてもプロパーを張りつける場面、それをどんどんふやしていきますと、やはり定員適正化の問題がありますので、そういう事業を展開する場合に、そういう人たちをお願いして、いわば嘱託職員になるのかどうかわかりませんが、それは今後必要が増えてくるという認識はいたしております。

○熊田 司委員長 長船委員。

○長船吉博委員 今回の人形会館においても議員のほうから指摘されました。他の専門家にアドバイス、見てもらえばどうやというふうなことも言った中で、私たちは責任持って積算しておりますと、そういうふうな答弁で、こういう事態が起こっています。私は、設計士は別として、やはり今はコンピューターの時代なので、やはりコンピューターの維持管理、保守ですか、そこらの委託費も結構ばかにならん。ですから、特に若い子が今すぐれた技術、自分ら個人で持っておるわけですね。ですから、そういう能力のある子を雇えて、今後そういうふうな分野で活躍してもらえばというふうなことも含めてお願いして、終わっておきます。

○熊田 司委員長 ほかに質疑ございませんか。

質疑がございませんので、質疑を終了いたします。

これより、採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○熊田 司委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第1号、平成22年度南あわじ市一般会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○熊田 司委員長 挙手多数です。

よって、認定第1号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、一般会計決算の審査は終了しました。

次に、特別会計の審査に入りますが、説明員入れかえのため、暫時休憩します。
再開は１５時２０分といたします。

(休憩 午後 ３時０８分)

(再開 午後 ３時２０分)

２．認定第１０号 平成２２年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計決算の認定について

○熊田 司委員長 それでは再開をいたします。

認定第１０号 平成２２年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計決算の認定についてを議題とします。ページは１９８ページから２１５ページまでです。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

久米委員。

○久米啓右委員 ２１０ページのこれは財産管理費の需用費の修繕費、修繕料になっていますけれども１億円、もう少し細かく説明をお願いしたいと思います。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク所長。

○ケーブルネットワーク所長（土肥一二） ここの修繕料１億６６万３,３４２円の内訳なんですけれども、備品修繕のほうが２３９万４,０００円ほどと、それから公用車４台分の修繕ということで、あと３４万、それから設備修繕料ということで９,７９２万８,０００円、これは主に、設備修繕のほうについては三洋電機のほうへ支払った移転とか電柱立てかえ分の修繕料でございます。

○熊田 司委員長 久米委員。

○久米啓右委員 移転というのは具体的に地権者とか線下地主とかの要望、あるいは建築工事に支障になったとかということの移転ですか。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク所長。

○ケーブルネットワーク所長（土肥一二） この移転、移設の部分、N T Tの電柱が悪くなったので移設しますということで移設したり、例えば、お家のほうを建てかえたということで、その前にある電柱が邪魔になったということでの移設、それから公共工事に係る分で、道路拡幅したときなんかは電柱の移設に伴う移設工事等でございます。

○熊田 司委員長 久米委員。

○久米啓右委員 線路工事の場合、修繕と設備の棲み分けはどういう棲み分けしていますか。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク所長。

○ケーブルネットワーク所長（土肥一二） この修繕料でございますけれども、先ほど申しましたような移設の工事等が主な要因でございます。

○熊田 司委員長 久米委員。

○久米啓右委員 軽易な移設等は修繕で認められると思うんですが、例えば、長期スパンになったりすると設備工事になる場合があると思うんですが、そういう工事はあったんですか。それとも全部修繕料でやったんですか。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク所長。

○ケーブルネットワーク所長（土肥一二） 去年度、大きい部分といたしましては、倭文土井の道路拡幅による部分のような、これは300万ほどかかったんですけれども、そういうふうな部分の修繕で、ここで修繕をすべて支払っております。

○熊田 司委員長 久米委員。

○久米啓右委員 ちょっとその辺の仕分けがあいまいのように聞こえるんですが、電柱の立てかえは、所有者、N T Tとか関西電力の立てかえに伴うものだけですか。それとも自営柱の立てかえも含んでいるんですか。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク所長。

○ケーブルネットワーク所長（土肥一二） 自営柱の立てかえの部分については、前年中は聞いておりません。N T T柱とか関電柱の立てかえによるものでございます。

○熊田 司委員長 久米委員。

○久米啓右委員 ケーブルの移設の修繕と設備工事の棲み分けですね。その辺がちょっとはつきりしていないように思うんですが、修繕ですと単年度で経費として落とせると思うんですが、その辺はきっちりと処理できているんでしょうね。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク所長。

○ケーブルネットワーク所長（土肥一二） 簡易な備品修繕とかもここの修繕料で支払っておるようなところで、修繕全般については、ここで全般支払っておるようなところでございます。

○熊田 司委員長 久米委員。

○久米啓右委員 2 3 年度もその辺の精査をきっちりして、設備管理を行っていただきたいと思います。終わります。

○熊田 司委員長 ほかに。
谷口委員。

○谷口博文委員 所長、簡単なこと聞くさかい、ちょっと簡単に説明してください。

この208ページの有料番組ガイド委託料399万7,000円何ぼ、これは、気象情報というのは、あれ多分12チャンネルでなしに、気象のやつだと思うのやけど、この有料番組ガイド委託料というのと210ページの有料番組借上料981万3,000円という、これについてちょっと説明お願いします。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク所長。

○ケーブルネットワーク所長（土肥一二） 有料番組ガイド委託料については、議員、先ほどおっしゃったように、27チャンネル分のオプション分の部分とか、WOWOWとか、スターチャンネルの部分の有料ガイド誌の発行するための委託料でございます。

有料番組借上料の部分981万3,689円の部分についてもオプションの27チャン

ネルとか、衛星放送とか、グリーンチャンネルの支払いの部分でございます。

○熊田 司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ショップ番組いうんけ、反対に宣伝したよるやつは、あれは反対に金もらえよるのけ。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク所長。

○ケーブルネットワーク所長（土肥一二） ショップチャンネルのほうも22年度、夜間にケーブルのほうで放送しております。その部分についてはショップチャンネルのほうからの配信の手数料ということで、その他雑入のほうに41万656円、22年度は歳入されております。

○熊田 司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そこで、所長、このケーブルを使って地元のCMというか、地元企業なり、その辺のあれは別にしても構わんのでしょ。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク所長。

○ケーブルネットワーク所長（土肥一二） そのとおりでございます。22年度のケーブルのCMの放送料については、その他雑入のほうに13万6,500円が歳入に支払っていただいております。

○熊田 司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ちなみに、13万何ぼやけど、1社で、どれだけのCMで、どれぐらいのCM料というか、取っているのですか。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク所長。

○ケーブルネットワーク所長（土肥一二） 1件の部分については窯業関係の会社さんの部分でございますけれども、ここの部分については15秒で24週間ということで、10万8,500円、それからあと学習関係のところなんですけれども、30秒の部分で1

週間を2回放送、2週間分ですね、放送させていただいております。これが2万8,000円分の納入でございます。

○熊田 司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 実際、こういうこと言うていいかわからんのやけど、できるだけ地元の、僕は、メイド・イン・ジャパンで、地元の消費というのは地元でやってほしいという思いがあるのやね。お金回すのによ。そやから地元のそういうふうな企業のCMいうやつをよ、こんなに高く取らんとよ、安価でCMをしてあげていただきたいなあというように思いがあるのやけど、洲本のケーブルなんか見とったら、かなり企業のCMが、南あわじ市のケーブルに比べたら多いと思うんやけど、その辺、洲本ケーブルとの価格というか、その辺はどうなんですかね。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク所長。

○ケーブルネットワーク所長（土肥一二） 南あわじ市のケーブルのCM料なんですけれども、1週間で35回以上で、放送時間が15秒なんですけれども、ケーブルテレビの加入者であれば9,000円、淡路島テレビジョンの料金は、1週間で40回以上ということで2万1,000円、それから一番大きいところで南あわじ市の部分では24週間、6カ月分ですね。これが840回以上の放送で30秒で、ケーブルテレビ加入者であれば、これだけで16万8,000円と。洲本の淡路島テレビジョンの料金だと、6カ月、960回以上で37万8,000円というようなところでございます。

○熊田 司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そこで、私は市内の業者は9,000円でええのよ。市外業者やったら、それはもっと取っても構わんのやけど、その辺を企業にケーブルでのCMをよ、もっと積極的にやな、安い値で、市内の業者やったらほんまに9,000円で放送したってもうてよ。それで洲本の業者やったら倍ぐらい取って、それで採算合わせてもうてでも、とにかくそういうCMでもある程度の収入得れるようによ、努力していただきたいなあという思いがあるのやけど、所長、どうですか。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク所長。

○ケーブルネットワーク所長（土肥一二） 今のところ、ケーブルのホームページなど

でケーブルのCMの募集を載せておりますけれども、また自主放送で、こんな、うちのほうでコマーシャルやってますというふうな番組、お知らせをつくりまして、また、その辺、周知していきたいと思っております。

○熊田 司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ほんまは民間と同じような、そういう経営感覚を持っていただいて出向いていってでもよ、そういうふうなCM作成ちゅうかやな、お互いにやはり金もうけできるような方法でよ、考えていただきたいということを要望しまして終わります。

○熊田 司委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 その番組制作を大体、月20本ぐらいつくっとるっちゅう話だったんですけれども、これはもう外部流出コストはなしで、全部内部コストでやっとなんですか。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク所長。

○ケーブルネットワーク所長（土肥一二） 去年度までは月20回を超える自主番組をつくっております。ことし4月からなんですけれども、週2回放送ということで、今のところ月30回ぐらいの自主番組の放送、それだけ流しております。

○熊田 司委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 それは全部もう内作でやっとなんということ。これで見ると、どうもそういうことでの費用が出ていないようなんですけれども、全部内作でやっとなんのですか。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク所長。

○ケーブルネットワーク所長（土肥一二） 放送については自分ところで、ニュースについては自分ところで作成して放送しております。

○熊田 司委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 お金の件、わかりました。大体、番組制作にスタッフ8人ぐらいとい

う話だったかと思うんですけれども、その辺の事業とか、大体、月30本、じゃあ絶対、毎週毎週流していますよね。「こちら市役所です」とかいろいろコミュニティ放送をやっていますけど、30本つくって、4週で30本、そのぐらいあるのかもわかりません。それを8人で走り回ってつくつとというのが実態ですか。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク所長。

○ケーブルネットワーク所長（土肥一二） 現在のところ、前年度までは週1回のニュースでしたけれども、4月からは週2回、火曜日と金曜日に、新しくまたニュース放送をしておるようなところでございます。人員についても制作のほうについては今のところ9名で制作しております。

○熊田 司委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 わかりました。その件は、私、一般質問でやったんですけど、もっともっと見てもらうような努力をしてほしいということは言ったんですけど、これはあんまりその場では合わないと思うので別にしまして、全体では4億5,000万ぐらいの年間経費で運用しとるんですけど、一般会計から2,300万ぐらい繰り入れしている格好で運用しとる格好ですけど、歳出で見ますと、逆に、これは8,600万、一般会計に繰り出している格好になっていますね。この辺の関係、ちょっともう一回、ちょっとわかりやすく教えてもらえますか。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク所長。

○ケーブルネットワーク所長（土肥一二） ケーブルの一般会計からの繰り入れということで、この部分については2,381万8,650円、一般会計へ繰り出した部分がございます。この部分についてはケーブルテレビ使用料の部分の各課からの生活保護世帯の減免とかの部分のケーブルテレビ使用料の歳入でございます。それから今回、出のほうにつきましては一般会計への繰出金ということで、8,614万3,000円ということで一般会計のほうへは繰り出しを今回もさせていただいたようなところでございます。

○熊田 司委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 ということは全体の事業として見たときには、6,000万ぐらいの要するに収入・支出でいきますと、財産とかは別にして、大体、営業収入で3億何千万あ

りますけど、どっちかといったら、もう収入で賄えておると。人件費、その他有料番組とか、いろいろ施設の修繕費も含めて、大体賄えておるとというのが今の実態ですか。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク所長。

○ケーブルネットワーク所長（土肥一二） ケーブルテレビ会計では賄えておるような状態なんですけれども、ケーブルテレビ事業するに当たって起債とかございますので、その部分を一般会計へ、その起債の部分の償還金の部分で、その部分があるので、ケーブルテレビ特会だけを見ると4,000万円のプラスが出るとというような形だと思います。

○熊田 司委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 ということは、きちんと収支均衡しながら事業は運営しとると、そんな感じで今は運営しとるわけですね。もうちょっと努力すれば、もっともっと料金下げれるか、そんな話にはなっていくという、事業全体としては、そんな感じでとらえておってよろしいですか。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク所長。

○ケーブルネットワーク所長（土肥一二） 事業全体としては今のところ、去年度については4,000万円のプラスでしたけれども、今後とも局舎内の部分で老朽化が来ておる関係上、一般会計への繰り出しもその辺、修繕が上がっていったりしたら、やっぱり一般会計への繰出金も少なくなる可能性もあるんじゃないかと思います。

○熊田 司委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 終わります。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 番組のことについて伺いたいんですけど、子ども映画祭の入賞作品とかを流しとったことがあったと思うんですけど、そういうのは著作権とかいうのは別に問題なく流せるものなんですかね、番組なんですかね。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク所長。

○ケーブルネットワーク所長（土肥一二） 私どもで流させていただく部分については、撮影者の意向とか聞いた上で流させていただいておるような状態でありますので、著作権については問題ないかとは思っております。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 以前も市民からの投稿ビデオみたいなものとか、高校の放送部なんかコンテストに出すような作品とか流せたらいいなあと常々思っているんですけども、その辺と著作権とかそういう部分の関係というのは、どのように考えておられますか。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク所長。

○ケーブルネットワーク所長（土肥一二） 淡路三原高校の方が全国大会へ行くような受賞作品もこの前も放送したんですけども、その部分についても高校の顧問の先生とか撮影者に許可をいただいて放送しとるような形をとっておりますので、それも著作権については問題ないかとは思っております。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 ということは写真と同じように、例えば、自分で撮ったものを市民が持ち込んでとかいうのも扱えるということですかね。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク所長。

○ケーブルネットワーク所長（土肥一二） 著作権は問題はないですけども、そういうふうな写真とかの部分であるであれば、肖像権の問題がちょっとひっかかるようなものもあるかとは思います。

○熊田 司委員長 原口委員。

○原口育大委員 私も以前、その放送部の話したときに肖像権を高校のほう心配しとったのは確かにありまして、以前流れたんですけど、商店街のおかみさんとかをずっとアップで映したりしとる分について、その辺の肖像権とかを確認していないと、ちょっとまづいかなあというふうな感じは受けたんですけども、できるだけ身近な映像が流れて、

親しみが持てるような、視聴率が上がるようなことに努めていただきたいというふうに思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 21年と比べまして、この使用料及び手数料ということで、これは加入者の使用料ということになると思うんですが、1.5%の伸びと収入が1.5%、合計で4.8%の伸びということで、歳出のほうは7.7%の伸びということになっているようですけれども、これについてどのように考えておられますか。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク所長。

○ケーブルネットワーク所長（土肥一二） 中身的なことでよかったでしょうか。

歳入のほうについては、21年度と比べて4.8%の増額ということで、金額的には2,110万5,000円の増額ということでございます。その中で、分担金及び負担金のところが対前年比28%の増というところでございます。この部分については、加入分担金が21年度分については246件だったのが、22年度については551件と、件数については320件ほどの増ということに伴う加入分担金の件数が増額した部分での増額と。

それから、下の使用料及び手数料の部分については、540万4,000円の前年から見た増額の部分については、ケーブルの基本使用料の部分、それからインターネットの件数の増というものの増額でございます。

それと、繰越金が147.5%ということで増額しております。この部分については、前年度の歳入歳出の残がふえたということで、927万3,000円の増額でございます。

それから歳出のほうでございますけれども、7.7%対前年比からふえた。金額にいたしまして3,137万5,000円の増というものでございます。この部分については主に一般会計の繰出金、22年度が8,614万3,000円、21年度が6,400万、2,214万3,000円の増額が主な要因でございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 21年度の決算見ますと、前年に比べて使用料が4割ほどふえた。

これだけ見えてくれる人がふえたということだろうとは思いますが、ことし22年度決算を見ますと、加入者については1万6,810で、大体300世帯ぐらいが加入増というふうになっておりまして、加入者がふえているという印象は物すごくあるわけなんですけれども、その使用料としてはあんまりふえていないということは、これはどうい

うんでしょうか、平成20年に比べての使用料の伸びは、20年から21年の伸びは4割もあったと。21年から22年にかけては加入者はふえて、使用料も1.5%の伸びであったという、このあたりがちょっと、内容がもう少しわかればなあというふうに思っているんですが。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク所長。

○ケーブルネットワーク所長（土肥一二） ケーブルテレビが旧の2町から平成20年に4町ということで、旧4町分ということでエリア拡大したことに伴っての対前年のほうについては、それだけふえたというようなことであろうと思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 使用料の減額処置というようなことがあったのかな、それはなかったんですかね。それが通常のものになったということではないんですか。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク所長。

○ケーブルネットワーク所長（土肥一二） 使用料の減免部分については1億2,000ぐらいであったんですが、今回みたいに2,300万というような部分の、その差額だと思います。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ただ、歳入の目標としてみたところに比べまして、予算では大体1,000万ぐらいが足らなかったというような決算になっと思うんですけども、数字的にはそれで間違いないですね。数字はそうなっているように思うんですが、予算に比べて調定したものが約1,000万近い、足らずというのがあるように思うんですけども。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク所長。

○ケーブルネットワーク所長（土肥一二） 使用料の部分については少し予算的には見込み過ぎていたのかなあというところのものでございます。

○熊田 司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 先ほど原口委員も意見をおっしゃっておられましたけれども、それにあってもやはり加入者ふえている。300世帯、大方400世帯近くが努力の中でふえているということで、定着もしてきているし、また、番組の工夫でいろいろとまた伸ばす余地もあると。先ほどのアジア国際映画祭のほうも、これは主催団体との関係もあるうかと思うんですけれども、著作権なども注意をしながらも身近な映像を流すとか、あるいはアーカイブであったり、オンデマンドであったりというような、こういうようなことも今後取り組んでいく中で、より加入者をふやしていくということも可能ではないかなというふうに思っと思つていますが、そのあたりいかがでしょうか。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク所長。

○ケーブルネットワーク所長（土肥一二） 加入者のほうについても去年の3月からことしの3月にかけて、300人ほど加入者がふえておるような状態でございます。今後とも皆様に見ていただけるような、加入していただけるような番組づくりをつくっていきたいと考えております。

○熊田 司委員長 小島委員。

○小島 一委員 今、ケーブルテレビにつきましては時々見させていただくんですけど、これはニュース等、キャスターさんおられると思うんですよ。そのキャスター教育いうの、アナウンス教育いうたらいいんですか、そういうのはやられておりますか。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク所長。

○ケーブルネットワーク所長（土肥一二） キャスターの教育の部分につきましては、現在2名の女の方にキャスターをしていただいておりますけれども、その者については、ことしに入って兵庫県の神戸のほうにあるNHKで研修を受けたり、東京にあるNHKのほうには、この1カ月後ぐらいには2人、研修に行かせるような予定ではございます。

○熊田 司委員長 小島委員。

○小島 一委員 それはそれで田舎らしくていいところもあるんですけれども、表情とかしゃべり方とか訓練していただいて、見やすい、聞きやすい放送づくりにしていってほしい

いなあというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○熊田 司委員長 ほかに。

登里委員。

○登里伸一委員 ついでにちょっと1点お聞きします。

現下の経済状況やひとり暮らしの人が亡くなるとかいう状況から、契約解除などは件数あるのでしょうか。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク所長。

○ケーブルネットワーク所長（土肥一二） 契約解除のほうについても件数はやはりございまして、去年、加入者の部分が500件ほど加入がふえたわけなんですけれども、その部分、3月末では、その500ふえらんと、300数名程度の増ということで、あとの200については解約というような形でございます。

○熊田 司委員長 登里委員。

○登里伸一委員 その場合、例えば、地デジになってNHKなんかも丁寧に契約解除の案内もしましたが、その手続的には十分に対応されておりますか。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク所長。

○ケーブルネットワーク所長（土肥一二） 今回、地上デジタルに変わるに当たりまして、旧西淡、三原のほうにアナログチューナー配布しておったところの部分について、そこでBS関係の部分を、BSのアナログですね、その放送を見られた方については、この7月24日に終わるというふうな通知はさせていただいております。

○熊田 司委員長 登里委員。

○登里伸一委員 よくわかりましたので、結構でございます。

○熊田 司委員長 ほかに。

柏木委員。

○柏木 剛委員 お聞きします。テレビのほうの加入者はわかったんですけど、インターネットの加入者、これは収入が8,990万あるんですけど、これは単価と市場競争力をどう評価しているか。それから、実際これ何件ぐらい接続しているか。そのあたりちょっと、どうなっていますか。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク所長。

○ケーブルネットワーク所長（土肥一二） インターネットの加入者につきましては、平成23年の3月で2,914件でございます。それで今現在、8月末では2,901件というところでございます。金額については月額2,625円という大変お安いような単価になっております。

○熊田 司委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 結構です。わかりました。終わります。

○熊田 司委員長 ほかに。
出田副委員長。

○出田裕重副委員長 参考資料のほうで正職員11名とあるんですけども、ケーブルテレビの方やったら皆さん一般職になるんでしょうか。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク所長。

○ケーブルネットワーク所長（土肥一二） 一般の職員については、議員おっしゃられたようなとおりでございます。

○熊田 司委員長 出田副委員長。

○出田裕重副委員長 これは、ケーブルテレビができて10年ということで、僕も10年間見てきたわけではないですけども、年齢構成がほかの部署に比べて、かなり若いなあという印象を受けているのとあわせて、人事異動もわりかし少ない部署なのかなあというふうに思うんですけども、どういう考え方で運営をされているんですか。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク所長。

○ケーブルネットワーク所長（土肥一二） 人事異動の関係については、総務のほうで人事は行っておるようなところでございますので、私どものほうについては臨時職員が現在7名いますので、その臨時職員の7名は専門性を持って、今現在取り組んでいるようなところでございます。

以上です。

○熊田 司委員長 出田副委員長。

○出田裕重副委員長 僕の思い込みですかね。あんまり人事異動ないような思い込みですかね。

○熊田 司委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） ケーブルネットワーク淡路のみならず、人事異動については最近やはり、かなり小規模になってきていることは事実でございます。ただし、ケーブルにつきましては、合併以前に旧町の2町から立ち上げたときに、プロパーで採用された職員については現在もほとんど、そのケーブルネットワーク淡路か情報課のほうに配属されているというような事実でございます。ただし、それ以降、合併以降につきましては当然、その職員の希望をとったり、また、適材適所を考えた中での異動でございますので、そういうふうな状況でございます。

○熊田 司委員長 出田副委員長。

○出田裕重副委員長 その2町時代のプロパーさんというのは何名おられるんですか。

○熊田 司委員長 ケーブルネットワーク所長。

○ケーブルネットワーク所長（土肥一二） 正職員4名でございます。

○熊田 司委員長 出田副委員長。

○出田裕重副委員長 わかりました。

○熊田 司委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○熊田 司委員長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○熊田 司委員長 御異議ございませんので、これより採決を行います。
認定第10号、平成22年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

3. 認定第11号 平成22年度南あわじ市広田財産区管理会特別会計決算の認定について

○熊田 司委員長 挙手多数です。

よって、認定第10号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第11号、平成22年度南あわじ市広田財産区管理会特別会計決算の認定についてを議題とします。ページは216ページから227ページまでです。

これより質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○熊田 司委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○熊田 司委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第11号、平成22年度南あわじ市広田財産区管理会特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

４．認定第１２号 平成２２年度南あわじ市福良財産区管理会特別会計決算の認定について

○熊田 司委員長 挙手多数です。

よって、認定第１１号は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第１２号、平成２２年度南あわじ市福良財産区管理会特別会計決算の認定についてを議題とします。ページは２２８ページから２４１ページまでです。

これより質疑を行います。ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○熊田 司委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○熊田 司委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第１２号、平成２２年度南あわじ市福良財産区管理会特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

５．認定第１３号 平成２２年度南あわじ市北阿万財産区管理会特別会計決算の認定について

○熊田 司委員長 挙手多数です。

よって、認定第１２号は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第１３号、平成２２年度南あわじ市北阿万財産区管理会特別会計決算の認定についてを議題とします。ページは２４２ページから２５３ページまでです。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○熊田 司委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○熊田 司委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第13号、平成22年度南あわじ市北阿万財産区管理会特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

6. 認定第14号 平成22年度南あわじ市沼島財産区管理会特別会計決算の認定について

○熊田 司委員長 挙手多数です。

よって、認定第13号は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第14号、平成22年度南あわじ市沼島財産区管理会特別会計決算の認定についてを議題とします。ページは254ページから265ページまでです。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○熊田 司委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○熊田 司委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第14号、平成22年度南あわじ市沼島財産区管理会特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○熊田 司委員長 挙手多数です。

よって、認定第14号は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

お諮りします。

審査の途中ですが、本日の審査はこれまでとし、次の審査は、あす9月15日、午前9時より開催いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○熊田 司委員長 御異議なしと認めます。

よって、本日の審査はこれで終了いたします。

本日は、お疲れさまでした。

(閉会 午後 4時03分)

決 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

日 時 平成 2 3 年 9 月 1 5 日
 午前 9 時 0 0 分 開会
 午後 1 時 3 0 分 閉会
 場 所 南 あ わ じ 市 議 会 議 場

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（1 6 名）

委 員 長	熊 田 司
副 委 員 長	出 田 裕 重
委 員	廣 内 孝 次
委 員	谷 口 博 文
委 員	久 米 啓 右
委 員	原 口 育 大
委 員	柏 木 剛
委 員	川 上 命
委 員	楠 和 廣
委 員	印 部 久 信
委 員	小 島 一
委 員	砂 田 杲 洋
委 員	蛭 子 智 彦
委 員	登 里 伸 一
委 員	長 船 吉 博
委 員	森 上 祐 治
議 長	阿 部 計 一

欠席委員（2 名）

委 員	蓮 池 洋 美
委 員	北 村 利 夫

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	高 川 欣 士
---------	---------

次	長	阿	閉	裕	美
課	長	垣		光	弘
書	記	川	添	卓	也

説明のために出席した者の職氏名

市	長	中	田	勝	久
副	市	川	野	四	朗
市	長	中	田	眞	一
総	務	渕	本	幸	男
財	務	土	井		環
市	民	入	谷	修	司
健	康	郷		直	也
産	業	水	田	泰	善
農	業	奥	野	満	也
下	水	道	上	光	明
市	長	橋	本	浩	嗣
総務部次長兼選挙管理委員会書記長		林		光	一
財	務	細	川	貴	弘
市	民	原	口	幸	夫
健	康	藤	本	政	春
産	業	興	津	良	祐
農	業	神	田	拓	治
下	水	松	下		修
会	計	馬	部	総	一
次長兼監査委員事務局長		高	見	雅	文
市	長	田	村	愛	子
総	務	佃		信	夫
財	務	神	代	充	広
財	務	堤		省	司
市	民	藤	岡	崇	文
市	民	垣	本	義	博
市	民	高	木	勝	啓
健	康	小	坂	利	夫
健	康	川	本	眞	須
産	業	阿	部	員	久

産業振興部企業誘致課長	北	川	真	由	美
国民宿舍支配人	北	川	満	夫	
農業振興部農業共済課長	宮	崎	須	次	
下水道部企業経営課長	江	本	晴	己	
下水道部下水道課長	小	谷	雅	信	
下水道部下水道加入促進課長	喜	田	展	弘	

Ⅱ. 会議に付した事件

付託案件

1. 認定第 9 号 平成 22 年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計決算の認定について…………… 3 4 5
2. 認定第 2 号 平成 22 年度南あわじ市国民健康保険特別会計決算の認定について…………… 3 4 9
3. 認定第 3 号 平成 22 年度南あわじ市老人保健特別会計決算の認定について…………… 3 6 8
4. 認定第 4 号 平成 22 年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計決算の認定について…………… 3 6 8
5. 認定第 5 号 平成 22 年度南あわじ市介護保険特別会計決算の認定について…………… 3 7 5
6. 認定第 6 号 平成 22 年度南あわじ市訪問看護事業特別会計決算の認定について…………… 3 8 4
7. 認定第 15 号 平成 22 年度南あわじ市下水道事業会計決算の認定について… 3 8 5
8. 認定第 16 号 平成 22 年度南あわじ市農業共済事業会計決算の認定について…………… 4 0 4
9. 認定第 7 号 平成 22 年度南あわじ市慶野松原海水浴場特別会計決算の認定について…………… 4 0 5
10. 認定第 8 号 平成 22 年度南あわじ市土地開発事業特別会計決算の認定について…………… 4 1 1
11. 認定第 17 号 平成 22 年度南あわじ市国民宿舎事業会計決算の認定について…………… 4 1 1

Ⅲ. 会議録

決算審査特別委員会

平成 23 年 9 月 15 日（木）

（開会 午前 9 時 00 分）

（閉会 午後 1 時 30 分）

1. 認定第 9 号 平成 22 年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計決算の認定について

○熊田司委員長 それでは、おはようございます。

昨日に引き続き、決算審査特別委員会を開催します。

北村委員より、都合によりおくれる旨の連絡がありましたので報告いたします。

認定第 9 号、平成 22 年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計決算の認定についてを議題とします。ページは 183 ページから 197 ページまでです。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この処分場に持ち込まれているものですが、市内と市外との量というのはどうなってますでしょうか。

○熊田司委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） おはようございます。生活環境課、高木でございます。よろしくをお願いします。

この産業廃棄物最終処分場につきましては、市内の廃棄物のみでございます。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 公共事業とかで市外から出たものを受け入れたりしたということはなかったんですかね。

○熊田司委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） これは地元とも約束もございまして、市外のものは受け取っておりません。

○熊田司委員長 ほかにございませんか。
久米委員。

○久米啓右委員 決算で歳入がかなり伸びておりますが、この主要因の分析はされましたか。

○熊田司委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） 歳入の分につきましては、21年度比較といたしまして、2,119万8,312円と少なくなっております。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっと聞き忘れとったんですが、先ほどの関係なんですけども、市内のものか市外のものでないかというのは、何によって確認されてるのでしょうか。

○熊田司委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） はい、2つございます。
産業廃棄物につきましては、マニフェストが徹底されております。
それと、あと事前に契約で券を購入しております。そのときにすべてチェックできております。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 すべて台帳は管理をどこでされてますか。

○熊田司委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） これは現場から日々、日報が生活環境課のほうに届いておりまして、日々、業務をそこですべて整った形で次の日々ということで、当日で台帳を完了させております。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 マニフェストの管理をされているということですね。

○熊田司委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） マニフェストも閉鎖されるまですべて管理しております。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは閲覧はできるのでしょうか。

○熊田司委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） 閲覧はできますけれども、すごい膨大な量でございます。
また、契約書によりつつございますので、そちらのほうが閲覧しやすいかと思いま
す。

○熊田司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 もう基本的なことをちょっとお尋ねすんねんけど、これは伊加利の処
分場のことを言うとなね。ほんで、もちろん、かわらくずとかコンクリート片とか来よ
るわけでしょ。ほんならあと、何年かしたらその処分場が満杯というかや、そのあたりは、
見込みはどうですか。

○熊田司委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） 説明資料の272ページにありますように、ただいまの
埋立率といたしまして、63.54パーセント。残りが36.46パーセントになっており
ます。それで、過去5年間の平均が4.4パーセント。過去3年間の平均が2.9パーセン
ト。その間を取って3.5パーセントというのが私の見込みでございまして、平成32年
前後に完了という予定になろうと思います。

○熊田司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ということは、もう10年したら、その処分場は新たな所をつくらな
いかんということけ。

○熊田司委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） これは当初20年の予定で操業してまいりましたがけれども、最近やはり搬入量が減っておりますので、その辺で少し寿命が延びておるとお考えいただきたいと思います。

○熊田司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ほんならフェニックスでやけど、向こうへ行きよるやつの違いっちゃうのは何なんですか。

○熊田司委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） まず、産業廃棄物っていうのは、これは品目によって特定されておりまして、我がほうの管理しとる分につきましては、3品目のみです。つまりかわらくずと、あとコンクリートがら等の建築廃材、それと残土でございます。

フェニックスに行っとんのは、最終処分場としてどうしようもならない埋立ごみと焼却灰でございます。

○熊田司委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○熊田司委員長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○熊田司委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第9号、平成22年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

○熊田司委員長 挙手多数です。

よって、認定第9号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

先ほど連絡するのを忘れておりましたが、蓮池委員のほうから欠席の旨の報告をいただいておりますので、報告させていただきます。

2. 認定第2号 平成22年度南あわじ市国民健康保険特別会計決算の認定について

○熊田司委員長 次に、認定第2号、平成22年度南あわじ市国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題とします。ページは1ページから55ページまでです。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 国保税の算定を収納されたということですけど、ここにも毎年の表が挙がっておりますが、この滞納の中身なんですけれども、所得階層といたしますか、これによって随分と違うというか、低所得者に滞納が、件数としてですね、多いのではないかと。金額としても比率が多いのではないかとというふうに思っておるわけですが、例えば所得階層で150万円以下、年間所得150万円以下の階層での滞納というのはどの程度になっておりますでしょうか。

○熊田司委員長 収税課長。

○収税課長（垣本義博） 150万円以下はちょっと資料は集計してないんですけども、100万円以下が約73パーセントございます。それと、200万円以下ですけども、16パーセントということで、200万円以下の所得の世帯が約9割ございます。以上です。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 滞納になった場合、相談はもちろん、まず相談から入って分納をしていくということがあって、それでも収納ができない場合に、短期証の発行、資格証明の発行というようなことになるのでしょうか。

○熊田司委員長 収税課長。

○収税課長（垣本義博） 基本的には分納ということで、国保税も税でございますので、5年の時効がございます。ですから、分納誓約ということで誓約書を出していただいて、とりあえず時効をとめると。それで、今の生活状況とかいろんな状況、うちの財産調査もいろいろしますけども、そういう基礎資料をもとに今幾ら払えるのかという額を、お互い相談しながら分納の額を出しております。

それと、今、国保税には資格証ということがございますので、なるべく短期証、2カ月のものでつないでいけるような分納の計画書を出していただくようにしております。以上です。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 何点かあるんですが、仮に分納誓約をしながら分納していったる間に、現年分が新たに滞納になっていくというようなケースも結構あるのかと思うんですけども、そういったケースはありますか。

○熊田司委員長 収税課長。

○収税課長（垣本義博） なかなか現年をカバーして滞納分を分割納付していくというのはかなり難しいものがございます。最低でも現年分は上回る、過去の分も含めての年間の分納額を決めております。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 処理としてはこれまで私もケース当たったことがあるんですけども、分納した場合に、滞納分からまず入れていくというようなやり方をしておった時期もあったかに思うんですけども、そんなことはなかったんですか。

○熊田司委員長 収税課長。

○収税課長（垣本義博） 滞納者につきましては、特段、相手方の申し出がない場合、基本的に古い税から充当していきます。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしますと、滞納分から入れていくと、新たな滞納が現年で生まれ

てくるという仕組みになってるということですね。

○熊田司委員長 収税課長。

○収税課長（垣本義博） だからそこが問題で、滞納が減ってもまた新たに、新たな税が翌年度に加わるという、悪循環ともいわれる状況にもあります。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これはちょっと以前に調べた資料なんですけども、2009年度といえますから平成21年のですね、10月にお聞きした資料なんですけど、そのときに南あわじ市での短期保険証が396、資格証明書が273という資料を持っておるんですが、現状はどのようになっているのでしょうか。

○熊田司委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 平成23年3月末で資格証が233、短期証が485でございます。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 資格証が233、短期証が485ということですね。これで見ますと、当時よりも資格証明の発行は40減り、短期証が90件ふえていると。

この間、学齢児童に対しては、資格証明ではなく短期証ということをするべきであるという通達といいますか、行政指導というようなものがあったように思うんですが、それはいかがでしょうか。

○熊田司委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 資格証の世帯のうち高校生世帯が26世帯で、そのうち51人に発行しております。短期証世帯のうち、高校生のいる世帯が102世帯で、176人に6カ月の短期証を発行しております。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 子供たちのためには資格証明じゃなく短期証という原則で臨むというふう理解してよろしいでしょうか。

○熊田司委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） はい、そういうことでございます。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 先ほどの所得階層で、200万円以下で大体滞納の89パーセントということでございます。

国保そのものがこれまでいろんな場面で発言といいますか、指摘をさせていただきましたように、低所得者を中心にして構成されている保険制度であるということから、医療費に対してどうしても支払い能力が足りないということになってくるのかと思うんですが、この所得階層の200万円以下の方で、その階層の保険税の合計、支払われるべき保険税の合計というのは計算されてますでしょうか。

○熊田司委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 今、その200万円以下の世帯での保険料の算出資料、持ちございませんので、申しわけございません。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 私のちょっと調べた資料なんですけど、南あわじ市、県がつくった資料なのかと思うんですけども、提出しておられると思うんですけど、200万円以下で世帯数が大体6,000世帯ぐらいになるのかと思うんですね。大体、ざっとですけど6,000世帯ぐらいになるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。違いますか。所得階層200万円以下の世帯、資産割とかそういうのは抜きにしてですね、所得階層200万円以下が大体6,000世帯ぐらいになりませんか。ざっとですが。

○熊田司委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 申しわけございません。ただいま委員がおっしゃったデータ、当課のほうでは持ち合わせておりません。申しわけございません。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それはね、ぜひ常にとっていただいておきたい資料なんですけども、国保運営協議会などでも配られるべきような数字かなというふうに思っておるんですが、それはもうこれは調べた、こちらで調べた範囲ですので、非常に詳しい資料がありますので、例えばそれを見ますとですね、先ほどの保険税収入ということで見たときに、これは平成21年の資料だとは思いますが、保険税の算定で、合計で基礎課税ということでその合計を見ておるんですが、全体で17億7,941万円が国保税の算定ですね、決算を見ますと。決算資料は国保税の歳入が17億7,941万4,000円というふうになっておると思うんですけれども、その中で医療分ということであるわけですが、全体のやはり7割、8割が200万円以下の先ほどと同じような数字になろうかと思うんです。例えば、この所得割100万円以下、80万円を超え100万円以下の方での保険税の算定額というのは、資料として持っておられますか。その階層での。

○熊田司委員長 収税課長。

○収税課長（垣本義博） 収税課は、ある程度この所得では幾らの保険税の、大ざっぱな計算なんですけども、今、一人当たり4万5,000円かかります。それと世帯割3万5,900円かかります。所得割が10パーセントちょっと。資産割が3割ちょっとかかります。例えば今言う、委員がおっしゃっているこの100万円というのは、かなりの所得、今言う200万円であれば、200万円の所得の人は、例えば年金、65歳以上であればその人の支払い額は320万円にもなります。この200万円というのはかなり高額所得に当たると思います。例えば今言う100万円とすれば、今言う年金は65歳以上であれば120万円の控除があります。だから、220万円の人が年金の支払い者がおりますと、奥さんと2人、2人世帯の場合、220万円支払いを受けております65歳以上、2人世帯でございますと、今言う100万円の33万円基礎控除を引きます。ですから67万円ですか、67万円の約1割ちょっとということで、7万円ぐらいの所得割が出てきます。その家に例えば10万円の固定資産税がかかっておれば約3割と。3万円ちょっと。そやから、資産割と所得割で10万円、今言う均等割、平等割、2人なんで9万円ですか、それと世帯割の3万5,900円、今のやつを全部合わせたやつがこの2人世帯、65歳以上の保険税となります。よろしいでしょうか。恐らく20万円ぐらいになるかとは思いますが。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 大体そういうことなんだろうと思うんですけども、仮に総収入が２２０万円で、所得算定をした場合１００万円ぐらいになるというような説明だったかに思うんですが、そういう理解でよろしいですか。

○熊田司委員長 収税課長。

○収税課長（垣本義博） 年金者の場合はそのとおりです。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 年金者以外の場合は、もう少し控除がふえるということですか。

○熊田司委員長 収税課長。

○収税課長（垣本義博） そやから、年金者以外、例えば農業とかいうのは、もうそういう粗利益から経費を引いた部分、残りが１００万円という所得になります。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 実質的な可処分所得というような理解をするわけなんですけれども、２２０万円に対して平均で２０万円ぐらいという説明でございました。大体１０パーセント少し切るぐらい、前後あると思うんですけども。これがですね、消費税と同じなんですけれども、５００万円収入ある方の１０パーセントという負担感と、２２０万円という収入の方の１０パーセント負担感ということになると、年間でさまざまな使えるお金というのは減ってくると。使えるお金がですね、同じような率であったとしても絶対額が小さいということになるかと思うんですが。

例えば、今の協会けんぽというのはよく比較するわけなんですけれども、この協会けんぽの場合、個人の負担ですね、例えば２２０万円というのが収入ということで考えた場合に、一体どれぐらいの税負担になるんでしょうか。個人の負担ですが。

○熊田司委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 平成２３年９月分からの保険料率で計算しますと、ただいま２２０万円ということですので、月額にすると２０万円で計算してもよろしいでしょう

か。月額20万円の方で本人負担が9,520円でございます。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 1カ月1万円を切るということで、年間11万円前後ということですから、国保に比べると協会けんぽの場合は大体半分ぐらいの負担でいけると。国保の場合はざっと倍の個人の負担がかかるというような説明だったかに思うんですが、そういうことでしょうか。

○熊田司委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） ただ、おっしゃるとおりなんですけども、協会けんぽの場合は事業主が同じだけの額を支出しております。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 1つの保険を構成するということで、協会けんぽの場合は事業主が負担してくれる。国保の場合、これ事業主というのではないわけですが、考えによれば、南あわじ市であったりということがあると思うんですけれども、これは市民の中での話であるんですが、考え方なんですけどもね。南あわじ市もこれに対しては、負担というのは現状であれば、去年は9,000万円ということで、あといろいろ繰入金ということでしていただいているかに思うんですが、これを仮に事業主負担というような考え方で、仮に置くんなんですけども、置くとしましたら、大体この国保税の収入で17万円、国保税負担が半分というふうになりますと18億円ですから、南あわじ市の場合も当然18億円ぐらいの、18億円以上のもの入っているんでしょうかね。どうなんですか。

○熊田司委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 保険税の軽減分とかその他いろいろございまして、市で負担しておるものが大体同じ程度でございます。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ですから、市の負担をもってしてもですね、事業主が先ほど負担してくれる分差し引いたということだったんですけれども、市の負担をもってしても市民の負

担というのは軽くなっていないというふうに思うんですね。そうなりますよね。個人の負担は結局10パーセントかかるわけですから、協会けんぽの場合は、個人の負担は大体その半分でいいということですから、同じような所得にあっても、市も頑張ってもらえるわけですが、これ負担はやっぱり、負担感というのは国保の場合、非常に出てくるというふうに思うわけですよ。保険の仕組みがね、これ随分違うので、当然そういう結果になっておるわけですが。

ですから、国にあっても県にあっても、そういう低所得向きのということでやっておるわけですね。所得階層の保険加入者の数を見ましても、先ほど200万円の所得が非常に高額所得だというようなことをおっしゃったわけですが、これ高額所得と言えるんですか。幾らぐらいのイメージをされてますか。高額ということで。200万円の所得という方の収入は一体どれになるんですか。

○熊田司委員長 収税課長。

○収税課長（垣本義博） 私が申し上げたのは、年金の受給者ということで、なかなか今の時代、320万円の収入を受けられる年金受給者の方はほとんどいないのかなという感があります。例えば市役所を退職しても二百二、三十万円。240万円ぐらいかなと。多くてもそういう思いがあるので、例えば65歳で120万円引いたとき、市役所の職員でも所得は120万円かなという思いがあります。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今、国保の加入者が1万7,000人ぐらいだったかに思うんですが、そのうち年金生活者といわれる方は何人ぐらいおられるんでしょうか。国保で。

○熊田司委員長 執行部、資料はございませんか。
保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 承知しておりません。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ですからね、今、説明を伺ったわけですが、年金所得の方を例に出して高くない、高額所得だというような説明であったように思うんですが、ちょっと説明がちょっと足りないというのか、十分答えていただけてないという印象を持つわけで

す。

私が問題にしてるのは、結局、国保というのは低所得者向けの保険であって、しかも負担率というのは、協会けんぽに比べて非常に負担があると。行政も頑張ってやっとするけれども、末端は頑張ってやっとするけれども、なかなかこの負担軽減にはなっていないという実態をつかみなかったわけなんですけども。私はそういうふうに思っておるわけですが、はい。

○熊田司委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（藤本政春） 健康福祉部の藤本でございます。

今、蛭子委員のおっしゃる低所得者に対する軽減ですけれども、国保におきましては、保険税の7割、また5割、2割という低所得者に対する軽減の措置がございます。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それは承知しとるんですが、これは市がつくられた資料だと思うんですけれども、介護支援、いろいろあるんで、平成22年度でですね、こんな資料があるんです。所得が、世帯主60歳の方の所得100万円、妻58歳の無所得、資産ゼロ。この方の2割軽減該当というふうにこれはなってます。2割軽減該当。この方の保険税、幾らになってるかわかりますか。これ執行部がつくった資料やと思うんですけども。言いますよ。13万9,600円ですよ。2割軽減して13万9,600円ってこういう数字が出てるんですね。これやっぱり、ちょっとやっぱり、もうちょっと今もその説明もですね、少し違うように思うんですよ。だからちょっとね、やっぱり考え、それ資産が10万円あるという方なんですけど、固定資産税がね。ちょっと説明が足りないように思うんですが、これが7割軽減になると負担は非常に少ないです。7割軽減になると、先ほどの方で、世帯主60歳で所得ゼロ、資産ゼロということですから、生活保護レベルかなという印象なんですね。こういう方では7割軽減になります。その方は保険税1万6,200円ということになるんですけども、ほぼ生活保護レベルやというふうに私は思うんですね。だからおっしゃってるようなこととはちょっと実態が違っとなではないか、また調べていただいてと思うんですが、これはあくまでもそちらが資料を持ってないということで、私が持った資料ですので、食い違いがあったらまた反論してもらったら結構なんですけれども。反論するだけの資料を今お持ちでないということでしたら、これを事例として申し上げたいと思います。

ですから、以前にも他の委員もいろいろ質問されておられました。平成22年には9,000万円ということで、これまでにない市長の英断の中でやっていただいて、軽減、減

額にはならなかった、保険税が上がる抑制にはなったというようなことだったですけども、生活の実態やいろいろ国保に取り巻く環境を見れば、やはり税を抑えるというだけじゃ足りないということも思うわけなんです、その点いかがでしょうか。

○熊田司委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 今の経営状態でございますと、保険税を据え置いていくことが精いっぱいだと考えております。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そら、課長から見たらそうでしょうけれども、実態はもうそういうことでは追いつかない実態になってると。これをやっても水かけ論になると思うので、実態をもう少しリアルにつかんでいただきたい。まだ十分つかめてないような印象を持っておりますので、よろしくお願いいたします。終わります。

○熊田司委員長 ほかに。
楠委員。

○楠和廣委員 付属資料の177と決算書の3ページの上段の国民健康保険税の収入未済額、不納欠損収入未済額の数字についてお伺いをいたしますとともに、このように付属資料の説明では、現年課税世帯が9,545世帯で、滞納繰越世帯が1,706世帯。このうち定期分割の納付が518世帯という説明をされておるんですが、この不納欠損の後の収入未済額は、やはり先ほどからも短期証明、資格証明とかいう滞納の金額、年数によって発生してくるということですが、この収入未済額はそういった滞納繰越に発生してけえへんかと思うんですが、それは、その数字はいかがですか。わかりませんか。質問の要旨がわかりませんか。

○熊田司委員長 収税課長。

○収税課長（垣本義博） 23年度の現年滞納繰越を合わせて5億4,300万円ということで、22年度に比べまして3,500万円程度減っております。

○熊田司委員長 楠委員。

○楠和廣委員 未済額のほうが500万円ほどふえとること、これは滞納、市税でもそうですが、経済状況にも県下ではそういった税、保険税等も含めて、滞納者が滞納金額も数字も大きくなり、滞納者もふえてきているんですが、この世帯数が9,545世帯、現年課税分の世帯数で、これは口座振替とかいろいろの納付されとるんですが、その中で滞納繰り越し分として1,706世帯ということは、この1万1,251世帯のあれからいうたら14パーセントぐらいになると思うんですが、それだけの滞納世帯が現実にあるという理解でよろしいでしょうか。

○熊田司委員長 収税課長。

○収税課長（垣本義博） 決算附属資料177ページなんですけども、ことしが1,706、去年22年度末なんですけども、1,725、大体1,700前後。去年に比べて19件滞納世帯は減っておりますが、額はふえております。

○熊田司委員長 楠委員。

○楠和廣委員 パーセントにしたら14パーセントぐらいになるんですか。

○熊田司委員長 収税課長。

○収税課長（垣本義博） その率というのは、国保全体加入世帯に対する分母として1,700幾らの率をおっしゃってるんですか。

○熊田司委員長 楠委員。

○楠和廣委員 1万1,251の1,706です。

○熊田司委員長 収税課長。

○収税課長（垣本義博） そうしたら、加入世帯数で割っていただければ、率はそのとおりです。

○熊田司委員長 楠委員。

○楠和廣委員 14パーセントだということやね。

○熊田司委員長 収税課長。

○収税課長（垣本義博） そのとおりです。

○熊田司委員長 楠委員。

○楠和廣委員 はい、わかりました。

○熊田司委員長 ほかに。
印部委員。

○印部久信委員 ちょっと今の楠委員と言われたことと重複すると思うんですが、この決算資料とこの資料を突き合わせて見たらですね、まずお聞きしたいのは、この決算書の収入済み額が17億円何がしということなんですが、この決算の付属資料を見ますと、18億4千何がしという数字が挙がっておるんですが、これは、この違いは何ですか、まず。

○熊田司委員長 収税課長。

○収税課長（垣本義博） 18億円何がしは、その年の22年度の調定額です。それからこの18億円のうち国保の現年は、ことしは91.44ありました。ですから、その調定額に91.44を掛けていただければ22年度の収入額となります。

○熊田司委員長 印部委員。

○印部久信委員 この収入未済額ですけどね、これは今までの過去からの累計であると思うんですが、22年度、単年度の収入未済額というのは、国保税に關しての収入未済額のうちゅうのは幾らなんですか。

○熊田司委員長 収税課長。

○収税課長（垣本義博） 18億円に、調定額に8.56を掛けていただくと収入未済が出ます。

○熊田司委員長 印部委員。

○印部久信委員 いやいや、もう課長、そんな難しいことを言わんと、とにかく22年度に国保加入者に対して国保税を請求しとんでしょ。請求しとんでしょ。22年度に対しての未収額というか未済額は単年度で幾らですか。これはもう。

○熊田司委員長 収税課長。

○収税課長（垣本義博） 単年度で1億5,800万円です。

○熊田司委員長 印部委員。

○印部久信委員 そない言うてもうたらええねんな。

そうしますとね、これ収入未済額の滞納が、滞納も22年度分に何ぼかずつ入ってきますわね。入ってきてるんですが、この単年度で1億5,000万円ということになりますとね、いわゆる予算規模、調定額、予算に対してちょっと1割がいわゆる単年度で未収が起こっておるというように理解してよろしいんでしょう、まず。

○熊田司委員長 収税課長。

○収税課長（垣本義博） そのとおりです。

○熊田司委員長 印部委員。

○印部久信委員 それではですね、次、聞いていきたいんですが、まず不納欠損というのが毎年出てるんですが、この2,100万円という欠損はどういうことで不納欠損をされておるんですか。

○熊田司委員長 収税課長。

○収税課長（垣本義博） 不納欠損は税法に基づいて欠損します。国保税をかなり移動する人が多いんですけども、私、分析する限りでは約3割が行方不明者、不明者がおります。あとの7割について、滞納処分するなり、逆に財産が、財産がある場合は滞納処分するんですけども、財産なしとか、生活困窮であれば、滞納処分の執行停止ということをしております。それを執行停止、財産調査を経て執行停止した後、不納欠損ということにしております。

○熊田司委員長 印部委員。

○印部久信委員 それで、この1億5,800万円の未納があるわけなんです、この1億5,800万円の未納者に対して、短期証を発行している場合と、いわゆる資格証を発行してる場合があると思うんですが、この比率はどないなってますか。いわゆる短期証が485で資格証明が233ということなんです、この未納者に対して、これは短期証と資格証の割合、数はどないなります。

○熊田司委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（藤本政春） 資格証の発行につきましては、滞納が納付日より1年以上というようなことでございますので、今言うこの現年に対する収入未済については、短期証の対象であるというようなことでございます。

○熊田司委員長 印部委員。

○印部久信委員 これは担当者に聞きたいんですが、これ通常の市税への滞納もなんですが、国保の滞納ということになってきますと、それは市税も滞納されたら市政の運営に支障を来すんですが、これだけの滞納者が出て、この資格証明とか短期証明ということになってきますと、病気になった場合の診療ですね、このことについて資格証明の場合は個人負担、全額負担でしょ、これは。

○熊田司委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） はい、そうでございます。

○熊田司委員長 印部委員。

○印部久信委員 私はこれいつも思うんですが、資格証明発行の233名という方は、生活保護を受給された場合には、医療費は市のほうから出してもらって無料になるわけですね。ここの兼ね合いっちゃうのは、健康福祉部、同じ部の中で国保を担当してる部と生活保護の関係の課とは、これはどんなような協議をされておるんですか。もう本当の行政の縦割りの中で行政を進めているのか、ここの調整をどんなようにしたらええかというような話っちゃうのは、部の中ではされておるんですか。

○熊田司委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷直也） 国保の滞納者の方と生活保護のこの相関関係について、特に課同士のやりとりであるとかそういうふうなことは今は実際行っておりません。

ただ、生活保護の場合は、現時点で生活が困窮している。それで支援してくれる方もいない。資産もないか、あるいはあっても相続が非常に難しい。いろんな諸条件を勘案して生活保護を受ける最低限の金額に、いわゆる憲法25条の問題なんですけども、必要最低限の金額にも満たないという方について生活保護を行っているわけで、そこら辺は特に保険料を、保険税を納付してないから即、生活保護とかそういうふうな形の相関関係というのは現在ございません。

○熊田司委員長 印部委員。

○印部久信委員 市長、ちょっとこれ今聞いてもらったと思うんですが、保険税の支払いが不納で、資格証明者が233名もおると。ここの生活保護との兼ね合いですね、受給者と。これ、市長はどんなように思いますか。

○熊田司委員長 市長。

○市長（中田勝久） そういう人たちは非常に、こういう一たん病気になったりとかいうことでは気の毒な立場にあるんですが、なかなかほんなら、それを国保の中で無料にするとかいうことは、やはり一つの制度が定められて、それに基づいてこういう運営をしとるので、状況は、そういう立場は理解してあげたいけど、それを崩していくと、とどめなく私は制度の崩壊につながっていくと思います。

ですから、これはもう事情で、やはりそういう立場になられた人には、今申し上げたとおり気の毒だという気持ちはありますが、これは日ごろから健康なときに貯蓄をするなり、働けるときに一生懸命働くなり、これは私は世の中のルールやと思います。

ですから、今非常に生活保護を受けてる人が南あわじ市でもふえてきております。これはもう全国、全部です。その背景には景気の後退とかいろいろ要因があると言われてますが、これも病気をしたり大きなとてつもない思いもかけない状況でそうなるという場合は、これはもう同じ国民ですから支え合うということが大事ですが、中にはどんだけの人があるかわかりませんが、ちょくちょく聞くのでは、そういう以外の人一部あるように聞いております。これは私は現実、実態をそこへ行って調べたわけではございませんが、やはりそういうルールをやはりちゃんとしないと、幾ら全体的な形で理解をしようとしても、

今申し上げたほんとにどんな立場から見てもほんとにそういう支えをしなきゃいけない。
これはやはり行政であったり、また国保の場合でも相互扶助という基本でございますので、
それは大いに私は対応していくということであろうと思います。

○熊田司委員長 印部委員。

○印部久信委員 これは担当者にまた同じようなことになると思うんですが、この1割
がたのこの保険料の未納ですね、これで累計5億4,000万円もの収入未済額っちゅう
ことが挙がっておるんですが、これ担当者としてこの対応ですね、これはもう、なかなか
こういう未収、未納者に対する対応っちゅうのは難しいと思うんですが、どんなようにさ
れておるんですか。

○熊田司委員長 収税課長。

○収税課長（垣本義博） 国保税だけであれば、その税だけをとという思いがありますけ
ども、やはり田舎でございますので、あと固定資産税とかいろんな税、うち収税は4税を
集めているんですけども、その中でもやはり国保優先で入れて、資格証、あるいは短期証
の関係があるので、国保税優先ということで、かなり半分ぐらい、一般のほうは6億8,
000万円ぐらいの滞納があります。国保税は5億、四千、三千万です。比率はそういう
割合なんですけども、約半分が国保税に入っていきます。そういう状況でございます。

○熊田司委員長 印部委員。

○印部久信委員 この質問はこれで終わります。

○熊田司委員長 はい。

ほかに質問、ございませんか。

そうしましたら、ここで暫時休憩をしたいと思います。

再開は10時5分からにします。

（休憩 午前 9時55分）

（再開 午前10時05分）

○熊田司委員長 それでは、再開をいたします。

先ほどに続きまして、認定第2号、平成22年度南あわじ市国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 先ほどの関連、休憩前の質問に関連するんですが、南あわじ市の国保税、あるいは市民税等々の減免規定、あるいは国保の窓口一部負担金の減免規定というのがあると思うんですが、その中で減免に該当する条件というのはどのようになっていますか。

○熊田司委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 委員、御存じのとおり、国民健康保険税の軽減制度としまして、昨年の4月から、特に経済情勢の悪化とか雇用情勢が非常に厳しい状況の中、リストラ等で一方的な解雇等による非自発的な離職等の国民がふえてきたというような状況下で、まず条例も改正させていただきましたが、昨年度の4月1日より軽減制度として実施しておりますのが、前年度のリストラの対象として、雇用保険での受給資格者証等の対象の範囲もあるわけなんです、該当しますと前年所得を100分の30で計算させていただきますと国保税を算定する制度がまず1つございます。

それと、それにあわせまして、当市の国民健康保険税減免規則を全面的に改正させていただきまして、これも昨年の4月より運用をさせていただいております。その内容といたしますが、先ほどの雇用情勢の悪化等に伴う一方的なリストラ等による非自発的な離職等によりまして、所得が激減し、国保の算定につきましては、御存じのとおり、前年度の所得を基準とした課税というような形になっておりますので、過重な負担となる場合の対策としまして、被保険者の状況等、総合的に勘案しまして、適正に生活困窮者等に対応するというので、これも離職の対象者の内容によるんですけども、それぞれ条例で定めた内容で減免制度の対応をしているところでございます。

この制度の昨年度の実績でございますが、まず条例減免のほうにつきましては、昨年度43件の申請がございました。それと軽減制度の適用者につきましては、昨年138件の件数、申請がございました。以上でございます。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは大体共通してるかと思うんですが、減免の対象になる場合は、これまでのところでいきますと、地震やあるいは風水害による災害による大きな被害、あ

るいは干ばつやこういう例外などによる収入の激減、3番目には休業やあるいは解雇等々による失業ですか、これによる収入の著しい低減、それに加えて前3つに類するような事情がある場合というのは、これまで記述されていた内容であったかに思うんですが、それに加えて、先ほど生活保護あるいは解雇というようなことが加えられたというような認識をしておるわけですが、それでよいでしょうか。

○熊田司委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 従来の規則でございますと、今、委員がおっしゃったとおり、災害で被災された方への対応でありますとか、生活保護に該当するような方への対応であるとか、その辺は明記されておったわけなんですけども、失業等に対する部分に対しましては、具体的な明記がございませんでしたので、昨年度の4月1日からの施行につきましては、その辺を具体的に明記させていただいて、具体的な内容での対応をさせていただいているというところでございます。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それで結構なんですけど、そういう具体的に収入の低減という、急激な低減なりというようなことになるわけなんですけども、低所得に対しての考え方も、やはりもう少しこれに類するというような記述もありますので、それも考慮しながらやっていただけたらなというふうに思うわけです。

先ほど市長がおっしゃったように、とめどがないと、やり出したらもうどこまでもいってしまうというようなお話をちょっと受けたんですけれども、これについて適正にするためには、この一部負担金なりあるいは税の減免を受けたものにあって、その理由が不正な方法というのかですね、やはりちょっとだましたような方法であれば、これは十分取り消すということも規定も載っとるわけですから、悪質なものに対しては防止策も講じられてるというふうに思いますので、やはりそこは冷静に対応していただいて、この市内の現状、窮状に対しての積極的なアプローチということも必要でないかなというふうに思うわけなんですけども。そういう条例になってると思うんで、市長、そういうことを踏まえてもう一度お考えをお聞かせいただけたらと思うんですが。

○熊田司委員長 市長。

○市長（中田勝久） 今、課長のほうから具体的な中身について報告をしたところでございますが、まさにそういうふうに対応できる人は、やはりちゃんと遠慮することなくそ

ういう人たちも申請をしてもらい、私どもも対応はちゃんとしていくということには当たり前のことでございます。

○熊田司委員長 印部委員。

○印部久信委員 ちょっと数字的なことを聞きたいんですが、今、南あわじ市の国保医療費の推移च्छゅうのは、どういうふうになってますか。

○熊田司委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 医療費の推移でございますが、前年、平成21年から比べると、医療費全体では0.1パーセントの増でございます。

○熊田司委員長 印部委員。

○印部久信委員 微増ということなんですが、1件当たりの診療費というのは大体、国保の場合はどれぐらいですか。

○熊田司委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 申しわけありません、1件当たりでは出しておりません。

○熊田司委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○熊田司委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○熊田司委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第2号、平成22年度南あわじ市国民健康保険特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○熊田司委員長 挙手多数です。

よって、認定第2号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

3. 認定第3号 平成22年度南あわじ市老人保健特別会計決算の認定について

○熊田司委員長 次に、認定第3号、平成22年度南あわじ市老人保健特別会計決算の認定についてを議題とします。ページは56ページから67ページまでです。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○熊田司委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○熊田司委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第3号、平成22年度南あわじ市老人保健特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○熊田司委員長 挙手多数です。

よって、認定第3号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

4. 認定第4号 平成22年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

○熊田司委員長 次に、認定第4号、平成22年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを議題とします。ページは68ページから81ページまでです。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 後期高齢者医療というのは、広域議会で具体的な内容についての議論がされるということで、ここでは保険料の歳入、歳出ということぐらいしか、ちょっと議論ができないというようなことになっておるわけですので、この状況ですね、県下の状況などについてももう少し知りたいと思うんですが、これにはやはり議会に出席をしていただいた議員である副市長に聞く以外に方法はないわけですがけれども、この２２年の決算議会はどうされたんでしょうか。

○熊田司委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 過日ありました。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そこで、ここに資料として２０８ページに南あわじ市の負担対象見込み額ということで、７０億１，７８８万円というように出ておるわけですが、この意味を説明いただけませんか。

○熊田司委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（藤本政春） これにつきましては、南あわじ市における７５歳以上の後期高齢者の方の医療費の給付額でございます。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは実績ですか、見込みですか。また見込みであれば何を根拠にした見込みでしょうか。

○熊田司委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（藤本政春） これは見込み額でございまして、広域連合のほうで過去の実績等を勘案いたしましてはじき出した金額でございます。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この見込みというのは毎年出ておるんでしょうか。

○熊田司委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（藤本政春） この見込み額をもってそれぞれの市の負担を求めているわけですので、当然、毎年出しておるものでございます。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 見込みと実際とのギャップというのはありませんか。

○熊田司委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（藤本政春） 当然、実績に応じて精算というものが伴ってきております。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 精算があった場合の保険料っていうのはどのようになるんでしょうか。

○熊田司委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（藤本政春） 保険料につきましては、その精算があったということであっても変わることはございません。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 その他少し検討いただくべきかなと思うんですけど、見込みよりも多い場合は保険料がふえるわけで、少ない場合は下がるというのが基本になる。それらが通年、何年かの範囲で上下があるので、保険料に影響しないという考え方でいいのですか。

○熊田司委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（藤本政春） この保険料につきましては、広域連合のほうで県下の2年間における全体の医療費の見込みを出しまして、それに必要な保険料額を保険税率と

して計算をしております。

ですから、平成23年度については、22、23年度で2年間において保険料率を決めておりまして、来年については新しい保険制度もございますけれども、それに引き継ぐまでの間、新しい保険税率をことしの後半には検討されるものと思っております。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしますと、70億円ということですが、これを一人当たり医療費というふうに考えると、一体幾らぐらいになりますか。

○熊田司委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（藤本政春） この医療の給付費ですけれども、いわゆる自己負担分を除いた額がこの医療給付費になりまして、医療費といいましたら自己負担額を含めたトータルの医療費でございます。ちょっと、その額については今持ち合わせておりませんけれども、この給付額につきましては、これの対象者である8,300人ほどですけれども、これで割っていただいたら、一人当たりの医療の給付費が出ると思います。

○熊田司委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（藤本政春） 一人当たり年間93万円でございます。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 93万円ということですから高額なわけですが、さっきの国保と比べてどうなんですかね。大体。

○熊田司委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（藤本政春） 失礼しました。今93万円と申しましたけれども、84万5,000円でございます。

国保につきましては、一人当たりの、先ほどの国保の決算付属資料の188ページにあるんですけれども、これについては一人当たりの医療費ということで、22年度については30万円ということでございます。

それと、医療給付費につきましては21万8,000円ということになっております。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いろいろ考えないといけないことがあるんですけども、この外来医療と入院医療という区分はできますか。

○熊田司委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 後期高齢者医療の分については、その分に分けておりません。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは、分けていないというのはなぜですか。

○熊田司委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） この医療費につきましては、広域連合のほうから書類がまわりますが、そのうちに分けたものがございませんので、一部、南あわじ市の医療費の計算をする分にのみ使用しております。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いろいろ健康診査とかですね、国保ではやっておると。この後期高齢者についてもそういう健康診査というか、こういうことも一つやるんだということであって、それはやはり医療費を少しでも減らしたいという思いでいっとるかと思うんですね。結局、外来の医療費よりも、やはり入院の医療費が非常に高くついてくると。後ほどの介護保険等々にも関係してくることであるかとは思いますが、そのあたりしっかり見ておく必要あるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○熊田司委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 当然、広域連合のほうではそういう分析をしてやっていると思います。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 広域連合ではそういう分析をしているということですので、担当は出ていないですので、議会に出席をされた副市長にお伺いをしたいんですが、その点どうなっておりますか。

○熊田司委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 広域連合では、県下で統一してやっておりますので、南あわじ市の分の資料の提出ということにはいかがなものかと思います。事務調整は各担当が出て行って広域連合でやっておりますので、事務当局のほうでそういう資料を聴取していただくほうがいいのではないかなと思います。

○熊田司委員長 何か責任のなすりつけ合いみたいになんて聞こえるんですが、それはどうなっておるんです。

○熊田司委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 確認して報告いたします。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 あえて申し上げたいんですが、南あわじ市の代表として副市長が行っておられると思うんですね。南あわじ市の代表ですね。ですから、南あわじ市の動向はどうなってるのかということは、やっぱりこれ当然、関心を持っておられると思ったんですけども、質問はそういう質問、南あわじ市のことについての代表としての質問というのは何かしていただけましたか。

○熊田司委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 質問は第1回の議会ではさせていただきました。特に南あわじ市の最初でございましたから、部分で、田舎の部分と都市部の部分でかなりの差が出てくるのではないかなというような質問をさせていただいたことを覚えておりますけども、トータルとしての話になってきておりますので、個々のケースとしては聞いてはおりません。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 大変失礼なんです、これ、副市長、議会何回ぐらいこれまでやられておるんですか。広域議会。

○熊田司委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 年に2回だったと思います。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしたら何回出席されてます。これまで。議員になってからですけども。

○熊田司委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 1回欠席しただけだと思いますので、2回か、臨時が1回ぐらいある場合もありますが、通例は大体2回ぐらいかなと思います。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これも3年になるのかな。だから6回ないし7回かやられてるかと思うんですけども、これそういうそれぞれ出て1回しか発言をしていただけてないということで、ちょっと残念なふうと思うんですね。議員ということですから、代表で行っていただいておりますから、いろいろ状況について調べ見ていただいて、やっぱり議員としての発言、思いたと思うんですね、やっぱりしていただかないといけないと思うんですけども、今後はしっかりやっていただけますか。

○熊田司委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 必要とあればさせていただこうと思っております。

ただ、この議会と違いまして、事前に発言を求めて、その趣旨まで報告しておかないと発言の機会が与えられないということになってございますので、かなり早くから準備をしておかないといけないわけなんです、できるだけ早く議案等のものもいただいて勉強はしてみたいと思います。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それはもうルールでね、我々も一般質問であれば通告もしないとだめということですので、やはり南あわじ市民の代表ということで行っていただくわけですから、医療費の関心も、この数字が合ってるのか間違えてるのか、間違ってることはないと思うんですけども、しっかり説明もいただいて、南あわじ市での特徴なりをつかんでいただいて、特に後ほどのほんとに介護保険との関係に非常に深い問題もありますので、発言もしていただきたいというふうに思います。この点については終わります。

○熊田司委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○熊田司委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○熊田司委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第４号、平成２２年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○熊田司委員長 挙手多数です。

よって、認定第４号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

５．認定第５号 平成２２年度南あわじ市介護保険特別会計決算の認定について

○熊田司委員長 次に、認定第５号、平成２２年度南あわじ市介護保険特別会計決算の認定についてを議題とします。ページは８２ページから１３４ページまでです。

これより質疑を行います。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これも先ほどと同じように、一人当たりの給付額についてお尋ねします。

○熊田司委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 平成22年度の給付費の総額は38億3,183万3,000円でした。これを認定者という形で割りますと、現在、認定者数は2,812人です。一人当たり136万3,000円という額になります。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 136万円ということで、私もそういう計算をしておりますが、施設介護と在宅介護ということはどのようになっていますか。

○熊田司委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 施設介護サービス給付費は16億1,200万円でした。これの利用者数515人で割りますと、313万円になります。これが施設のほうです。

残り、若干先ほど認定者数で割りましたから130万円という額は少し低くなるわけですが、ここの決算附属資料の221ページ以降の、それぞれの項目ごとで給付費と利用者数を書いてございます。それぞれで割り算をしますと、それぞれのサービスの給付額が、1年間の一人当たりの給付額が出てきます。順次申し上げます。

居宅介護サービス給付費ですが、12億9,200万円の給付費でした。それを利用者数1,131人で割りますと、114万2,000円ということで、先ほどの施設介護サービスに比べたら、かなり差があるというところでございます。

あと、たくさん種類がありますので、主なところだけ申し上げました。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 施設介護の中で、施設介護も3つぐらいの分野に分かれるというふうには理解をしておるわけですが、1つは老人福祉施設。もう1つは老人保健施設。それから療養型医療施設。3つぐらいに分かれるというふうに思ってるわけですが、どうでしょうか。そういう類型分けでいいのでしょうか。

○熊田司委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） そのとおりでございます。決算付属資料の２２２ページの、施設介護サービス給付費の事業の目的、効果の欄に書いてございます。老人福祉施設、いわゆる特養でございます。これが２３２人、老健施設が２３３人、療養型医療施設が５０人、合計５１５人でございます。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これが平成２４年度までに療養型医療施設というのを廃止するというようなことは少し出とったようですが、これはどうなっておるのでしょうか。

○熊田司委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 国のほうは民主党政権になって、それを撤廃すると、廃止することを撤廃すると言っておりました。今、廃止することを３年間延長するということになっております。

○熊田司委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） ６年は最初でした。今は６年ということで、６年間延ばすということにしています。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この療養型医療施設の利用者は５０人というふうになっておるわけですが、南あわじ市での療養型医療施設にはどういうものがあるのでしょうか。

○熊田司委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 市内には３カ所の療養型医療施設がございます。いずれも病院に併設されるという形で設置されております。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 療養型医療施設の病床数、ベッド数はどれぐらいになってますか。

○熊田司委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 以前、平成21年度までは103でしたが、今現在はこれが70床ぐらいに減っております。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それはやはり国の動向に応じて、転換が図られてるというふうに理解していいのでしょうか。

○熊田司委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 定員を減らしたところについては、回復リハビリということで医療のほうのサービスに変えております。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これを廃止するという、廃止した場合の影響、介護なりの影響というのはどのように考えられますか。

○熊田司委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 当然、まず利用者の側に立ちますと、医療にそのまま転換してそのまま入所、医療のほうの療養型として入所できれば特に問題がないわけですが、回復リハのような形で、それまでの療養型と条件が異なると、入るための条件が異なるということになれば、行き先を探す必要が出てまいります。昨今、特別養護老人ホームの待機者がふえた要因の一つにもなっております。

一方、この介護の療養型については、一人当たりの単価が高いということで、保険料に及ぼす影響もかなりございます。それら施設が減れば保険料は安くなる。施設がふえれば保険料が高くなる。こういう相関関係はございます。

いずれにしても、状態が非常に重い方ですので、いずれにしてもその方の対応ちゅうのが、どんな場合であっても難しい面がございます。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今の話ですと、療養型医療施設から老人保健施設なりに移ったとしても、総額としてはこの給付費は変わらないという印象もあるんですが、どうでしょうか。

○熊田司委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 介護同士で考えますと、そう大きな差はございません。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしますと、療養型医療施設がなくなった場合に、行き先がなくなる方が出てくる心配があるということだと思えるんですけども、そういう理解でよろしいでしょうか。

○熊田司委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） まさにそのとおりでございまして、昨年6月1日の特別養護老人ホームの待機者のうち、必要度が高い方が107名、市民でいらっしゃいました。これは重複を除いた数字です。ことしは107名から151名にふえております。やはり療養型の影響もあるのかと思っておりますし、全体的に状態が、介護度が高くなっている方が多いのかなと思っております。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いずれにしても、療養型という施設が減るとか、施設がなくなれば保険給付費が減り、保険料は下がるけれども、結局、介護難民とでもいいですか、行き先のない人がふえてくるという大きな問題が出てくるという説明だったと思います。

ですから、なかなか難しい話ではあると思うんですけども、やはり、病院医療費との関係も大いに出てくるわけですが、それが老人病院なりにもし入れば、今度は保険料にもはね返ってくるというような、いろいろ問題が多様であるというふうにも理解ができました。

しかし、この給付費そのものが非常に今後も毎年見直しもされ、恐らくは介護保険料も今後引き上げていかざるを得ないというような見通しを持っておるわけですが、その点いかがでしょうか。

○熊田司委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 国が第5期介護保険事業計画の期間、つまり平成24年度から26年度までの介護保険料について、5,200円、1月という基準額になるんじゃないかというふうな試算をしております。南あわじ市は現在3,900円です。今現在の3,900円ですが、国は4,160円でしたか、割と近いところにあるわけです、国平均と。つまり、南あわじ市も国平均に近い線で推計されると思われます。

ただ、これについては、今から計算を起こします。試算をしながら特養の待機者の解消をいかに進めるか、保険料との兼ね合いを見ながら施設整備については進めていきたい。いずれにしても、151名をどうするのかというのが大きなテーマでございます。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 非常に厳しい状況ということは思います。

ただ、その中で、例えばこれは介護従事者の処遇改善ということで、21年、22年ということでいろいろと努力もいただいたということですが、その結果については、長寿福祉課ではわからない、つかみようがないというようなお話だったわけですが、実際、介護現場での就職、離職というような状況ということもわからないのでしょうか。

○熊田司委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 就職、離職の状況についてはつかんでおりません。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 処遇改善の効果ということについてはいかがでしょうか。

○熊田司委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 以前、市が指定管理をしておりまして、どんぐりの里及びすいせんホームの状況については、21年度分ということで報告させていただいたことがございます。22年度の状況についても両施設に聞きました。その平均としては、改善額としては、21年度と同じような月額平均にしますと1万5,962円の賃金改善を行ったということでございました。19万6,881円の賃金を21万2,842円に引き上

げたということでございます。

○熊田司委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

原口委員。

○原口育大委員 111 ページに権利擁護事業費というのがあるんですけども、相談件数を見てますと、22年度6件、21年度8件があるんですけども、これはどういうふうな活動をされておるのでしょうか。

○熊田司委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） もう一度、どの相談でしたか。

○熊田司委員長 原口委員。

○原口育大委員 権利擁護で相談件数が6件とか8件とかあるんですけど、どういうふうなシステムで、どういうふうに運営されてるのか。

○熊田司委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） この権利擁護の相談については、主に虐待につながるような相談というふうなことで分類をしております。平成22年度は6件の相談がありました。そのうち虐待と判断したのが2人いらっしゃいました。あと成年後見とかの相談も受けております。

○熊田司委員長 原口委員。

○原口育大委員 この対象となる事例を、例えばこれは本人が何かそういう求めてくるとか、家族が求めてくるとか、近所の人が求めてくるとか、何かそういうケースというのはどういうふうにして把握して、どういうふうに対処されとるのでしょうか。

○熊田司委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 相談、第一報というのはいろいろな方から相談がござい

ます。家族の方であったり本人であったり、あるいは介護にかかわっている方であったり、ほんとにさまざまでございます。第一報が地域包括支援センターに入りますと、まず状況確認から入りまして、具体的な状況、中身を検証いたします。

○熊田司委員長 原口委員。

○原口育大委員 成年後見の話もあったんですけど、その今、必要性とか状況というのはどういうふうな、どういうふうになってるのでしょうか。

○熊田司委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 昨今、認知症とかで自分の意思が表現、きちんと言えないというふうな方もふえてきております。そういう意味で、施設あたりから身寄りがない方について、成年後見とかの相談があったりします。成年後見制度については、やはり財産をどうするんかということが一番大きなことになってきますので、その制度の普及も進めておりますけども、自分が意思決定できる段階で、任意の成年後見人を選んでいただければありがたいとは思っております。

○熊田司委員長 原口委員。

○原口育大委員 そくら辺の数とかいうのは、何か数字として持ってるのでしょうか。

○熊田司委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 市のほうで具体的に成年後見制度といいますか、市のほうが成年後見人を立てたということは今までございませんが、今現在、一人、相談があって、その適否について調査はしております。

○熊田司委員長 ほかに。
谷口委員。

○谷口博文委員 基本的なことなんですなんですが、介護認定者数が2,812名、ほんで7段階に分かれておって、要支援から要介護5まで、要介護の4というたら多分寝たきりに近い人やと思うんですけどよ、この辺の階級によってサービス、例えば給食とか入浴とか手すりがあるとかいうサービスを受けると思うねんけどよ、それぞれ個々のランク

によってサービスの限度額というのはあるんですか。

○熊田司委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） それぞれの段階に応じて限度額が設定されております。
金額で設定されているところでございます。要介護5で1カ月の限度額が35万8,300円、一番軽い要支援1で4万9,700円が限度額でございます。

○熊田司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これは1カ月35万円というやつの1割を負担すればいいわけという理解でよろしい。

○熊田司委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） そのとおりでございます。

○熊田司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 その限度を超えたときは、やはり受益者負担ですか。

○熊田司委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 利用者の100パーセント負担でございます。

○熊田司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 例えば要支援1の方がですよ、手すりをつけてほしいというような要望があった、例えばの話やけどよ、その手すりが、これを見とったら手すりでも何ぼや、10万円か、一人何か十何万円のあれになると思うねんけんどよ、そのときは1割負担というて書いてあるねんけんど、その辺はどないなんのけ。

○熊田司委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 先ほど少し説明が足りませんでした。住宅改修について

は20万円まで限度額が設けられております。これは介護度に関係なく20万円まで住宅改修ができます。その1割、個人負担は1割ということになります。

○熊田司委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○熊田司委員長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○熊田司委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第5号、平成22年度南あわじ市介護保険特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○熊田司委員長 挙手多数です。

よって、認定第5号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

6. 認定第6号 平成22年度南あわじ市訪問看護事業特別会計決算の認定について

○熊田司委員長 次に、認定第6号、平成22年度南あわじ市訪問看護事業特別会計決算の認定についてを議題とします。ページは135ページから147ページまでです。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○熊田司委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○熊田司委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第6号、平成22年度南あわじ市訪問看護事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○熊田司委員長 挙手多数です。

よって、認定第6号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

説明員入れかえのため、暫時休憩します。

再開は11時5分とします。

(休憩 午前10時53分)

(再開 午前11時05分)

○熊田司委員長 それでは、再開をいたします。

7. 認定第15号 平成22年度南あわじ市下水道事業会計決算の認定について

○熊田司委員長 認定第15号、平成22年度南あわじ市下水道事業会計決算の認定についてを議題とします。決算書は別冊となっております。

これより質疑を行います。

楠委員。

○楠和廣委員 ページ数が17ページに該当の部分でお尋ねいたします。この下水道関係には農集、漁集、公共、コンプラとあって、4会計で他会計から14億7,300万円が補助されておりますが、この一般会計からの繰り出しに対して交付税算入は何%されるんですか。

○熊田司委員長 財政課長。

○財政課長(神代充広) ちょっと正確な数字は調べないとわからないんですが、約50パーセント程度でございます。

○熊田司委員長 楠委員。

○楠和廣委員 ちょっと調べさせてもらったんですけど、５５と４５というような比率もあるんですが、これは事業とか形態とか、それとか下水料金とか加味して算入される分かと思いますが、それで間違いございませんか。

○熊田司委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 今、委員おっしゃいましたのは、起債の元利償還金の部分のことであろうかと思います。４５パーセント交付税算入される分と５５パーセントということかと思います。

○熊田司委員長 楠委員。

○楠和廣委員 この企業債償還金の給付金額９億３，８００万円の部分が、そういった比率ですか。

○熊田司委員長 企業経営課長。

○企業経営課長（江本晴己） 一般会計補助金につきましては、先ほど言われました１４億７，３２１万円につきましては、収益収支のほうの補助金になってまして、その部分のうち８億２，１７９万５，０００円が基準内繰入金になってます。その部分が交付税対象の分でありまして、その中には臨時財政特例債等々が１００パーセント交付税算入されるもの、あと、高資本費対策経費とかの分とかいうのがあるんですけども、そういうことでよろしいですか。

○熊田司委員長 楠委員。

○楠和廣委員 そんな１４億円の中の８億１，０００万円から１００パーセント交付税算入される部分と、いろいろと算入率が違うという解釈でよろしいでしょうか。

○熊田司委員長 企業経営課長。

○企業経営課長（江本晴己） はい、そのとおりでございます。

○熊田司委員長 楠委員。

○楠和廣委員 あと先般も松帆、湊が供用開始で、24の処理場が供用しとるんですが、この下水道事業の合理化ということで答弁されとったんですが、この合理化の、合理化に対する取り組み、中身を教えてほしいんです。

○熊田司委員長 下水道課長。

○下水道課長（小谷雅信） 合理化ということでお答えさせていただきます。

統廃合ということで、24の処理場を効率よく集約できるところは集約するということで、統廃合の基本計画ということで今年度から取り組んでおります。

それとあわせて、長寿命化対策ということで、少しでも機器を長持ちさせるという、効率よく将来的にわたって使えるようにということで、それについても近いうちには統廃合とあわせて計画したいと考えております。

○熊田司委員長 楠委員。

○楠和廣委員 合理化もなかなか難しいようで、せんだってでも質問させていただいたんですが、例えば今、松帆、湊の下水の事業が進んでおりますが、松帆、湊は江尻のところで処理場があるのはもう御案内のとおりであって、例えば松帆の脇田、戒旦寺、高屋辺は三原町の幡多の処理場ですか、下水処理場ですか、あっちに接続するためののも合理化の一つかなと思って聞いたんですが、これが事業認可受ける段階でそういうエリアを踏んでなかったら、事業変更せんなんというような、処理が難しいところがあるように思うんですが、簡単に合理化といっても、近い所につなぐというような簡単なわけにいかへんように思うんですが、その点についてお伺いいたします。

○熊田司委員長 下水道部長。

○下水道部長（道上光明） 委員がおっしゃいますように、一応、合理化という中では、処理区の効率化による処理区の変更ですね、入れるところの。今おっしゃいましたのは、市榎列、それから松帆、湊の処理区の境のことやろうと思うんですけれども、これは今言いました統合、それから長寿命化、それをあわせて、そちらのほうに組みたいとは今思っておるんですけれども、今おっしゃいましたように、認可変更、それからやっぱり地区のいろいろな処理区の説明をしておりますので、それに地区の住民が説明、その他を要してちょっと認可を変更しなければならない、そういうようなことが伴ってくると思います。

しかしながら、統合するということで、費用の効率化、それが削減に向けてそういうふうに取り組んでいきたいと思っています。

○熊田司委員長 楠委員。

○楠和廣委員 今、部長に答弁いただいたんですが、現実的にはなかなか国なりの事業認可を受ける中で、そういった計画性の中で認可を受けとるんで、今、近いさかい合理化のためにつなぐということは、現実的に無理な部分があるのかなと思うし、また時間もかかるのかなと思うんですけど、この事業進捗とあわせて松帆、湊が接続が進捗していくんですが、それまでにはなかなか時間が間に合わへんように思うんですけど、どうですか。

○熊田司委員長 下水道部長。

○下水道部長（道上光明） 今、委員さんのおっしゃいましたように、確かに時間がかかります。恐らく認可変更を伴いますので。

しかしながら、無理というわけではございませんので、そういうふうに国からのほうも統合、それから進めなあかんという中で、やっぱりそれはやっていかないかんと思いますので、それに力を注ぎたいと思ってます。なるべく早くできるようにはやっていきたいと思っていますので。

ただし、おっしゃいましたように時間がかかります。

○熊田司委員長 楠委員。

○楠和廣委員 合理化の一環として、時間はかかってもそういった取り組みも考える必要があるんじゃないかと思うんで、ひとつよろしくをお願いします。

○熊田司委員長 ほかに質疑ございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 先ほどの他会計からの繰入金ということで、一般財源からの繰入金14億7,300万円の説明のうちの基準内繰り入れという説明がありましたが、これの説明を再度お願いしたいと思います。

○熊田司委員長 企業経営課長。

○企業経営課長（江本晴己） 一般会計補助金でございますが、平成２２年度の一般会計の補助金がトータルで１６億６，３１０万円となっております。そのうち基準内繰り入れのほうは１４億７，３２１万円。これは総務省の通達にあります地方公営企業繰出金に基づいて、他会計から、一般会計からいただいております。そして基準内繰り入れ以外のもの、それが基準外繰り入れとなりまして、７億６１２万８，０００円となっております。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 基準内と基準外の縦分けの根拠ですね、これはどういうことで内、外、分けられるわけですか。

○熊田司委員長 企業経営課長。

○企業経営課長（江本晴己） 基準内繰り入れのほうなんです、これは先ほども言いましたように、総務省通達の繰り入れ基準の中で、分流式水道に要する経費っていうのと、高度処理費、高資本費、臨時財政特例債等があります。それに基づいて基準内繰り入れをいただいております。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっと勉強不足で申しわけないですが、分流、その意味をちょっと説明いただきたいんですけれども。

○熊田司委員長 企業経営課長。

○企業経営課長（江本晴己） 分流式水道に要する資本費っていいますのは、雨水と一般家庭から出る汚水と別々に、都会であれば一緒に処理するということなんです、南あわじ市は別になっております。その積算には償還金元利利息への繰り出しということで、その部分に交付税が５０パーセント程度算入されていると私どもでは認識しております。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それにしますと、都会と田舎とではやり方が違うと。分流式にした場合は費用が高くなるというような意味合いでついてくるわけでしょうか。それとも何か違う理由があるんでしょうか。

○熊田司委員長 企業経営課長。

○企業経営課長（江本晴己） 基本的に田舎では排水路のほうへ雨水は流れてまして、町でしたら排水溝のほうから下水道へ同じように流れておりますが。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この間ちょっと同僚委員の質問の趣旨は、企業会計であるのであるから、下水道の費用というのは独立採算というのが基本になつとるので、一般会計から入れるというのはおかしいんだというような質問が多かったと思うんですけども、今のお話を加味すれば、費用負担がなかなか加入者での独立採算が難しい面、福祉的な面があるというような意味合いの中で、高資本対策、つまり下水道料金が資本回収できないぐらいの収益しか上がらないと。商品が回収できないぐらいの収益性しかないというようなことで、総務省からの加算的、国からの繰り出しがあったり、あるいは下水道の集水方式で別の費用がかかるから、独立採算では間に合わないから総務省から資金の支援があるというような、そんな受けとめ方をすればいいのかなと思いながらも聞いとったわけなんですけども、そのあたりの説明をもう少ししていただければと思うんですが。

○熊田司委員長 下水道部次長。

○下水道部次長（松下修） 下水道部次長の松下でございます。よろしくお願いします。
もともと水道事業というのは、企業会計でせなならんというふうな義務化されておりました。

下水道については今、市町村によって選択できるような状態でございますけれども、ここ最近、地方自治体でも夕張市のようないろいろ大変なことで、特別会計とかあつこら辺でいろいろ大変なことになっておるんですけども、ちょうど平成19年に中期経営計画を下水道部のほうで策定しました。まず、そのときの条件としまして、県のほうは企業債の発行の同意条件とかで、中期経営計画の中に公営企業法の適用を反映させるようにという、そういうふうな指導もございました。それと総務省のほうも法適をしているところとしないところとの差別化を考えておるというふうなことで、交付税処置についてなんですけれども、そういう指示もございまして、企業会計を推進しておりました。そして総務省は企業会計移行のための補助といいますか、交付税での補助であったんですけども、2分の1の交付税を出して企業会計に移行するような措置を求めてきました。

下水道事業というのは最初、多額な資本が要って、供用開始してからぼちぼちと使用料

が入ってくるような事業でございまして、実際は先ほども言っておられましたように、企業会計、使用料で賄うというような事業には実際はそぐわないんでございますけれども、今でも国、県、国交省においても、やっぱり企業会計の移行を推進しております。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これまでの同僚委員の質問もそこに集約されとるわけですが、なじまない費用会計に何でせなあかんのやと。非常に何か欺瞞的なものであるというような印象を受けたわけですね。

当然、下水道料金で賄い切れない事業であると。福祉的な側面もあるんだから、特別会計としてやっていかざるを得ないのでないかというような趣旨だったかと思うんですが、この企業会計にすることによるメリット、結局は赤字補てんをしていくわけですから、その実態というのは企業会計の名にはなかなか赤字企業という、不採算企業というような印象になってしまうわけなんですけども、その点いかがでしょうか。

○熊田司委員長 下水道部次長。

○下水道部次長（松下修） 要は、国も県も企業会計にすることによって、今の自分らの使ってる事業の内容について、収益的収支とか資本的収支、それぞれ今の複式簿記とかを使って、結局、自分らの事業の将来性を分析しなさいというようなこともあって、当時この企業会計へ移行するに当たっても、今までの全部の設計書を拾い込んで資本的減価償却とかそういうふうなものを全部算定するのに1年以上を費やして、こういう資料を得て今の企業会計への移行となったわけでございます。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 事業や企業というのは利益を出すという究極目標を持ってくるとしたらですね、結局、料金を上げないとどうしようもないという話になってくるんじゃないんですか。これをつなげていくと。その点いかがですか。

○熊田司委員長 下水道部次長。

○下水道部次長（松下修） 料金の、どれぐらいに料金を持っていくかというようなことを決めるための資料としましても、やはり収益的収支、また資本的収支のほうもあるんですけど、ここら辺の資料をそろえながら、料金を決めていくための材料をそろえるため

の企業会計移行じゃないかと思っております。

それと、現在まだ接続率でいいますと、南あわじ市全体から見ますとまだ半分程度という状況の中で、料金の値上げというのはまだまだ難しいんじゃないかなと思っております。

それと、使用料収入だけでなしに、先ほど下水道課長も言っておりましたけれども、経費節減のための考え、それと今も調査しております統廃合、そういうことも兼ねそろえて最終的に金額は幾らかというふうに持っていかと、今の経営を持たすために今、料金を値上げするんやと、そういうふうな状況でやったら、ますます加入率も伸び悩むんじゃないかと思っております。

○熊田司委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 要は、料金値上げに誘導するような企業会計であつたらいかんということなんですよ。余りこの企業会計ばかりで補助金をもらっておるのはおかしいみたいなことになっていくとですね、そうするともうこれ利用料でしか見られなくなると思うんですね。そうした場合は、もうつないである限りはこれを払わなあかんわけですから、いやもうもないと、もう全部つないでから料金を上げると、手足を縛ってからお金を出せというような、こんなことにならんように経営の中身というのを考えていただきたいというふうに思います。

だから、そういう企業会計そのものの原則というのは、結局、企業というのは利益を追求するというような印象が強いのでね、公営企業というのはそうじゃないんだというようなことをちょっと説明していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○熊田司委員長 下水道部次長。

○下水道部次長（松下修） まさしく今、委員がおっしゃっていましたように、公営企業というのは利益を追求するのではなく、市民へのサービスをまず重点として置いてある企業でございます。

○熊田司委員長 ほかに質疑ございませんか。
印部委員。

○印部久信委員 この下水道事業というのは物すごいお金がかかっておるというように思うんですが、ちょっとこれ、参考も兼ねて聞きたいんですが、今の課長の説明ですと、今、下水の工事、事業の大体半分ぐらいができていているということなんですか。

○熊田司委員長 下水道課長。

○下水道課長（小谷雅信） 整備率で申しますと、23年の3月末で75.7パーセントというふうなことになってございます。

○熊田司委員長 印部委員。

○印部久信委員 この75、4分の3ですね、今までの下水に関する総事業費っちゅうのは幾らかかっとなるんですか。

○熊田司委員長 下水道課長。

○下水道課長（小谷雅信） 現在までに670億円。約670億円でございます。

○熊田司委員長 印部委員。

○印部久信委員 この670億円で起債の残が今のところ300億円、当初、起債発行額が340億円で現在、起債の残が300億円ということなんですが、最終的に事業費の総額がどれぐらいになるんですか。

○熊田司委員長 下水道課長。

○下水道課長（小谷雅信） 将来のことですのである程度前後するかとは思いますが、今現在の予測では、ちょっと先ほど言いかけました800億円程度かというふうに考えております。

○熊田司委員長 印部委員。

○印部久信委員 この800億円、先のことで多少の数字の変動があると思うんですが、この800億円のうち起債が結局幾ら発行するようになりますか。起債は幾ら出るようになりますか。

○熊田司委員長 企業経営課長。

○企業経営課長（江本晴己） 起債といいますと、最終37年に工事が終わるころの起

債ですか。今の試算の中では平成３９年に最大のピークを迎えまして、２３億円程度の元利償還金になりまして、起債トータルのほうは２３１億円程度になると思います、ここで。

○熊田司委員長 印部委員。

○印部久信委員 いやいや、今現在起債残が３００億円あるでしょ。結局この事業に対しての起債総額が、償還は別ですよ、８００億円の事業費のうち起債っちゃうのはどれぐらいの金額になるんですかと言っています。

○熊田司委員長 企業経営課長。

○企業経営課長（江本晴己） 起債は今残高、一番ピークでも２３年度が起債残高のピークでございまして、今からずっと右肩下がりに下がっていきます。

○熊田司委員長 印部委員。

○印部久信委員 私が言いよんのは、今現在６７０億円の事業費に対して３４０億円の当初の起債があったわけでしょ。何ぼ減ったんですか。この８００億円の総事業費が終わった時点のこの起債の総額というものは幾らになるんですか。今現在３４０億円の起債から、起債あったんでしょ。今減額して３００億円になってますけれども、起債っちゃうものはトータル的に何ぼになるんですかということ。８００億円の事業をしたときに。

○熊田司委員長 企業経営課長。

○企業経営課長（江本晴己） 現在試算しておりますのが、平成２８年度で２９５億円、そこまでの試算しております。

○熊田司委員長 印部委員。

○印部久信委員 残高じゃなしに、事業費に対して起債っちゃうのは何ぼ。今６７０億円で起債がいわゆる最初３４０億円あったんやから、あと１００億円か１５０億円ふえるんでしょ。それを聞きたい。

○熊田司委員長 もし計算が今から必要なのであれば。
企業経営課長。

○企業経営課長（江本晴己） 済みません、ちょっとお待ちいただけますか。後ほど報告させていただきます。

○熊田司委員長 印部委員。

○印部久信委員 委員長、それで結構です。

とにかく、今670億円の事業に対して340億円の起債を持って事業をやって、今も償還して今残っとんのが300億円ですから、それでええんですが、800億円の事業をしたときに起債が幾らになってる、天井が幾らでやったかということを聞いている。

それと、この今までの事業において繰入金は幾らトータルで入っとるんですか。この事業に対しての繰入金は。市の一般からも当然入っとるし、もろもろの繰入金の額っちゃうのは何ぼ入っとるんですか。

○熊田司委員長 企業経営課長。

○企業経営課長（江本晴己） 17年度、合併時からの金額、22年度までで77億2,049万1,000円となっております。

○熊田司委員長 印部委員。

○印部久信委員 そこでですね、これだけの大きな事業費を持ってやっておるんですね。ほんで、完成した暁には下水道利用料金だけでこれらの運営費とか起債の償還っちゃうことが、果たしてできていけるんかどうかっちゃうのを私どもは心配するんですけどね。その辺はどんなように下水道部では思っておりますか。

○熊田司委員長 下水道部長。

○下水道部長（道上光明） 今、100パーセントに整備も終わり、それから接続も100パーセントに達した場合なんですけれども、やはり使用料収入がこの維持管理費といういろいろあるんですけれども、その経費を今の約の試算をいたしましたところ、この使用料収入が維持管理経費を約8,000万円ほど上回るかなというところがございますけれども、これ農集、漁集、またコミプラのような小規模なこの施設におきましては、この維持管理費だけでは使用料収入は賄えない。

そういう中で、全体的に申しまして、使用料収入が維持管理費を上回る額は今の推定

で約二、三千万円ぐらいだなと思うのでございまして、まだまだそういうふうな借金ですとか公債費、戻すお金に関してはまだまだ続いていくものと思います。

○熊田司委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは部長、これ、しばらくの間、一般会計から毎年どれぐらいの繰り入れが必要なんですか。

○熊田司委員長 企業経営課長。

○企業経営課長（江本晴己） 一番ピークの平成38年で21億8,000万円ぐらいになると思います。

○熊田司委員長 印部委員。

○印部久信委員 いやいや、21億8,000万円、それは一般からの繰り入れがですか。一般からの繰り入れが。

○熊田司委員長 企業経営課長。

○企業経営課長（江本晴己） そうでございます。

○熊田司委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、毎年庁舎が1つ建つぐらいの繰り入れが要るわけですか。そういうように今、数字的に簡単にこれぐらい要りますと、要りますと言いましたけれども、果たしてこの財源の手当てっちゃうものができていけるんですか。

○熊田司委員長 企業経営課長。

○企業経営課長（江本晴己） まず、やはり下水道会計の健全化を進めていくにつけては、やはり使用料収入の増収が不可欠でございますが、先ほども次長が言いましたように、接続率が低い中で使用料改定をしようと言いましても、やはり増収効果は少なく、むしろ加入促進のほうに悪影響を及ぼすおそれがあると思います。二次中期経営計画の中では、平成27年から28年ぐらいには検討していく計画を挙げてはございますが、やはり社会情

勢とかを考慮して、適当な時期に適当で妥当な使用料の改定を検討していく予定にはして
ございます。

○熊田司委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ部長、すべての事業が完了して１００パーセントの接続になった
場合に、現在の利用料金でやったら幾らになるんですか。

○熊田司委員長 下水道部長。

○下水道部長（道上光明） これ、そのときにどれぐらい上げたらええかというのは。

○熊田司委員長 印部委員。

○印部久信委員 いやいや、現在の利用料金。

○熊田司委員長 下水道部長。

○下水道部長（道上光明） 試算は、内部のほうでは１０パーセント上げたらこれぐら
いになる、２０パーセント上げたらこれくらいになるというようなシミュレーションは起
こしてはおるんですけれども、まだ１０パーセント、２０パーセント程度ではまだまだ追
いつかないというのが現状で、今シミュレーションしております。

○熊田司委員長 印部委員。

○印部久信委員 先ほど言われましたように、ピークのときには一般会計から二十数億
円も繰り入れせんといかんやいう状況の中で、仮に１００パーセント接続して料金１０パ
ーセントぐらい上げて、この収支決算、賄いつくんですか。

○熊田司委員長 下水道部長。

○下水道部長（道上光明） 先ほどから申し上げましたように、その中の中期経営計画
をもちまして、公営企業、その他、今の現状、この公営企業の中味、市民の皆様にごうい
うふうな現状であるということを透明感をもってわかっていただいて、その中で今、使用
料収入を上げるために、独自のお金をいただくために、接続率、それから先ほど申した工

事の効率化、それからまた国の支援を受ける、高資本、そういうようなものをもっていた
だけのように、幾らかでも何とか進めたいように思っております。

○熊田司委員長 印部委員。

○印部久信委員 一般会計のほうでは250億円の予算の中で、もう執行部は絞るところはもうできるだけ絞り、人件費まで下げ、あらゆるところを削減して捻出しとるんですがね、さっきも言いましたように、二十数億円も単年度でそんなこと要るやいうようになってきたら、もうこっちで一生懸命、財政削減して改革しながらやりよんのが、まさに水泡に帰すような大きな金が一般会計から要るという事業をやとるんですね。将来大きな財政負担になると思うんですが、市長、この辺の兼ね合いは市長自身どんなように考えてますか。

○熊田司委員長 市長。

○市長（中田勝久） 先ほど来、担当課長なり部長、次長からも説明させていただいてますが、確かに私自身も中期経営計画も一部見させていただいてます。もう非常にこの会計の先行き、市民に対しての負担、当然、市の全体的な市政の財政の中の負担、大きいわけでございまして、先ほど来、担当部からお話ありましたとおり、今コミプラ、農集、漁集、それと公共下水があって、それも結構、旧町のときに計画した処理施設がそのままでございます。この辺をいち早く国のほうも大分、当時はかなりな支援をできるというような、私も町のときからかかわっていたものですから、そういうような各自治体に対してはそう大きな負担にはならんと。交付税なり後々の処置によって。ところが初めの仮に1つ三原町を取りましても、150億円まであれば全部整備ができるというような、この数字自身がもう既にかなりアップしてきております。全市になると。

ですから、そういう支援も初めの約束どおりはなかなかいってないと思うし、具体的にそんならどうしたらいいのかなという話が今も出ておりますが、先ほど部長も言ったように、早く私は公共下水の施設統合、また農集あたりでも近くにそういう統合ができるものがあれば、やはりそこに少しはお金はかかりますが、後々のランニングコストがやはり変わってきます。ここらを早急に国のほうに具体的に積極的に取り組んでいく。これも一つ早くしなきゃいかんと思います。

それから、やはり使用料、これは市民の方々に御無理を言わないと、今の使用料、加入に対しての一つの言えは逆になる部分もあるんですが、とって、そのままいくわけにもいきません。ですから必要なときにこの見直しもする。それには事前にかなり説明責任をしていかないと、急に勝手に上げる、これはもう絶対だめやと思いますので。その辺を今

申し上げた努力をすれば、ある程度の部分は改善できるのかなと。

しかし、いずれにしてもそう簡単な会計内容にはならない、収支バランスにはならないというふうには思っております。

○熊田司委員長 原口委員。

○原口育大委員 加入促進の際にですね、利用料、使用料というか、そこら辺を市民の方が入ったほうが得やと感じなあかんと思うんですけど、浄化槽の場合との比較というのはどういうふうになるんでしょう。

○熊田司委員長 下水道加入促進課長。

○下水道加入促進課長（喜田展弘） 推進の際に、まず、その家族構成とか形態の把握をしたりして、下水につないだ場合の使用料の計算、料金表を持って推進をしております。浄化槽の諸経費につきましても、1年間5万円とか6万円とかいう経費がかかってきますので、そこら辺の計算をしまして、最初工事費がかなり要りますが、ぜひともつないでくださいというふうな推進を行っております。

○熊田司委員長 原口委員。

○原口育大委員 個々のケースで割安かどうかいうのも違うかと思うんですけど、浄化槽の場合、法定検査とか定期検査みたいな形で、所管が違うんですけど、あつてですね、それ結構きちっと受けたらかなりの金額になると思うんですけど、通常で今言った金額あたりはですね、年間経費としてもうちちょっと詳しくわかりますか。きちっとした検査を受けてきちっとしたことをすれば幾らかかるかと。

○熊田司委員長 下水道部次長。

○下水道部次長（松下修） 例えば5人槽でございますと、年間、電気代、法定検査、保守点検等全部合計しますと6万5,000円ぐらいの計算になってきます。

下水道に例えばつないでいただきますと、日本の平均的なというのは月20トンで計算しておりますので、20トンの12カ月で3万1,490円という下水道料金となってますので、当初は接続等の設備投資が必要ですが、長い目で見ますと、今の料金体系でいきますと、6万5,000円に対して3万1,000円程度の金額で済むというようなことになっております。

○熊田司委員長 原口委員。

○原口育大委員 以前、検査のはがきみたいなのが浄化槽の家庭には来ると。ただ、それを無視しとっても何もペナルティーがないというふうなうわさが広がったことがあってですね、苦情も聞いたことがあるんですけど、そこら辺、部署は違うんですけど、仮に検査を受けて不合格になるとかいうことは通知されとると思うんです。ほんで市役所にも連絡が来とると思う。そういう関係部署との連携というか、そういう情報を持ってやはり推進とかの参考にせないかんと思うんですけど、そういう連携はできておりますか。

○熊田司委員長 下水道加入促進課長。

○下水道加入促進課長（喜田展弘） この浄化槽の検査に関しましては、浄化槽法第11条とかで1年に1回水質検査を受けなさいということになっております。それで県のほうの事業でございまして、水質検査の結果、不適正とかそういうふうな情報データに関しましては市のほうにも回ってきてございます。それを参考にしまして、そういった家庭訪問したり、そういうことは推進につなげております。

○熊田司委員長 原口委員。

○原口育大委員 もう1点、道路の舗装の復旧関係でちょっと参考に聞きたいんですけども、東日本の大震災で下水道も大きな被害を受けたと思うんですけど、そこら辺で現場からも派遣されたかと思うんですけど、何かこういう点が問題になりそうやとかですね、南あわじでどこが地震があった場合に、どういう部分が心配やというふうなことというのは何か得ていますか。

○熊田司委員長 下水道課長。

○下水道課長（小谷雅信） 管渠、管路のほうについては基準的には耐えられるというふうな構造になっておるというふうに理解はしておるんですけども、東日本の震災のように津波とかの対応になってきますと、当然何カ所かの処理場が浸水するという、その懸念は当然持っております。液状化とかそういったところについては、一部あるのかもわかりませんが、恐らく大抵のところではないのかなというふうな感触は持っております。

○熊田司委員長 原口委員。

○原口育大委員 そういう心配をされる点についてはシミュレーションというか何かされとると思うんで、そこら辺も備えておいていただかなあかんのかなというふうに思ってます。

あと工事全体がですね、財政の関係でかなりおくれとるような感じを受けるんですけども、今まで合併以降というか合併時でもいいんですけど、地元説明とかで大体この辺はいつごろまでにできますよと言うて、かなりおくれてると思うんですけど、最大でおくれてる年数というのは、今のとどこれぐらいのおくれが発生しとるんでしょうか。

○熊田司委員長 下水道課長。

○下水道課長（小谷雅信） 合併前の旧町時に説明させていただいておりまして、そのときからもうおくれてきたということで、合併時にまた改めて住民の皆様の説明させていただきました。それ以降5年、6年たちまして、全体的に申しますと、最大3年程度かなと。予定どおり説明させていただいたとおりの処理区もございますし、何年かおくれておる処理区もございます。

○熊田司委員長 原口委員。

○原口育大委員 私の周りでも市なら市でいうと、一番遅いところというのはまだ何年か先になるということで、もう新築するのにしようがないんで、待っとれんということで、新築したところもあるんですけども。地元としてですね、例えば消火栓とかが欲しいというときは、それぞれ補助金なりもらいながら設置すると思うんですけど、やはり道路を割る工事費が一番高いと思うんですけど、やはりそれにこうひっかけてできればその分は低減されるんかなと思うんですけども、そこら辺、かなりおくれていきよるということからするとですね、やはり地元がそういうニーズとかがあったら、そういうことも含めて対応したほうが地元にとってはありがたいと思うんですけども、我慢しとるからというたらちょっと語弊がありますけども、やっぱり消火栓に必要な分もあったりすると思うんですけど、そこら辺というのは下水道として何か、舗装の復旧工事に関係してですね、そういう地元要望とかいうことについては、ほかにもいろいろあると思うんですけど、どういうふうな処理をされておるか。

○熊田司委員長 下水道課長。

○下水道課長（小谷雅信） 処理区のそれぞれの整備計画っていうのも、町内で他の関

係機関と十分協力して情報の共有をしていくということの中で、地元でそういう要望があったときには、消火栓であれば担当課のほうと私どものほうの下水道課と十分協議をして、同時にできるのか、またあるいはもっと先に早急に消火栓は必要であるということであれば、担当課のほうで処理ができるというふうに考えております。

○熊田司委員長 ほかに質疑ございませんか。
長船委員。

○長船吉博委員 今、先ほど国保等についても低所得者、そういうふうな人たちの今後、税、また上下水道料金等々、かなり今後負担になってくると思うんですね。それで下水道の加入促進というふうなことでも、それもなかなか進まないのが現状かなというふうに思うんですけども、市長公室は、新しい庁舎をするには全室LEDにしようとか、それから、もしくは有機EL照明にしようとか、そういう省エネのことも考えておると思うんですね。

今、水洗トイレで物すごい節水型のトイレが出てきておるんですね。通常、仮に10年ほど前の水洗トイレと今の超節水型とはどのくらい違うか御存じでしょうか。

○熊田司委員長 下水道部次長。

○下水道部次長（松下修） 2、3年前の水洗トイレでは、12リットル程度の1回での大便のときの排水があったように聞いておりますが、今現在、テレビのコマーシャルとか聞きますと、4.3リットルとかいうふうなトイレも出てきております。そういうことによって水道の使用量というのは右肩上がりであったのが、ここ2、3年の間に上限が見えて今下がり始めた。ということは下水道料金にも響くかなというふうに思っております。

○熊田司委員長 長船委員。

○長船吉博委員 今言われるとおり、3分の1程度で済むと。当然、水道料金にもかかわってくるわけでございまして、それに变えるのにね、市長、やはりある程度、十数万円要るわけですね、変えるのに。そういうふうなことに今後一つ市の補助金なり、そういうふうなことも一つ考えていってあげればなというふうな思いもあるんですよ。どうでしょうか。

○熊田司委員長 市長。

○市長（中田勝久） そういう施策によって、加入率なりまたそういう加入された方が今後メリットが出てくる要素もあると思うんで、全体的なことで一遍検討はさせていただきます。

○熊田司委員長 長船委員。

○長船吉博委員 下水道部長、今、市長が前向きな答弁していただきました。やはり、こういう超節水型の水洗トイレがありますよっていう住民に知らせてあげる、また、そういう今後、将来的なことも踏まえた中での宣伝っていうか、そこらも一つ考えてやってもえんかなという、将来を見据えた中でですけども、いかがでしょうか。

○熊田司委員長 下水道部長。

○下水道部長（道上光明） 今、頑張って加入促進する中で、いろんな方策を今何がええか、何がええか、これ以上のものは何がええかと考えてちょっとやっておるんですけども、それも今、一つの方法だと思いますので、こちらでも検討させていただいて、そういうふうな方向に持っていきたいと思います。

○熊田司委員長 長船委員。

○長船吉博委員 検討じゃなしに、体当たりして実行していただくようにお願いして終わるときです。

○熊田司委員長 ほかに質疑ございませんか。
企業経営課長。

○企業経営課長（江本晴己） 先ほどの印部委員の質問の中、企業債の発行総数ですが、平成３７年で４７０億円前後になると思います。

○熊田司委員長 質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○熊田司委員長 ございませんので、質疑を終結いたします。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○熊田司委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第15号、平成22年度南あわじ市下水道事業会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○熊田司委員長 挙手多数であります。

よって、認定第15号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

それでは、ここで暫時休憩を取りたいと思います。

再開は13時とさせていただきます。

(休憩 午前11時58分)

(再開 午後 1時00分)

○熊田司委員長 それでは、再開をいたします。

午前中に引き続き、決算審査特別委員会を開催します。

8. 認定第16号 平成22年度南あわじ市農業共済事業会計決算の認定について

○熊田司委員長 認定第16号、平成22年度南あわじ市農業共済事業会計決算の認定についてを議題とします。決算書は別冊となっております。

これより質疑を行います。

印部委員。

○印部久信委員 決算書について聞くとところは別にはないんですが、この26ページの水稲共済損害防止事業費助成金189万円とあるわけですが、これはこの水稲共済の損害防止事業というのは具体的にどんなことをやっておるんですか。

○熊田司委員長 農業共済課長。

○農業共済課長(宮崎須次) 農業共済課、宮崎でございます。どうぞよろしくお願い

いたします。

ただいまの質問でございますが、水稻共済損害防止事業と申しますのは、捕獲穴のおりを助成している形でございます。

○熊田司委員長 印部委員。

○印部久信委員 これはいわゆる以前、水稻の損害防止に農薬配布とかそういうようなたぐいのことがあったかと思うんですが、もう最近はそういうような農薬配布とかという損害防止事業はなくなっとるんですか。

○熊田司委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） 現在のところはございません。

○熊田司委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○熊田司委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○熊田司委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第16号、平成22年度南あわじ市農業共済事業会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

○熊田司委員長 挙手多数です。

よって、認定第16号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

9. 認定第7号 平成22年度南あわじ市慶野松原海水浴場特別会計決算の認定について

○熊田司委員長 次に、認定第7号、平成22年度南あわじ市慶野松原海水浴場特別会

計決算の認定についてを議題とします。ページは148ページから160ページまでです。
これより質疑を行います。

谷口委員。

○谷口博文委員 この海水浴場のことについてお尋ねするわけですが、歳入歳出差し引き残額が390万円何がしの収支、いうたら要はもうけとんねんけんど、この辺のこの390万円何がしの金っちゅうのはどこへいかれとるのですか。

○熊田司委員長 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（北川満夫） 国民宿舎の北川です。よろしくお願いします。
今の繰り越ししてくる390万円程度の金については、特別会計で会計課の中で残っております。

○熊田司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これ支配人、毎年、駐車料金であつたり、キャンプ場のさまざまな収益で金もうけとるわけですね。ほんで、この近年の海水浴客の入れ込みが、私自身の認識としては、減少の傾向にあんねんけど、収支的にはもうけとるということだけど、実際の夏場の海水浴客の入れ込み数は、支配人の感覚としてどうですか。

○熊田司委員長 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（北川満夫） 昨年につきましては、利用者も多かったわけですけど、海水浴場というのは特に天気が問題でございまして、去年のようにずっと晴天が続いたと、営業ができたということになると、駐車場収入とか利用収入が上がってくる。雨が多いときでしたら全く収入がない日もありますんで、そういう関係が多く関与していると思っております。

○熊田司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 支配人が来られてからね、結構、海水浴客の声を私もちよっと西淡のおふろ場なんかでよう聞くんやけど、結構まあまあ海がきれいとか、かなりまあまあごみに関してはかなり清掃していただいておりますわ。

そこで、私自身はやはりこの南あわじ市の観光の、夏場の入れ込みの増を図るためには、

海水浴場の、もっとうる来られる方が快適に、帰っていただくには、ある程度整備をしてあげてほしいと思うんやね。それで、この例えばこの３９０万円何がしを海水浴場の上にもっとうる休憩所というか、さまざまなことをしてあげてですよ、海水浴客が市内への海水浴場に、多数お越しになるような何かある程度の整備をしてほしいと思うねんけどよ、支配人、この辺どうですか。

○熊田司委員長 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（北川満夫） 海水浴場の整備、資金的な投資につきましては私の範疇ではございませんけど、海水浴場の特会の中で３００万円が残っとるということになりますと、その中である程度の整備をできるかと思います。

○熊田司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私はね、やはりシャワー室であつたりとかトイレであつたりとか、それと海でちょっとうる泳いで来たらこうあれするやうなところをもっとふやしたるとかやな、何かこうして、市内に来る人、とにかく自然の景観がええいうことで来てくれよんねんさかい、その自然の景観をよりよくするために、今後、そういうものがほんまにこの須磨の海水浴場でもかなり２７万人ぐらい年間、阪神間から来よると。ほんなら慶野海岸は、また多賀の浜なんかやったら、もう芝生を張ってきれいにすることによって若干そういうふうな海水浴客の利用があると。ほんなら慶野はね、私はほんま南あわじ市の誇るべき海水浴場やと思っとるわけですよ。ほんなら、あそこはこう慶野観光の方々にお聞きをしても、やはりこう入れ込みが若干減つとるというようなことが、よく、ことしなんかでも慶野観光の方からそういうお声も聞いとんねやね。

 ほんで、もうちょっとうる何か来るやうな施策っちゅうのが出らんもんかと思うんやけど、支配人、どないしたら来てくれるやうな支配人思いがありますか。これ支配人に聞くか、だれに、市長にはあとで聞こうと思とうねんけど、支配人とりあえずよ。

○熊田司委員長 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（北川満夫） 慶野松原については古津路のさくから、駐車場側から北の慶野側については、文化財と防風保安林、２つの規制がかかっております。それで昭和６０年ごろに一たんあの中を整理しまして、遊歩道もつくっておりますけど、便所もあの中に３カ所あるんです。そやけど、もうキャンプ客がそこまで入らなくなってますので、あの便所も全く無駄な建物になっております。そういうことで、そこを何とか利用する方

法を考えなければ、結局、松原荘の前の海岸だけではどうにもならないと思っております。

○熊田司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 支配人、とにかくこの390万円何がしの利益を得とんねんけど、一方ね、よく聞く分が700円の駐車料金が低いというような声も耳にするわけです。ほんなら、これをやっぱり軽減したるっちゅうのも利用者がふえる可能性もあるだろうしよ、ほんで、もうけとんのんだったらもうけとんでそこへ投資をしてほしいと思うねんけど、市長、どうですか。

○熊田司委員長 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（北川満夫） 特会の金ですので、当然残っとる分については処分は特会の中でできると思います。

○熊田司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ということは、支配人の権限で309万円何がしを、慶野海岸なり阿万の海水浴場に使うっちゅうのは権限にあるのけ。

○熊田司委員長 市長。

○市長（中田勝久） あその駐車場に関係する収入やというふうには私は認識しとんで、あの地域の人がこれをいわばそういう事業をしてくれてるということで、私が今、支配人に聞いたんは、そういうところで利益上げたお金やから、そういう人たちの意見も聞かないかなのかなというふうに思ったんですけど、今聞くと、特会ですので、執行者側でできるということでございます。

最近ほとんど行ってないんですが、2年ほど前まではよくあそこ、ちょうどウオーキングするのにええんで、よう行ってたら、やっぱしええ時期にはキャンプの若い人が来るんですね。そやからあの辺をね、もう少し何か魅力のあるものを取り入れて、そして来ていただくのがにぎわいにもなるし、またにぎわいができれば人が寄ってくるし、そやからそういうところで何かまたお知恵をかしてもうて、一度検討はしたいなと思います。

○熊田司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 支配人ね、あそこジェットスキーはかなりしに来よんのよ。ジェットスキーよ。あの辺をこうジェットスキーの方がずっと海岸までレールをしたとかやな、ほんで、かわら工場のつぶれたところの倉庫を保管場所に、あれ毎年引っ張ってって毎日のように来よんねんの。ほんなら空き倉庫というか、もうそれを貸し艇庫というかジェットスキーの保管場所で金を取ってでも、銭もうけさしたろかいうようなことは、私ちょうど消防の一番最初にジェットスキーを、南あわじ市でやりたいねんという相談が来たときによ、全面的に協力しよう、私はある程度自負しとんのは、ジェットスキーの大会っちゅうのは私がある程度全面的に協力したという一つのステップになっとなというような私も自負を持っとなわけですわ。ほんでそのときにジェットスキーがあちこちで締め出しをくるとると。そやけど、上げおろしするだけでも3,000円、5,000円取れんのよの。船のよ。

だから、何かそんなようなことをして、夏場のヤングビーチとはいわんねんけど、そういうふうな施設整備も、今後考えていただいて、とにかく年中を通じてああいう海水浴場に人が訪れてくれるような何かもしてほしいし、なおかつやっぱり自然というかそういうふうな当然、松くい対策であったり景観、やはりそういうこともしっかりとやっていただいて、ビーチバレーもしておるし、あの辺特徴あるところなので、この390万円の何がしっちゅうのを支配人、どんどんどんどん要望してもうて、海水浴客が来ていただくようなことにある程度投資をしていただきたいという思いがありますんで、それだけ言うて終わりますわ。

○熊田司委員長 ほかに質疑ございませんか。

出田副委員長。

○出田裕重副委員長 谷口委員の許可も得られないかんですけれども、数年前に私もライフセーバーを置けらんかということで、一般質問でも取り上げさせていただきました。当時、神戸の須磨海岸とかの関係者の人に話を聞くと、もうぶっちゃけ言いますけども、1日2万円ぐらいあれば、淡路島の中でそういう免許を持ってる人、ほんで土日だけでも常駐できるような人もいなかったんで、須磨から来たら1日2万円は要りますけども、呼ばれば行きますよというような声も聞いてたんですけども。なぜこういうことを言うかという、谷口委員、先ほどからかなり熱く語っておられますけども、私もこのライフセーバーがおる海水浴場っていうのは、一つのやっぱりステータスみたいにやっぱり見られてみたいで、やっぱりそういうところも含めて、今後の検討にぜひ忘れらんように頭の中に置いといていただきたいなと思うんですけども、いかがですか。

○熊田司委員長 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（北川満夫） ライフセーバー自体は雇用しておりませんが、監視員として、必ず上で監視しとるということがわかるという状況をつくっておけというふうなことは指示しております。

それと、ジェットスキーにつきましては、８月は兵庫県条例の中で海水浴場には遊泳区域を設定し絶対入らさないということを告示しておりますので、海水浴場開設期間以外については、ジェットスキーの方がおろすことについても何ら差し支えありません。

○熊田司委員長 出田副委員長。

○出田裕重副委員長 もうこれ以上は言いませんけども、ああいうライフセーバーが常駐されてる海水浴場、僕も見に行ったこともあるんですけども、非常に夏の雰囲気というか周辺の雰囲気の中に溶け込んで、なおかつ皆さんの命を完璧には守ってくれないですけども、安心感も与えてくれるような、都会からどんどんいろんな情報もいろんな人脈も引っ張ってきてくれるのかなというような淡い期待も持って考えてますので、また御検討ください。

○熊田司委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○熊田司委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○熊田司委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第７号、平成２２年度南あわじ市慶野松原海水浴場特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

○熊田司委員長 挙手多数です。

よって、認定第７号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

10. 認定第8号 平成22年度南あわじ市土地開発事業特別会計決算の認定について

○熊田司委員長 次に、認定第8号、平成22年度南あわじ市土地開発事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。ページは161ページから182ページまでです。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○熊田司委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○熊田司委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
認定第8号、平成22年度南あわじ市土地開発事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○熊田司委員長 挙手多数です。
よって、認定第8号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

11. 認定第17号 平成22年度南あわじ市国民宿舎事業会計決算の認定について

○熊田司委員長 次に、認定第17号、平成22年度南あわじ市国民宿舎事業会計決算の認定についてを議題とします。決算書は別冊となっております。
これより質疑を行います。
谷口委員。

○谷口博文委員 この収支を見とったら、22年度は2,300万円何がしの損失になっとんねんけど、これの原因について支配人、支配人はもうね、確かによくやっていただいとんねん。ほんであなたが行ったら松原の経営黒字に改善すると私は大きな期待を持っとんねんけど、この22年度のこの差し引き損失2,300万円何がしちゅうのは、どういう理由が考えられますか。

○熊田司委員長 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（北川満夫） 付属資料の一番しまいのページを見ていただいたらよくわかるかと思うんですけど、18年から22年度の宿泊者数と休憩、会議等の利用人数を掲げております。当然、19年ぐらいからずっと右肩下がりになってきております。その影響が特に出たのが、平成22年度だったと思います。

それで、よく見ていただきたいのが、平成22年度の宿泊についてですけど、これの9月段階では全くこれ、調子の悪い状況でした。それである程度固定した宿泊を取るために3月、12月の学生のアルバイトを獲得するよう営業を10月ごろからさせたわけですけど、3月、12月でほんとを言えば去年の1万5,579ぐらいの予定でしたが、2月に200人程度のキャンセルがありましたので、それを入れておりましたら大体、前年度並みを確保するかと思うように思っておりました。

しかしながら、休憩についてはもう全然ふえることはありません。今のところ。宴会の取り方がどうのこうのいうのでなしに、個人単価、消費単価も多分下がっておると思います。

それと、まだことしのほうが極端にまだ悪いような状況です。いろいろ考えてみるんですけど、トータルしてこの人員体制では3億円の売り上げが、国民宿舎だけで3億円の売り上げがなかったら損益分岐が図られないと。それで月単位でしたら2,400万円ぐらいの平均でいかんと、損益分岐で減価償却まで含めてとんとんというところにはいかないと確信しております。そういうことで、今からのことしについてのほうがまだ心配な面を持っております。

○熊田司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これ支配人、ちょっと耳の痛い話すんねんけどよ、先般、国民宿舎慶野松原荘で食中毒ということで3日間ほどの営業停止をしたと。ほんでその食材に出したのがヒラメがある程度、確たる、どうかわからんねんけど、ヒラメが原因でなかろうかというような話がされとったと思うんです。

ほんでね、私はもうてっきり地産地消ということではないんやけど、やはり地元のヒラメの養殖業者からのやつを購入しとんのかと思ったら、ルートいうかちょうど私自身あれしとったら、違う水産会社やけど、メイドインチャイナじゃないけど韓国からのやつが来て、韓国産のヒラメを慶野松原荘で食わせて、私はもうそういうことをちょっと耳にしたときにね、やはり食材の提供ちゅうことは、観光客もそうやけど、やはり来たときには、やっぱり地元のそういうふうなやつを消費してあげるっちゅうのが、これはコスト、コス

トいうて経営改善を図るべくコスト意識ばっかし持ってきて、食うもんをやはり手抜きにしたら、食事に来られる方も宿泊客も減少するっていうのは私は当たり前や思うねん。

ほんで、サービスのことを、もう当然、笑顔にまさるサービスなしいうような言葉があるし、接客も重々大切なんやけど、やっぱり食材っちゅうのは、やっぱり地産地消型でやっていただきたいというような思いがあるわけですが、支配人、そのあたりはどうですか。

○熊田司委員長 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（北川満夫） 食材については地産地消をするということで、米についてはあわじ島農協の伊加利米のコシヒカリを見積もりしてますし、多分、隣でしているヒラメの業者のことだと思うんですけど、ヒラメのあのヒラメはほとんどが生活協同組合名指し、神戸の生活協同組合のところへ入っておりました。うちは入れた時期もあるんですけど、どういうわけか、そういう今のところへ。それで、もう一つのヒラメはほとんどは福良の養殖、福良のヒラメ養殖している業者がおります。そこからほとんど入ったんですけど、そのとき使う具材としての個体が小さ過ぎると、身の歩どまりが悪いということで、福良の水産会社から別の水産会社から購入して、約30キロほどだと思います。そういうことで、調理師もコストというものを考えて調理法も簡単なほうを取りますんで、そのときはそっから入ったとは全然私も思ってませんでした。いつもヒラメの養殖しとる福良の水産会社のほうから入ってると思ってました。

○熊田司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 支配人はほんまようやってくれるというのは僕はようわかんねん。ほんでね、これ支配人よ、将来的に、これ、これはもう支配人に聞くでなしに、市長にお尋ねをするわけですが、将来的に松原荘なんかも指定管理の方向でいこうというような計画はあるんですか、ないんですか。

○熊田司委員長 市長。

○市長（中田勝久） 今のところ順調にこれまで来てたんですが、やはり昨今の状況を見ると非常に厳しい面もあると。ですから、一つの考え方としては、指定管理も考えていかないかん時期もあるのかなと。これはあそこだけでなしに、総体的な市の方針としてはそういう方向性を持っておりますんで。これはすぐ来年というわけではなくして、そういう考えも持たないかんのかなと思ってます。

○熊田司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 支配人ね、あそこのほんま露天ぶろから見るあの慶野の夕日がすばらしいというような宿泊客からのお声も聞くわけですね。ほんで、私もちょっとたまに利用させてもらうねんけど、ちょっと若干こうやっぱりこうリフォームっちゅうか、浴槽へ行くようなアプローチのところ辺なんかのああいいうカーペットであったり、壁画であったりとかいうようなリフォームもすべきや思うねんけど、その辺は支配人、どういうようなお考えですか。

○熊田司委員長 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（北川満夫） 予算のときに説明したかどうか分からないんですけど、ことしは資本的支出の中で約5,000万円ほど修繕費等を組んでます。その中でどこで使えるのか決まっとるのは、エレベーターの改修、耐震エレベーター、それと耐震用のエレベーターで開く、地震が起こったとき次の階でまでとまるようにするプログラム変更とか、剥離したところの修繕、それに防水、この前の雨でも4カ所ぐらい雨漏りがしてますんで、防水を、3階屋上の防水、それと2階の食堂の上の防水、それらを挙げております。そのほか、ふろについてもボイラーの熱交換器がどうも詰まって温度が上がらないという、温泉の性質上、そういう性質の温泉ですので、そこらを改善していきたいのと、その予算の中でやっていきたいと思ってます。

○熊田司委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 あそこのおふろもな、ほんまにこう伊加利温泉ちゅうか、あっこから来よるさかいほんまええんよの、支配人。ほんで、源泉がやっぱりええんだと思うし、あの辺も売りや思うしな、やっぱり観光客ちゅうのは、やっぱり温泉であったりとかおいしいもんであったりとかいうことなので、支配人、今後とも頑張って、これは南あわじ市のほんま観光の一つの宿泊施設としての地形的にもええところやさかい、支配人、頑張ってやってください。終わります。

○熊田司委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○熊田司委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○熊田司委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
認定第17号、平成22年度南あわじ市国民宿舎事業会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○熊田司委員長 挙手多数です。
よって、認定第17号は原案のとおり認定すべきものと決しました。
以上で、本特別委員会に付託されました案件の審査はすべて終了しました。
お諮りいたします。
9月27日の本会議における委員会審査報告について、どのようにしたらいいでしょうか。

(「委員長、副委員長に一任」の声あり)

○出田裕重委員長 それでは、委員長、副委員長に一任ということですので、そのように取り計らいをさせていただきます。
なお、委員会審査報告については、昨年と同様に、本特別委員会は議会選出の監査委員を除く全議員で設置しておりますので、質疑と答弁についての報告とせず、委員会審議において出された主な意見、提言等について、取りまとめて報告を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○熊田司委員長 異議がございませんので、委員会審議において出された主な意見、提言等についての報告とします。
これをもって、決算審査特別委員会を閉会いたします。
最後に副委員長よりあいさつをお願いします。

○出田裕重副委員長 4日間、委員の皆様、執行部の皆様、お疲れさまでした。

以上で、決算審査特別委員会を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

○熊田司委員長 ありがとうございました。

(閉会 午後 1時30分)

委員会条例第 30 条の規定により、ここに署名する。

平成 23 年 9 月 15 日

南あわじ市議会決算審査特別委員会

委員長 熊 田 司